

特許法等関係法令に基づく手続等の  
利便性向上及び制度・運用改善に向けた  
調査研究報告書

令和7年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



## 要 約

### 背景

特許法等関係法令に定める手続や形式的要件は、他の行政分野における手続法と同様に手続者の権利義務を実現するために求められるとともに、発明の円滑な公開や審査・運用の実施のために様々な案件を一定の根拠に基づく統一的な取扱いに寄与するものである。

形式的要件を満たさない書類等が補正されない場合には手続却下などの行政処分がなされるが、公開の代償として独占権を取得する特許制度の目的や産業振興の観点からも、偉大な発明が軽微なミスのために日の目を見ることなく埋もれたり、発明者が正当な利益を享受できなかつたりする事態を回避する必要もある。

このような課題も念頭に手続者のニーズに応えるべく、これまで各種救済措置や手続者のニーズに応える累次の制度改正を実施してきている。

### 目的

今後も特許制度の目的に従い、産業の発展に寄与するような発明の利用促進のため、効果的・効率的な手続制度について模索していくべきと考えられるところ、これまで実施してきた施策や手続制度改正・運用改善の効果確認を実施するとともに、今後の検討予定の手続制度に関する意見等を収集し、改善や企画に反映していくことを目指す。



### 公開情報調査

申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現に向けた検討、ePCT活用の可能性などPCT国際出願手続に関する検討、手続の利便性向上・簡素化に向けて近年導入された施策効果の確認や今後導入・改善が必要な措置の検討に資する情報を調査し整理。

- ・ 2020年から2024年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、事例集、データベース情報及びインターネット情報等を対象

### アンケート調査

産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集し、個別の制度活用状況や制度利用者における制度改正ニーズを把握。

- ・ 2018年から2022年までに制度を利用した代理人事務所及び社内弁理士等を活用した企業（以下「代理人事務所等」という。）500社を対象
- ・ 書面送付・郵送若しくはメール添付、FAX等による回収 回収数273社（54.6%）

### **国内ヒアリング調査**

今回調査対象としている制度等の活用・運用状況や改善ニーズについて詳しく聞き取るほか、制度・運用面の見直しに関する意見交換を行った。

国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ、権利移転等における印鑑登録証等の取扱い、電子特殊申請、ePCT で利用可能な納付方法と署名方法等についてのご意見・ご要望を把握。

- ・ アンケート調査回答者（企業及び代理人事務所）より 20 者選出
- ・ 対面及びオンラインにより聞き取りを実施

### **有識者との意見交換**

調査結果を踏まえ今後の手続制度の見直しに関する意見聴取を実施した。

- ・ 委員長：鬼頭雅弘氏（名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 教授）
- ・ 委員：市川ルミ氏（弁理士法人 ATEN）、加藤勇人氏（NOK 株式会社）、木下昌威氏（日本発條株式会社）、木村千恵子氏（富士電機株式会社）、佐藤由薫氏（キヤノン株式会社）、吉田正義氏（弁理士法人ドライト国際特許事務所）



### **調査結果の分析・取りまとめ**

手続制度改正・運用改善の効果について多数の企業等からの意見を集約することができた。具体的には、制度に対する認知や定着度を踏まえた制度見直しの検討を継続していくこと、制度見直しの得失を十分に説明しつつ実施に向けた準備を進展させること、制度に対する認知度を高める周知や経過措置の最適な設定することを念頭に具体策を講じていくこと等が議論された。

これらの結果を受け、さらなる検討を行い、手続制度面の質的な向上を目指していくことが求められる。

これらの結果を受け、さらなる検討を行い、続けて手続制度面の質的な向上を目指していくことが求められる。

## I . 調査研究内容

調査研究内容としては、公開情報調査、アンケート調査、ヒアリング調査、有識者との意見交換を行い、調査結果の分析・取りまとめを行うこととした。

### 1 . 公開情報調査

2020年から2024年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、事例集、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究に関する文献・情報（米国、独国、英国、韓国等の海外文献・情報を含む。）を調査、整理及び分析を行った。

具体的な内容として、申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現に向けた検討、ePCT活用の可能性などPCT国際出願手続に関する検討、手続の利便性向上・簡素化に向けて近年導入された施策効果の確認や今後導入・改善が必要な措置の検討に資する情報等を対象とした。

結果について「アンケート調査」、「国内ヒアリング調査」、「調査結果の分析・取りまとめ」のための基礎情報として活用した。

#### (1) 手続の利便性向上・簡素化に向けて今後導入・改善が必要な措置の検討

##### (i) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用

日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しを検討する際の参考情報として、日本の国内優先権制度と趣旨又は効果が類似する外国の制度について整理・比較を行った。調査結果の概要は図表1に示されるとおりである。

図表 1 各国の類似制度比較

国	制度	先の出願		後の出願
		公開	取下げ/ 放棄擬制	時期的要件
日本	国内優先権	なし	出願から 1年4月	12月
米国	一部継続出願 (CIP)	あり	特に規定なし	親出願の係属中

	仮出願	なし	仮出願から 12月後	12月
欧州	優先権	特に規定なし	特に規定なし	12月 ※優先権主張は後の出願時又は最先の優先日から16月以内
英国	国内優先権	特に規定なし	特に規定なし	12月 ※優先権主張は後の出願と同時
フランス	国内優先権	あり	特に規定なし	12月 ※優先権主張は後の出願時又は最先の優先日から16月以内
ロシア	国内優先権	特に規定なし	後の出願時 ※後の出願が国際出願である場合は適用されない	12月 ※優先権主張は後の出願と同時
中国	国内優先権	特に規定なし	後の出願時	12月 ※優先権主張は後の出願と同時
韓国	国内優先権	なし	出願から 1年3月	12月 ※優先権主張は後の出願と同時
ドイツ	国内優先権	特に規定なし	優先権主張時	12月 ※優先権主張は後の出願から 2月以内

(2) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する検討

PCT に基づく国際出願に係る手続においては、国際出願願書や国際予備審査請求書等は従来からインターネット出願ソフトによりオンラインで提出可能であったが、2024 年 1 月以降、これまでオンラインで提出できなかった手続についても、インターネット出願ソフトの新たな機能により PDF で提出することが可能となっている。

ePCT とは、国際事務局 (IB) が提供する、出願人と各官庁の国際出願に関する手続をインターネット上で行い、出願進行状況をリアルタイムで照会できるポータルサイトである。PCT 公開言語の全 10 言語で利用可能である。

ePCT が利用可能な受理官庁としては、70 以上の各国官庁が該当 (2024 年時点、日本国特許庁は出願受入れ未対応)。

日本国特許庁では、国際出願手数料等支援措置を講じており、手続の簡素化も進められている。

(3) 特許 (登録) 料の納付等の制度や手続について

米国、独国、英国及び韓国について、特許 (登録) 料の納付、追納制度、及び回復制度について調査した。調査結果の概要は図表 2 に示されるとおりである。

図表 2 各国の特許 (登録料) の納付等の制度・手続比較

調査項目	特許料等の納付	追納制度		回復権者
	納付書の提出	追納制度の有無	追納に伴う割増登録料の要否	
米国	必要と推定 (37 CFR 第 1.366 条 (c)、商標規則第 2.183 条 (a) (b))	あり (35 U.S.C 第 41 条 (b)、37 CFR 第 1.362 条、商標法第 9 条)	必要 (35 U.S.C. 第 41 条 (b) (2)、37 CFR 第 1.362 条、商標法第 9 条)	特許は出願人 (譲受人を含む)、及び法定代理人等 (USPTO のウェブサイト)
				商標は出願人に限定 (商標規則第 2.66 条 (a))
独国	必要と推定 (特許法第 17 条、意匠法第 28 条)	あり (特許費用法第 7 条)	必要 (特許費用法第 7 条)	何人も可能 (特許法第 123 条、意匠法第 23 条 (3)、商標法第 91 条)

	(1)、商標法第47条(2)、DPMA ウェブサイト)			
英国	必要 (特許規則第36条(3)(4)、意匠規則第12条、商標規則第43条)	あり (特許法第25条(4)、第28条(3)(b)、意匠法第8条(4)、商標規則第36条(4))	必要 (特許法第25条(4)、第28条(3)(b)、意匠法第8条(4)、商標規則第36条(4))	特許及び意匠は、権利者であった者又は当該権利が効力を失わなければ受ける権原を有したはずであった他の者に限定 (特許法第28条(2)、及び意匠法第8A条(2))
				商標は少なくとも商標権者以外の者が可能であり、何人も可能である可能性あり (商標回復申請書)
韓国	必要と推定 (特許法施行規則第55条の2、意匠法施行規則第64条、及び商標法施行規則第54条)	特許及び意匠はあり (特許法第81条及び意匠法第83条)	必要 (特許法第81条及び意匠法第83条)	特許及び意匠は、権利者 (特許法第81条の3第3項、意匠法第84条3項)
		商標に追納制度はないが、分割納付制度及び請求による延長制度あり (商標法第72条、第74条)		商標は出願人、存続期間更新出願の出願人、又は商標権者 (商標法第77条)

#### (4) その他の制度や手続（公的証明書、印鑑証明書の取扱い）について

行政の各種手続における、公的証明書や印鑑証明書の取扱いについて情報を収集した。以下のデジタル庁の取りまとめ（オンライン化を実施する行政手続の一覧等）に見られるように、電子化や情報連携を行うことで、証明書類の添付を省略する動きが、各分野の行政手続において進められている。

図表 3 証明書類の添付省略を図る行政手続の例

■ 登記事項証明書の添付省略

- ・ 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（法務省）
- ・ 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続（各省）  
例：供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（法務省）  
例：食品衛生営業許可申請等（厚生労働省、デジタル庁）  
例：農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（農林水産省）  
例：建設関連業者の登録申請における利便性向上（国土交通省）

■ 戸籍謄本等の添付省略（法務省）

■ 住民票の写し等の添付省略

- 例：電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（総務省）

特許庁においても、手続のオンライン化など効率化に向けて取り組んできている中、手続の更なる効率化に向け、印鑑証明の提出を省略できる可能性も検討すべく、基礎情報として実印と印鑑証明書が求められる手続について情報を収集した。

実印と印鑑証明書が求められる手続のうち、「会社設立」、「法人の役員変更」、「遺産相続」、「公正証書の作成」の一部の手続において、印鑑証明書の提出が不要になっている。

## 2. アンケート調査

以下に示す調査概要のとおり、アンケート調査を実施した。

図表 4 調査概要

調査目的	産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集するとともに、以下に示す調査項目を中心に個別状況を把握すること
調査対象	代理人事務所及び企業等 500 者
調査方法	調査票を郵送にて配布し、郵送にて回収
実施時期	2024 年 6 月 28 日（発送日）から 7 月 19 日
調査時点	2024 年 4 月 1 日 （※一部回答時点を別途指定している設問も有）
発送数	500 者
回収数	273 者
回収率	54.6%
調査票	A4 版 14 ページ 記名式 全 33 問（枝問を除く）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 貴社又は貴事務所の概要について</li><li>2. 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について</li><li>3. ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する制度について</li><li>4. ePCT の導入について</li><li>5. PCT 出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置について</li><li>6. 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用について</li><li>7. 分割出願制度（特許法第 44 条）について</li><li>8. 特許庁における、受付・方式・登録業務ほかに関するサービスの水準・品質について</li><li>9. 上記以外の制度改正等に関する要望や問題提起について</li><li>10. 回答者情報について</li></ol>

### 3. ヒアリング調査

産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集するため、2018年から2022年に制度を利用した代理人事務所、社内弁理士等を活用した企業等に対してヒアリング調査を実施した。

アンケート調査の結果を更に深掘りすることを目的に、ヒアリング対象候補30者を選定し、調査協力に応諾した20者に対して調査を実施した。概要は以下のとおり。

図表 5 調査結果概要

国内優先権制度について	<p>制度活用のメリットとしては、出願日を早期に確保しつつ、改良部分を追加した後の出願をすることができる点を挙げる声が多かった。特に、発明が開発に時間がかかる技術分野であったり、出願人が技術の対外発信を急ぐベンチャー企業であったりする場合、その制度活用のメリットが大きいとの声があった。他方、デメリットとしては、実施例を後の出願の明細書に加えたことにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願に係る技術的事項の範囲を超えることとなり、その超えた部分については優先権効果が認められなくなる可能性があることに対する懸念の声が多かった。</p> <p>国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリットは、先の出願と後の出願とを合わせて権利範囲を検討できることや、後の出願で優先権の効果が認められず拒絶となった場合でも先の出願で権利化が図れることを挙げる声が多かった。他方、デメリットについては、先の出願が公開されてしまうことへの懸念の声が複数挙がっていた。</p> <p>先の出願が公開されることや特許法第39条に基づく拒絶理由通知の増加への懸念の声がある一方、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止することに大きな問題は生じないとの意見も少なくはなかった。</p>
権利移転等における印鑑登録証等の取扱について	<p>権利移転や名義変更等の際に国内在住者に対して印鑑登録証明の提出を必須としない場合、偽造リスクへの懸念等の意見も一部存在した一方、手続が簡素化されて良い等の意見も多く得られた。</p>

	<p>印鑑登録証明の提出を省略するための確認の宣言をする者を、代理人がいる場合は代理人、本人手続者の場合には本人宣誓、合理的疑義がある場合にのみ特許庁から提出指令を行う運用とする場合、本人による宣誓の意義への疑問もあった一方、手続が簡素化されて良い等の意見が得られた。</p>
<p>電子特殊申請の利用・出願ソフトの利用について</p>	<p>電子特殊申請について、肯定的な意見に加え、操作が煩雑である・分かりにくい等の意見もあった。また、追加してほしい機能、電子特殊申請で提出可能としてほしい手続などの具体的な意見もあった。</p> <p>手続に際し法人又は代理人の識別番号に登録した電子証明書で認証する必要があることについては、問題ないとの意見とともに電子証明書更新時の負担についての意見が得られた。</p>
<p>ePCT で利用可能な納付方法と署名方法について</p>	<p>ePCT を利用した PCT 国際出願に関する手数料納付方法について、現状クレジットカードにより納付している者の多くは、クレジットカードによる納付方法のみが提供されれば問題無いとの意見が多い一方、クレジットカードが何らかの理由で使えないときに予納制度を使うことがあるため、予納による手数料納付もできると良いとの意見もあった。</p>

#### 4. 有識者との意見交換

今後の産業財産権に関する手続制度の方向性に関する意見交換・意見聴取を目的とし、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者、代理人事務所等関係者を含む有識者会議を開催した。

有識者会議において、本調査研究で実施した公開情報調査、アンケート調査、ヒアリング調査及び特許庁内での検討状況等を踏まえ論点を整理し、有識者による意見聴取を中心に議論を行った。

図表 6 開催概要

日程	2025年1月28日(火) 15時00分～17時00分
場所	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 24階中会議室
次第	1. 開会 (1) 挨拶 (2) 委員紹介(自己紹介) (3) 会議の進行について 2. 報告・討議 (1) 本調査研究の概要について (2) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しについて ①当該制度見直しに関するメリット及びデメリットについて ②当該制度見直しの方向性や留意すべき点について (3) ePCT活用の可能性について (4) 電子特殊申請の利用状況について (5) 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について 3. 事務連絡 4. 閉会

## 5. 調査結果の分析・取りまとめ

本調査研究で実施した各調査項目の検討・結果分析・取りまとめを踏まえ、調査・検討結果の総合的な分析・取りまとめを行った。

### (1) 調査結果の分析・取りまとめ

#### (i) 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直し

##### ① 制度改正に対するニーズ変化

アンケート調査及びヒアリング調査より、国内優先権制度に基づく先の出願のみなし取下げに対する見直しに賛同する声が一定数確認できた。

他方、長く運用されてきた制度を改正することの影響も小さくないことから、円滑な制度切替えを想定した準備作業（周知期間や経過措置期間の確保など）が必要とのコメントがあった。

##### ② メリット・デメリット

先の出願と後の出願の両方を生かして権利範囲を検討できることや、「後の出願への実施例追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準が繰り下がる場合に、係属中の先の出願で権利化を図れる」（判断基準時の繰り下がりリスクへのセーフガード）ことがメリットとして認識されている。

国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しによるユーザー実務への影響（デメリット）としては、「特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスク」や「先の出願の公開回避のための出願取下げの管理負担の増加」が懸念されている。

##### ③ 制度運用の環境変化を想定した着実な実践に向けて

特許庁における業務効率化やPCT国際出願制度における国際調和の必要性も考慮し、制度簡素化に向けた見直しを進める方向性は妥当と考えられる。

制度の利点を維持しつつ、一層の簡素化に向けて、先の出願について、通常の出願と同じ取扱い（出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願の日から1年4月後の国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止していくことについて有識者会議においては一定の理解が得られた。

制度見直しをする場合は、ユーザー実務への影響には十分留意する必要があり、実務への影響の最小限化を図るべく、事前の周知や注意喚起を徹底することが不可欠となる。

## (ii) ePCT によるオンライン出願・発送の導入

### ① ePCT 導入に対するニーズ

アンケート調査及びヒアリング調査より、WEB サービスである「ePCT」を活用したオンライン出願・発送の導入を求める声は多い。PCT 国際段階の発送書類は、特許庁から出願人に全件書面で郵送しており、オンライン発送を求める声も多数見られる。

### ② メリット・デメリット

現在の特許庁の出願ソフトを利用した PCT 国際出願の手続を念頭においた特許庁側のシステム改造にはコスト・時間が必要であり、かつ、頻繁な PCT 規則改正などにタイムリーに対応することが困難な状況にある。

ePCT を活用することにより、WIPO 提供の外部システムを通じて一元的に国際出願関連書類の提出及び発送のオンライン化を実現し、頻繁に改正される PCT 規則に迅速・柔軟に対応できる環境構築が期待できる。

### ③ 制度運用の環境変化を想定した着実な実践に向けて

現行制度の課題を解決してユーザーの利便性向上を図ることは有意であり、特許庁側での運用コストの圧縮にもつながる。

PCT 国際段階の通知について、PCT 実施細則における関連規定に準じて、ePCT を通じた発送の時点を確認するなど、所要の措置を行うことは妥当と考えられる。

相手方（出願人）の電子計算機への「到達」時点が基準とされているのに対し（特例法第 5 条第 3 項）、ePCT については、PCT 実施細則において「出願人電子システムにより検索可能になった日に出願人に送付されたものとみなす」（709(b) の 2)）として国内法令とは異なる考え方が採用されている。

## (iii) 電子特殊申請、出願ソフト等の受付系システム刷新ほか

### ① 電子的手続に対するニーズ変化

2024年より開始された電子特殊申請は利用率を着実に伸ばしてきた（2024年10～12月で約40%）。アンケート調査やヒアリング調査では、電子特殊申請の満足度が低いことが確認された。引き続き利用率を高めるための周知や啓発が必要となっている。

申請者にとって、作業効率化が期待できるものであり、一層の普及により、特許庁に対する申請業務の社会的なコストを圧縮できることをメリットに掲げることができる。

出願ソフトについて、「申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能」の割合が最も高かった。また、留意が必要な事項として、「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保」の割合が最も高かった。現行の出願ソフトで提供しているAPIを引き続き提供するよう求める声もあった。

## ② 制度運用の環境変化を想定した着実な実践に向けて

業務効率化・デジタル化の推進、他省庁との連携等により、紙手続や重複手続に起因する申請人・特許庁職員双方の負担を軽減させることは重要であり、必要な措置を行うことは妥当と考えられる。

利用者からの改善要望について、重要度や緊急度のほか、改善効果（経済性を含む）を整理し、検討していくことは妥当と考えられる。必要な機能や求められるセキュリティ水準等を設定し、具体的なユーザー・インターフェースや機能のあり方を含め新たなサービス提供形態について検討を継続していくことが望まれる。

## （2） 今後の手続制度の検討にあたって

ニーズに対する対応の基本的な考え方について検討した。アンケート調査及びヒアリング調査、有識者との意見交換において「制度利用者の利便性向上」「手続等の効率化追求」「計画的かつオープンな制度見直しの実施」に対するニーズの存在が把握できた。

こうしたニーズに応えていくことに加え、特許庁内部での効率化やDX促進といった行政課題への対策も考慮し、総合的な見地より制度見直し等の対応を判断し実践していくことが重要となる。

また、効果的・効率的な手続制度見直しに向けて、①制度に対する認知や定着度を踏まえた制度見直しの検討を継続していくこと、②制度見直しの得失を十分に説明しつつ実施に向けた準備を進展させること、③制度に対する認知度を高める周知や経過措置の最適な設定していく必要があることが認識された。

「特許法等関係法令に基づく手続等の利便性向上及び制度・運用改善  
に向けた調査研究」有識者会議 委員名簿

50 音順 敬称略

委員長

鬼頭 雅弘 名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部  
知財・技術移転部門長/教授

委員

市川 ルミ 弁理士法人 ATEN 所長 弁理士

加藤 勇人 NOK 株式会社 CorporateTechnologyOffice 主幹

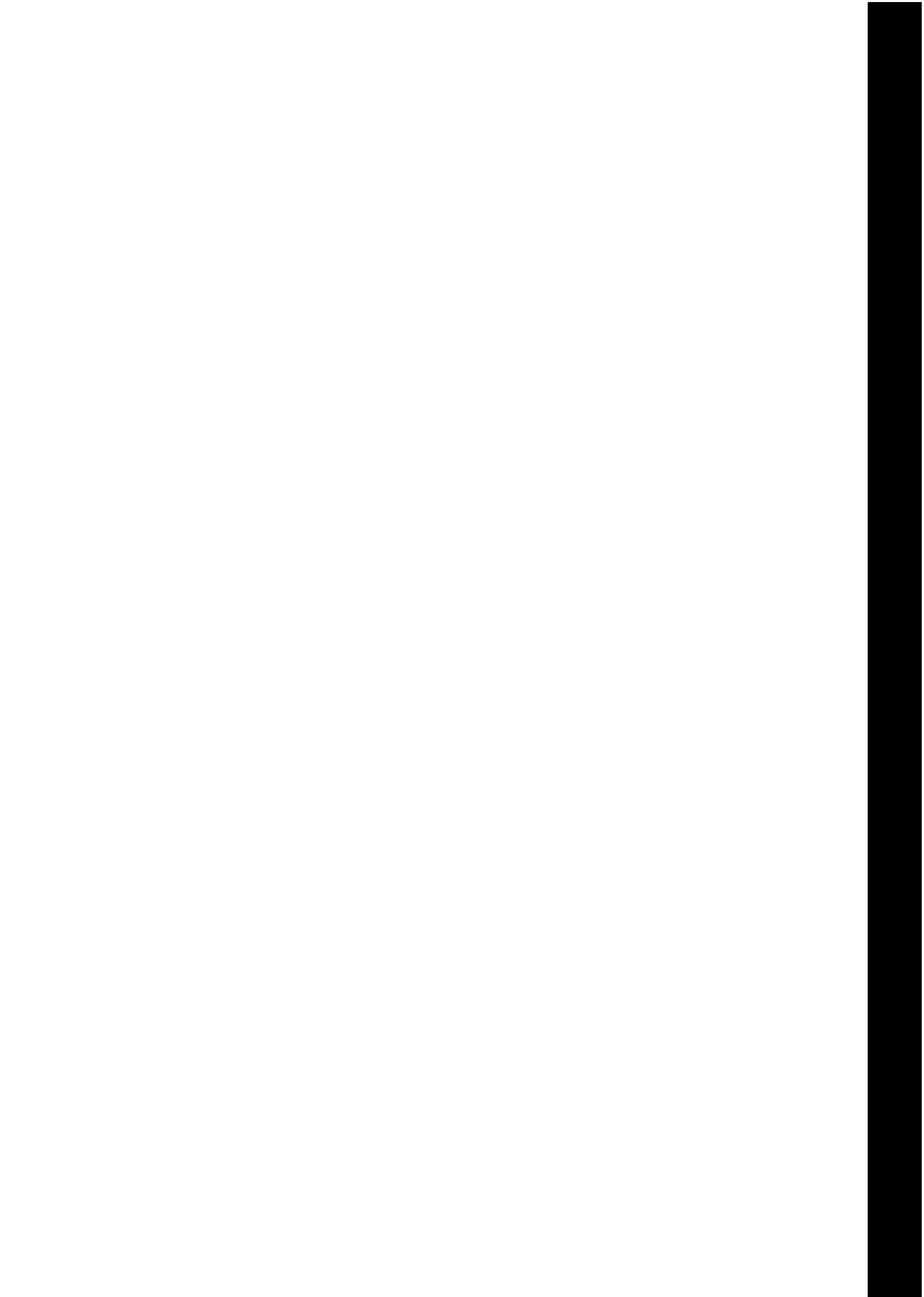
木下 昌威 日本発條株式会社 研究開発本部 知的財産部 主査

木村 千恵子 富士電機株式会社 技術開発本部 知的財産センター  
知財管理部 部長

佐藤 由薫 キヤノン株式会社 知的財産法務本部  
知的財産アドミニストレーションセンター  
知的財産オペレーション部 部長

吉田 正義 弁理士法人ドライト国際特許事務所 代表弁理士







## 目 次

要約

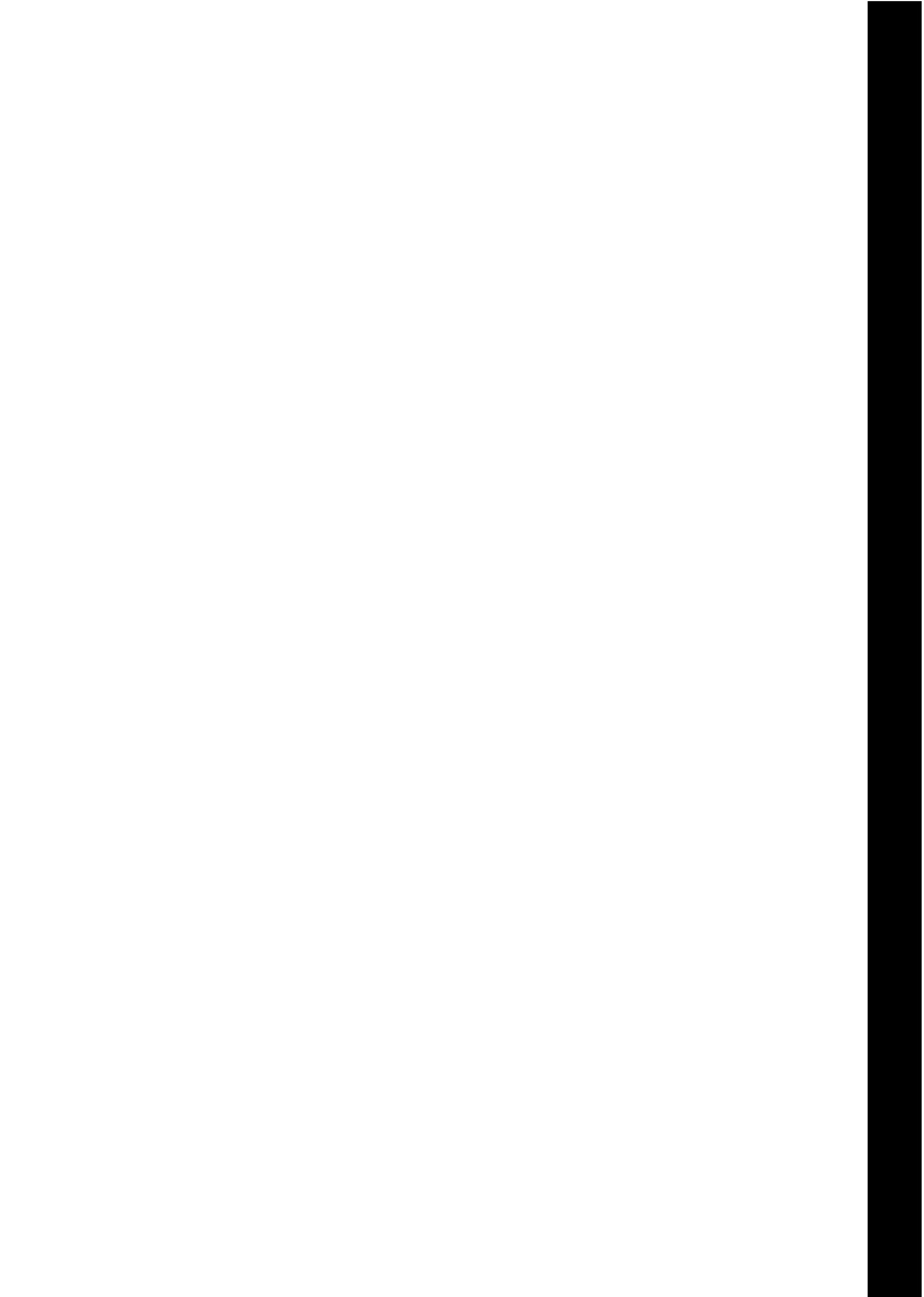
有識者会議 委員名簿

I. 調査研究の背景・目的.....	1
1. 調査研究の背景 .....	1
2. 調査研究の目的 .....	1
II. 調査研究内容.....	2
1. 公開情報調査 .....	2
(1) 調査概要.....	2
(2) 調査結果.....	2
(i) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する検討 .....	2
(ii) 手続の利便性向上・簡素化に向けて今後導入・改善が必要な措置の検討 .....	6
(iii) 特許（登録）料の納付等の制度や手続について .....	13
(iv) 公的証明書・印鑑証明書の取扱いについて .....	24
(3) 調査小まとめ .....	27
2. アンケート調査 .....	29
(1) 調査概要.....	29
(2) 調査結果.....	30
(i) 貴社又は貴事務所の概要について .....	30
(ii) 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について.....	32
(iii) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する制度について .....	59
(iv) ePCT の導入について.....	67
(v) PCT 出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置につい て.....	76
(vi) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用について ....	85
(vii) 分割出願制度（特許法第 44 条）について .....	122
(viii) 特許庁における、受付・方式・登録業務他に関するサービスの水準・品質 について .....	134
(ix) 上記以外の制度改正等に関する要望や問題提起について .....	147
(3) 調査小まとめ .....	154
3. ヒアリング調査 .....	155
(1) 調査概要.....	155
(i) 調査対象.....	155

(ii) 調査内容.....	155
(2) 調査結果.....	156
(i) 国内優先権.....	156
(ii) 権利移転等における印鑑登録証等の取扱い.....	165
(iii) 特許等関係手続のデジタル化.....	168
(iv) ePCT で利用可能な手数料納付方法と署名方法.....	175
(iv) その他.....	178
(3) 調査小まとめ.....	179
4. 有識者との意見交換.....	182
(1) 有識者会議 開催概要.....	182
(i) 委員構成.....	182
(ii) 開催概要.....	183
(2) 有識者会議 主な指摘事項.....	183
5. 調査結果の分析・取りまとめ.....	186
(1) 調査項目ごとの分析.....	186
(i) 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直しについて.....	186
(ii) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続について.....	187
(iii) 電子特殊申請、出願ソフト等の受付系システム刷新他について.....	188
(2) 今後の手続制度の検討にあたって.....	188

## 資料編

資料I アンケート調査票.....	195
-------------------	-----





## I. 調査研究の背景・目的

### 1. 調査研究の背景

特許法等関係法令に定める手続や形式的要件は、他の行政分野における手続法と同様に手続者の権利義務を実現するために求められるとともに、発明の円滑な公開や審査・運用の実施のために様々な案件を一定の根拠に基づく統一的な取扱いに寄与するものである。形式的要件を満たさない書類等が補正されない場合には手続却下などの行政処分がなされるが、公開の代償として独占権を取得する特許制度の目的や産業振興の観点からも、偉大な発明が軽微なミスのために日の目を見ることなく埋もれたり、発明者が正当な利益を享受できなかつたりする事態を回避する必要もある。このような課題も念頭に手続者のニーズに応えるべく、これまで各種救済措置や手続者のニーズに応える累次の制度改正を実施してきた。

### 2. 調査研究の目的

今後も特許制度の目的に従い、産業の発展に寄与するような発明の利用促進のため、効果的・効率的な手続制度について模索していくべきと考えられるところ、これまで実施してきた施策や手続制度改正・運用改善の効果確認を実施するとともに、今後の検討予定の手続制度に関する意見等を収集し、改善や企画に反映していくことを目指す。

## II. 調査研究内容

調査研究内容としては、公開情報調査、アンケート調査、ヒアリング調査、有識者との意見交換を行い、調査結果の分析・取りまとめを行うこととした。

### 1. 公開情報調査

#### (1) 調査概要

2020年から2024年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、事例集、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究に関する文献・情報（米国、独国、英国、韓国等の海外文献・情報を含む。）を調査、整理及び分析を行った。

具体的な内容として、申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現に向けた検討、ePCT活用の可能性などPCT国際出願手続に関する検討、手続の利便性向上・簡素化に向けて近年導入された施策効果の確認や今後導入・改善が必要な措置の検討に資する情報等を対象とした。

結果について「アンケート調査」、「国内ヒアリング調査」、「調査結果の分析・取りまとめ」のための基礎情報として活用した。

#### (2) 調査結果

##### (i) ePCT活用の可能性などPCT国際出願手続に関する検討

#### ① 日本国特許庁におけるPCT国際出願の電子化の状況

##### (a) 日本国特許庁における申請手続の電子化の状況<sup>1</sup>【出願人／特許庁】

PCTに基づく国際出願に係る手続については、国際出願願書や国際予備審査請求書等は従来からインターネット出願ソフトによりオンラインで提出可能であったが、2024年1月

---

<sup>1</sup> (出所) 特許庁HP「申請手続のデジタル化について」[最終アクセス日：2024年6月4日]

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)

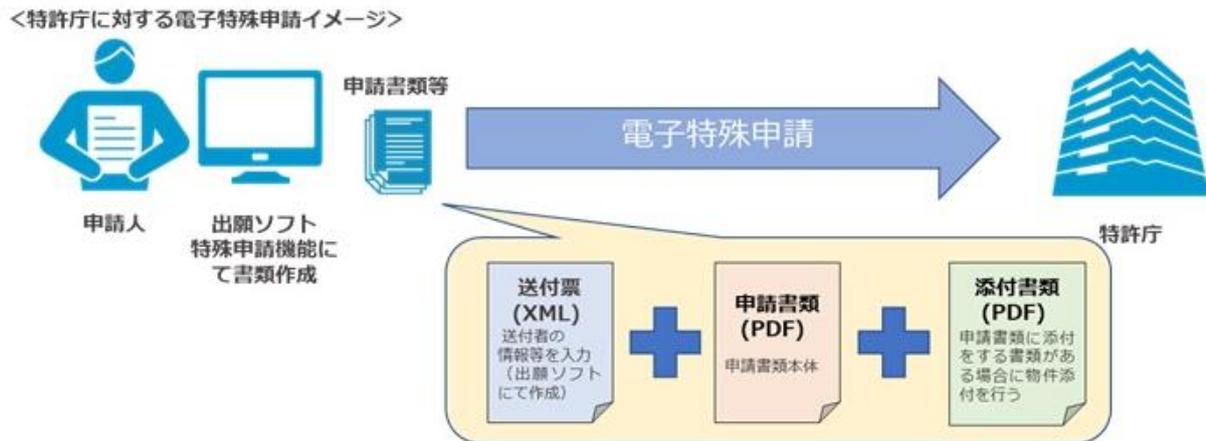
特許庁HP「PCT国際出願における電子特殊申請について（PCT受理官庁）」[最終アクセス日：2024年6月4日]

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_digitalize.html)

特許庁「特許庁における手続のデジタル化推進計画」（令和3年3月31日）

以降、これまでオンラインで提出できなかった手続についても、インターネット出願ソフトの新たな機能により PDF で提出することが可能となっている（電子特殊申請）<sup>3</sup>。

図表 1 特許庁に対する電子特殊申請イメージ<sup>3</sup>



## ② WIPO が提供する PCT 電子サービス「ePCT」

### (a) ePCT の概要

ePCT<sup>4</sup>とは、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する、出願人と各官庁の国際出願に関する手続をインターネット上で行い、出願進行状況をリアルタイムで照会できるポータルサイトである。PCT 公開言語の全 10 言語<sup>5</sup>で利用可能である。

主な機能は図表 2 のとおりである。認証等の設定によって、図表 3 のとおり、利用できる機能が異なる。

<sup>2</sup> 優先権書類は電子特殊申請では提出できない。

<sup>3</sup> (出所) 特許庁 HP「申請手続のデジタル化について」[最終アクセス日：2024 年 6 月 4 日]  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)

<sup>4</sup> WIPO「ePCT」[最終アクセス日：2024 年 4 月 5 日]  
<https://pct.wipo.int/ePCT/about-epct.xhtml?lang=ja>

<sup>5</sup> アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語

図表 2 ePCT の主な機能<sup>6</sup>

- ・ 「WIPO アカウント」を作成することで、国際事務局（IB）に対して中間書類の提出が可能
- ・ ワンタイムパスワードなどの高度な認証方法を設定することで、PCT 国際出願が可能
- ・ ePCT アクセス権を取得すると、ePCT 上で特定の出願に関する閲覧・管理などが可能

図表 3 ePCT で利用可能な機能と必要な認証等の方法<sup>7</sup>

- 1 WIPO アカウント：ユーザー名とパスワードによる認証
- 2 高度な認証：ワンタイムパスワード or 電子証明書による認証
- 3 ePCT アクセス権：特定の PCT 国際出願へのアクセス権の取得

	RO/IBへの国際出願の提出	中間書類の提出		未公開情報の閲覧・案件管理
		ePCTアクション (ePCT上での書類作成) * 誤入力防止補助機能あり	PDF書類のアップロード	
WIPOユーザーアカウント & 高度な認証 (ePCTアクセス権あり)	○	○	○	○
WIPOユーザーアカウント & 高度な認証 (ePCTアクセス権なし)	○	×*2	○	×
WIPOユーザーアカウントのみ	×	×*2	○	×

出願人は、ePCT が利用可能な受理官庁※<sup>8</sup>に対しては、ePCT によって PCT 国際出願を提出し、出願後は ePCT 上で中間手続を管理できる。受理官庁や国際調査機関、国際予備審査機関、指定官庁として行動する各官庁は、WIPO が ePCT 上で提供する各種オンライン機能を利用することで、効率的に業務の電子化を進めることができる。

なお、ePCT が利用可能な受理官庁としては、70 以上の各国官庁が該当する。2024 年時点では、受理官庁<sup>9</sup>としての日本国特許庁は、ePCT による出願の受入を行っていない<sup>10</sup>。し

<sup>6</sup> 特許庁「特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の手続 (令和 5 年度)」

<sup>7</sup> (出所) WIPO「WIPO 国際出願制度セミナー資料」

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9\\_presentati on.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_9/wipo_webinar_wjo_2021_9_presentati on.pdf)

<sup>8</sup> (出所) WIPO「OFFICES ACCEPTING ePCT-FILING」[最終アクセス日：2024 年 6 月 5 日]

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

<sup>9</sup> (注) PCT 国際出願を行う際に、その出願を受け付ける国内官庁又は政府機関のこと。

<sup>10</sup> (出所) 特許庁「特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の手続 (令和 5 年度)」

かし、申請者は、日本国特許庁に電子出願ソフトで PCT 国際出願をする際に、ePCT アクセス権の付与請求が可能である。出願後であっても、WIPO ユーザアカウントの作成、高度な認証の設定、及び ePCT アクセス権の取得をすることができる。

ePCT アクセス権を取得すると、ePCT 上で当該 PCT 国際出願の閲覧、管理及び国際事務局 (IB) へ中間書類の提出をすることが可能である<sup>11</sup>。

※PCT 締約国の国民又は居住者は、管轄の国内又は広域官庁の代わりに、受理官庁としての国際事務局 (IB) に対して直接国際出願を行うことができ、ePCT を利用した電子出願も利用可能となっている。国際事務局 (IB) を受理官庁とする場合、国際出願はいかなる言語でも提出することができる。

#### (b) PCT 関係の手数料<sup>12</sup>

国際段階では、PCT 手数料は通常、受理官庁 (RO) と国際予備審査機関 (IPEA) に対して支払われる。主な PCT 手数料の金額及び通貨は、受理官庁 (RO) と国際予備審査機関 (IPEA)、国際調査機関 (ISA) によって異なり、特定の条件に該当する場合には一定の減額を受けることができる。

国際出願に関して受理官庁 (RO) に支払われる手数料は、基本的に「送付手数料 (RO による国際出願の処理及び送付のため)」、「調査手数料 (ISA による国際調査のため)」、「国際出願手数料 (国際公開を含む国際事務局 (IB) が行う様々な業務に対するもの)」の3種類である。

出願関連の手数料は、国際出願が提出された受理官庁 (RO) に支払われる。その後、受理官庁 (RO) は調査手数料を国際調査機関 (ISA) に、国際出願手数料を国際事務局 (IB) に送付する。

また、PCT 国際出願を、受理官庁としての国際事務局 (IB) に直接提出する場合、手数料は支払方法及び手数料の種類に応じて、スイス・フラン、米ドル又はユーロで支払われる場合がある。

### ③ 日本国特許庁における国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置

#### (a) 国際出願手数料等支援措置の概要

---

<sup>11</sup> (出所) WIPO 「WIPO 国際出願制度セミナー資料」

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9\\_presentati  
on.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_9/wipo_webinar_wjo_2021_9_presentati<br/>on.pdf) [最終アクセス日：2024年7月16日]

<sup>12</sup> (出所) WIPO 「手数料と支払い - PCT 制度」 [最終アクセス日：2024年7月16日]  
<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

同制度は、2024年1月1日以降に行う日本語の国際出願又は国際予備審査請求に係る国際出願手数料、取扱手数料については、国際出願促進交付金の申請手続を不要とし、手続時に現行手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額で納付するもの。対象者は、中小企業者、特定中小企業者、試験研究機関等、小規模企業、中小スタートアップ企業、福島関連企業である<sup>13</sup>。新制度により、特許庁に対する実質的な負担額はそのままに、従来の「国際出願促進交付金の申請手続」が不要となるため、手続がより簡単となった<sup>14</sup>。

## (ii) 手続の利便性向上・簡素化に向けて今後導入・改善が必要な措置の検討

本調査項目においては、「国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用に関する考え方や意見、利便性に関すること」に焦点を当てて調査を実施した。

### ① 日本の現行制度

#### (a) 国内優先権制度<sup>15</sup>

特許法第41条に規定される国内優先権制度とは、既に出願した自己の特許出願又は実用新案登録出願（以下、「先の出願」）の発明を含めて包括的な発明としてまとめた内容を、優先権を主張して特許出願（以下、「後の出願」）をする場合には、その包括的な特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、「当初明細書等」）に記載されている発明について、新規性、進歩性等の判断に関し、先の出願の時を基準日とするという優先的な取扱いを認めるものである。

国内優先権制度には、基本的な発明の出願の後に、その発明と後の改良発明とを包括的な発明としてまとめた内容で特許出願をすることができ、技術開発の成果が漏れのない形で円滑に特許権として保護されることが容易になるというメリットがある。

#### (b) 国内優先権制度に基づく先の出願のみなし取下げ

---

<sup>13</sup> 特許庁「国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について」[最終アクセス日：2024年4月5日]

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_shiensochi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_shiensochi.html)

<sup>14</sup> 特許庁「PCT国際出願に係る料金支援制度のご案内（2023年度版）」

<sup>15</sup> 特許庁「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/chikujokaisetsu22.html> [最終アクセス日：2025年2月19日]

特許出願等に基づく優先権を主張した場合、先の出願はその出願の日から1年4月を経過したときに取り下げたものとみなされる（特許法第42条第1項及び特許法施行規則第28条の4第2項）。この先の出願のみなし取下げの趣旨は、競合出願の排除、重複審査、重複公開の回避である<sup>16</sup>。

先の出願について出願公開は行われませんが、後の出願について出願公開が行われると、先の出願について閲覧請求を行うことができる（方式審査便覧58.20）。

なお、後に出願の当初明細書等に記載の発明のうち、先の出願の当初明細書等に記載された発明と同じ発明は、後に出願の公開時に先の出願が公開されたものとみなされて拡大先願の判断が行われる（特許法第41条第3項）。

## ② 国内優先権に類似する各国制度の比較

本調査研究では、日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しを検討する際の参考情報として、日本の国内優先権制度と趣旨又は効果が類似する外国の制度について整理・比較を行った。調査結果の概要は図表4に示されるとおりである。外国の類似制度について、①先の出願の取扱い（公開、取下げ又は放棄擬制）、②後の出願の時期的要件について整理している。

図表4 各国の類似制度比較

国	制度	先の出願		後の出願
		公開	取下げ/放棄擬制	時期的要件
日本	国内優先権	なし	出願から 1年4月	12月
米国	一部継続出願 (CIP)	あり	特に規定なし	親出願の係属中
	仮出願	なし	仮出願から 12月後	12月
欧州	優先権	特に規定なし	特に規定なし	12月 ※優先権主張は後 の出願時又は最先

<sup>16</sup> 特許庁「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoju/chikujokaisetsu22.html> [最終アクセス日：2025年2月19日]

				の優先日から 16 月以内
英国	国内優先権	特に規定なし	特に規定なし	12 月 ※優先権主張は後の出願と同時
フランス	国内優先権	あり	特に規定なし	12 月 ※優先権主張は後の出願時又は最先の優先日から 16 月以内
ロシア	国内優先権	特に規定なし	後の出願時 ※後の出願が国際出願である場合は適用されない	12 月 ※優先権主張は後の出願と同時
中国	国内優先権	特に規定なし	後の出願時	12 月 ※優先権主張は後の出願と同時
韓国	国内優先権	なし	出願から 1 年 3 月	12 月 ※優先権主張は後の出願と同時
ドイツ	国内優先権	特に規定なし	優先権主張時	12 月 ※優先権主張は後の出願から 2 月以内

(a) 米国

1) 一部継続出願

米国では、先の出願の係属中であれば、関連する新たな特許出願を先の出願に基づいてすることができる、いわゆる継続出願制度を有している（特許法第 120 条）。さらに、継続

出願から派生し、原出願に新規事項を追加した一部継続出願（Continuation-in-part Application, CIP）が可能となっている（規則第 1.53（b））。

継続出願は、第一及び第二の出願の間に継続性を認めることで無効理由を回避した特許侵害訴訟（Godfrey v. Eames, 68 U.S.317,1864）をきっかけに明文化された制度であり<sup>17</sup>、そこから派生した CIP も日本の国内優先権制度とは成立経緯は異なるが、改良発明を含む包括的な保護という同様のメリットがあるため本調査で取り上げている。

CIP における先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

#### ○先の出願の取扱い

- 公開：出願日から 18 月後に公開（特許法第 122 条（b））
- 取下げ又は放棄擬制：特に規定なし

#### ○後の出願の時期的要件

- 後の出願：親出願が係属中であれば可能

## 2) 仮出願

米国には、後の通常出願を行うことを前提とした、仮出願制度がある（特許法第 111 条（b））。

これは、パリ条約の優先権を主張して米国で特許出願をした場合との不平等を是正するために導入された制度である<sup>18</sup>。

仮出願の取扱い及び後の通常出願の時期的要件は以下のとおりである。

#### ○仮出願の取扱い

- 公開：なし
- 取下げ又は放棄擬制：仮出願の日から 12 月が経過したときに放棄擬制（特許法第 111 条（b）（5））

#### ○後の通常出願の時期的要件

- 後の出願：仮出願の日から 12 月以内（特許法第 119 条（e））

<sup>17</sup> ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説<第 6 版>」（一般社団法人発明推進協会 2013 年）

<sup>18</sup> 米国は世界貿易機関（WTO）の GATT 協定の加盟国であるため、1994 年に成立した WTO 設立協定附属書 1C（TRIPS 協定）の規定を遵守すべく、特許存続期間を「特許付与時から 17 年」から「出願日から 20 年」に改正した。この改正により、パリ条約の優先権を主張した場合は外国での出願日から実質 21 年の存続期間を与えられるのに対して内国人に不平等が生じるとの議論があり、後の通常出願日を存続期間の起算日とする仮出願制度が導入された（小西恵「米国特許プラクティカルガイド」（一般社団法人発明推進協会 2021 年））。

## (b) 欧州

欧州特許条約 (European Patent Convention, EPC) 第 87 条では、優先権制度が規定されており、先の出願と後の出願が同一の国で行われた場合も含む。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

### ○ 先の出願の取扱い

- 公開：特に規定なし
- 取下げ又は放棄擬制：特に規定なし

### ○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：最初の出願の日から 12 月 (EPC 第 87 条 (1))
- 優先権主張：後の出願時又は最先の優先日から 16 月以内 (EPC 規則第 52 条 (2))
- 優先権主張の取下げ：特に規定なし

## (c) 英国

英国特許法第 5 条には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

### ○ 先の出願の取扱い

- 公開：特に規定なし
- 取下げ又は放棄擬制：特に規定なし

### ○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：最先の出願日から 12 月 (特許法第 5 条 (2A) (a))
- 国内優先権主張：後の出願と同時 (特許規則第 6 条 (1))
- 優先権主張の取下げ：出願公開の準備が特許庁により完了するまで可能 (特許規則第 3 条 (3) (c))

## (d) フランス

知的財産法第 L612 条の 3 には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

○ 先の出願の取扱い

- 公開：先の出願日から 18 月が満了したときに公開（知的財産規則第 R612 条 39）
- 取下げ又は放棄擬制：特に規定なし

○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：先の出願日から 12 月以内（知的財産法第 L612 条の 3）
- 国内優先権主張：後の出願時又は最先の優先日から 16 月以内（知的財産規則第 R612 条 24）
- 優先権主張の取下げ：特に規定なし

(e) ロシア

連邦民法第 1381 条には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

○ 先の出願の取扱い

- 公開：特に規定なし
- 取下げ又は放棄擬制：後に出願時に、先の出願の取下げ擬制（連邦民法第 1381 条 3）

※なお、後に出願が国際出願である場合は適用されない（連邦民法第 1395 条 2）。

○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：先の出願の提出日から 12 月以内（連邦民法第 1381 条 3）
- 国内優先権主張：後の出願と同時（連邦民法第 1381 条 1）
- 優先権主張の取下げ：特に規定なし

(f) 中国

専利法第 29 条には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後に出願の時期的要件は以下のとおりである。

○ 先の出願の取扱い

- 公開：特に規定なし

- 取下げ又は放棄擬制：後の出願の提出時に取下げ擬制（専利法実施細則第 35 条）

○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：最初に専利出願した日から 12 月以内（専利法第 29 条）
- 国内優先権主張：後の出願と同時（専利法第 30 条）
- 優先権主張の取下げ：特に規定なし

（g）韓国

特許法第 55 条には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

○ 先の出願の取扱い

- 公開：公開されない

※ただし、後の出願の当初明細書等に記載の発明のうち、先の出願の当初明細書等に記載された発明と同じ発明は、後の出願の公開時に先の出願が公開されたものとみなされて拡大先願の判断が行われる（特許法第 55 条④）。

※後の出願が公開された場合は先の出願に関して閲覧請求が可能である（特許法第 216 条）。

- 取下げ又は放棄擬制：先の出願日の 1 年 3 月後に取下げ擬制（特許法第 56 条①）

○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：先の出願日から 12 月以内（特許法第 55 条①1）
- 国内優先権主張：後の出願と同時（特許法第 55 条②）
- 優先権主張の取下げ：先の出願日から 1 年 3 月まで可能（特許法第 56 条②）

（h）ドイツ

特許法第 40 条には、国内優先権制度が規定されている。

先の出願の取扱い及び後の出願の時期的要件は以下のとおりである。

○ 先の出願の取扱い

- 公開：特に規定なし

※ただし、後の出願について閲覧請求がなされた場合は、先の出願の書類の写しもファイルに含める（特許法第 40 条（6））。

- 取下げ又は放棄擬制：優先権主張時に取下げ擬制（特許法第 40 条（5））

○ 後の出願の時期的要件

- 後の出願：先の出願日から 12 月以内（特許法第 40 条（1））
- 国内優先権主張：後の出願日から 2 月以内（特許法第 40 条（4））
- 優先権主張の取下げ：特に規定なし

(iii) 特許（登録）料の納付等の制度や手続について

米国、独国、英国及び韓国について、特許（登録）料の納付、追納制度、及び回復制度について調査した。

① 米国

(a) 特許料等の納付

○納付書の提出

特許法（35 U.S.C.）第 41 条(b)、及び特許規則（37 CFR）第 1.366 条において、特許権者は登録日から 4 年ごとに維持手数料（年金）を納付することが定められているところ、37 CFR 第 1.366 条(c)には、維持手数料を納付するに際し、特許番号及び出願番号を含まなければならない旨が規定されている。したがって、これらを記載した納付書の提出が必要であると推定される。なお、35 U.S.C. 第 41 条(b) (3)には、意匠特許又は植物特許の維持手数料は不要である旨が記載されている。

また、商標法第 9 条（15 U.S.C. 1059）において、10 年の登録期間を更新できる旨が規定されているところ、商標規則第 2.183 条 (a) (b) において、更新出願の際に手数料の納付、及び登録人又は代理人の署名が含まれた請求書の提出が必要である旨が規定されている。したがって、納付書としての請求書の提出が必要であると推定される。

図表 5 37 CFR 第 1.366 条(c)<sup>19</sup>

(c) In submitting maintenance fees and any necessary surcharges, identification of the patents for which maintenance fees are being paid must include the patent number, and the application number of the United States application for the patent on which the maintenance fee is being paid. If the payment includes identification of only the patent number ( *i.e.*, does not identify the application number of the United States application for the patent on which the maintenance fee is being paid), the Office may apply the payment to the patent identified by patent number in the payment or may return the payment.

図表 6 37 CFR 第 1.366 条(c)<sup>20</sup>

**§ 2.183 Requirements for a complete renewal application.**

A complete renewal application must include:

(a) A request for renewal of the registration, signed by the registrant or the registrant's representative;

(b) The fee required by § 2.6 for each class;

(c) The additional fee required by § 2.6 for each class if the renewal application is filed during the six-month grace period set forth in section 9(a) of the Act;

(d) If the renewal application covers less than all the goods, services, or classes in the registration, then a list specifying the particular goods, services, or classes to be renewed.

(e) If at least one fee is submitted for a multiple-class registration, but the fee is insufficient to cover all the classes and the class(es) to which the fee(s) should be applied are not specified, the Office will issue a notice requiring either the submission of additional fee(s) or an indication of the class(es) to which the original fee(s) should be applied. Additional fee(s) may be submitted if the requirements of § 2.185 are met. If the required fee(s) are not submitted and the class(es) to which the original fee(s) should be applied are not specified, the Office will presume that the fee(s) cover the classes in ascending order, beginning with the lowest numbered class.

(f) Renewals of registrations issued under a prior classification system will be processed on the basis of that system, unless the registration has been amended to adopt international classification pursuant to § 2.85(e)(3).

(b) 追納制度

○追納制度の有無と割増料金の有無

35 U.S.C. 第 41 条 (b) (1)、及び 37 CFR 第 1.362 条 (d) において、1 回目の維持手数料は特許権付与後 3 年から 3 年 6 月までに、2 回目の維持手数料は、付与後 7 年から 7 年 6 月までに、3 回目の維持手数料は、付与後 11 年から 11 年 6 月までに納付することが規定されているところ、35 U.S.C. 第 41 条 (b) (2)、及び 37 CFR 第 1.362 条 (e) において、これらの支払い期間を経過した後であっても、その後 6 月の期間（追納期間）以内であれば、割増手数料の支払いにより維持手数料の支払いが認められる旨が規定されている。

<sup>19</sup> USPTO ウェブサイト

< <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-9020-appx-r.html#d0e326947> > [最終アクセス日：2024 年 7 月 12 日]

<sup>20</sup> USPTO ウェブサイト

< <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-9020-appx-r.html#d0e326947> > [最終アクセス日：2024 年 7 月 12 日]

また、商標法第9条（15 U.S.C. 1059 (a)）において、更新出願は、登録期間の終了前1年以内に行う旨、及び当該期間を経過しても、当該期間経過6月の猶予期間内であれば、割増手数料を納付して、更新を行うことができる旨が規定されている。

図表 7 37 CFR 第 1.362 条(d) (e)

- (d) Maintenance fees may be paid in patents without surcharge during the periods extending respectively from:
- (1) 3 years through 3 years and 6 months after grant for the first maintenance fee,
  - (2) 7 years through 7 years and 6 months after grant for the second maintenance fee, and
  - (3) 11 years through 11 years and 6 months after grant for the third maintenance fee.
- (e) Maintenance fees may be paid with the surcharge set forth in § 1.20(h) during the respective grace periods after:
- (1) 3 years and 6 months and through the day of the 4th anniversary of the grant for the first maintenance fee.
  - (2) 7 years and 6 months and through the day of the 8th anniversary of the grant for the second maintenance fee, and
  - (3) 11 years and 6 months and through the day of the 12th anniversary of the grant for the third maintenance fee.

図表 8 商標法第9条(a)<sup>21</sup>

## §9 (15 U.S.C. §1059) Renewal of registration

(a) Subject to the provisions of section 1058 of this title, each registration may be renewed for periods of 10 years at the end of each successive 10-year period following the date of registration upon payment of the prescribed fee and the filing of a written application, in such form as may be prescribed by the Director. Such application may be made at any time within 1 year before the end of each successive 10-year period for which the registration was issued or renewed, or it may be made within a grace period of 6 months after the end of each successive 10-year period, upon payment of a fee and surcharge prescribed therefor. If any application filed under this section is deficient, the deficiency may be corrected within the time prescribed after notification of the deficiency, upon payment of a surcharge prescribed therefor.

### (c) 回復制度

37 CFR 第 1.378 条 (a) において、維持手数料の遅延が故意でないことを証明すれば、特許権が回復する旨が規定されている。そして米国特許商標庁 (USPTO) のウェブサイトには、出願人 (譲受人を含む)、及び法定代理人等が回復申請できる旨が記載されている<sup>22</sup>。

また、商標規則第 2.66 条 (a) には、出願人は、遅延が故意でない場合に、放棄された出願を回復するための請願を提出することができる旨が定められていることから、更新出願の回復に関する回復権者は出願人に限定されている。

<sup>21</sup> USPTO ウェブサイト

< <https://tfsr.uspto.gov/RDMS/TFSR/current#/current/TFSR-15USCd1e1.html> > [最終アクセス日：2024年7月12日]

<sup>22</sup> USPTO ウェブサイト

< <https://www.uspto.gov/patents/maintain#Determining%20who%20qualifies%20as%20a%20recognized%20party> > [最終アクセス日：2024年8月7日]

図表 9 37 CFR 第 1.378 条(a)

### **1.378 Acceptance of delayed payment of maintenance fee in expired patent to reinstate patent.**

(a) The Director may accept the payment of any maintenance fee due on a patent after expiration of the patent if, upon petition, the delay in payment of the maintenance fee is shown to the satisfaction of the Director to have been unintentional. If the Director accepts payment of the maintenance fee upon petition, the patent shall be considered as not having expired, but will be subject to the conditions set forth in **35 U.S.C. 41(c)(2)**.

図表 10 商標規則第 2.66 条(a)

### **§ 2.66 Revival of applications abandoned in full or in part due to unintentional delay.**

(a) *Deadline.* The applicant may file a petition to revive an application abandoned in full or in part because the applicant did not timely respond to an Office action or notice of allowance, if the delay was unintentional. The applicant must file the petition by not later than:

- (1) Two months after the issue date of the notice of abandonment in full or in part; or
- (2) Two months after the date of actual knowledge of the abandonment and not later than six months after the date the trademark electronic records system indicates that the application is abandoned in full or in part, where the applicant declares under § 2.20 or 28 U.S.C. 1746 that it did not receive the notice of abandonment.

## ② 独国

### (a) 特許料等の納付

#### ○納付書の提出

特許法第 17 条において、個々の特許出願及び個々の特許については、出願日から起算して 3 年度及びその後の各年度について、年次手数料（年金）が納付されなければならないと規定されている。ドイツ特許商標庁（DPMA）のウェブサイトには、どのような方法で料金を支払う場合でも、対応する特許登録番号を含めるように記載されていることから<sup>23</sup>、特許登録番号を記載した納付書の提出が必要であると推定される。

また、意匠法第 28 条（1）において、出願日から 5 年ごとに維持手数料（年金）を納付することによって、意匠権が維持される旨が規定されているところ、意匠規則 19 条において、維持手数料を納付する際に登録番号及び意匠権者等を記載して提出しなければならない

<sup>23</sup> DPMA ウェブサイト

< [https://www.dpma.de/english/services/fees/payment\\_transactions/index.html](https://www.dpma.de/english/services/fees/payment_transactions/index.html) > [最終アクセス日：2024 年 8 月 7 日]

い旨が規定されている。したがって、これらを記載した納付書の提出が必要であると推定される。

また、商標法第 47 条 (2) において、10 年の登録期間を更新できる旨が規定されており、商標規則第 37 条において、更新手数料を納付するときは、登録番号及び商標所有者の名称並びに納付目的を表示しなければならない旨が規定されていることから、納付書の提出が必要であると推定される。

## (b) 追納制度

### ○追納制度の有無と割増料金の有無

特許費用法第 7 条 (1) に、特許、実用新案、及び意匠に関して、納付期限から 2 月以内であれば、追加料金なしで年次手数料の支払いが可能であり、納付期限から 6 月後の月末までは延滞料金とともに年次手数料を支払うことができる旨が規定されている。そして、特許費用法第 7 条 (3) において、商標更新出願は、存続期間の満了前 6 月の期間内に提出しなければならないものの、当該出願は、存続期間の満了後 6 月の猶予期間内であっても追加料金を支払えば可能である旨が記載されている。

図表 11 独国特許費用法第 7 条

**Gesetz über die Kosten des Deutschen Patent- und Markenamts und des Bundespatentgerichts (Patentkostengesetz - PatKostG)  
§ 7 Zahlungsfristen für Jahres-, Aufrechterhaltungs- und Schutzrechtsverlängerungsgebühren, Verspätungszuschlag**

(1) Die Jahresgebühren für Patente, Schutzzertifikate und Patentanmeldungen und die Aufrechterhaltungsgebühren für Gebrauchsmuster und eingetragene Designs sind bis zum Ablauf des zweiten Monats nach Fälligkeit zu zahlen. Wird die Gebühr innerhalb dieser Frist nicht gezahlt, so kann sie mit dem Verspätungszuschlag noch bis zum Ablauf des sechsten Monats nach Fälligkeit gezahlt werden.

(2) Für eingetragene Designs ist bei Aufschiebung der Bildbekanntmachung die Erstreckungsgebühr innerhalb der Aufschiebungsfrist (§ 21 Absatz 1 Satz 1 des Designgesetzes) zu zahlen.

(3) Die Verlängerungsgebühren für Marken sind innerhalb eines Zeitraums von sechs Monaten nach Fälligkeit zu zahlen. Wird die Gebühr nicht innerhalb dieser Frist gezahlt, so kann die Gebühr mit dem Verspätungszuschlag noch innerhalb einer Nachfrist von sechs Monaten nach Ablauf der Schutzdauer gemäß § 47 Absatz 1 des Markengesetzes gezahlt werden.

## (c) 回復制度

特許法第 123 条において、何人も、自身が無過失である場合は、特許権消滅から 2 月以内にその旨を証明することで、特許権が回復されうる旨が規定されている。したがって、回復権者は特許権者に限定されていない。

なお、意匠法第 23 条 (3) において特許法第 123 条が準用されており、商標法第 91 条において、自己の無過失により特許庁又は特許裁判所に対する期限を遵守することを妨げられた者は、何人も、請求により権利回復が認められる旨が規定されていることから、意匠及び商標においても、回復権者は権利者に限定されていない。

図表 12 独国特許法第 123 条<sup>24</sup>

<b>Patentgesetz</b> <b>§ 123</b>	
(1) Wer ohne Verschulden verhindert war, dem Deutschen Patent- und Markenamt oder dem Patentgericht gegenüber eine Frist einzuhalten, deren Versäumung nach gesetzlicher Vorschrift einen Rechtsnachteil zur Folge hat, ist auf Antrag wieder in den vorigen Stand einzusetzen. Dies gilt nicht für die Frist	
1.	zur Erhebung des Einspruchs (§ 59 Abs. 1) und zur Zahlung der Einspruchsgebühr (§ 6 Abs. 1 Satz 1 des Patentkostengesetzes),
2.	für den Einsprechenden zur Einlegung der Beschwerde gegen die Aufrechterhaltung des Patents (§ 73 Abs. 2) und zur Zahlung der Beschwerdegebühr (§ 6 Abs. 1 Satz 1 des Patentkostengesetzes) und
3.	zur Einreichung von Anmeldungen, für die eine Priorität nach § 7 Abs. 2 und § 40 in Anspruch genommen werden kann.

### ③ 英国

#### (a) 特許料等の納付

#### ○納付書の提出

特許法第 25 条 (3) において、特許に係る更新手数料を所定の期間の満了までに納付しなければならない旨が規定されているところ、特許規則第 36 (3) において、更新手数料納付時には、手数料長官の指示に定められた様式を提出しなければならない旨が規定されている。

また、意匠法第 8 条 (1) において、意匠権は、5 年ごとに最大 5 回延長申請をすることで最大 25 年間存続可能である旨が規定されているところ、意匠規則第 12 条において、延長申請の際は所定の様式で行わなければならない旨が規定されている。

また、商標法第 42 条、第 43 条において、商標権は 10 年ごとに更新可能である旨が規定されているところ、商標規則第 43 条において更新請求書を提出しなければならない旨が規定されている。

<sup>24</sup> DPMA ウェブサイト

< [https://www.gesetze-im-internet.de/patg/\\_123.html](https://www.gesetze-im-internet.de/patg/_123.html) > [最終アクセス日 : 2024 年 7 月 12 日]

## (b) 追納制度

### ○追納制度の有無と割増料金の有無

特許法第 25 条 (4)、同法第 28 条 (3) (b)、意匠法第 8 条 (4) において、支払い期間終了月の後 6 月以内に更新手数料及び所定の追加手数料が納付されると、期間満了していなかったものとして扱われる旨が規定されている。

また、商標規則第 36 条 (4) において、更新出願における更新手数料の納付は、登録期間の満了前にしなければならないが、登録期間の満了日から 6 月以内であれば、割増更新手数料を納付することで出願できる旨が規定されている。

図表 13 英国特許法第 25 条<sup>25</sup>

### Section 25: Term of patent

Provisions as to patents after grant.

1. (1) A patent granted under this Act shall be treated for the purposes of the following provisions of this Act as having been granted, and shall take effect, on the date on which notice of its grant is published in the journal and, subject to subsection (3) below, shall continue in force until the end of the period of 20 years beginning with the date of filing the application for the patent or with such other date as may be prescribed.

(2) A rule prescribing any such other date under this section shall not be made unless a draft of the rule has been laid before, and approved by resolution of, each House of Parliament.

(3) Where any renewal fee in respect of a patent is not paid by the end of the period prescribed for payment (the "prescribed period") the patent shall cease to have effect at the end of such day, in the final month of that period, as may be prescribed.

(4) If during the period ending with the sixth month after the month in which the prescribed period ends the renewal fee and any prescribed additional fee are paid, the patent shall be treated for the purposes of this Act as if it had never expired, and accordingly;

- (a) anything done under or in relation to it during that further period shall be valid;
- (b) an act which would constitute an infringement of it if it had not expired shall constitute such an infringement; and
- (c) an act which would constitute the use of the patented invention for the services of the Crown if the patent had not expired shall constitute that use.

---

<sup>25</sup> 英国政府ウェブサイト

< <https://www.gov.uk/guidance/the-patent-act-1977> > [最終アクセス日：2024年7月12日]

## (c) 回復制度

特許法第 28 条、及び意匠法第 8A 条 (1) において、権利が更新手数料の納付がないために効力を失った場合は、未納の理由が故意でなかったことを所定の期間内に長官に対して証明することで、特許回復を申請することができる旨が規定されている。そして、特許法第 28 条 (2)、及び意匠法第 8A 条 (2) において、権利者であった者又は当該権利が効力を失わなければ受ける権原を有したはずであった他の者が、当該回復申請をすることができる旨が定められている。

また、商標規則第 37 条には、商標が取り消されてから 6 月以内に、期間徒過が意図的ではない旨を証明した上で、更新手数料及び回復手数料を納付すれば商標権が回復する旨が定められているものの、回復権者については実務マニュアル等にも記載がない。しかし、回復に必要な商標回復申請書には、商標権者の氏名に加えて、申請者の氏名及び当該商標との利害関係 (Interest in the trade mark) を記載する欄が設けられており、当該利害関係の記載欄では、商標権者であるか (Recorded owner、Recorded representative for the owner) 他の理由であるかを選択できる<sup>26</sup>。したがって、商標権の回復については、少なくとも商標権者以外の者が可能であり、何人も可能であると考えられる。

図表 14 英国特許法第 28 条

### Section 28: Restoration of lapsed patents

Provisions as to patents after grant.

1. (1) Where a patent has ceased to have effect by reason of a failure to pay any renewal fee, an application for the restoration of the patent may be made to the comptroller within the prescribed period.

(1A) Rules prescribing that period may contain such transitional provisions and savings as appear to the Secretary of State to be necessary or expedient.

(2) An application under this section may be made by the person who was the proprietor of the patent or by any other person who would have been entitled to the patent if it had not ceased to have effect; and where the patent was held by two or more persons jointly, the application may, with the leave of the comptroller, be made by one or more of them without joining the others.

(2A) Notice of the application shall be published by the comptroller in the prescribed manner.

<sup>26</sup> 英国政府ウェブサイト

< <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/648acb955f7bb700127faa85/TM13.pdf> > [最終アクセス日：2024年9月12日]

図表 15 商標登録回復及び更新申請書 (TM13)



**Form TM13**  
Request to restore and renew a registration

**Fee due** (See section 6)

Use this form to request to restore a trade mark within 6 months of the date that it was removed from the register. You can find your renewal date on our website at [www.ipo.gov.uk/tmnumbersearch](http://www.ipo.gov.uk/tmnumbersearch). You must provide a statement fully explaining why you did not renew the mark in time. Do not use this form pay the renewal fees on a trade mark that has not expired.

1. Trade mark number		
2. Registered owner's name		
3. Full name Person making this request		
Address The address must be in the United Kingdom, European Economic Area (EEA) or the Channel Islands		
	Postcode	
4. Interest in the trade mark Tick one of the options	<input type="checkbox"/>	Recorded owner
	<input type="checkbox"/>	Recorded representative for the owner
	<input type="checkbox"/>	Other (Please specify)
5. Classes List the class or classes that you wish to renew		
6. Restoration fee £100	Restoration Fee	£100
Renewal fees £200 renewal fee for one class and £50 for each additional class	Renewal Fee	£
	Total Fees	£

Intellectual Property Office is an operating name of the Patent Office

REV April 23 TM13

④ 韓国

(a) 特許料等の納付

○納付書の提出

特許法施行規則第 55 条の 2、意匠法施行規則第 64 条、及び商標法施行規則第 54 条には、特許料や登録料の追加納付や補填の場合は納付書にその趣旨を書かなくてはならない旨が規定されている。そして、特許料等の徴収規則第 7 条には、特許料等の減免を受ける際は権利設定登録時と 4 年次分からの特許料又は登録料納付時の特許（登録）料納付書等に減免の事由とその対象等を記載しなくてはならない旨が規定されていることから、特許料等を納付する際に納付書が必要であると推定される。

図表 16 韓国特許施行規則第 55 条の 2<sup>27</sup>

**第 55 条の 2(特許料追加納付または補填による特許出願と特許権等の回復)** ①法第 81 条の 3 第 1 項により特許料を追加納付したり補填しようとする者は、「特許 権等の登録領施行規則」別紙第 25 号書式の納付書にその趣旨を書き、次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.5.17〉

1. 特許出願人または特許権者が正当な事由で納付期間以内に納付しなかったり補填すべき期間以内に補填しなかったことを証明する書類 1 通〈改正 2003.5.17〉

2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

②法第 81 条の 3 第 3 項により法第 81 条の 3 第 3 項の規定により特許権の回復を申請しようとする特許権者は、「特許 権等の登録領施行規則」別紙第 25 号書式の納付書にその趣旨を記し特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。

[本条新設 2001.6.30]

## (b) 追納制度

### ○追納制度の有無と割増料金の有無

特許法第 81 条及び意匠法第 83 条に、設定登録を受けようとする者又は権利者は、納付期間が過ぎた後にも 6 月以内の追加納付期間に追加料金を納付すれば、補填できる旨が規定されている。

なお、商標登録料及び更新登録料については、追納制度はないものの、商標法第 72 条において分割納付が認められている。また、商標法第 74 条において、特許庁長官が、請求によって延長することができる旨が規定されている。

図表 17 特許法第 81 条

**第 81 条(特許料の追加納付等)** ①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者は、第 79 条第 3 項による納付期間が過ぎた後にも 6 ヶ月以内(以下、“追加納付期間”という)に特許料を追加で出することができる。

<sup>27</sup> 崔達龍国際特許法律事務所ウェブサイト

< <https://www.choipat.com/menu31.php?id=16&category=0&keyword=&ckattempt=1> >[最終アクセス日：2024 年 7 月 16 日]

②第1項により特許料を追加で出すときには、出すべき特許料の2倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を納付しなければならない。

③追加納付期間に特許料を出さなかった場合(追加納付期間が終わっても第81条の2第2項による補填期間が終わらなかった場合にはその補填期間に補填しなかった場合をいう)には、特許権の設定登録を受けようとする者の特許出願は放棄したものとみなし、特許権者の特許権は第79条第1項または第2項により出した特許料に該当される期間が終わる日の翌日に遡及して消滅されたものとみなす。

## 図表 18 商標法第72条<sup>28</sup>

**第72条(商標登録料)** ①次の各号のいずれかに該当する商標権の設定登録等を受けようとする者は、商標登録料を出さなければならない。この場合、第1号または第2号に該当するときには、商標登録料を2回に分割して出すことができる。

1.第82条による商標権の設定登録

2.存続期間更新登録

3.第86条による指定商品の追加登録

②利害関係人は、第1項による商標登録料を出さなければならない者の意思と関係なく商標登録料を出すことができる。

③第1項による商標登録料、その納付方法、納付期間および分割納付などに必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

### (c) 回復制度

特許法第81条の3第3項、意匠法第84条3項には、追加納付期間に特許料・登録料(年金)を納付しなかったことや、補填期間に補填しなかったことで権利が消滅した場合、権利者が追加納付期間又は補填期間満了日から3月以内に特許料・登録料の2倍を納付することで、その消滅した権利の回復を申請できる旨が規定されている。

そして、商標法第77条には、正当な事由で納付期間(同法第72条3項)又は延長期間(同法第74条)に登録料を納付しなかった場合や、補填期間内に補填しなかった場合は、出願人、存続期間更新出願の出願人、又は商標権者が回復申請できる旨が定められている。

<sup>28</sup> 崔達龍国際特許法律事務所ウェブサイト

< <https://www.choipat.com/menu31.php?id=26&category=0&keyword=> >[最終アクセス日：2024年7月16日]

図表 19 韓国特許法第 81 条の 3

- 第 81 条の 3(特許料の追加納付または補填による特許出願と特許権の回復等) ①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が正当な事由で追加納付期間に特許料を出さなかつたり補填期間に補填しなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内にその特許料を出したり補填することができる。ただし、追加納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。
- ②第 1 項により特許料を出したり補填した者は、第 81 条第 3 項にかかわらずその特許出願を放棄しなかったものとみなし、その特許権は継続して存続していたものとみなす。
- ③追加納付期間に特許料を出さなかつたり補填期間に補填せず特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追加納付期間または補填期間満了日から 3 ヶ月以内に第 79 条による特許料の 2 倍を出し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合その特許権は継続して存続していたものとみなす。
- ④第 2 項または第 3 項による特許出願又は特許権の効力は、追加納付期間又は補填期間が過ぎた日から特許料を出した領域補填した日までの期間(以下、本条で“効力制限期間”という)中に他人が特許発明された発明または特許発明を実施した行為に対しては、その効力が及ばない。
- ⑤効力制限期間中に国内で善意で第 2 項または第 3 項による特許出願された発明又は特許発明を行として実施したりこれを準備している者は、その実施したり準備している発明又は事業の目的の範囲でその特許出願された発明又は特許発明に対する特許権に対して通常実施権を有する。
- ⑥第 5 項によって通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に相当した代価を支給しなければならない。
- ⑦第 1 項本文による納付若しくは補填又は第 3 項前段による申請に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

(iv) 公的証明書・印鑑証明書の取扱いについて

行政の各種手続における、公的証明書や印鑑証明書の取扱いについて情報を収集した。以下のデジタル庁の取りまとめ（オンライン化を実施する行政手続の一覧等）に見られるように、電子化や情報連携を行うことで、証明書類の添付を省略する動きが、各分野の行政手続において進められている。

図表 20 証明書類の添付省略を図る行政手続の例<sup>29</sup>

■ 登記事項証明書の添付省略

- ・ 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（法務省）
- ・ 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続（各省）
  - 例：供託の申請、供託物の払渡請求等の手続（法務省）
  - 例：食品衛生営業許可申請等（厚生労働省、デジタル庁）
  - 例：農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用する手続（農林水産省）

<sup>29</sup> デジタル庁「行政手続のオンライン化（オンライン化を実施する行政手続の一覧等）」  
< [https://www.digital.go.jp/policies/administrative\\_procedures\\_online](https://www.digital.go.jp/policies/administrative_procedures_online) > [最終アクセス日：2025 年 3 月 5 日]

例：建設関連業者の登録申請における利便性向上（国土交通省）

■戸籍謄本等の添付省略（法務省）

■住民票の写し等の添付省略

例：電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（総務省）

特許庁においても、手続のオンライン化など効率化に向けて取り組んできている中、手続の更なる効率化に向け、印鑑証明の提出を省略できる可能性も検討すべく、基礎情報として実印と印鑑証明書が求められる手続について情報を収集した。

実印と印鑑証明書が求められる手続のうち、下表に示す「会社設立」、「法人の役員変更」、「遺産相続」、「公正証書の作成」の一部の手続において、印鑑証明書の提出が不要になっている。いずれも、印鑑証明書を不要としている根拠として、同程度に証明がなされる別の確認方法が実施されているものと推察される。

図表 21 実印と印鑑証明が必要とされる行政手続等

場面	手続概要
会社の設立★	会社を設立する際に定款の認証や登記手続で必要 (会社の設立時、オンラインで登記する場合には、法務局(登記所)への印鑑提出が任意。) <sup>30</sup>
法人の役員変更★	法人の役員変更登記の際に必要 <sup>31</sup> (代表取締役の辞任時、辞任届に代わるべき情報(PDFファイル)に、辞任する代表取締役が電子署名を付与し、併せて電子証明書を送信した場合には、別途印鑑証明書を提出する必要はない。) (取締役会議事録の作成時、取締役会議事録に代わるべき情報(PDFファイル)に、取締役会に出席した取締役及び監査役が電子署名を付与し、併せて電子証明書を送信した場合には、別途印鑑証明書を提出する必要はない。) (新たに代表取締役が就任した場合、就任承諾書に代わるべき情報(PDFファイル)に就任を承諾した者が電子署名を付与し、併せて電子証明書を送信した場合には、別途印鑑証明書を提出する必要はない。)

<sup>30</sup> 法務省「商業登記規則が改正され、オンライン申請がより便利になりました(令和3年2月15日から)」  
<[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00070.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00070.html)>[最終アクセス日:2025年3月5日]

<sup>31</sup> 法務局「商業・法人登記申請手続(株式会社変更登記申請書)」<  
[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8\\_000001\\_00020.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00020.html)>[最終アクセス日:2025年3月5日]

遺産相続★	遺産分割協議書の作成や相続登記の際に必要 (遺産分割調停調書による相続登記においては、家庭裁判所の証明文があり間違いがないことが証明されるため、印鑑証明は不要。) <sup>32</sup>
公正証書の作成★	公正証書遺言や離婚協議書などの作成時に必要 (公証役場によっては、印鑑登録証明書でなく、免許証やマイナンバーカード、パスポートなどの本人確認書類で手続を進めている場合もある可能性。) <sup>33</sup>
不動産の売買	不動産の購入や売却の際に必要
住宅ローンの契約	住宅ローンを組む際に必要
商業登記	商業登記の際に必要
自動車の登録	自動車の新規登録や名義変更の際に必要
土地の賃貸借契約	土地の賃貸借契約を結ぶ際に必要になるケースが多い
著作権の登録	著作権の登録手続で必要
特許の出願	特許出願の際に必要
(参考) 保険金の受け取り	死亡保険金の請求において印鑑証明が必要
(参考) 金融機関での大口取引	銀行などで大口の取引を行う際に必要
(参考) 株式の譲渡	株式の譲渡契約を結ぶ際に必要になるケースが多い

★・・・印鑑証明を省略できる手続が一部存在

<sup>32</sup> (参考) 横浜リーガルハート司法書士事務所「相続登記をするときに印鑑証明書が必要となる場合とならない場合」< <https://legal-heart.com/souzokutoukiinkanshoumeisho/> >[最終アクセス日：2025年3月5日]

<sup>33</sup> (参考) 相続サポートセンター「公証役場で遺言を作るのに印鑑登録証明書が必要？」< <https://vs-group.jp/sozokuzei/supportcenter/oshiete/232/> >[最終アクセス日：2025年3月5日]

### (3) 調査小まとめ

本調査では、申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現に向けた検討、ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する検討、手続の利便性向上・簡素化に向けて近年導入された施策効果の確認や今後導入・改善が必要な措置の検討に資する情報等を調査対象とした。

それぞれの項目において、以下の点を確認した。

図表 22 まとめ表

手続の利便性向上・簡素化に向けて今後導入・改善が必要な措置の検討（国内優先権制度）	<ul style="list-style-type: none"><li>日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用に関する考え方や意見、利便性に関することに焦点を当てて現状を整理した。</li><li>日本における国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しを検討する際の参考情報として、日本の国内優先権制度と趣旨又は効果が類似する外国の制度について整理・比較を行った。</li></ul>
ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する検討	<ul style="list-style-type: none"><li>ePCT は出願や中間手続の管理等の機能を備えており、認証等の組合せにより利用できる機能が異なる。</li><li>調査時点で ePCT が利用可能な受理官庁としては、70 以上の各国官庁が該当する（2024 年時点、日本国特許庁は出願受入れ未対応）。</li><li>日本においては、国際出願手数料等支援措置を講じており、手続の簡素化も進められている。</li></ul>
特許（登録）料の納付等その他の制度や手続	<ul style="list-style-type: none"><li>特許料等の納付には米国、独国、英国、及び韓国において納付書を提出する必要がある。</li><li>追納制度はいずれの国においても存在し、追納時に割増登録料の納付が必要となっている。</li></ul>
その他の制度や手続（公的証明書、印鑑証明書の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"><li>行政手続の利用者負担の軽減や、運用の効率化のために、電子化や情報連携を行うことで、証明書類の添付を省略する動きが、各分野の行政手続において進められていることを確認した。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 実印と印鑑証明書が求められる手続のうち、「会社設立」、「法人の役員変更」、「遺産相続」、「公正証書の作成」の一部手続において、印鑑証明書の提出が不要となっていることを確認した。</li></ul>
--	--

## 2. アンケート調査

以下に示す調査概要のとおり、アンケート調査を実施した。

### (1) 調査概要

図表 23 調査概要

調査目的	産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集するとともに、以下に示す調査項目を中心に個別状況を把握すること
調査対象	代理人事務所及び企業等 500 者
調査方法	調査票を郵送にて配布し、郵送にて回収
実施時期	2024 年 6 月 28 日（発送日）から 7 月 19 日
調査時点	2024 年 4 月 1 日 (※一部回答時点を別途指定している設問も有)
発送数	500 者
回収数	273 者
回収率	54.6%
調査票	A4 版 14 ページ 記名式 全 33 問（枝問を除く）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 貴社又は貴事務所の概要について</li><li>2. 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について</li><li>3. ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する制度について</li><li>4. ePCT の導入について</li><li>5. PCT 出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置について</li><li>6. 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用について</li><li>7. 分割出願制度（特許法第 44 条）について</li><li>8. 特許庁における、受付・方式・登録業務他に関するサービスの水準・品質について</li><li>9. 上記以外の制度改正等に関する要望や問題提起について</li><li>10. 回答者情報について</li></ol>

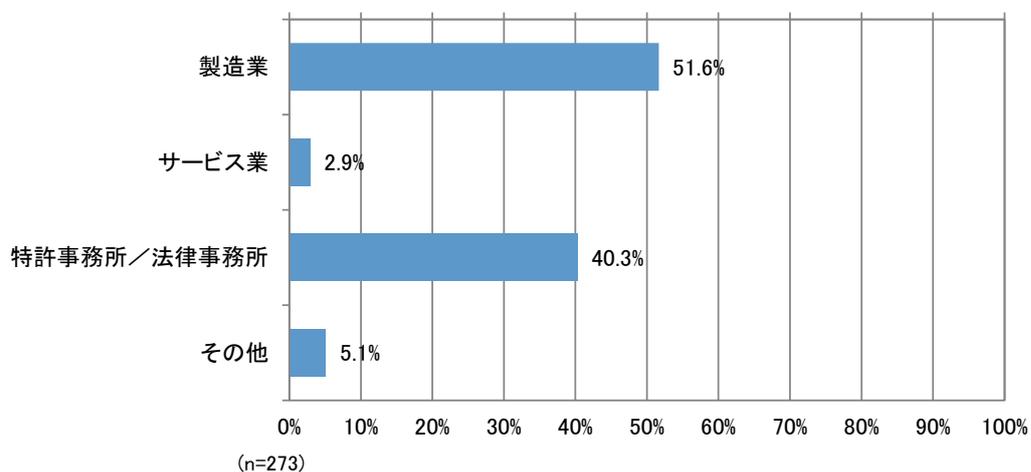
## (2) 調査結果

結果は以下のとおりであった。

### (i) 貴社又は貴事務所の概要について

#### (a) 問1.業種 (SA)

「製造業」の割合が最も高く 51.6%である。次いで、「特許事務所／法律事務所 (40.3%)」、「その他 (5.1%)」である。

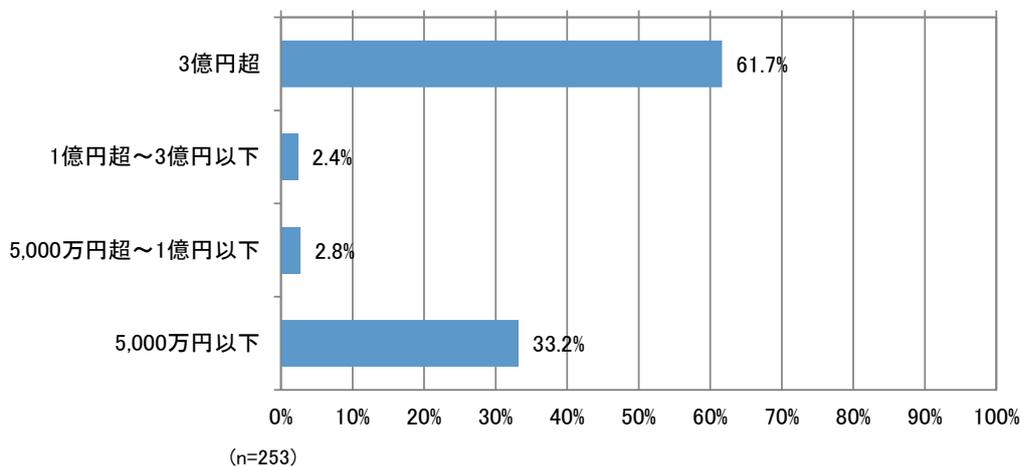


#### 【その他自由記述】

持株会社 (研究開発部門有り) / 国立大学法人 / 研究開発業務 / 電気・ガス業 / 建設業  
/ 放送局 / 学校教育

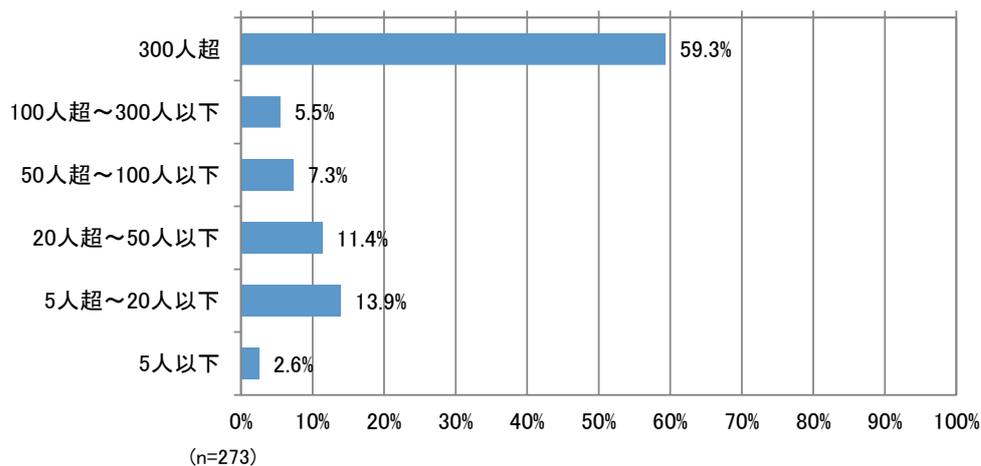
(b) 問 2.企業規模（資本金）（SA）

「3 億円超」の割合が最も高く 61.7%である。次いで、「5,000 万円以下（33.2%）」、「5,000 万円超～1 億円以下（2.8%）」である。



(c) 問 3.企業規模（従業員数）（SA）

「300 人超」の割合が最も高く 59.3%である。次いで、「5 人超～20 人以下（13.9%）」、「20 人超～50 人以下（11.4%）」である。

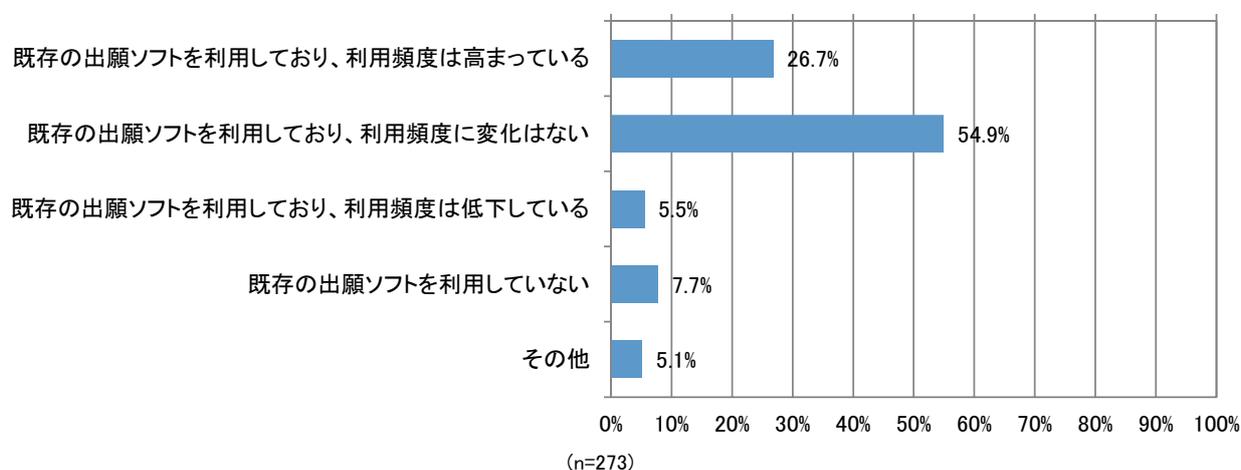


(ii) 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について

① 現行の出願ソフト（電子出願ソフト）の利用状況

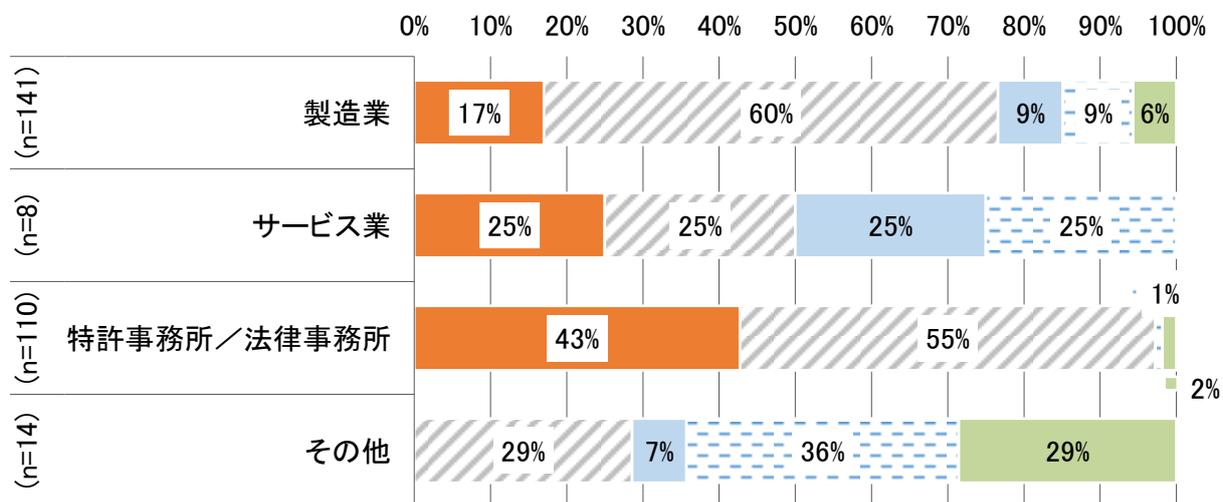
(a) 問 4.電子出願ソフトの利用（SA）

「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない」の割合が最も高く 54.9% である。次いで、「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている(26.7%)」、「既存の出願ソフトを利用していない(7.7%)」である。



業種別クロス集計結果（問1とのクロス集計、以下同じ）

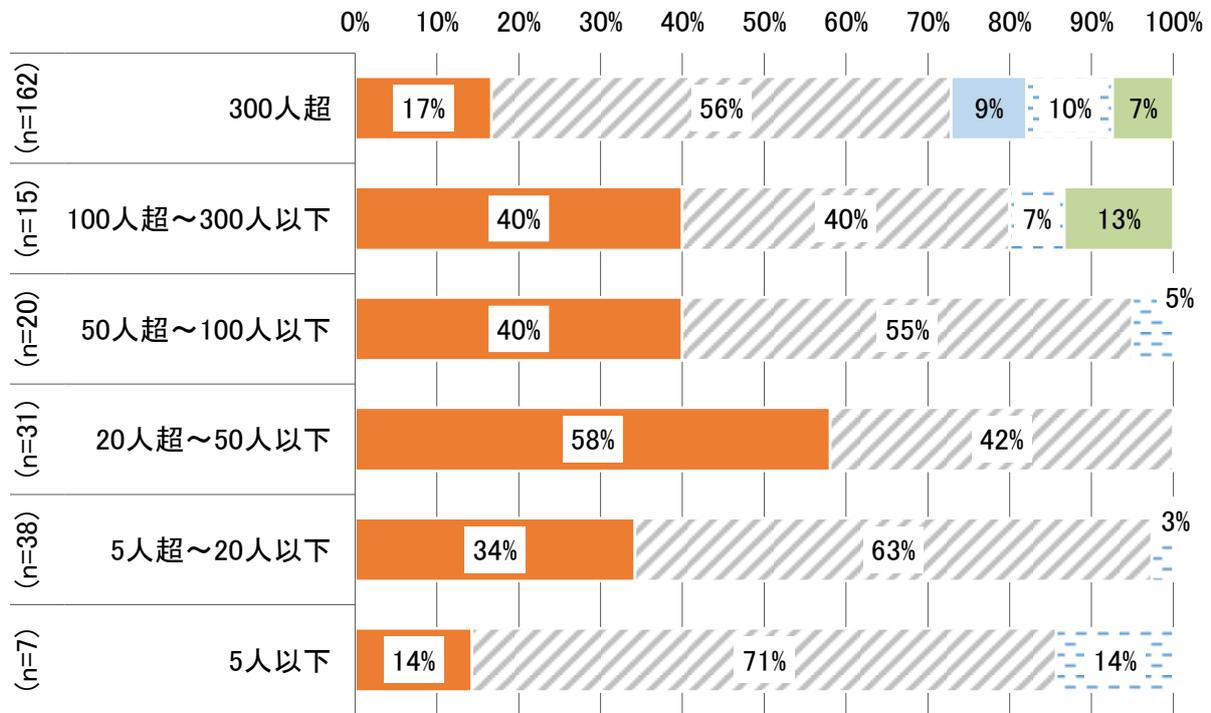
業種別に見ると、製造業では「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない（60%）」の割合が最も高い。



- 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている
- ▨ 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない
- 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している
- ▨ 既存の出願ソフトを利用していない
- その他

従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員別に見ると、5人以下では「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない（71%）」の割合が最も高い。



- 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている
- ▨ 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない
- 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している
- ▨ 既存の出願ソフトを利用していない
- その他

【その他自由記述】

回答者	内容
企業	当社の場合、出願ソフトは包袋閲覧（月1件以下）の利用だけとなっている。
企業	市販の特許管理システムへのデータ取り込み等のために、出願ソフトを利用しているが、出願ソフトを利用したの自社出願手続は実施していない。
企業	自社では利用していない。代理人での利用頻度は不明。過去、商標で出願ソフトを利用していたが、現在は使っていない。
その他	代理人を通じて手続を行っているため使用していない。

企業	弊社は研究の受託会社として、特許出願は委託元に一任しているため使用していない。ただし、受託会社ではあるが、権利の持分を半分持てる契約となっている。
代理人事務所	顧客納品のための HTML 出力、新しく始まったオンライン発送（特許証等）、電子特殊申請については使用しているが、提出処理については編集可能な出願支援ソフトを使用している。
企業	社内で作成した出願書類が電子出願ソフトでエラーを生じさせない形式であることを確認するために活用。ただし、電子出願ソフトを活用してオンラインによる手続は行っていない。
企業	100%特許事務所から出願している。
企業	代理人に一任しているため不明。
企業	特許事務所へ依頼。
代理人事務所	別ソフトを併用しているが、電子特殊申請が開始されたので利用回数は増えている。
企業	代理人に一任している。
企業	出願ソフトを利用しているが、基本的には特許事務所に依頼しており自社での利用頻度はあまり変化がない。
その他	特許事務所に依頼している。
企業	出願委託をしている特許事務所にて現行の出願ソフトを利用していると思う。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(b) 問 5.利用頻度低下及び未利用の理由 (FA)

回答者	内容
企業	特許管理システムへの XML データ取り込みの際にのみ必要としているだけで、電子出願ソフトを起動して何かしらの業務を行っていない。
企業	手続については、代理人（特許事務所等）に委託しているため、直接に出願ソフトを使用する機会はない。
企業	出願処理は特許事務所に依頼している。
企業	出願は特許事務所に依頼している。
企業	弊社は研究の受託会社として、特許出願は委託元に一任している。
企業	特許事務所へ委託している。
企業	特許出願の内製化が減少した。
企業	以前は拒絶査定後の審判請求を自社手続で行っていたが、ここ数年特許事務所を使うことが多くなり利用頻度は減っている。
企業	手続は特許事務所に依頼している。
企業	自社手続（特に年金納付）のアウトソースを進めている。

代理人事務所	顧客納品のための HTML 出力、新しく始まったオンライン発送（特許証等）、電子特殊申請については使用しているが、提出処理については編集可能な出願支援ソフトを使用している。
企業	以前より出願件数が減っている。
企業	以前は出願ソフトを使い自社で特許出願手続をしていたこともあったが、最近の特許事務所に特許出願手続を依頼することが多いため、出願ソフトを利用する頻度は低下している。
企業	自社出願件数が低下しているため。
企業	特許事務所他外部機関への委託が大半のため。
企業	特許事務所を利用する案件数が多くなった。
企業	権利化業務を国内代理人事務所に委託している。
企業	すべて特許事務所を介して出願している。
企業	自社出願が減少している。
その他	代理人に委託している。
企業	特許の年金や商標更新の手続を他社に依頼するようになった。
企業	代理人に一任している。
代理人事務所	オンライン出願の採用ソフトを使用している。
企業	特許事務所等外部での手続が中心である。
その他	特許事務所への外注を増やしている。
その他	出願手続を特許事務所にすべて委託している。
企業	出願手続を全件特許事務所に依頼しており、手続は代理人経由で行っている。
企業	出願業務は特許事務所に任せている。
企業	手続を外注しており、自社で実施していない。
企業	自社で出願手続をしていない。
企業	法人マイナンバーカードが本社にあり、他の業務で既に使用しているため、出願ソフトに使用することができない。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(c) 問 6. 現行の出願ソフトに関する改善要望 (FA)

回答者	内容
企業	特許証等、ファイルをダウンロードする場合に 1 件ずつ手続する必要があり煩雑。一括ダウンロードや複数選択してダウンロードする機能が欲しい。
企業	PDF の添付が面倒である。PDF と画像の両方を添付できないので、できるようにしてほしい。情報提供で、改行等が反映されないのを見やすいように改善してほしい。
代理人事務所	出願ソフト内で提出書類を編集できる機能が必要である。
企業	特許庁開庁日・開庁時間以外にも申請できるようにしてほしい。
企業	エラーの内容が分かりづらい。(エラーが出た場合、) 具体的にどの様に対処すればよいか等、指示事項を分かりやすくしてほしい。 電子証明書の更新をより簡易にしてほしい。
代理人事務所	インターネット出願ソフト上で、手続文書の内容編集ができる機能を実装してほしい。 電子特殊申請について、画面を通じた入力だけでなく、外部ツール等から直接流し込みが可能ないようにしてほしい。
代理人事務所	HTML 以外の文書 (例えば Word 等) も読み込めるようになるとよい。 HTML 読み込み後に内容を修正したい場合、現在は HTML を修正して再度読み込む必要があるが、出願ソフト上で修正できるようになるとよい。 電子特殊申請が使いづらい。 ・従来のオンライン手続と電子特殊申請の対象書類を区別するのが煩雑である。 ・送付票を画面上でしか作成できない (あらかじめ作成して読み込むことができない) のが不便である。 ・送付票を一時保存できないのが不便である。 ・添付物件ごとに PDF を作成しなければいけないのが不便である。 申請人情報変更をオンライン手続又は電子特殊申請で手続できるようになるとよい。
代理人事務所	電子特種申請について、国際出願と同様に、送付票編集中の保存機能、及び送信ファイル作成後も編集できるような保存機能を付けてほしい。現状では、特に添付書類が多い時、送信ファイル作成後に修正点を見つけると初めから添付書類をつけ直さなくてはならないので、非常に手間がかかっている。 現況、化学式、表、数式などを多数含む文書の場合、それぞれ GIF などにして貼付する必要があり煩雑である。化学式、表、数式などを含む Word 文書で提出できることとするか、又はそ

	のような Word 文書から 1 つの作業で変換した書類で提出することができるソフトにしてほしい。
企業	外国のルールブックの拡充、サポートを充実してほしい。
企業	マニュアルや UI が複雑で、やりたいことを直感的に行うことができない。また、アクセスコードの一括照会・一括リスト出力機能や、異議書類の提出・受理機能が欲しい。
企業	予納残高照会において、参照・出力項目を追加してほしい。(特許料納付の整理番号、納付年次)
代理人事務所	現在の出願ソフトが、何らかの支援ソフトを用いないと序提出書類を作成できない状況がパソコン出願ソフト、インターネット出願ソフトで改善されず続いているので「WEB 手続ツール」に入手操作だけでなく「書類作成支援機能」を取り込んでほしい。
代理人事務所	現在のインターネット出願ソフトは外部連携のインターフェースが特殊すぎるため(特殊な設定ファイルがないと自動実行できない)、もっとコマンドラインから使えるような容易なインターフェースにしてほしい。
企業	PCT 出願時、出願ソフト上で入力、選択する際に、手入力箇所が多いと感じる。手入力、選択ではなく、例えばあらかじめ用意した CSV アップロードで入力ができるとうい。
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子証明書の更新が面倒である。</li> <li>・一時的に利用不可となる期間が発生する。</li> <li>・システムに取り込むためのデータ出力が手間である。</li> <li>・バージョンアップ対応が手間である。</li> <li>・エラー内容が分かりにくい。</li> <li>・まったく異なる原因の場合があり使えない手続がある(郵送のみ)。</li> </ul>
企業	序オンライン形式ファイルに変換したソフトの Ver. と、オンラインに用いるソフトの Ver. が異なる場合でも、エラーとならないようにしてほしい。せめて、最新 Ver. であれば、一つ前の Ver. で作成した明細書は扱えるようにしていただけるとよい。
企業	予納残高照会のデータは、HTML 形式でダウンロードできるが、データを利用するには面倒な加工が必要なので、CSV 形式でダウンロードできるようにしてほしい。 特許出願等のデータを HTML 形式で出力すると、元の文章で改行がされていなくても、1 行ごとに改行される。このような改行は止めてほしい。
企業	証明書更新時期と株主総会開催時期が重なった時には株主総会が完了するまで証明書更新ができず、手続できない期間が発生している。
企業	明細書中にある図や表をソフトに読み込んだ後、文字が潰れてしまうことや、読みにくくなっていることがあるので、これらの改善を希望する。

企業	<p>ファイルを保存する際に、デフォルトで書類名称と西暦が表示されているが、ここに、出願番号もデフォルトで設定してほしい。理由は、同じ書類が複数ある場合、他案件の出願番号をファイル名称に設定してしまうおそれがあるため。</p> <p>Cドライブに JPODATA というフォルダが設定されるが、この構成が分かるマニュアルを開示してほしい（どこに何のファイルが格納されるかが分かりにくい）。</p> <p>タブが多い（どのタブを使えばいいのかが分からないときがある）。</p> <p>発送書類の受取について、24 時間受け取れるようにしてほしい。</p>
代理人事務所	<p>電子特殊申請に関して、手続において、必ず送付者の情報等である送付票が必要であるが、送付者の情報等を出願ソフト上で手入力しかできず、作業が煩雑であり、入力間違いを防止するための人出もかかることから、例えば、CSV 機能を利用して出願ソフトに取り込めるようにしてほしい。</p>
代理人事務所	<p>手続書類を MSWord で作成した後に HTML に変換し、さらに出願ソフトで変換するという手順でミスが生じることがあるため、Word の状態で提出したい。他方、上記 HTML から最終変換をすることで書式・形式のエラーを抽出することができるので、Word での提出は難しいのかもしれないとも思う。（別の選択肢として、Word 上で必要な書式チェックが完結できるようであれば、HTML でチェックして、エラーが見つかり Word に手戻りすることは無くなるのでそれでもよい）</p> <p>出願ソフトの定期的なアップデートが必要であるが、ユーザーに PC の管理者権限を付与していない状況ではそのアップデート作業に手間がかかる。サイレントインストールできるような仕様にしてほしい。</p>
企業	<p>出願時のチェック速度を向上してほしい。</p>
企業	<p>紙でしか受入れしていない申請書類を出願ソフトで対応可能としてほしい。また、それらについて印紙の貼付が不要で、予納金台帳から引き落とし可能としてほしい。</p>
代理人事務所	<p>編集機能を追加してほしい。具体的には、送信ファイル作成後にソフト上で修正ができるようになることよい。</p>
企業	<p>システム内での帳票作成支援ツールを要望する。</p>
企業	<p>刊行物等提出書で文字装飾及び改行が一切できない問題を改善してほしい。</p> <p>現状、特許証データは 1 案件ずつ PDF 表示されるため、1 案件ずつ手動で PDF 保存を行っているが、件数が多いため、一括で、案件ごとの特許証 PDF データをダウンロードできるような仕様にしていただくと大変助かる。</p> <p>発送(共通)で「移転登録済通知」「登録済通知書」「案件一覧」がそれぞれ別画面でダウンロードする仕様になっているが、画</p>

	面を切り替えることなく一括で書類がダウンロードできるように変更いただけると助かる。
企業	電子特許証を XML ファイル取り込みできるようにしてほしい。
企業	2024 年 5 月 1 日施行の出願非公開制度に伴い、従来受領書に記載されていたアクセスコード(DAS コード)を出願端末から照会する必要があるが、現状では、1 件ずつ出願番号を入れてアクセスコードを照会しなければいけないと認識している。可能であれば、複数件まとめて出願番号を入力し、アクセスコードを一括で確認できるようにしてほしい。
代理人事務所	<p>通常のオンライン手続と特殊申請手続を一本化してほしい（手続書類ごとに違うのは使い勝手がよくない。特殊申請に対応していない書類を電子特殊申請で申請した場合、却下処分の対象となる。）</p> <p>現行、「申請人情報・証明書管理ツール」の画面において、代理人識別番号、出願人識別番号、包括委任状番号が適合する場合に、出願人識別番号の詳細情報を閲覧・変更できる仕様になっている。これに加えて、代理人識別番号、出願番号を入力すれば、当該出願番号の代理人であれば、出願人識別番号の詳細情報を閲覧できる仕様にしてほしい。</p> <p>一括送信した場合でも、個別に、若しくは特定の塊で受領書を発行してほしい。例えば、複数案件の特許年金や審査請求について送信する場合、依頼人との関係を考慮して個別に送信する必要がある。そのため、送信ファイルを特定し、送信の工程をその都度繰り返す必要がある。これを解消するために、一括送信する際に、受領書の発行単位をユーザーが事前に選択できるようにしてほしい。</p> <p>複数の識別番号を切り替えて使用している。起動後に、選択中の識別番号・証明書の情報が表示されていると、処理対象の確認することができるので、安心できる。</p> <p>出願書類の書式チェックのエラー原因の対応方法について、より具体的な原因と解決方法を含む詳細なエラーメッセージを表示してほしい。</p> <p>一部改修されたが、いまだ出力ファイルの保存先指定時に別ドライブ/サーバーへの指定が難しい古い形式のものが散見される。NAS などへの保存も直接スムーズに行えるように改修してほしい。</p>
代理人事務所	インターネット出願ソフトの国際出願について、優先日を入力する時に時間が掛かるため、直接日付の入力をできるようにしてほしい。（コピー&ペーストもできるように）
企業	2024 年 4 月開始の発送手続のデジタル化において、オンラインにて 7 種の書類（特許（登録）証、年金領収書等）が受領できるようになったが、一部の書類のみの受領ができない。オンライン受領時に特許証/年金領収書ごと、意匠・商標ごと、包括

	委任状番号通知のように個別書類指定で、受領できるようにしてほしい。
企業	<p>発送手続のデジタル化によって、四法ごとの発送等ができなくなった部分もあるが、以前のように四法ごとに分けていただけるとよい。</p> <p>イメージデータの貼り付けが思ったとおりにいかず何度かやり直している、貼り付け方法を改善いただけると良い</p> <p>アップデートが頻繁にあるが、改善内容が分かりやすくなると良い、また、アップデートの回数が少なくなるとよい。</p> <p>オンライン発送により新たに受取可能となった書類について、共通ではなく、特、実、意、商別に分けて受け取れるとよい。</p>
代理人事務所	<p>特許出願の明細書中、アルファベット表記で、Word 等で文書を作成したときには、半角スペースが空いているにもかかわらず、出願ソフトにデータを読み込んだ時に、半角スペースが無くなっていることが多々ある。読み込むときのデータ形式がどのようなものでも、半角スペースが無くならないように改善してほしい。</p> <p>特許庁が提供している簡易マルチマルチクレームチェッカーのような機能を出願ソフトに追加してほしい。具体的には、出願ソフトで送信ファイルをかけたときにマルチマルチクレームであったときに「警告」表示がされるのが良い。</p>
代理人事務所	<p>配列表について、外国語書面出願でもテキスト (XML) をリンクで貼り付けられるようにしてほしい</p> <p>意見書、上申書、早期審査、審判書類等の参考資料も PDF をリンクで貼り付けて提出できるようにしてほしい。</p> <p>刊行物等提出書の PDF 数について、10 までの制限を無くしてほしい。</p> <p>PCT-RO の英語出願を PDF で簡単に取り込みできるようにしてほしい。</p> <p>SGML 書類だけではなく、XML 系書類もカラーイメージを使えるようにしてほしい。</p> <p>HTML 出力する際に格納先を指定する画面が小さいので大きくしてほしい (データ出力と同じ画面 (動作) にしてほしい)。</p> <p>XML 系書類の印刷を SGML 系書類と同じように一括 (複数文書を 1 文書) で出力対応してほしい (若しくは一括か個別か選択式にほしい)。</p> <p>書類検索に「オンライン送信」ボタンが欲しい。</p>
企業	<p>手続書類を HTML 形式で記載する必要があり、面倒で煩雑に感じる。</p> <p>Word ファイルを直接出願原稿として提出できるようにしてほしい。</p>
企業	<p>出願時等にエラーが発生した際、エラーの内容、対処方法等について、誰にでも分かるようにより具体的に教示してほしい。</p>

代理人事務所	編集機能があるとよい。 方式チェック機能も欲しい。
企業	特許料納付の手續の際、出願人に国立大学などがあるときには、減免措置の確認が案内される機能があると有用と考える。
企業	エラーが発生した際、レイアウト上見にくく、エラー内容が分かりにくい。書類を出力する際にファイル名のルールをユーザーで指定したい。
企業	クラウド上の出願・手續書類を読み込めるようにしてほしい。
代理人事務所	特殊申請や発送書類の共通書類等を PDF 化する時に、ものすごく時間がかかるのを改善してほしい。下書きデータを一時保存できるようにしてほしい。(特殊申請について)
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証の受領ができるが、都度開いて保存するのが煩雑であるため、もっと保存しやすくする方法を検討してほしい。</li> <li>・同じ出願番号/登録番号の件を重複して入力することができるため、同じ手續を2回送信してしまうおそれがある。重複して入力する案件がエラーになるなど、自動チェックを追加してほしい。</li> </ul>
企業	会社の標準 PC だとセキュリティレベルが高いため、出願ソフトを入れることができず、専用 PC を用意している。他のソフトとの連携ができず不便なので改善してほしい。
企業	電子特殊申請にて対応可能となった書面等についてエラーチェック機能を充実できないか。
代理人事務所	特許証及び特許料納付受領のオンライン発送については、応答期限を有する庁指令との合送をやめて、別の発送項目を作してほしい。
代理人事務所	WEB アプリ化。
企業	<p>特許庁へ出願後、データが受理済みのフォルダと受領書フォルダに自動保存されるが、保存数が多くなってくると、フォルダの新規作成が必要なため、それが手間と感じる。新規作成しなくても良い方法や、新規作成をする手順が現状より簡単になることを希望する。</p> <p>[発送] タブより登録証 PDF をダウンロードする際、特許証を1件ずつ表示させて保存という作業が発生するため、「特許証の通知」を表示→保存という1つの手間で発送された特許証1件ずつの PDF ファイルが保存できるようになることを希望する。</p> <p>自動納付（登録証、終了通知）特許証の通知リストは、PDF や Excel にファイル形式の変更を希望する。</p>
代理人事務所	共通書類受信時の印刷に大変時間を要するため、速く印刷できる様にしてほしい。(XML の中に HTML、PDF が入っているため時間を要するのだろうか)
不明	電子特許申請を従来の電子申請と一本化するよう継続的に検討してほしい。
代理人事務所	手数料（減免制度対応）を自動で計算して入力される機能が欲しい。

	<p>PCT 出願の軽減申請をイメージ貼り付けではなく、データ入力の形式にしてほしい。</p> <p>特殊申請も PCT 出願のように一時保存、編集、修正ができるようにしてほしい（間違いがあった時に一から作成し直さなければならないため）。</p> <p>PCT 出願や特殊申請で PDF データを添付する際に、前回の添付時のフォルダが最初に選択されているのを解除してほしい。</p>
企業	企業目線では、特殊申請はハードルが高く、分かりにくい。
代理人事務所	使用不可文字を減らしてほしい。（コンバート時のエラー対応の軽減）
企業	サポートページを分かりやすくしてほしい。
企業	1 回に処理できる件数に上限がある点。
代理人事務所	<p>「刊行物等提出書」に改行を反映させてほしい。</p> <p>印刷機能が動いている間も他の作業ができるように改善してほしい。</p>
その他	特許証等一部の書類を複数一括で受け取ると、1 つの PDF ファイルにまとまってしまい、案件ごとに手動で分割する手間が発生する。庁から発行される書類を電子で保存するときに、確実に案件ごとに分割されることを強く希望する。
代理人事務所	<p>参考図面ではなく、正式な図面として、カラー図面を提出できるようにしてほしい。</p> <p>氏名（名称）変更届や住所（居所）変更届についても、電子特殊申請で提出できるようにしてほしい。</p> <p>PCT 関連書類も含め、オンライン発送の対象書類を更に増やしてほしい。</p>
代理人事務所	電子特殊申請について、作成したファイルの保存・修正ができるように変更してほしい。
企業	書式チェック時に金額チェックもしてほしい。
代理人事務所	<p>特殊申請で、作成の途中で保存・編集再開できるようにしてほしい。</p> <p>タブ、フォルダ間をまたいでの検索ができるようにしてほしい。</p>
代理人事務所	<p>過去の出願済／送付済データの検索機能が欲しい。</p> <p>国際出願時の明細書を取り込む際のエラーチェックを分かりやすくしてほしい。エラー箇所が分かりにくい。対処の仕方も分かりにくい。</p>
代理人事務所	ソフト上で書類の編集ができないことが不便に感じる。エラーが出た場合、たとえ 1 文字だけでも取り込んだファイルを削除して HTML を変更し、再度読み込む作業が必要となるので手間とを感じる。
代理人事務所	チェック、編集機能を強化してほしい。
企業	金額に関するエラーチェックで減免料金のチェックが正確にできるように希望する。

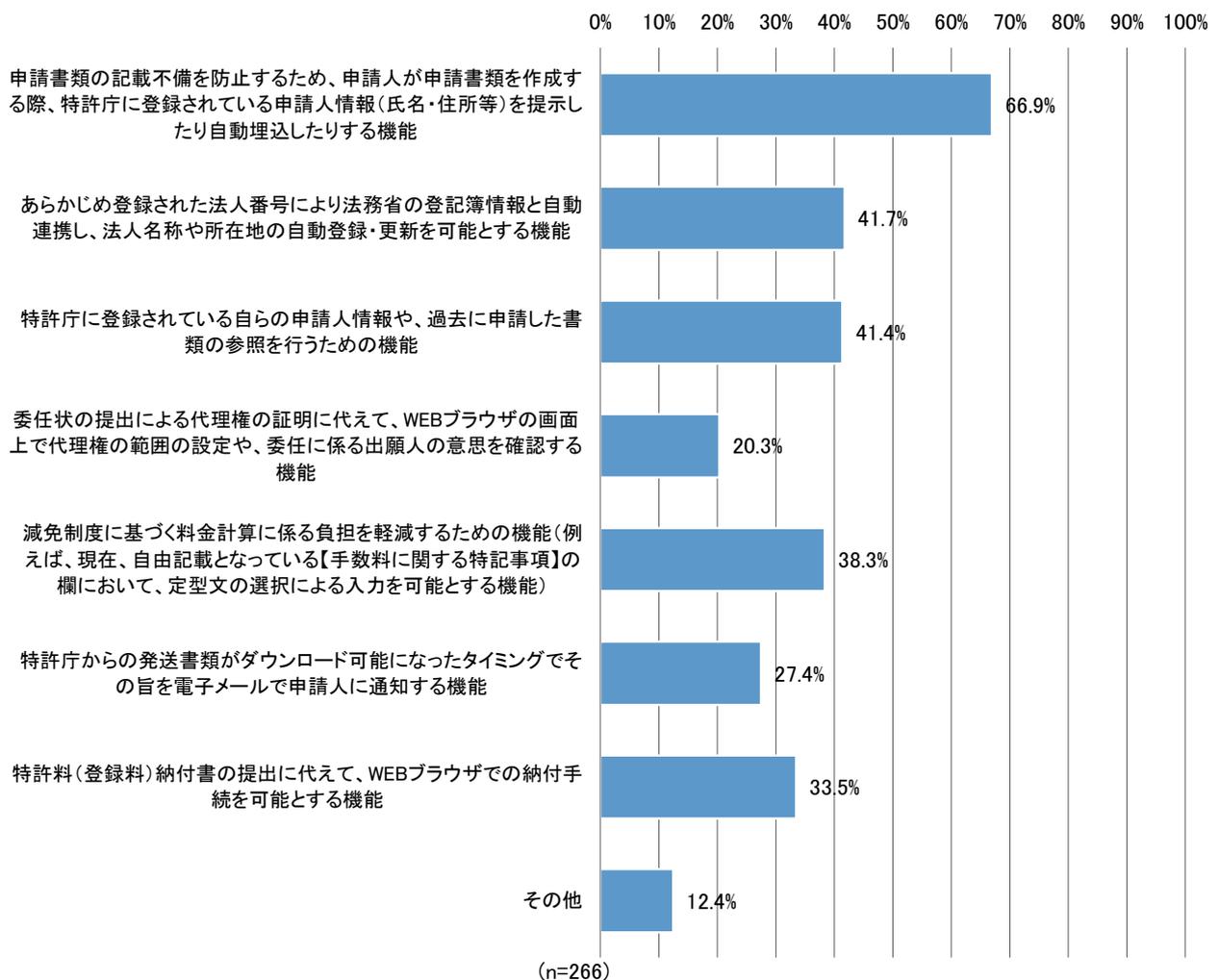
代理人事務所	データをローカルではなく、サーバー等に保存できるようにしていただくとよい。PCが壊れるとデータが消えるため。
代理人事務所	送信できるファイルサイズが200MBまでなのを大きくしてほしい。
代理人事務所	現在の出願ソフト上で内容の修正が直接できるようにしてほしい。 申請書など従来紙のみで提出だった書類がソフトで提出できるようになったが、もう少し分かりやすく簡単であってほしい。
不明	イメージデータを大量（目安300個以上）に組み込んだ場合、メモリ不足、又はディスクの空き容量が足りないというエラーメッセージが頻繁に出たり、動作も不安定になるのを解消してほしい。 Windows10が終了した後は、出願ソフトを32bit互換ではなく64bitネイティブとしていただきたい。すなわち、PCのメモリをより多く使えるようにしてほしい。 使用できる文字も、シフトJISだけでなく、適用範囲を広げてほしい。 配列票ST26の処理につき出願ソフトとWIPO Sequenceが連動されることを希望する。
代理人事務所	特殊申請もHTML取り込み形式にして、方式チェックしてほしい。送付票の作成が手間である。 また、住所変更届も特殊申請できるようにしてほしい。
企業	画面上のヘルプが使いづらい。結局サポートサイトからマニュアルを見ないといけないのでヘルプを改善してほしい。
代理人事務所	入力支援機能を充実してほしい。
企業	出願タブの利用者フォルダの容量を増やしてほしい。
代理人事務所	特許証の受領の際に、発送目録等に出願番号が記載されておらず、案件の特定に手間がかかる。 特殊申請が可能な手続が、ソフト上で探しにくい。
代理人事務所	図面表、数式の組み込みを楽にしてほしい。（画像サイズ、寸法の自動調整等）
企業	出願ソフトから出力するPDFデータのファイル名に出願番号等が付くと、整理しやすい。
企業	出願ソフトの出力機能において、テキストの出力だけでなく、画像ファイルの出力も行えるようにしてほしい。 発送の「共通」書類において、HTMLとPDFが混在しているが、HTML部分もPDFにして1つの書類として取得できる機能を付けてほしい。
企業	インターネット出願ソフトについて、「書式チェック」に1時間弱かかることがあり、処理速度の改善を求める。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

## ② 手続ツールの機能に関する要望等

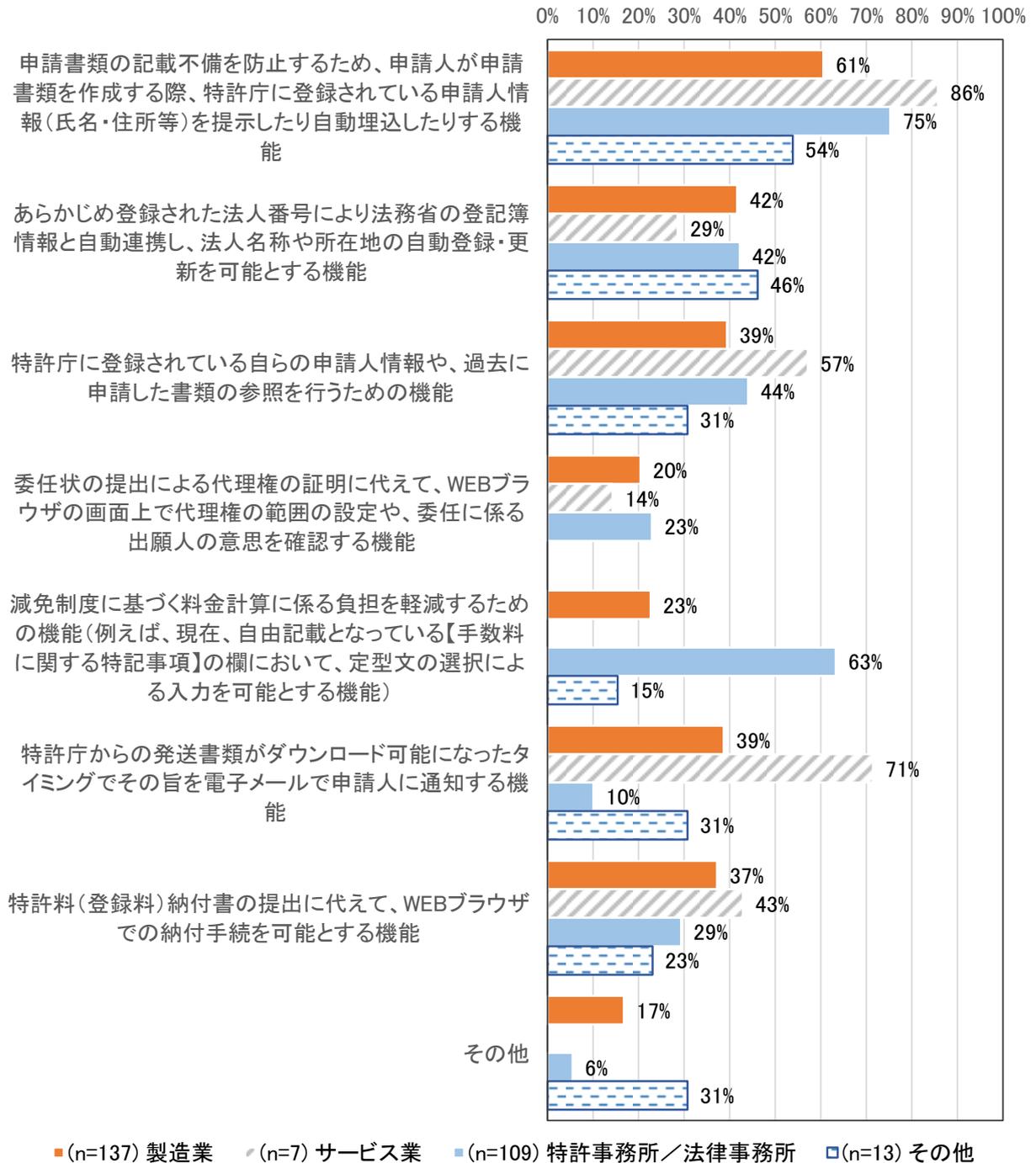
### (a) 問 7.手続ツールに盛り込まれると便利な機能 (MA)

「申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能」の割合が最も高く 66.9%である。次いで、「あらかじめ登録された法人番号により法務省の登記簿情報と自動連携し、法人名称や所在地の自動登録・更新を可能とする機能（41.7%）」、「特許庁に登録されている自らの申請人情報や、過去に申請した書類の参照を行うための機能（41.4%）」である。



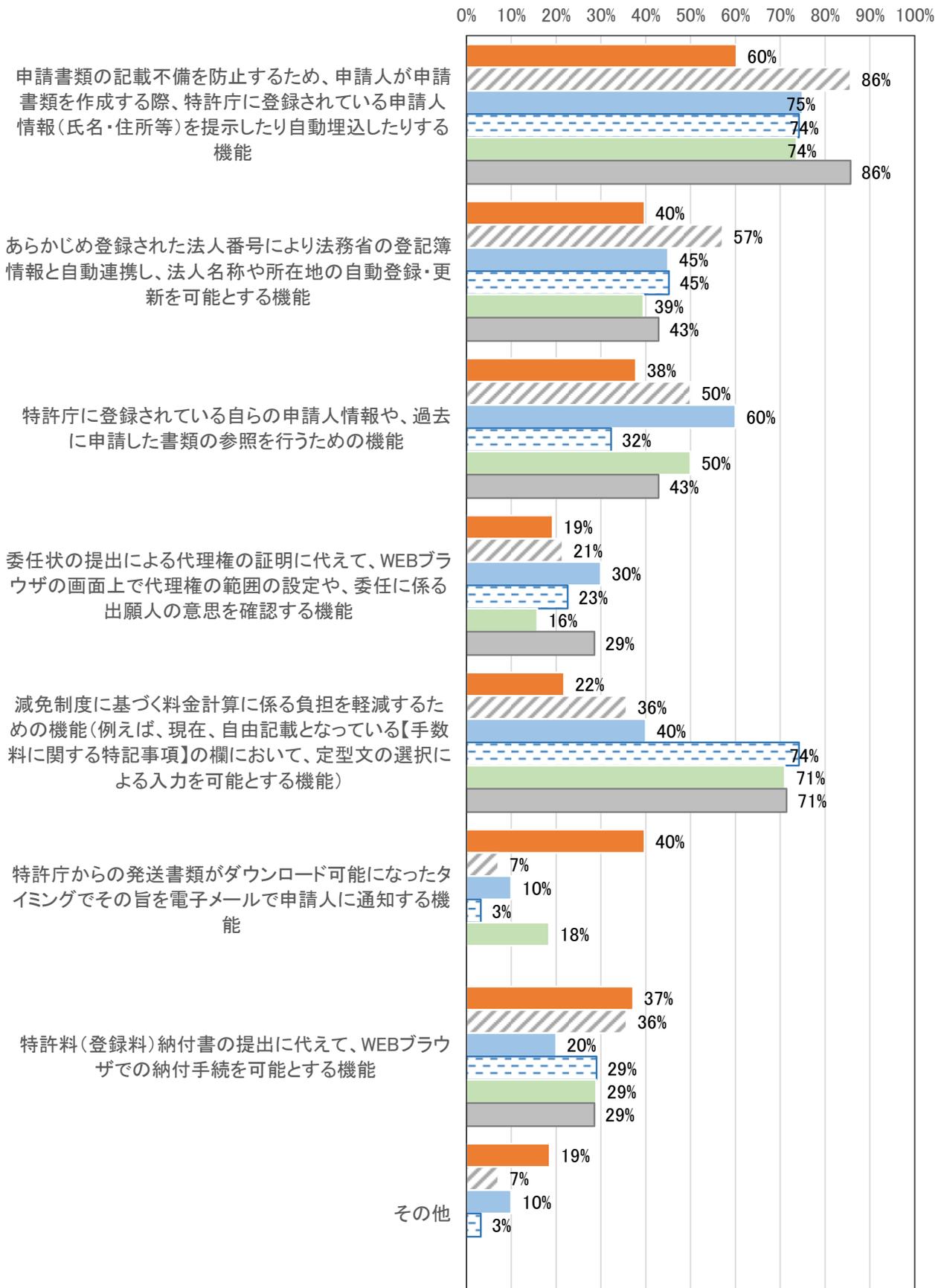
業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、サービス業では「申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能(86%)」の割合が最も高い。



### 従業員数別クロス集計結果（問3）

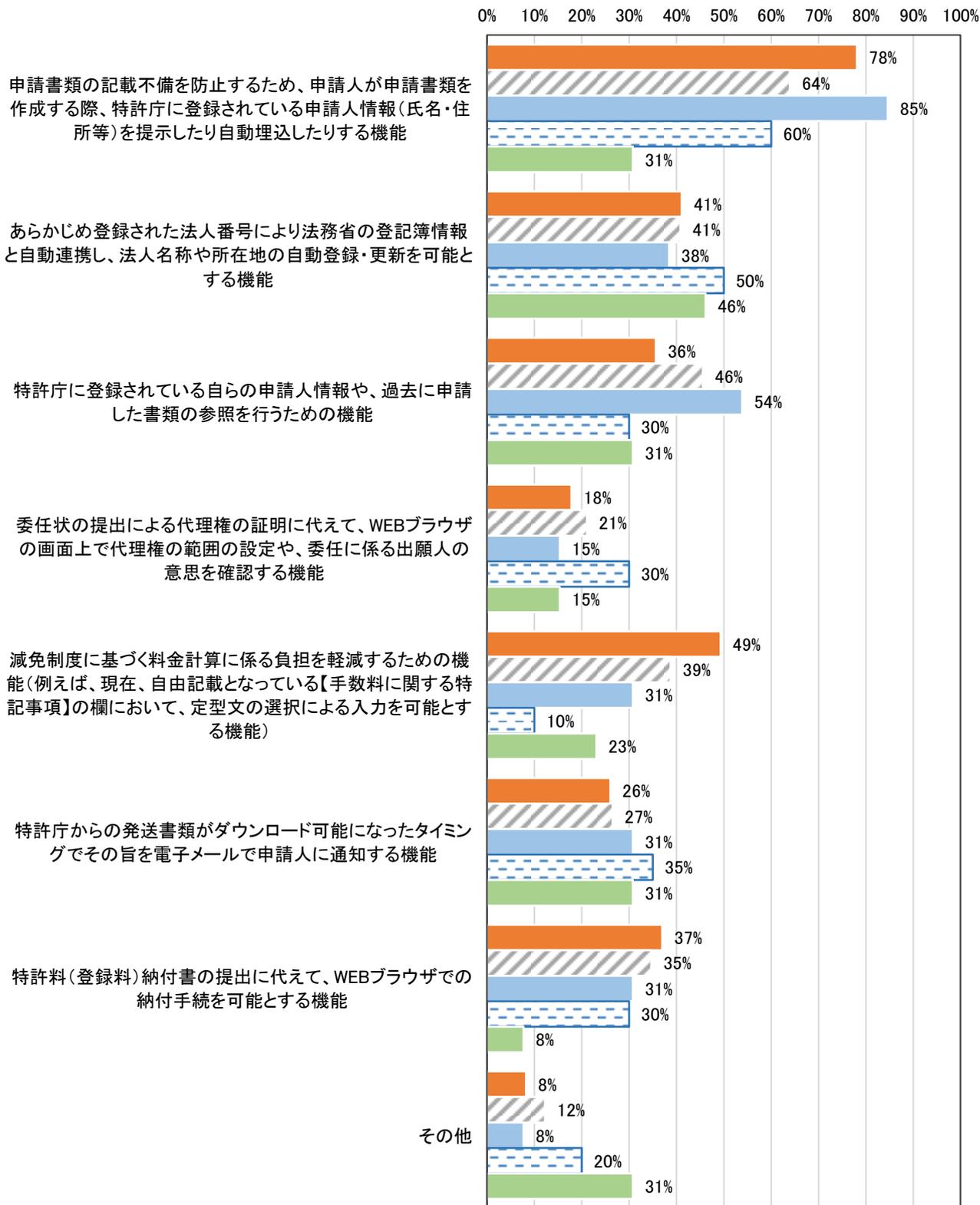
従業員数別に見ると、100人超～300人以下及び5人以下では「申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能(86%)」の割合が最も高い。



■ (n=156) 300人超      ▨ (n=14) 100人超~300人以下      ■ (n=20) 50人超~100人以下  
 □ (n=31) 20人超~50人以下      ■ (n=38) 5人超~20人以下      ■ (n=7) 5人以下

#### 電子出願ソフトの利用別集計結果（問4）

電子出願ソフトの利用別に見ると、「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している」を選択した回答者では「申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能(85%)」の割合が最も高い。



- (n=73) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている
- ▨ (n=147) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない
- (n=13) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している
- ▨ (n=20) 既存の出願ソフトを利用していない
- (n=13) その他

【その他自由記述】

回答者	内容
企業	特許証等、ファイルをダウンロードする場合の一括・複数選択ダウンロード機能は必要である。
企業	一度提出した書類は、例えば、24 時間限定で、取り戻せる機能。
代理人事務所	<p>WEB 手続ツールを導入されるのであれば、「API 連携機能」の実装を必ずお願いしたい。明細書内容、図面情報等も含め、書類作成に必要な情報すべてを JSON 形式等の機械処理が可能な方法で、WEB 手続ツールに引き渡し、人間による手入力情報が極力少なくしてほしい。なお、現在 XML 系と SGML 系の 2 系統のデータ種別があるが、四法、手続段階（出願、審判）等を問わず統一の形式としていただけるとよい。</p> <p>また、1 日数百件の書類を提出することもあるため、複数書類の一括送信機能、複数人による同一アカウントへの同時アクセス、同時手続も、これまでどおり担保いただきたい。</p> <p>なお、データ可読性の高いプルーフデータ（XML 形式）もこれまでどおりご提供をお願いしたい。詳細な技術仕様もご提供いただきたい。</p> <p>手数料については、減免等も含めて、請求項数、持ち分割合に応じて自動計算される仕組みが望ましい。</p>
代理人事務所	<p>当所の管理システムに登録された情報を基に書類を自動作成することで、手続の効率化とミス防止を図っている。WEB 画面上で情報を入力する方法が変わると、入力（又はコピーアンドペースト）の手作業が発生し、当所にとっては、効率化とミス防止の点でデメリットとなるので、従来の出願ソフトのように、あらかじめ作成した書類を読み込んで手続できる機能を設けてほしい。</p> <p>なお、読み込んだ書類に対し、「1）申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能」や「2）あらかじめ登録された法人番号により法務省の登記簿情報と自動連携し、法人名称や所在地の自動登録・更新を可能とする機能」の機能を活用して、特許庁の申請人情報や法務省の登記簿情報と照合して、不一致があれば警告を出してくれる機能があれば有用だと思われる。</p>
企業	予納残高照会において、参照・出力項目を増やしてほしい。（特許料納付の整理番号，納付年次）
代理人事務所	登録申請書類の事前確認機能。
企業	登録特許や商標等の権利者住所や名称変更を WEB で簡単にできるようにしてほしい。コスト問題のため。

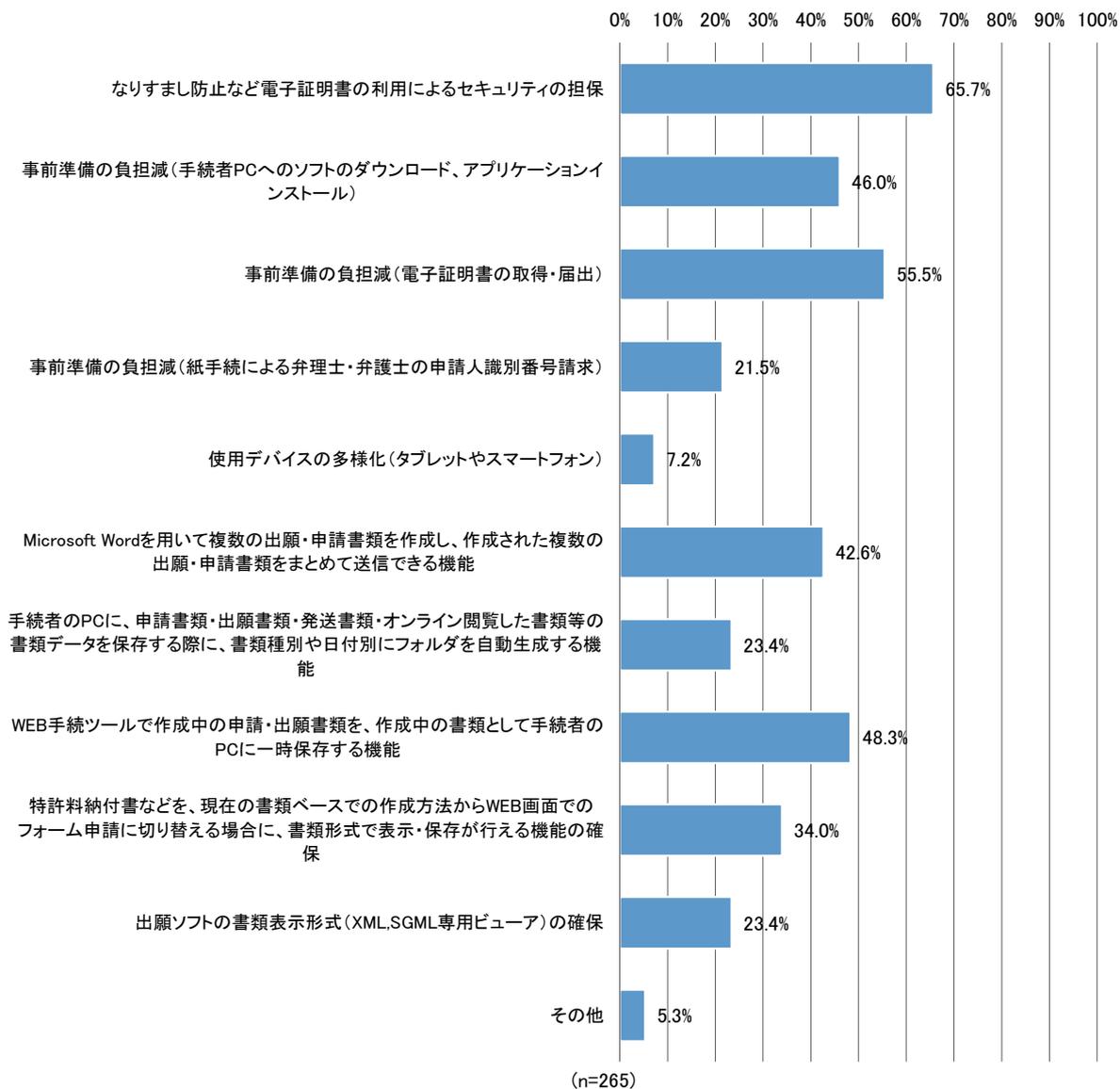
企業	複数案件にわたる同一手続を1つの申請書で行えるようにしていただきたい（特に代理人の辞任、選任、筆頭代理人の交代等）。
企業	特許庁に登録されている情報を基に、出願番号 or 登録番号等を入力すると、申請人情報のみならず、権利者情報や、次回年金の情報などが自動で埋め込まれる機能があると、利便性が上がると考える。
企業	原簿に登録されている請求項数と、提出する書類に記載されている請求項数が不一致の場合エラーを出してほしい。 審査請求できない案件に対し（例えば、みなし取下げ済、審査請求済）、原簿と照合し、審査請求できないというエラーを出してほしい。 Word を読み込めるようにしてほしい。
代理人事務所	「7）特許料（登録料）納付書の提出に代えて、WEB ブラウザでの納付手続を可能とする機能」について、WEB ブラウザ上で一件ずつ情報を入力する必要が出てくるような変更は絶対に避けてほしい。
代理人事務所	識別番号の現在の申請人情報と過去の変更履歴の情報が分かるツールがあるとよい。
企業	CSV アップロード等による大量データの一括データ取り込みを可能とする機能。
企業	カード支払いの際、「領収書」を即座にダウンロードできるようにしてほしい。
代理人事務所	「3）特許庁に登録されている自らの申請人情報や、過去に申請した書類の参照を行うための機能」に関連し、識別番号に登録されている情報を参照できる機能。 申請人登録担当に電話確認しているが、開庁時間外に確認したいこともある。
企業	書類データの利用状況：出願～発送書類 データ形式希望：XML、PDF
企業	「3）特許庁に登録されている自らの申請人情報や、過去に申請した書類の参照を行うための機能」の情報に費用に係る情報が入ると好ましい。
代理人事務所	全部欲しい。
代理人事務所	一度作成した書類の一時保存ができる機能（エラーが出た時に再編集ができると利便性が良い）。 都度入力が必要だと入力ミスが増えそう。出願ソフトは Word 上で完成したものを読み込むので、ある程度再利用できて手元に保存できるのが便利。納品形態は WEB でも同じものを出力できそうだが現段階では未確定でよく分からない。あとはやはりセキュリティが心配である。
企業	新たなツールを作られるのであれば、300 件程度 1 度に手続しても速やかに処理できるようにしてほしい。

	また、機能を盛り込むよりも、手続が完了するまでのクリック数を減らしてほしい。
企業	減免申請する際、必ず警告になるので特記事項の記載によりエラーにならないようにしてほしい。
代理人事務所	各種変更手続後、登録された時にメールで知らせてほしい。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

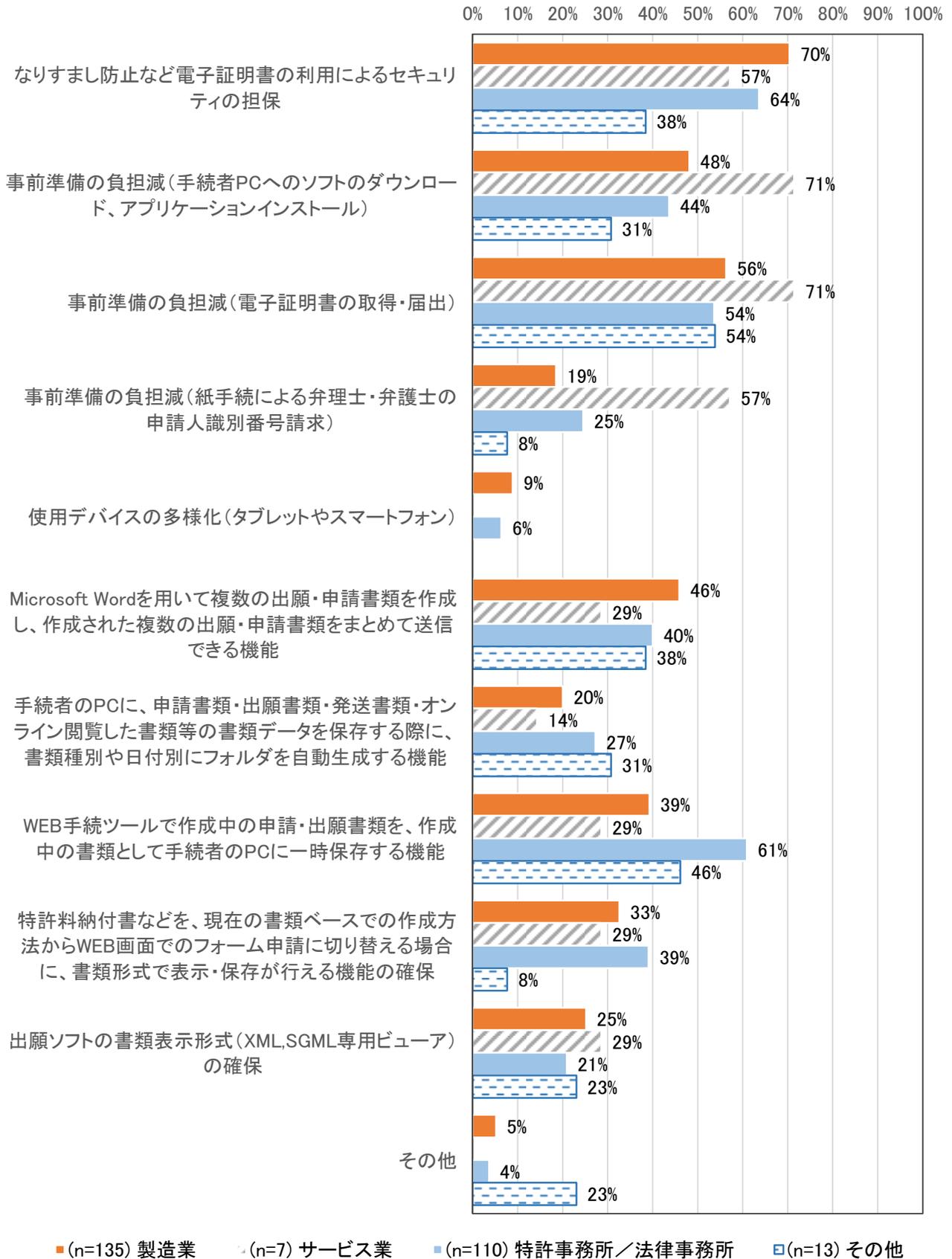
(b) 問 8.手続ツール導入にあたり留意が必要な事項 (MA)

「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保」の割合が最も高く65.7%である。次いで、「事前準備の負担減(電子証明書の取得・届出)(55.5%)」、「手続ツールで作成中の申請・出願書類を、作成中の書類として手続者のPCに一時保存する機能(48.3%)」である。



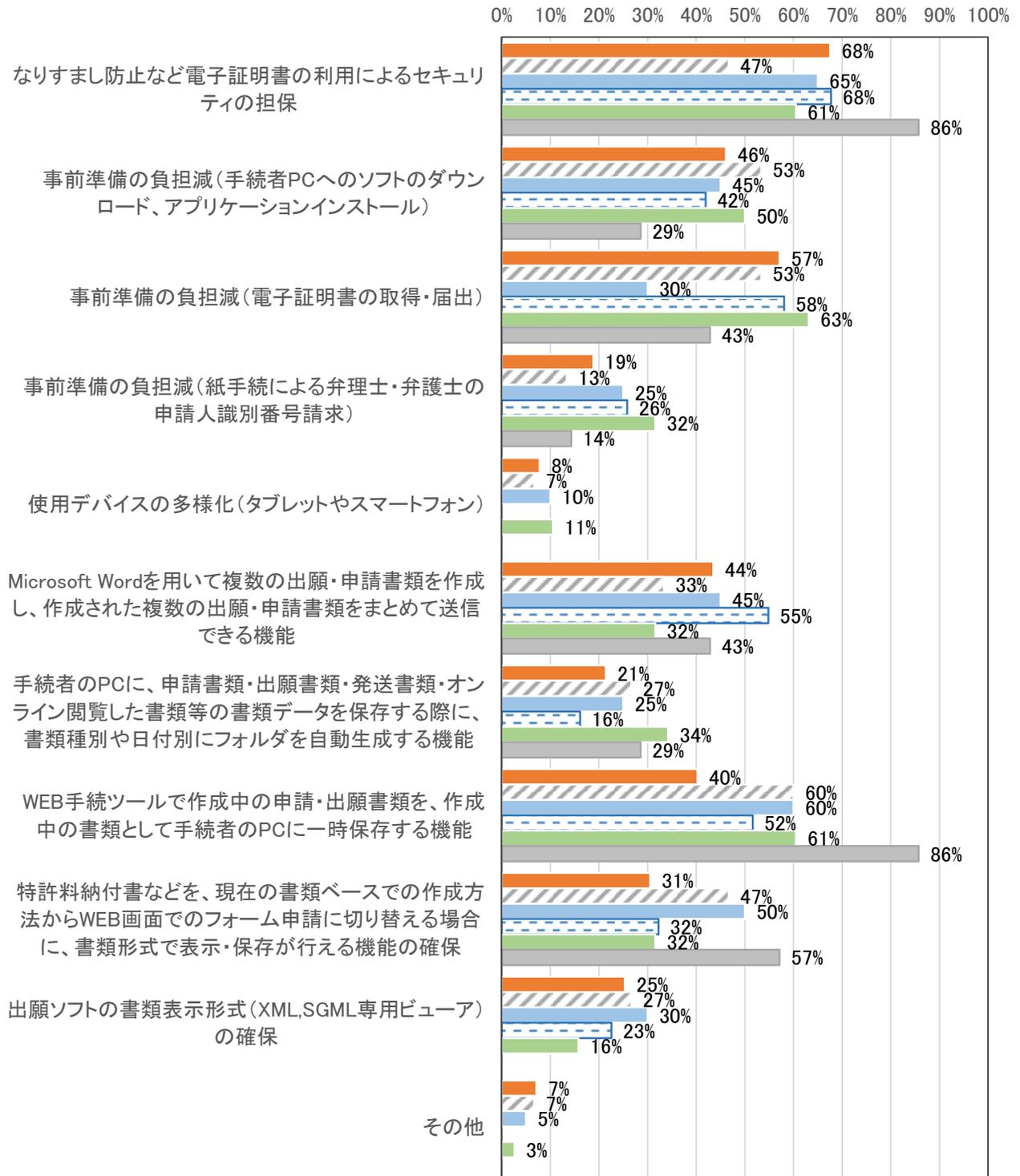
### 業種別クロス集計結果 (問1)

業種別に見ると、サービス業では「事前準備の負担減(手続者PCへのソフトのダウンロード、アプリケーションインストール)(71%)」及び「事前準備の負担減(電子証明書の取得・届出)(71%)」の割合が最も高い。



従業員数別クロス集計結果（問3）

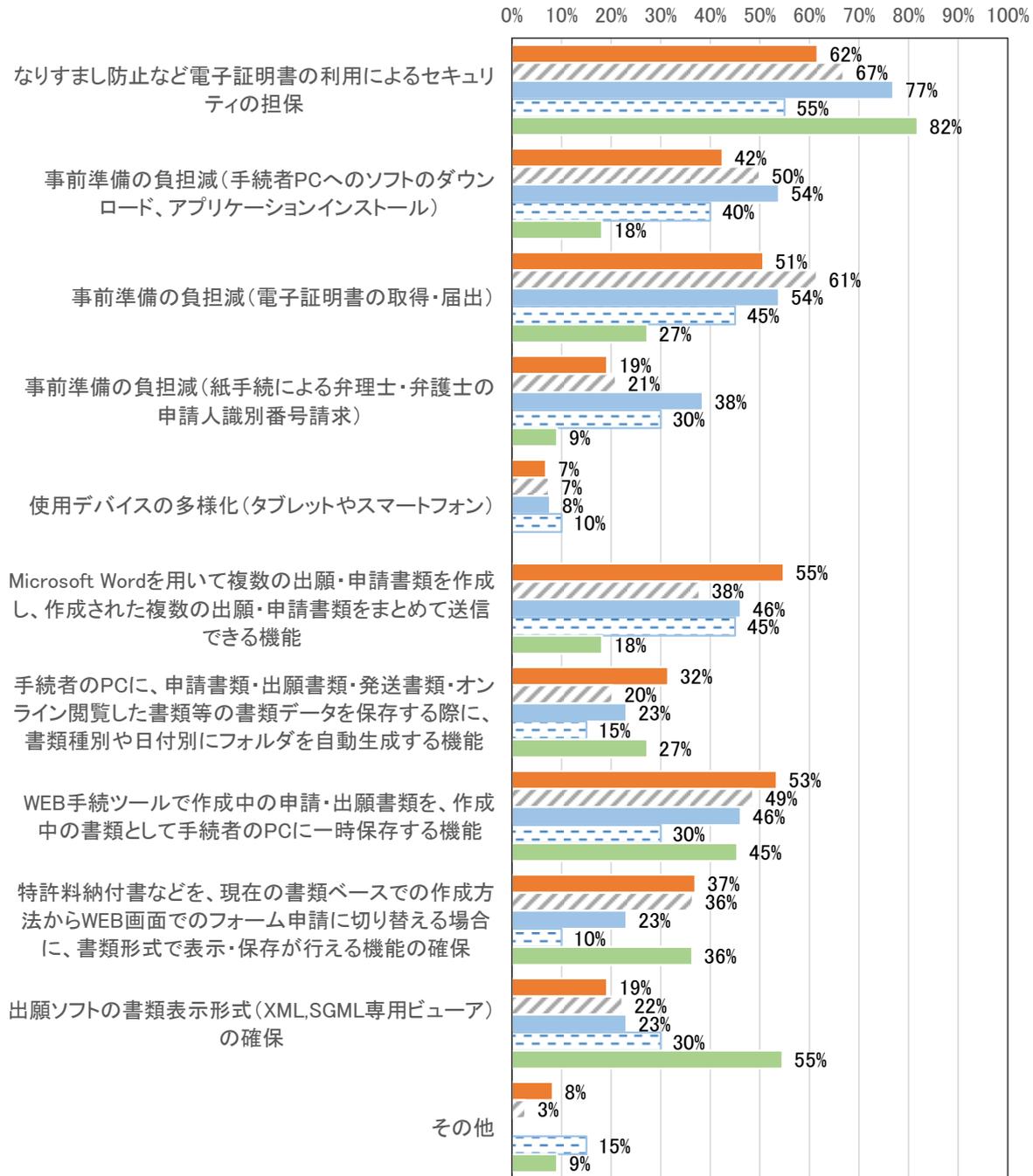
従業員数別に見ると、5人以下では「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保(86%)」及び「手続ツールで作成中の申請・出願書類を、作成中の書類として手続者のPCに一時保存する機能(86%)」の割合が最も高い。



■ (n=154) 300人超     
 ▨ (n=15) 100人超～300人以下     
 ■ (n=20) 50人超～100人以下  
■ (n=31) 20人超～50人以下     
 ■ (n=38) 5人超～20人以下     
 ■ (n=7) 5人以下

電子出願ソフトの利用別集計結果（問4）

電子出願ソフトの利用別に見ると、その他では「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保(82%)」の割合が最も高い。



- (n=73) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている
- (n=148) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない
- (n=13) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している
- (n=20) 既存の出願ソフトを利用していない
- (n=11) その他

【その他自由記述】

回答者	内容
<p>代理人事務所</p>	<p>API 連携機能により、すべての手続書類の作成、プルーフデータの取得等が他の管理システムよりデータ連携できるようにしてほしい。願書等の書誌情報、明細書情報、数化表情報・図面情報といった画像情報、配列表情報などを JSON 等の JSON 形式等の機械処理が可能な方法で、WEB 手続ツールに引き渡し、人間による手入力情報が極力少なくしてほしい。</p> <p>発送書類については、24 時間受信可能としていただき、API 機能によって、発送可状態書類の概要、及び発送書類の機械的な取得・保存ができるような仕様としてほしい。</p> <p>庁発送書類についても、機械処理可能なデータ形式を維持していただきたい。(SGML 系と形式を統一した上で、XML データ「(又はそれに相当するマークアップ言語でテキスト構造化したデータ)」をお送りいただきたい。</p> <p>電話、SMS などによる二段階認証は、日々大量の手続を行う場合には不向きであると感じる。特に、大規模事務所においては個人の電話番号があるわけではなく、電話認証、SMS 認証の取次ぎを行うことが非常に困難である。ブラウザへの電子証明書の登録とパスワードによる認証レベルのシンプルな認証も可能としていただけるとよい。</p> <p>米国の Docx 出願などは、文字化け等のリスクが高いと感じている。Word ファイルを直接手続に用いるのではなく、ファイルを読み込んだ後に、XML 形式に変換して、書式チェックを行っていただき、文字化け等のチェックができるようにしてほしい。</p>
<p>企業</p>	<p>審査請求や年金納付を CSV 形式で一括アップロードする機能。</p>
<p>代理人事務所</p>	<p>外部プログラムと連携が容易なインターフェースの確保。</p>
<p>企業</p>	<p>WEB 上で手続がすべて完結し、クライアント側でデータを保持しなくて済むような仕組みも検討してほしい。</p>
<p>企業</p>	<p>インターネット出願ソフトと同じファイル形式の維持をお願いしたい。(CSV 出力、印刷 (PDF)、XML 入力/出力、HTML 入力/出力、SGML 入力/出力)</p>
<p>企業</p>	<p>WEB 手続ツールの導入については、システム改修などの検討も必要になるため本格化の 1 年前までには状況を教えてほしい。</p>
<p>代理人事務所</p>	<p>WEB 画面でのフォーム申請の場合に、特許庁で申請が受領されたことが明確に分かるようにしてほしい。(原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用と同じように一両日中に受領メールが届くなど)。</p>
<p>企業</p>	<p>アプリケーションソフトを使わず、Edge や Chrome 上で手続できるようにしてほしい。</p>
<p>代理人事務所</p>	<p>WEB フォームによる申請は、セッションの切断等で作業のやり直しになるおそれがあるので、極力フォームによる申請は避けてほしい。</p>

代理人事務所	編集できるデータについては、更新履歴機能。 データのバックアップ（一括インポート／エクスポート）機能。 書類の PDF 出力機能。
代理人事務所	チェック機能（納付書の金額など）。 受領された旨を受領書で確認したい。 提出済のデータを出願ソフトに保存したい。
代理人事務所	全部欲しい。
代理人事務所	事務所内は HTML、出願人企業（大企業）は XML、PDF、HTML で社内保存するなど、区々のファイル形式が使用されており、対応幅を広く取ってほしい。
不明	一時保存は必須である。複数件を一時保存可能にしてほしい。 （保存日と提出日が異なる前提）
代理人事務所	手続の安全性、確実性の担保が重要だと思う。
企業	WEB 手続ツール上で特許庁へ提出した出願書類等を、電子帳簿保存法に適用したシステムに容易に保存できる（文書をシステムに取り込むだけで、必要な情報がデータ化されて取り込まれる）ようにしていただけると助かる。
企業	「案件一覧：特許（登録）証の通知」の中に、特許／意匠／商標が混在しているので、四法区分ごとに分けてほしい。 「登録証通知」も四法区分ごとの名称にしてほしい。
企業	とにかくスピードアップとクリック数の削減をお願いしたい。

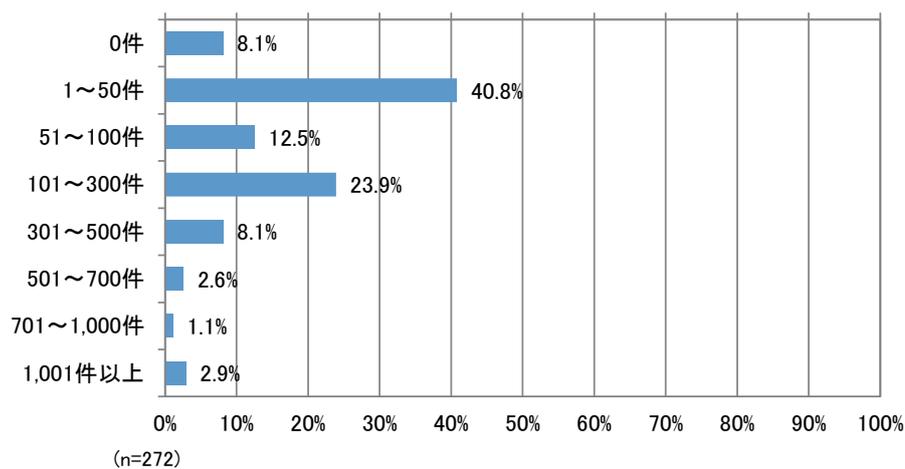
※「不明」「特にない」は対象外としています。

### (iii) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する制度について

#### ① PCT 国際出願の現状について

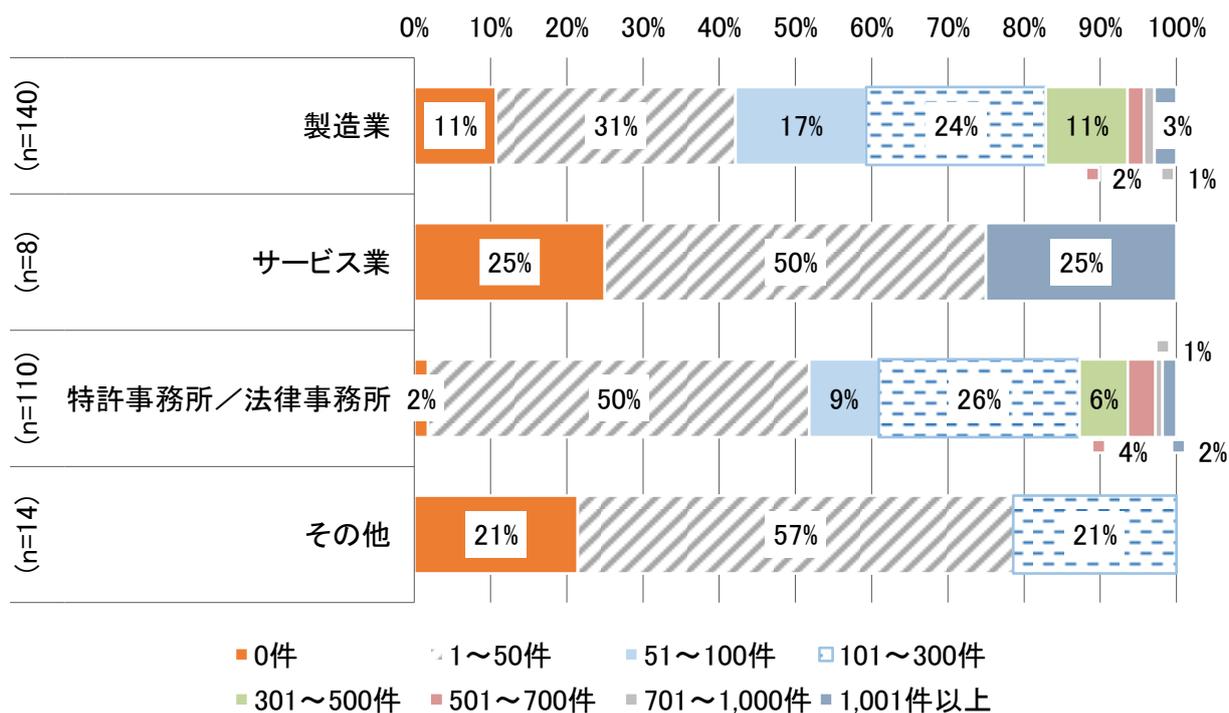
##### (a) 問 9.2023 年度の PCT 国際出願件数 (SA)

「1～50 件」の割合が最も高く 40.8%である。次いで、「101～300 件 (23.9%)」、「51～100 件(12.5%)」である。



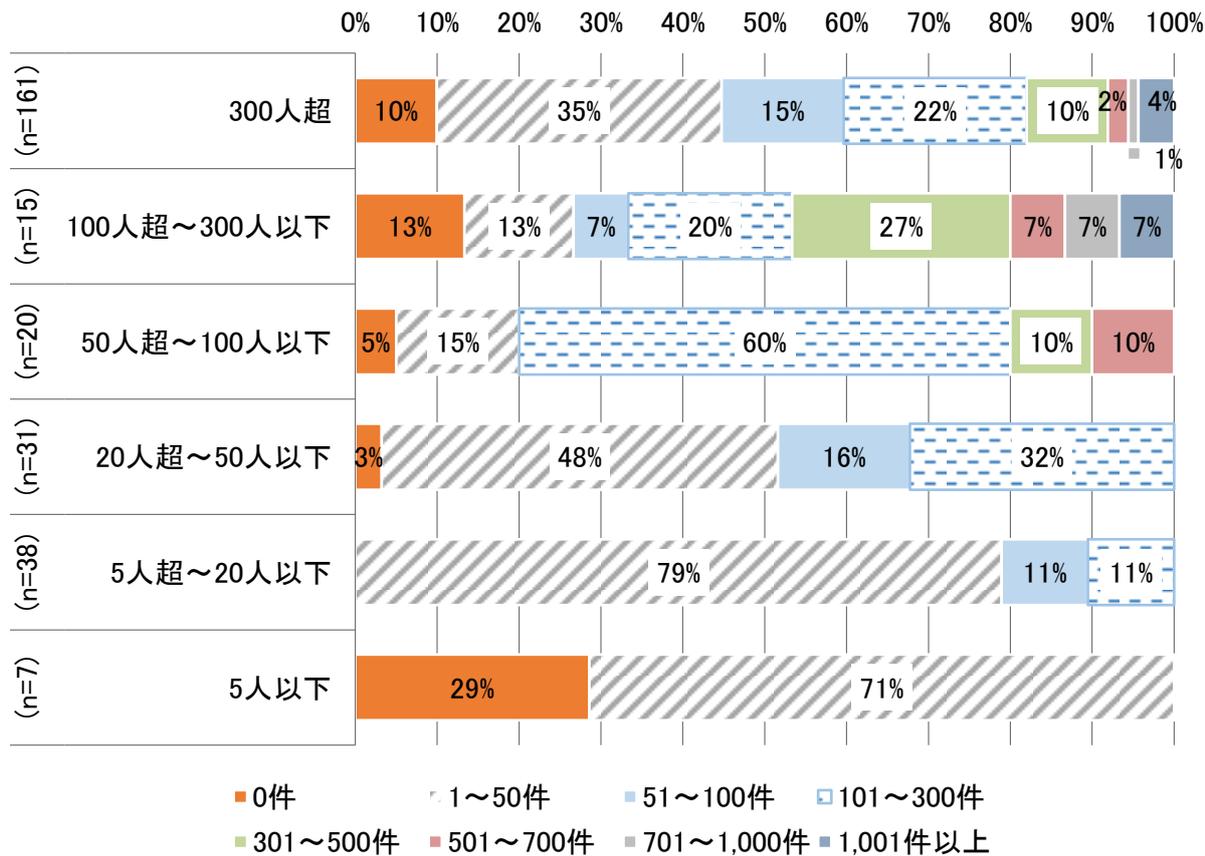
### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、その他では「1~50件(57%)」の割合が最も高い。



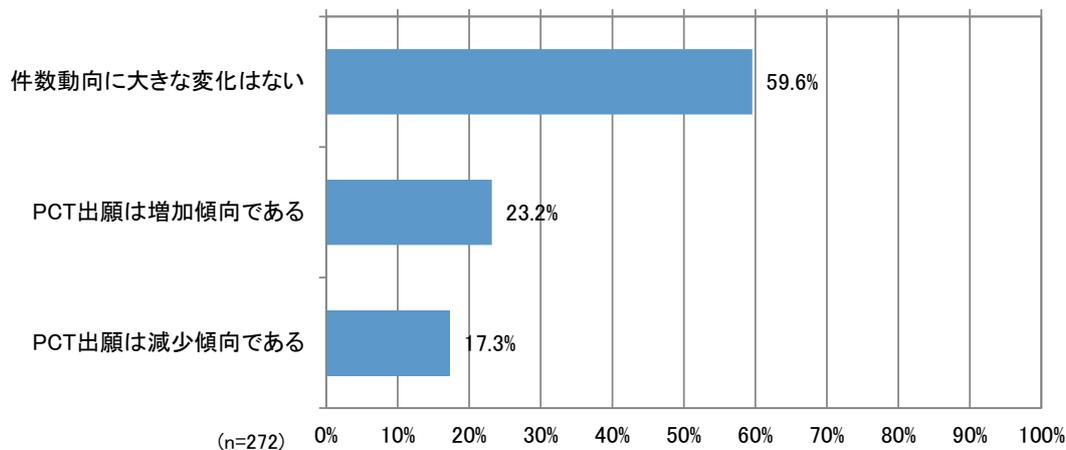
### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、5人超~20人以下では「1~50件(79%)」の割合が最も高い。



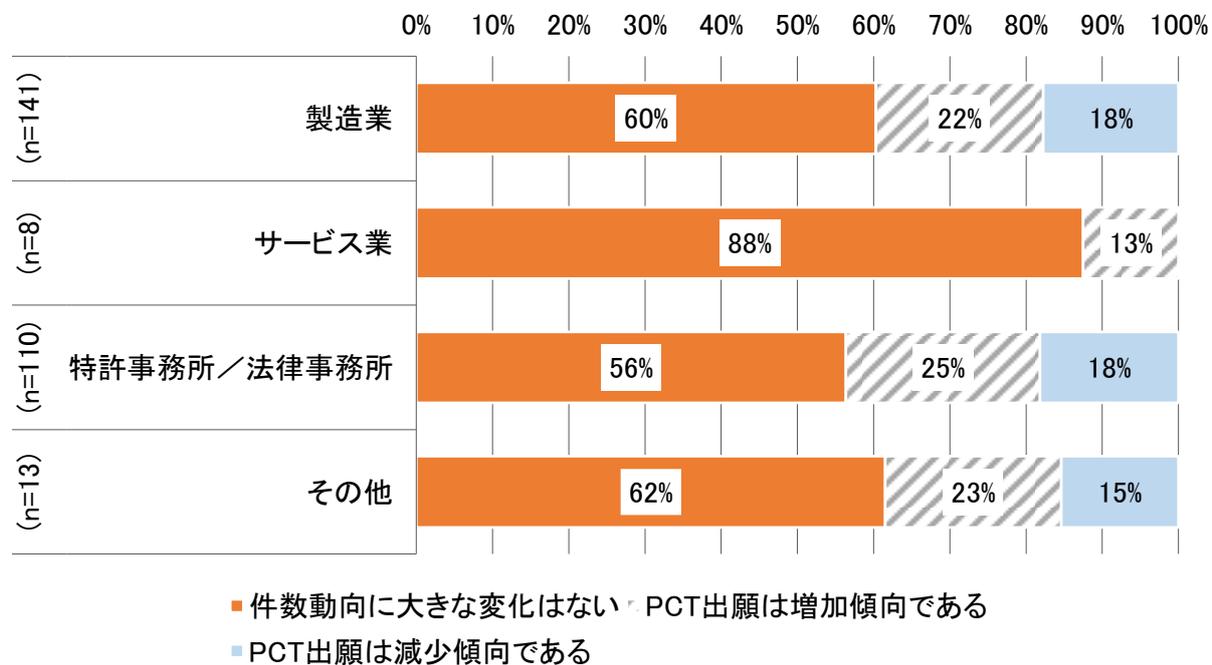
(b) 問 10.2021~2023 年度の出願件数の動向 (SA)

「件数動向に大きな変化はない」の割合が最も高く 59.6%である。次いで、「PCT 出願は増加傾向である (23.2%)」、「PCT 出願は減少傾向である (17.3%)」である。



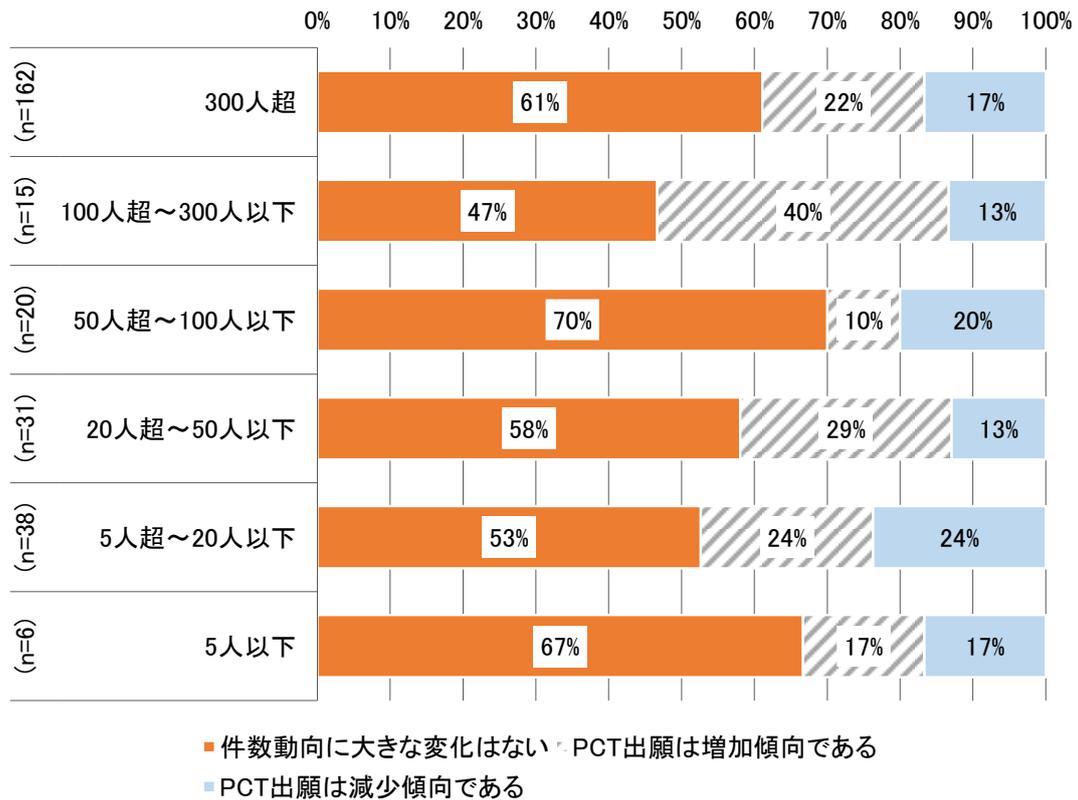
### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、サービス業では「件数動向に大きな変化はない(88%)」の割合が最も高い。

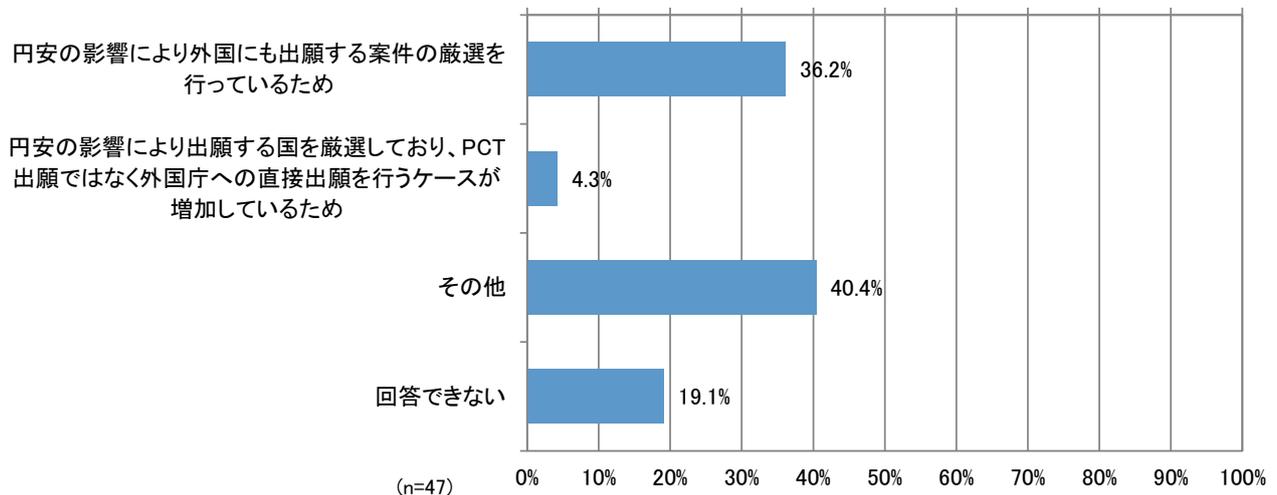


### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、50人超～100人以下では「件数動向に大きな変化はない(70%)」の割合が最も高い。

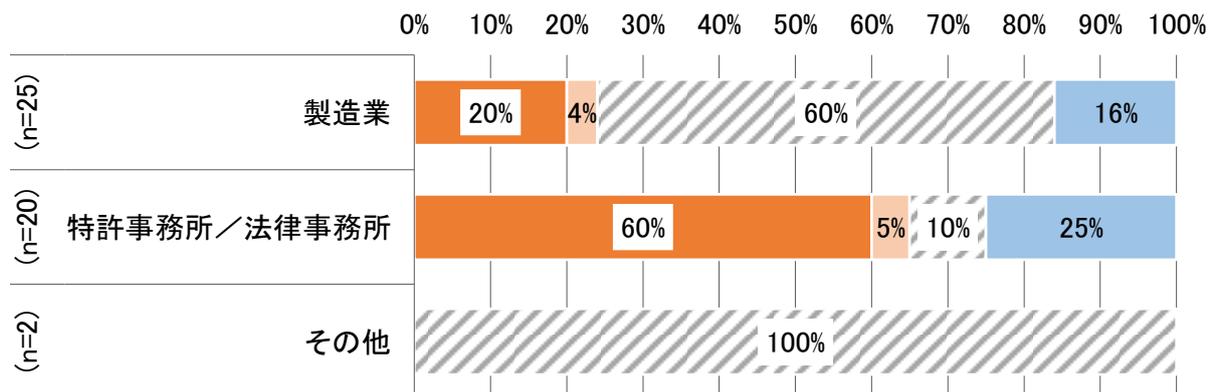


(c) 問 11.減少傾向である理由 (SA)



業種別クロス集計結果 (問 1)

特許事務所／法律事務所では「円安の影響により外国にも出願する案件の厳選を行っているため (60%)」が最も高い。



- 円安の影響により外国にも出願する案件の厳選を行っているため
- 円安の影響により出願する国を厳選しており、PCT出願ではなく外国庁への直接出願を行うケースが増加しているため
- その他
- 回答できない

【その他自由記述】

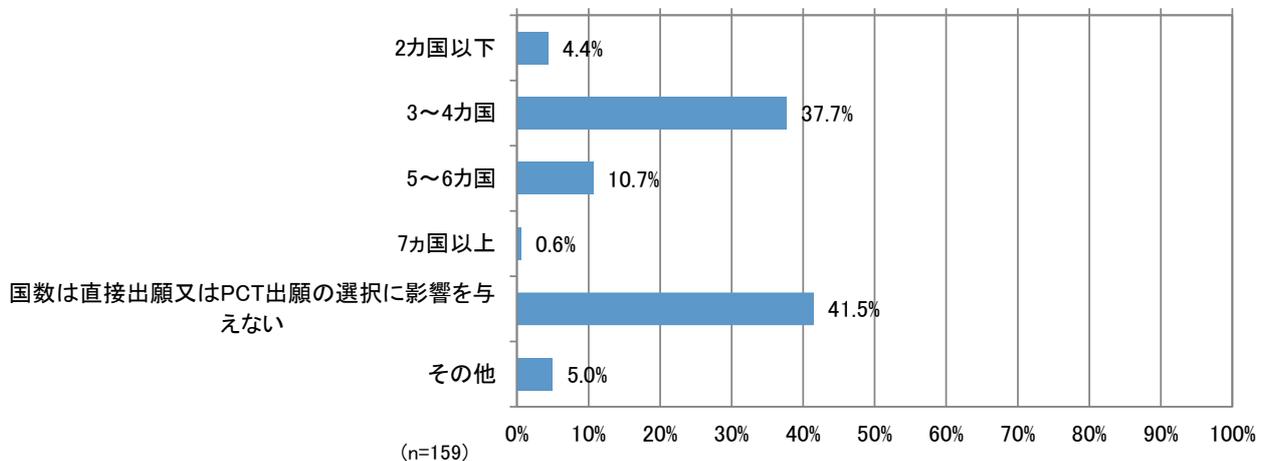
回答者	内容
企業	基礎出願件数が減少傾向にある。 PCT 出願手数料の値上げや円安の影響を受け外国庁への直接出願の割合が増加した。
企業	各国特許庁における庁費用の値上がり。
企業	外国にも出願する案件の厳選を行っている。
企業	PCT 手数料の高騰。
企業	会社方針。
企業	(円安の影響は関係なく) 外国に出願する案件の厳選を行うようになった。
企業	基礎となる出願件数が減少している。
企業	優先権の基礎となる国内特許件数の減少による。
企業	弊社の事業の関係で外国での出願件数が減少すると考えられる。
企業	外国出願自体が減少傾向である。
企業	PCT 出願の増加費用に見合うメリットが得られる場合が限られる。
企業	PCT 手数料値上げ。
企業	円安に限らず案件の厳選を行っている。
企業	予算。
代理人事務所	依頼減少。
企業	種別や国を問わず、全体的に出願を厳選する方向で活動している。

企業	外国出願はほぼ直接出願。
代理人事務所	外国出願を検討される顧客が少ない。
企業	事業環境の変化等により国内の基礎出願を減らしており、それに伴って外国庁への直接出願及び PCT 出願も減少している。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(d) 問 12.PCT 出願を選択する場合の国数 (SA)

「国数は直接出願又は PCT 出願の選択に影響を与えない」の割合が最も高く 41.5%である。次いで、「3～4カ国 (37.7%)」、「5～6カ国(10.7%)」である。



【その他自由記述】

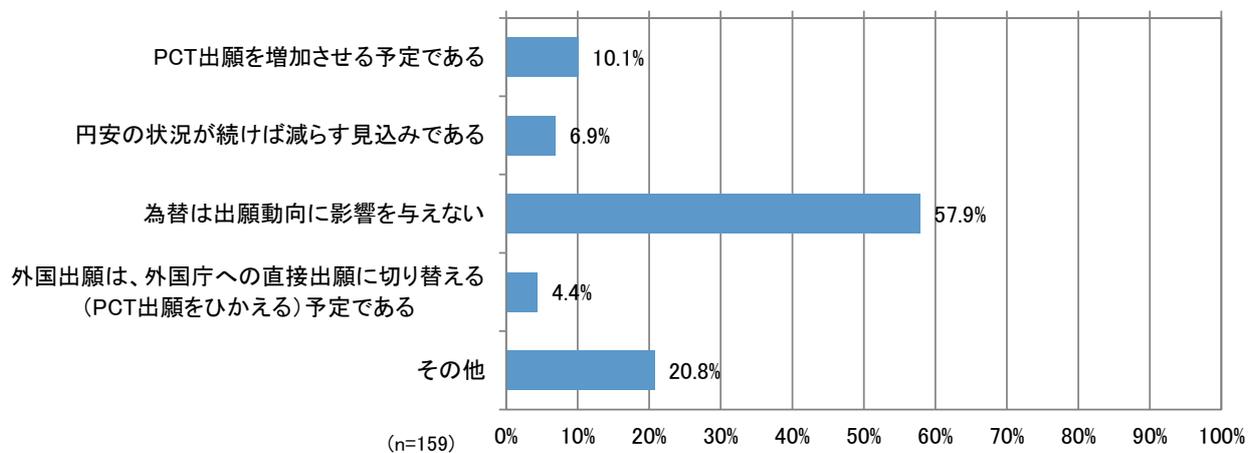
回答者	内容
企業	そもそも第2国への出願件数は少ない若しくはない。
企業	基本は直接出願だが、以下の理由があれば PCT 出願する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願国が未確定で増やす (減らす) 可能性がある。</li> <li>・ 国際調査報告書受け取ってから国を決めたい。</li> <li>・ 法定期限まで期間が短く、翻訳時間が確保できない。</li> </ul>
企業	3カ国以上は PCT 出願を選択する。また、2カ国以下であっても、各国移行期限までの検討時間や国際調査報告を受領することに価値がある案件は、PCT 出願を選択する。
企業	権利化国の判断を先延ばしにしたい際に PCT 出願を行っている。
代理人事務所	出願人が決定権を有している。
代理人事務所	国数とは、無関係に利用。
その他	外国への出願時点で、権利化すべき国が決まっている場合のみ、直接出願の利用を検討する。
代理人事務所	移行国に英語圏、英語から現地語への翻訳が必要な国がある場合には、国数にかかわらず PCT、中国・韓国など、日本語から

の現地語への翻訳が容易な国のみの場合、直接出願、という傾向にある。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(e) 問 13. 今後の PCT 出願件数の予定 (SA)

「為替は出願動向に影響を与えない」の割合が最も高く 57.9%である。次いで、「その他 (20.8%)」、「PCT 出願を増加させる予定である (10.1%)」である。



【その他自由記述】

回答者	内容
企業	状況に変化が無ければ減少 (外国庁への直接出願に切り替える) 方向になる見込み。
企業	自己指定する場合もあり、ケースバイケースで PCT 出願と直接出願の選択を検討する。
その他	予算ベースで出願を検討するため、円安の影響で出願が減る可能性はある。
企業	外国出願は、外国庁への直接出願に既に切り替えている。
企業	現在のところ、特別に増減させる施策は考えていない。
企業	現状維持。
企業	外国への出願を基本的にしない。
企業	現状では、未定である。
企業	特に予定はない。
企業	現状としては増減させる計画はない。将来的には為替のみでなく、会社予算や PCT 出願手数料等を総合的に勘案し、PCT 出願を控える可能性はあるが現時点では未定。

企業	基礎出願数が増加傾向であるのに伴い、外国出願数も増加する予定である。外国出願数が増加するため、PCT 出願件数としては増加する予定。(費用面から、できれば直接出願の割合を増やしたい希望はある。)
企業	その時々々の事業状況に応じて出願件数の増減を調整している。
企業	為替の影響で外国出願は減少傾向にあるが、PCT を利用して移行時期を調整することでの対応も考えられることから、PCT 出願の件数自体は大きく変動しないと考える。
企業	外国出願は、外国庁への直接出願に切り替える (PCT 出願を控える) 方向であるが、一律ではなく、国数なども考慮の上、決める予定である。
企業	PCT 出願を行うべきメリットがあれば PCT 出願を行い、PCT 出願を行うべきメリットが無い場合に直接出願を行う、という考え方であり、件数の増減を目的とした管理はしていない。
企業	PCT 出願件数の予定に大きな変化はない。
企業	円安に限らず案件の厳選を行っていく。
その他	必要に応じて出願する。
代理人事務所	出願人が決定権を有している。
企業	特に件数として予定していない
企業	予算次第。
企業	費用対効果を鑑み厳選。
その他	現在対応を検討中。
企業	特段の事情がない限り、PCT 出願は選択しない。
企業	必要に応じて PCT 出願を行うため、増減は不明、円安等もあまり関係しない。
不明	予算や全体の件数に応じて決定する。
企業	PCT 出願件数は発明の内容により決まる。
代理人事務所	出願ルートを選択は、出願人判断につき、詳細は不明だが、為替ルートの変動によって、出願ルートを変更するとの方針は聞いていない。
企業	自社の事業環境に応じて出願件数を決定する予定である。

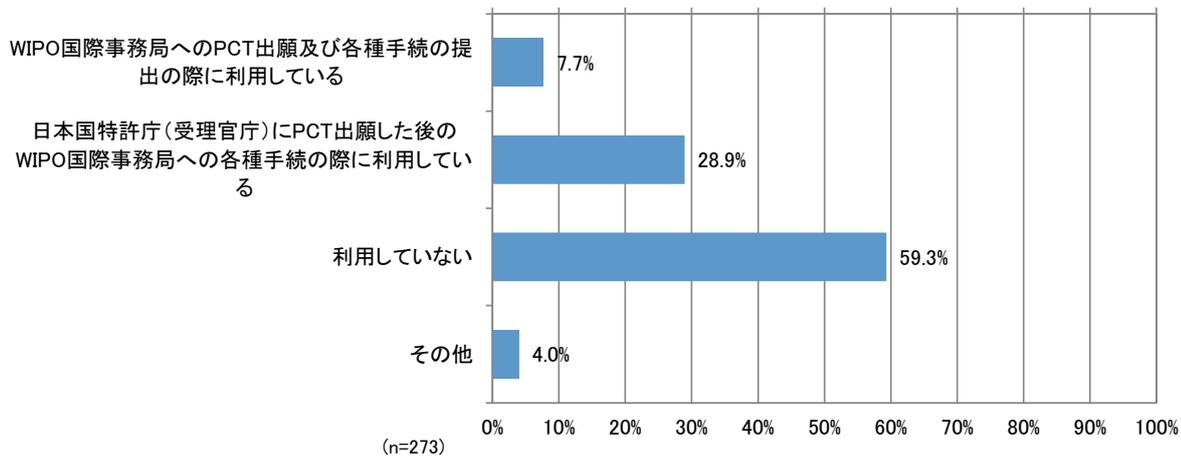
※「不明」「特にない」は対象外としています。

#### (iv) ePCT の導入について

### ① ePCT の利用状況について

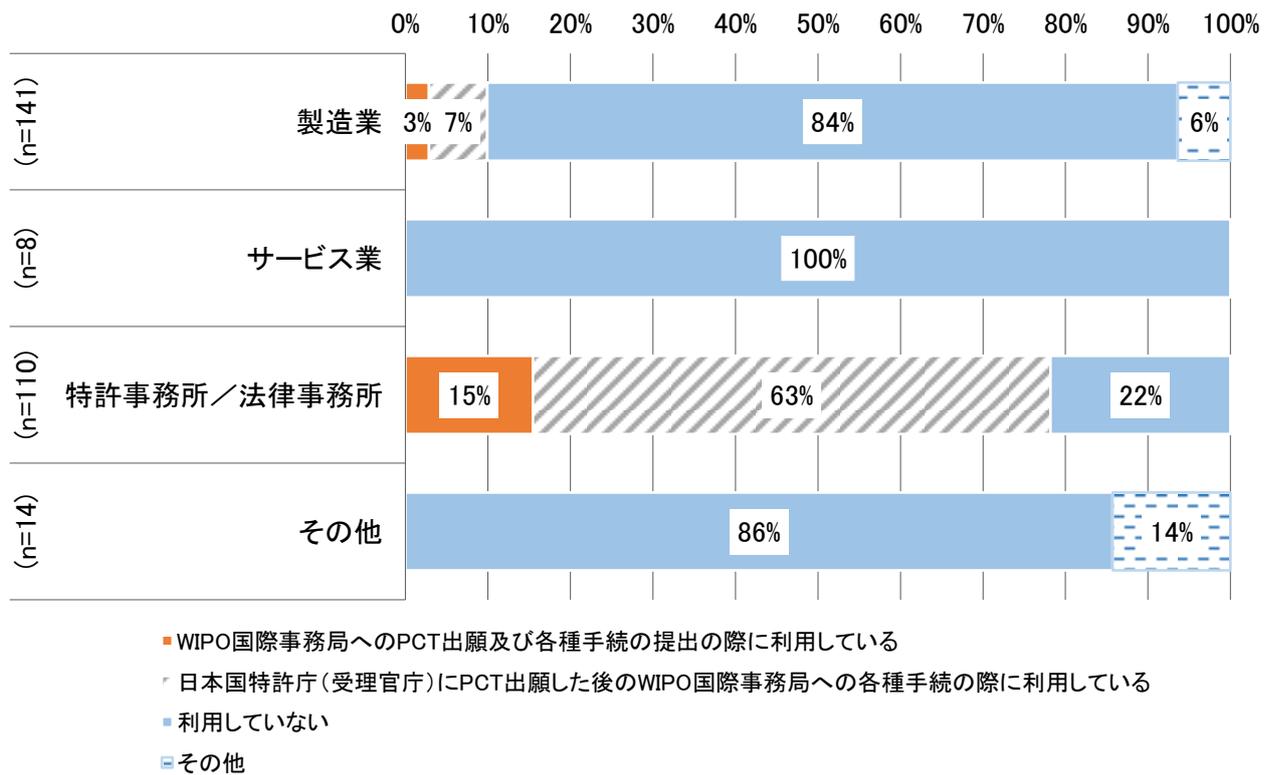
#### (a) 問 14.ePCT の利用状況 (SA)

「利用していない」の割合が最も高く 59.3%である。次いで、「日本国特許庁（受理官庁）に PCT 出願した後の WIPO 国際事務局への各種手続の際に利用している（28.9%）」、「WIPO 国際事務局への PCT 出願及び各種手続の提出の際に利用している（7.7%）」である。



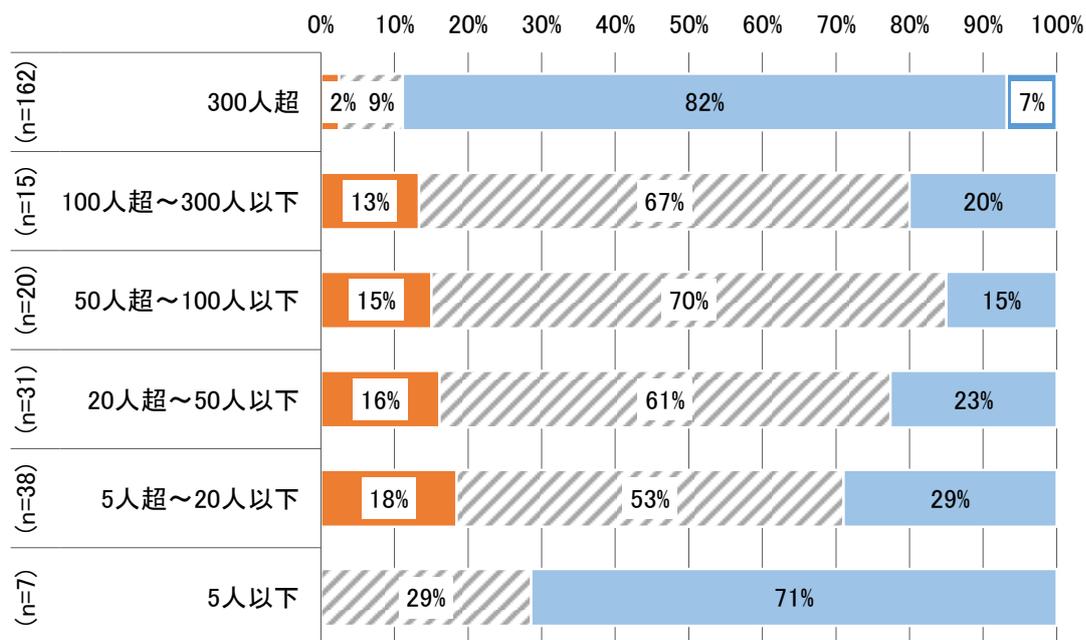
#### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「日本国特許庁（受理官庁）に PCT 出願した後の WIPO 国際事務局への各種手続の際に利用している（63%）」が最も高く、それ以外では「利用していない」の割合が最も高い。



### 従業員数別クロス集計結果 (問3)

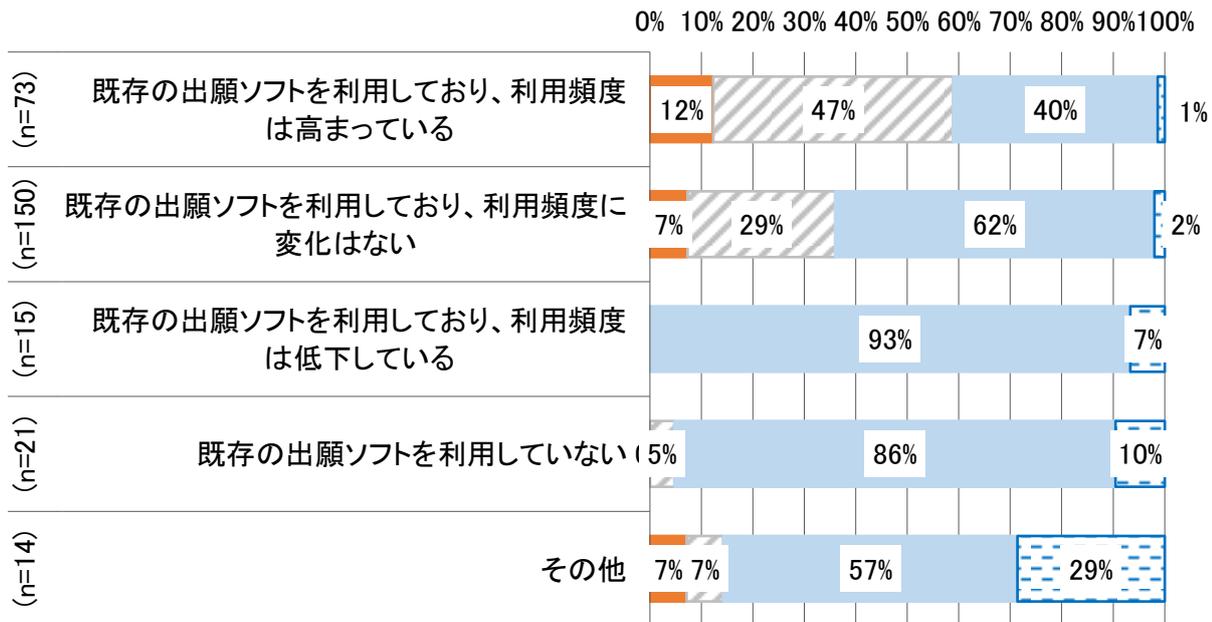
従業員数別に見ると、300人超では「利用していない(82%)」の割合が最も高い。



- WIPO国際事務局へのPCT出願及び各種手続の提出の際に利用している
- ▨ 日本国特許庁(受理官庁)にPCT出願した後のWIPO国際事務局への各種手続の際に利用している
- 利用していない
- その他

#### 電子出願ソフトの利用別集計結果 (問4)

電子出願ソフトの利用別に見ると、「既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している」を選択した回答者は「利用していない」を選択する割合が高い。電子出願ソフトの利用傾向と連動するものと考えられる。



- WIPO国際事務局へのPCT出願及び各種手続の提出の際に利用している
- 日本国特許庁(受理官庁)にPCT出願した後のWIPO国際事務局への各種手続の際に利用している
- 利用していない
- その他

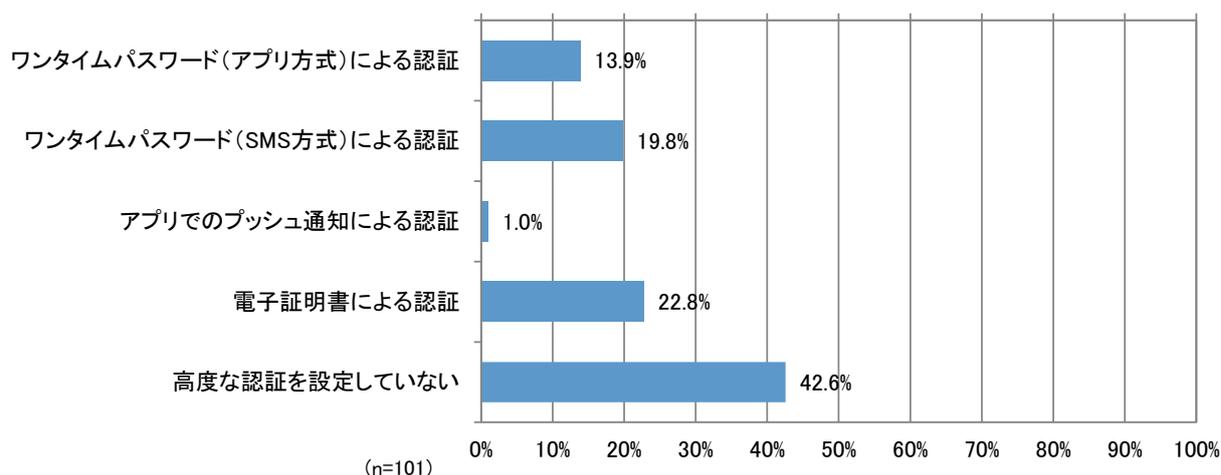
【その他自由記述】

回答者	内容
企業	国内の特許事務所を通じて出願しているため、不明である。
企業	手続は特許事務所を通して行っているため、直接利用はしていない。
企業	出願手続は委託元に一任している。
企業	特許事務所に依頼しているため利用していない。
企業	特許事務所に依頼しているため、詳細不明である。
企業	代理人経由で手続しているため、弊社では不明である。
企業	国外出願していないため不明である。
企業	事務所に一任している。
企業	代理人に一任している。
企業	特許事務所に委任している。
企業	特許事務所に依頼しているため、自社での利用はない。
企業	PCT出願の手続は代理人に委託している。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

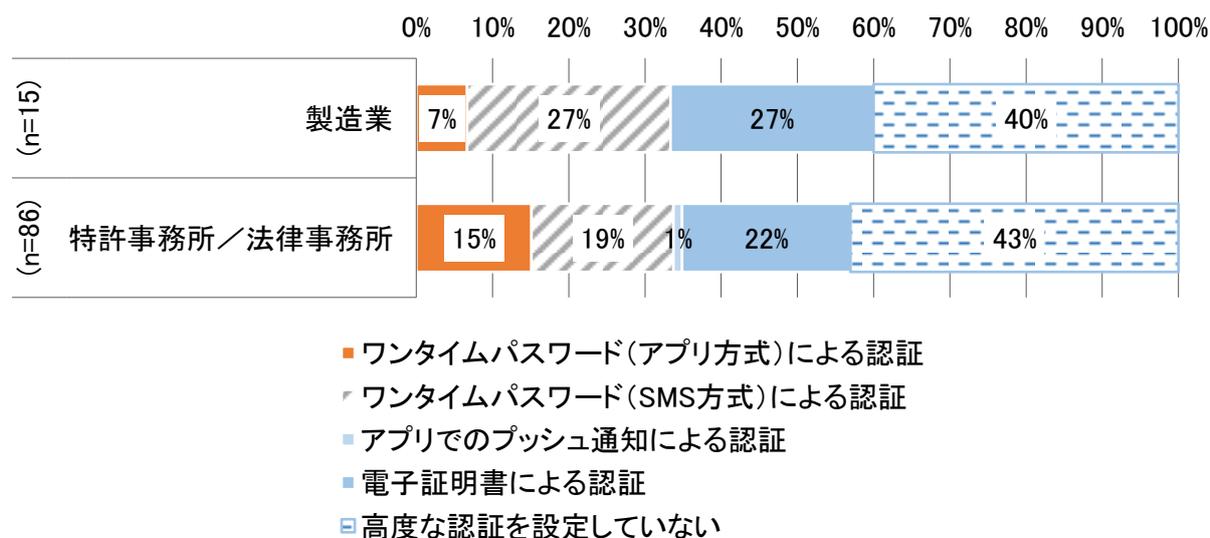
(b) 問 15.ePCT 上で利用している高度な認証方法 (SA)

「高度な認証を設定していない」の割合が最も高く 42.6%である。次いで、「電子証明書による認証 (22.8%)」、「ワンタイムパスワード (SMS 方式) による認証(19.8%)」である。



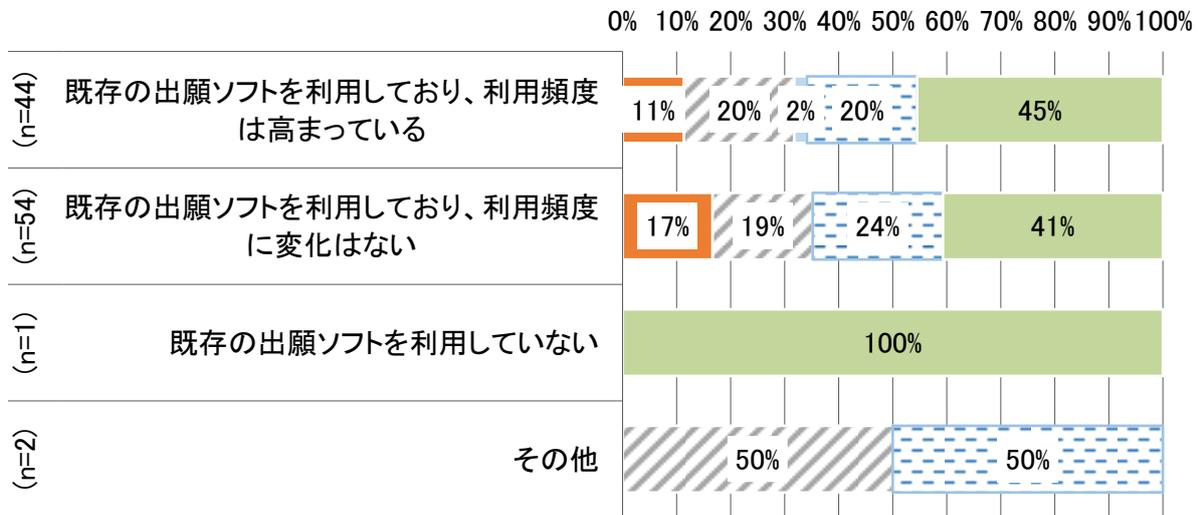
業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「高度な認証を設定していない(43%)」の割合が最も高い。



電子出願ソフトの利用別集計結果（問4）

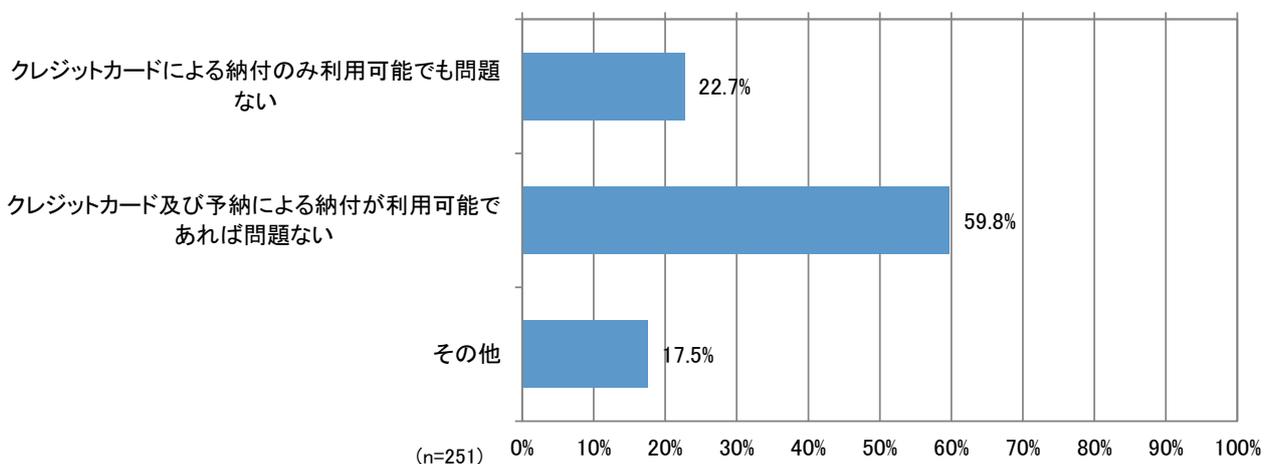
電子出願ソフトの利用別に見ると、「その他」を除き「高度な認証を設定していない」の割合が最も高い。



- ワンタイムパスワード(アプリ方式)による認証
- ワンタイムパスワード(SMS方式)による認証
- アプリでのプッシュ通知による認証
- 電子証明書による認証
- 高度な認証を設定していない

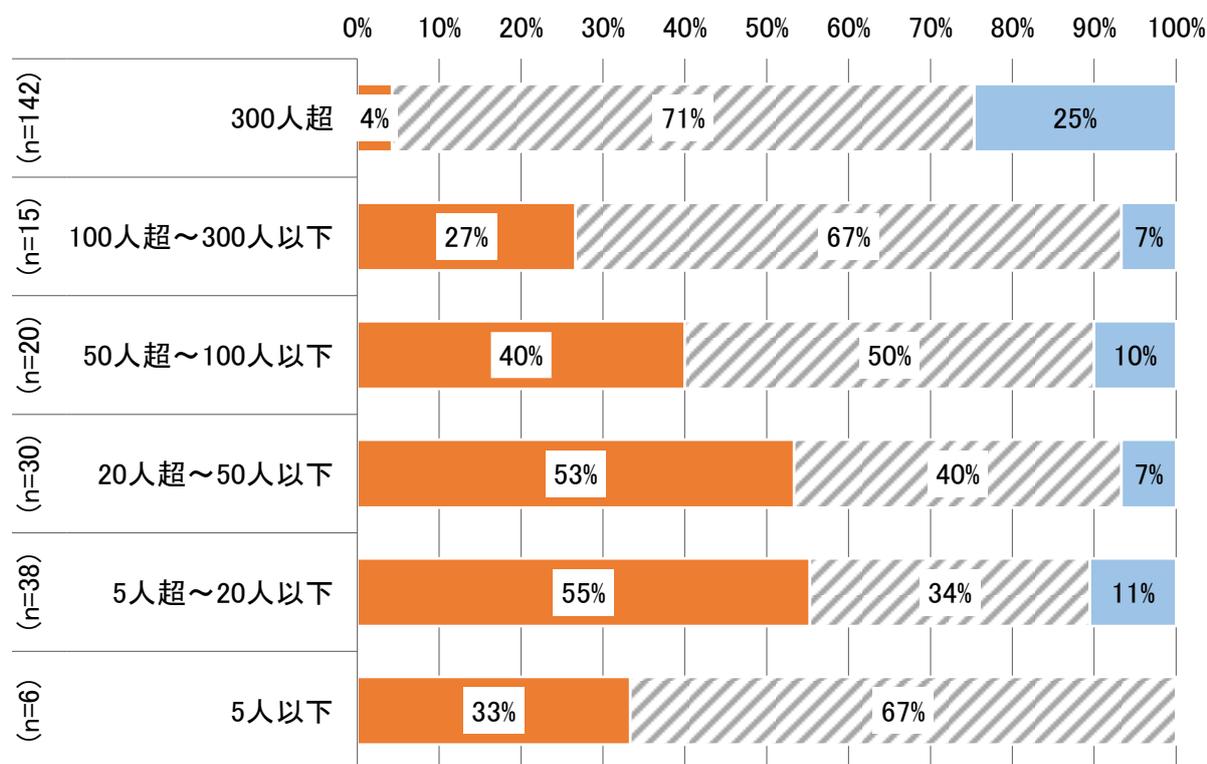
(c) 問 16. 日本国特許庁で ePCT を導入する場合の手数料納付方法 (SA)

「クレジットカード及び予納による納付が利用可能であれば問題ない」の割合が最も高く 59.8% である。次いで、「クレジットカードによる納付のみ利用可能でも問題ない (22.7%)」、「その他 (17.5%)」である。



### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、300人超では「クレジットカード及び予納による納付が利用可能であれば問題ない(71%)」の割合が最も高い。



- クレジットカードによる納付のみ利用可能でも問題ない
- ▨ クレジットカード及び予納による納付が利用可能であれば問題ない
- その他

#### 【その他自由記述】

回答者	内容
企業	クレジットカードは対応不可。予納による納付の利用可能を希望。
企業	自社で直接手続するとしたら、クレジットカードでは対応できないと推測される。
代理人事務所	予納、口座引落、クレジットカード納付の3種類を利用可能としてほしい。クレジットカードは決済がクレジットカード会社の都合等により不能となるリスクを感じている。また、認証にかかる事務員の手数が多く、非効率な場面がある。期限内の確実な手続のために、予納、口座引落といった複数のオプションを確保してほしい。
代理人事務所	銀行等の口座振替。

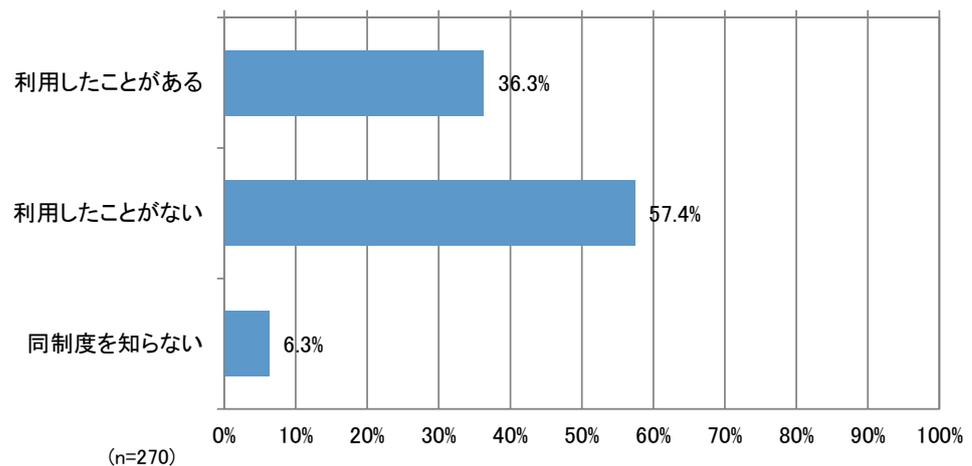
代理人事務所	日本出願と同様の口座振替。
企業	予納による納付が利用可能であれば問題ない。
企業	口座振替の利用を希望する。
代理人事務所	クレジットカード及び日本国特許庁の予納台帳による納付が利用可能であれば問題ない。
企業	クレジットカード方式は利用できないので予納による納付を希望する。
企業	銀行口座振替が良い。
企業	現状、口座振替を利用しているため、口座振替も利用可能としてほしい。
企業	自動納付のように口座引落が望ましい。
企業	クレジットカード以外も使いたい。予納が使えると更に良い。
企業	PCT 出願は特許事務所へ依頼するためいずれでも問題ない
代理人事務所	現在、パソコン出願ソフトで利用できるものがすべて利用可能であることを希望。弊所では「口座振替」を利用しているので、「口座振替」がないと困る。
企業	日本国特許庁の予納が的確と考えている。
企業	口座振替。
代理人事務所	口座振替を希望。
代理人事務所	口座振替による納付も可能にしてほしい。
企業	社内のガバナンス上、どちらも利用できない。
企業	口座引き落としが望ましい。
企業	予納による納付が利用可能であれば問題ない。クレジットカードによる納付は不可。
代理人事務所	基本的にはクレジットカードのみで問題ないが、当日に出願が必須の案件の場合で、決済の際にシステム的なエラーが生じた場合、予納など代替方法が必要である。
代理人事務所	国内出願と同じ納付方法（口座振替）にしてほしい。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(v) PCT 出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置について

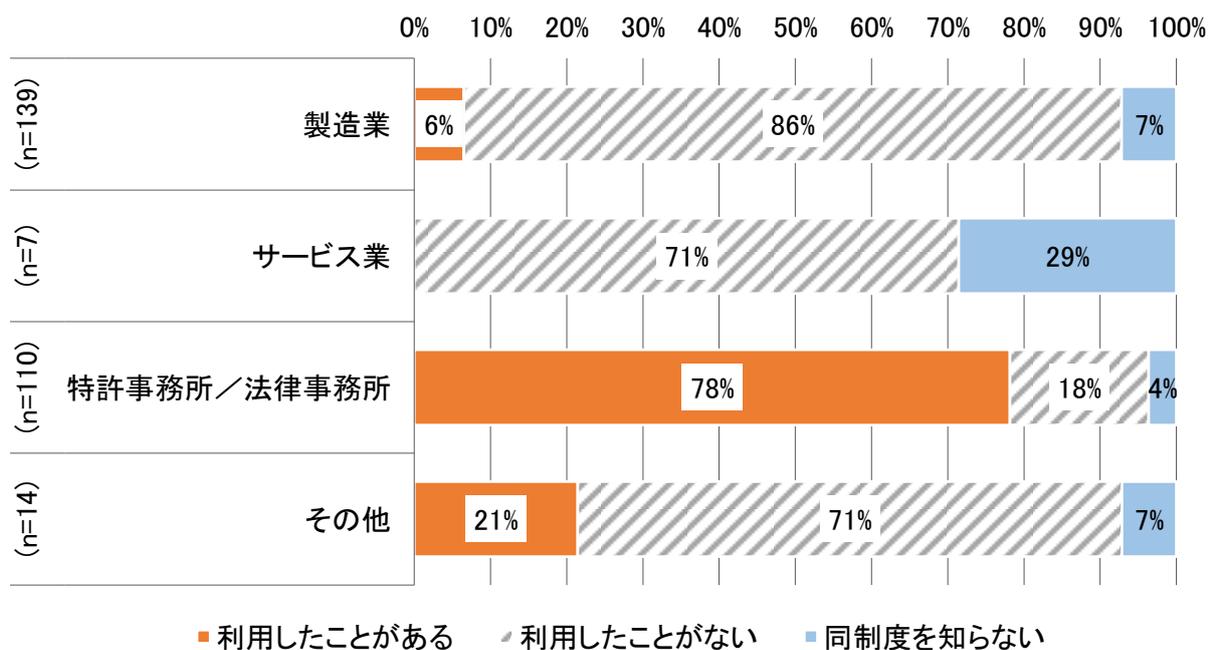
(a) 問 17.軽減・支援制度の利用経験 (SA)

「利用したことがない」の割合が最も高く 57.4%である。次いで、「利用したことがある (36.3%)」、「同制度を知らない(6.3%)」である。



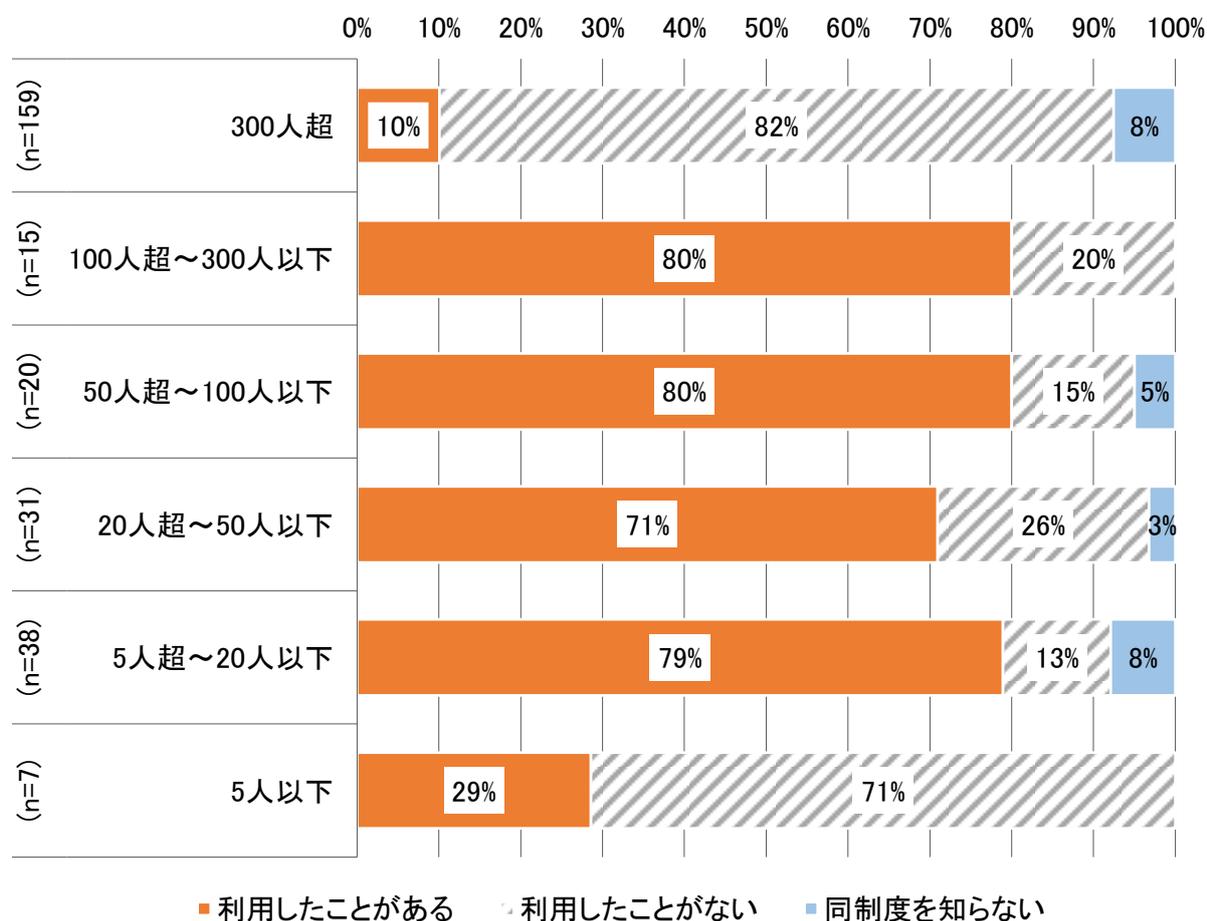
業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、製造業では「利用したことがない(86%)」の割合が最も高い。



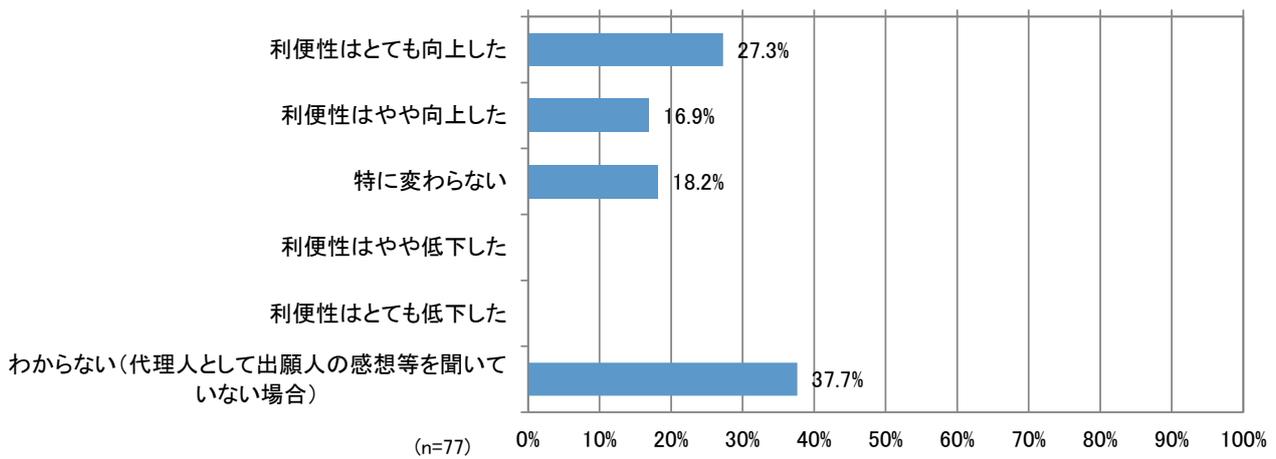
従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、300人超では「利用したことがない(82%)」の割合が最も高い。



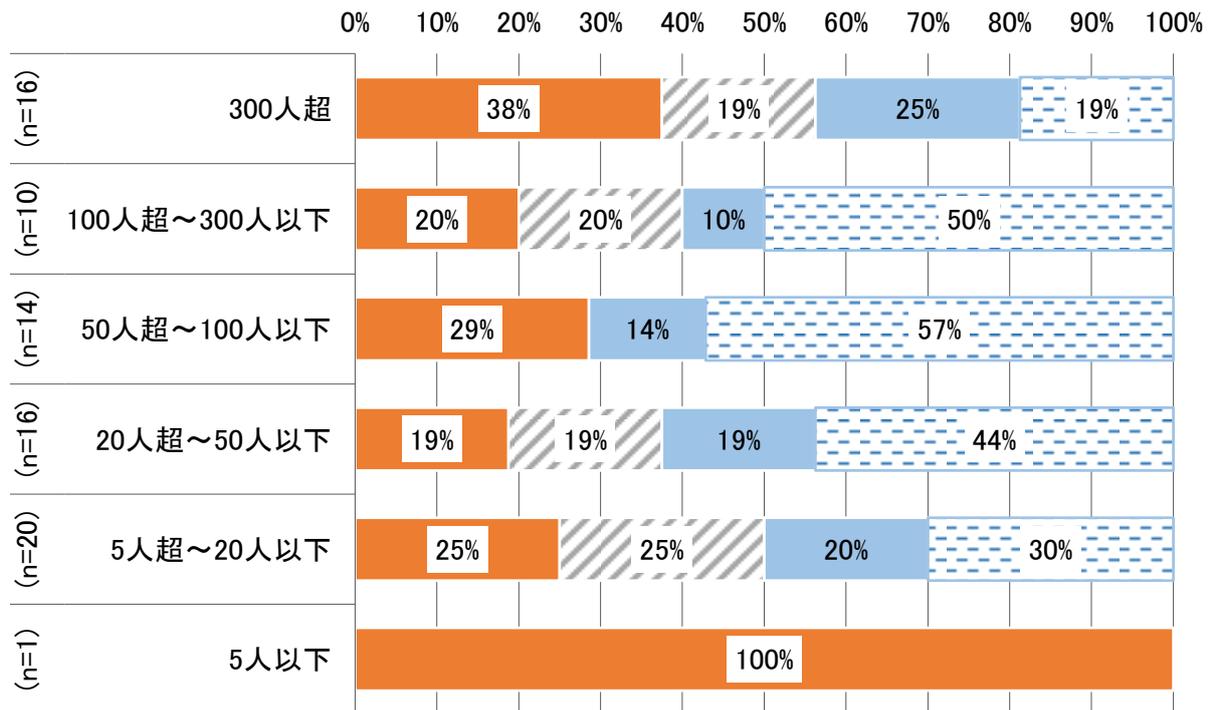
(b) 問 18-A.出願人としての利便性 (SA)

「わからない（代理人として出願人の感想等を聞いていない場合）」の割合が最も高く 37.7%である。次いで、「利便性はとても向上した (27.3%)」、「特に変わらない(18.2%)」である。



### 従業員数別クロス集計結果 (問3)

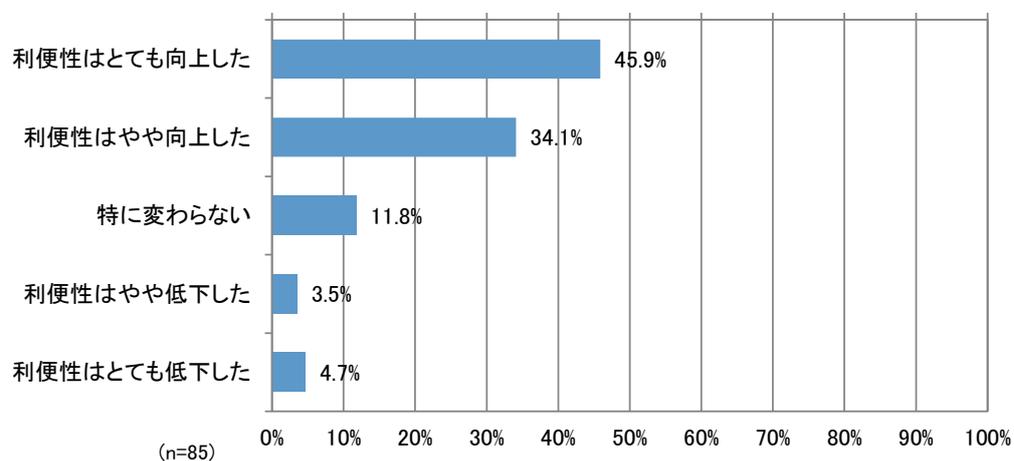
従業員数別に見ると、5人以下では「利便性はとても向上した(100%)」の割合が最も高い。



- 利便性はとても向上した
- ▨ 利便性はやや向上した
- 特に変わらない
- 利便性はやや低下した
- 利便性はとても低下した
- わからない(代理人として出願人の感想等を聞いていない場合)

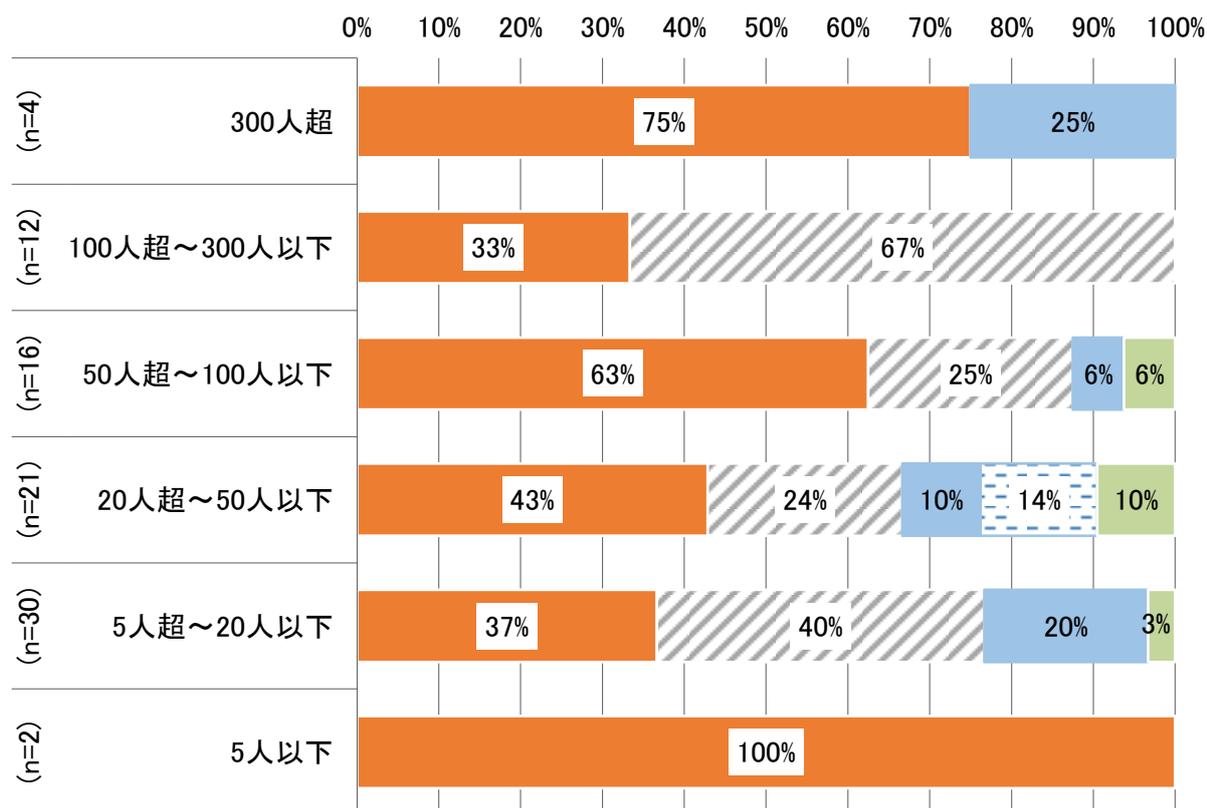
(c) 問 18-B.代理人としての利便性 (SA)

「利便性はとても向上した」の割合が最も高く 45.9%である。次いで、「利便性はやや向上した (34.1%)」、「特に変わらない(11.8%)」である。



従業員数別クロス集計結果 (問 3)

従業員数別に見ると、5人以下では「利便性はとても向上した(100%)」の割合が最も高い。



- 利便性はとても向上した
- ▨ 利便性はやや向上した
- 特に変わらない
- ▨ 利便性はやや低下した
- 利便性はとても低下した

(d) 問 19-A.出願人としての利便性\_理由 (FA)

回答者	内容
その他	国際出願促進交付金申請書提出の際、組織内の手続が必要であったが、この工数が削減できた。
代理人事務所	代理人に対する手数料が減った。
代理人事務所	会計処理の煩雑さが解消。
代理人事務所	申請書への捺印が不要となったので、出願人としては、手続上の負担は変わらない。ただ、国際出願手数料の返金が従来、交付決定後になされていたものが、国際出願時の申請に一本化されたことで返金手続を検討する手間は無くなった点、若干、簡便となった。
企業	これまでは出願手数料を満額支払った上で、軽減にあたる分を後日に給付金として受け取る形だったため、事務手続（代理人からの送金を受ける処理等）が煩雑だった。今後は軽減された金額で出願時に支払うだけなので、事務手続が楽になる。
代理人事務所	証明書類準備の手間が省けるようになった。

代理人事務所	交付金の申請が無くなった事で、後日の出願人様への庁費用の一部返金や、出願人様での申請書類の確認作業が省略でき、利便性は向上したと感じる。
代理人事務所	返金方法について回答する必要が無くなった。
代理人事務所	申請がまとめられたことで説明が分かりやすくなった。会計処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	返金を待つ必要が無くなった。
企業	向上した。還付請求や会計処理の手間が無くなった。
代理人事務所	経費節減効果がある。
企業	向上した。事務作業が軽減した。
代理人事務所	向上した。出願時に1度の請求書で完結する。
代理人事務所	低下した。事務量が増加した。
企業	向上した。提出書類が簡素化。 低下した。度々の制度変更でルールが複雑化。
代理人事務所	会計処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	向上した。会計処理が簡便となった。
その他	会計処理の煩雑さが解消した。
不明	会計処理の煩雑さが解消したものと思われる。
代理人事務所	交付申請書の作成の手間が無くなった。
企業	大学との共願の場合に企業側にも費用軽減のメリットがある。
その他	会計処理の煩雑さが解消された。
代理人事務所	向上した。一つの手続で済む。
代理人事務所	軽減対象や金額に大きな変更は無く以前と特に変わらない。
代理人事務所	会計処理がシンプルになった。
代理人事務所	国際交付金の振込先の口座情報を確認しなくてよくなった。
代理人事務所	会計処理が一回で済むようになった。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(e) 問 19-B.代理人としての利便性\_理由 (FA)

回答者	内容
代理人事務所	慣れていないためか手続が煩雑で時間がかかった。(件数自体が少なく、手続を行う頻度が少ないため)
代理人事務所	出願時に手続が完了するので、手間が省けた。
代理人事務所	従来制度では、出願時に行う軽減申請手続とは別に交付金申請手続が必要だったが、新たな制度では、軽減申請手続に一本化されたため、交付金申請時期の管理及び手続、出願人への報告等に係る作業負荷や煩雑さが大幅に軽減した。

代理人事務所	軽減申請書の作成・添付が必要であり、煩雑は変わらない。また、出願ソフトの料金テーブルを変更する必要があり、煩雑さは変わらない。
代理人事務所	向上した：事務作業の手間が減った。
代理人事務所	国際調査・送付手数料と、国際出願手数料とで、代理人に2段階の申請を要求するような制度設計自体がユーザーフレンドリーの理念に真っ向から反するもので、大変不満が強かった。せめて一本化されたことをもって可としたいが、このようなユーザー・「アンフレンドリー」な制度は二度と作らないでほしい。
代理人事務所	出願後の交付金申請期限の管理が不要となった。交付金交付申請書の紙での郵送提出が不要となったため事務作業が減った。
代理人事務所	手続が複数回ではなく1回で済むので負担が軽減した。
代理人事務所	料金表をあらかじめ登録する必要があり、確認事項が増えたように感じる。
代理人事務所	・向上した。PCT 国際出願促進交付金交付申請書の作成・申請手続が無くなった交付金の交付を待たずに出願人へ請求書を切ることができるようになった。 ・低下した。PCT 手数料計算用紙(願書付属書)において、国際出願手数料についても手入力の作業が増加した。
代理人事務所	別途国際出願促進交付金の手続が不要となり簡略化された。
代理人事務所	会計処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	新たな業務量は増加したが、出願人からは高評価である。
代理人事務所	証明書類の郵送や期限管理などの手間が無くなった。
代理人事務所	交付金を出願人の口座に入金するための会計処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	1回の手続のみなので、事務処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	出願時に1回でまとめて申請できるようになったので、その点においては工数が減った。
代理人事務所	向上した点 ・国際出願／予備審査請求後に別途期限を管理／申請書を提出／請求書を発行する等煩雑さが解消した。 ・クライアントに軽減申請と交付金交付申請と別手続となることを説明する必要が無くなった。 低下した点 ・国際出願時に支払う印紙代の計算が煩雑になった。
代理人事務所	手続が出願時だけになった。
代理人事務所	事務作業が軽減された。
代理人事務所	事務量が増加した。出願時に手続を忘れると後から申請できない。
代理人事務所	手続書類の提出回数が少なくなった。
代理人事務所	会計処理の煩雑さが解消した。後日手続をしなくてよくなり、楽になった。

代理人事務所	やや向上した。交付金申請手続が不要になった一方で、出願時に軽減申請漏れがあった場合、国際出願手数料の軽減も受けられなくなった。
代理人事務所	向上した。会計処理の煩雑さが解消した。
代理人事務所	2回が1回に減った。
不明	会計上（処理上）の煩雑さは軽減したが、出願時の料金計算が面倒に感じる。
代理人事務所	制度が簡潔になった分、利便性が向上した。
代理人事務所	新たな事務作業が生じ、事務量が増加した。
不明	工程が減ったので。願番通知の発行を待つ。 →書面で交付金申請書を提出 →交付金受領時の会計処理 →（必要に応じて）出願人との精算処理
代理人事務所	返金処理が不要になった。
代理人事務所	新たな事務作業が生じ、事務量が増加した。自動計算してくれないことが困る。
代理人事務所	向上した。クライアントへの案内が減り、交付金申請手続も不要になったため、事務作業が軽減した。
代理人事務所	事務作業が減少した。
代理人事務所	捺印書類が不要になり、メールでのやりとりで可になった。
代理人事務所	支援手続が軽減された。
代理人事務所	向上した。出願手続費用の還付手続要否について、出願人に確認する必要が無くなった。請求処理が1度で済む。
代理人事務所	低下した。事務量が増加した。
代理人事務所	事務作業が増えた。
代理人事務所	交付金申請書が不要となったことで、申請書作成・提出期限管理の事務作業が省略できた。
代理人事務所	国際出願後に別途手続をする必要が無くなったので、作業が減った。
代理人事務所	新たな事務作業が生じた。
代理人事務所	会計処理が簡便となった。
代理人事務所	事務作業の軽減。
代理人事務所	向上した。1度の手続で完了するため、出願人への問合せ、報告の回数が減り、事務作業量が大幅に減った。
代理人事務所	向上した。別途、交付金申請が不要になった。そのため、後日交付金分を出願人へマイナス請求（返金）する必要が無くなった。 低下した。料金表を自分で設定しなければならない。何パターンも設定する必要がある。
代理人事務所	交付申請書の提出や交付決定通知の受領などの事務処理面及び出願人への交付金の支払いに伴う会計処理面での煩雑さが解消した。一方で、インターネット出願ソフトにおいて基本料金表

	<p>以外はソフトのバージョンアップ時に自動で（又は ZIP ファイルの取り込みによって）更新されないため、軽減用に作成した料金表は手作業で更新が必要な面などで煩雑さが残る。</p>
代理人事務所	<p>向上した。返金、相殺処理の煩雑さが解消された。</p>
不明	<p>以前は、出願時及び出願後に軽減申請の手続が必要だったが今では一度の申請で済むようになり煩雑さが解消。</p>
代理人事務所	<p>庁提供の手間や送料が無くなった。</p>
代理人事務所	<p>向上した。出願後に申請する必要が無くなったので事務量の負担が軽減された。</p>
代理人事務所	<p>最後に添付するだけでよくなった。</p>
代理人事務所	<p>二度申請する必要が無くなり、また RO105 が発送されないリスクを考えた期限管理をする必要も無くなった。予納が使えるようになった事も大きい。PCT 軽減・支援措置は交付金申請の郵送が無くなり便利になった。</p>
代理人事務所	<p>向上した。国際出願促進交付金の申請が不要になり、事務量が減少した。</p>
代理人事務所	<p>1回で申請できるようになったが、料金を手で直すなどは後に直すことなどの手間があり、なるべく避けたい。</p>
代理人事務所	<p>向上した。一つの手続で済む。</p>
代理人事務所	<p>促進交付金制度が廃止になり、手数料軽減制度に一本化されたため、事務量や計算の煩雑さが低下した。</p>
代理人事務所	<p>後から還付する手続でなくなったので、クライアントとのやりとり、クライアントへの説明の手間が減った。</p>
代理人事務所	<p>事務作業が削減された。</p>
不明	<p>後日、交付金申請をする手間が無くなったので、負担が減った。</p>
代理人事務所	<p>国際交付金交付申請書の提出・管理の手間が減った。</p>
代理人事務所	<p>請求関連の処理が容易。</p>
不明	<p>事務作業量（手間）には変化がない。</p>
代理人事務所	<p>請求手続が一度で完結するので会計処理の煩雑さが解消した。</p>
代理人事務所	<p>出願時の手続のみで完了するため、手続が簡単になった。</p>
代理人事務所	<p>向上した。申請期限提出、交付通知の受取までの期限管理が不要となった。 低下した。オンラインで提供していた手数料計算ツールが無くなり、Excel で料金改定都度の更新が必要となった。提出機会が出願時のみである。（看過してしまった場合、以前は軽減のみで済んだが、事後に申請できないのでもし申請を看過した場合は軽減分と交付金部分の両方を逸失する）</p>

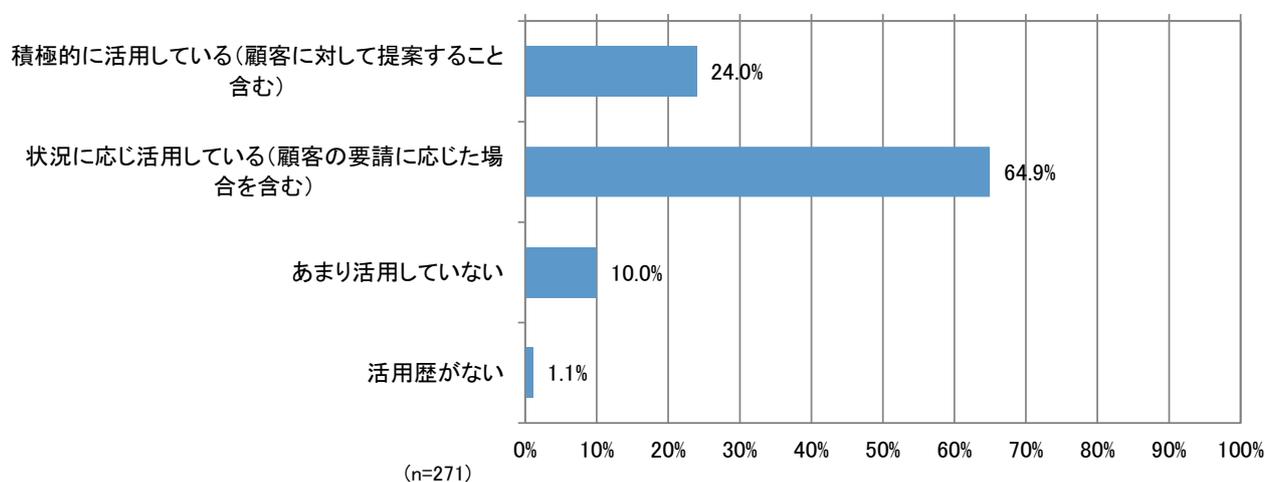
※「不明」「特にない」は対象外としています。

(vi) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの現行制度・運用について

① 国内優先権の活用状況及びメリットや改善点について

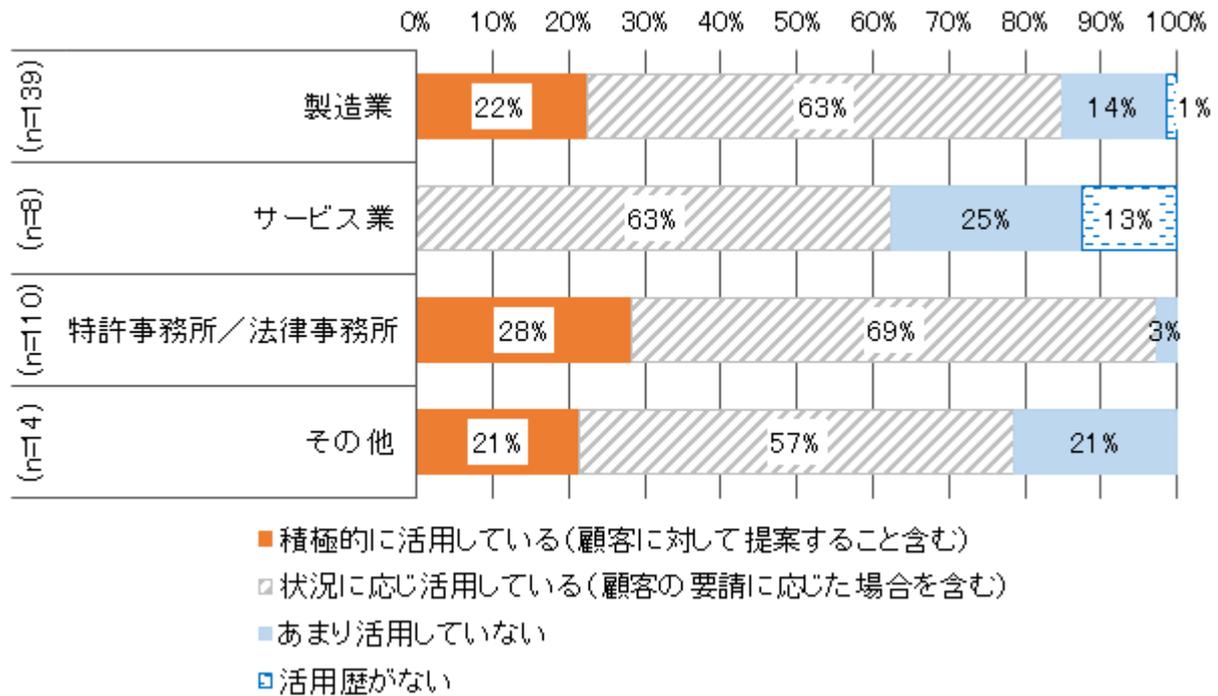
(a) 問 20.国内優先権制度の活用状況 (SA)

「状況に応じ活用している(顧客の要請に応じた場合を含む)」の割合が最も高く 64.9% である。次いで、「積極的に活用している(顧客に対して提案すること含む) (24%)」、「あまり活用していない(10%)」である。



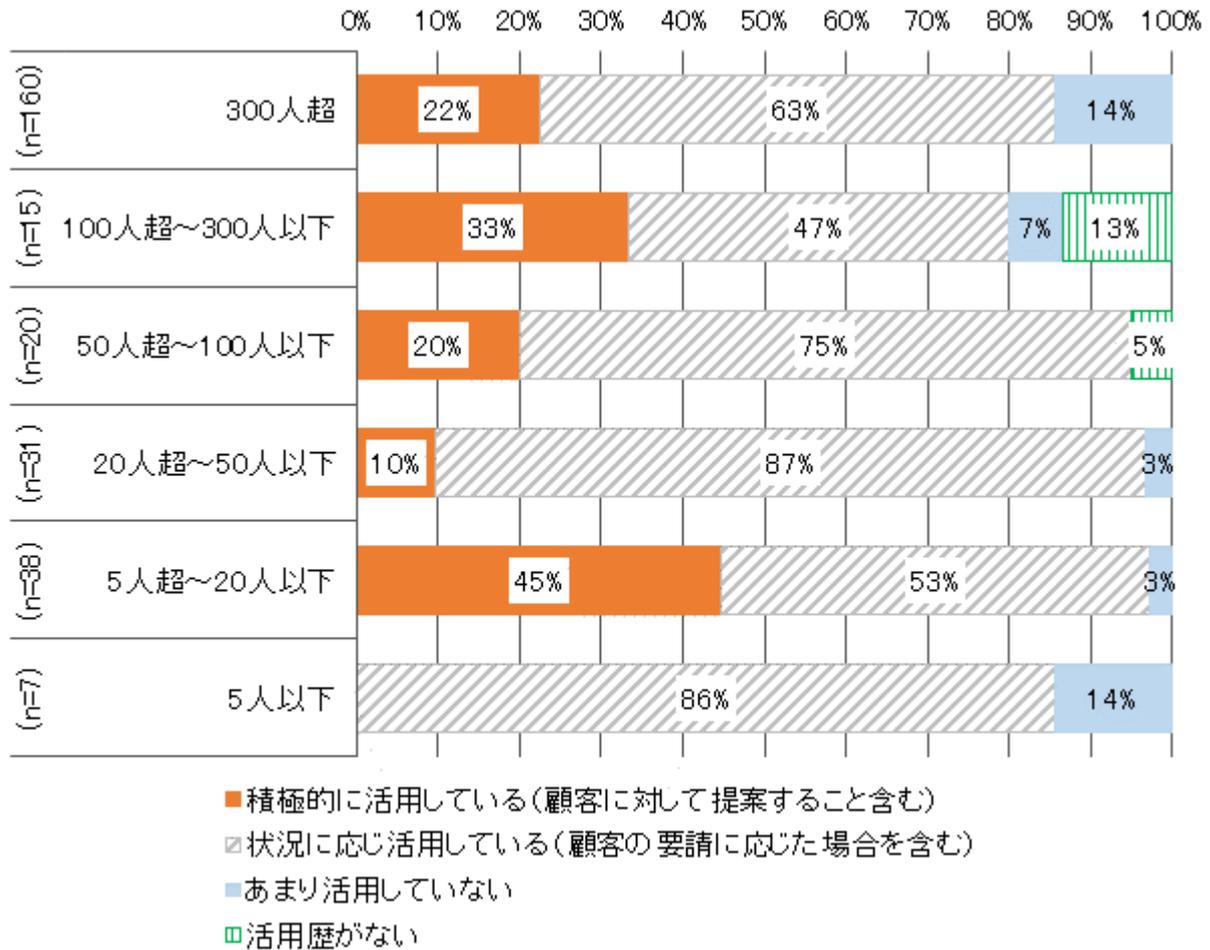
業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「状況に応じ活用している(顧客の要請に応じた場合を含む) (69%)」の割合が最も高い。



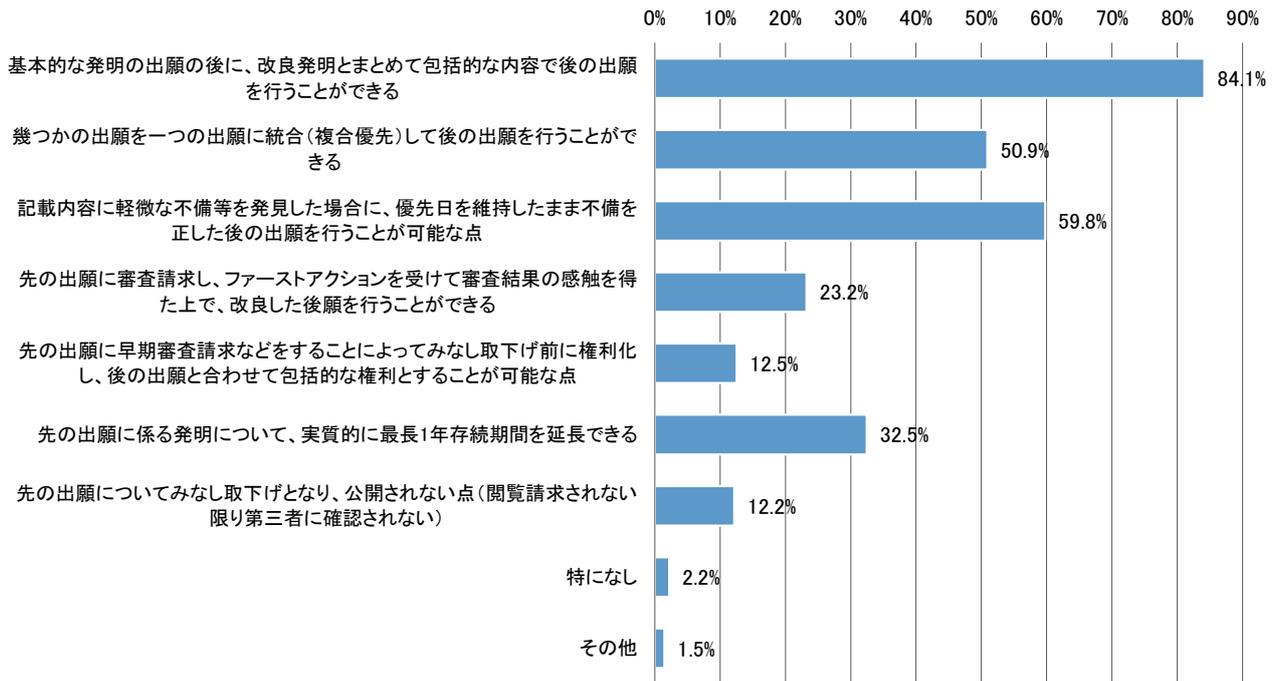
### 従業員数別クロス集計結果 (問3)

業種別に見ると、20人超～50人以下では「状況に応じ活用している (顧客の要請に応じた場合を含む) (87.1%)」の割合が最も高い。



(b) 問 21-1.国内優先権制度の利点 (MA)

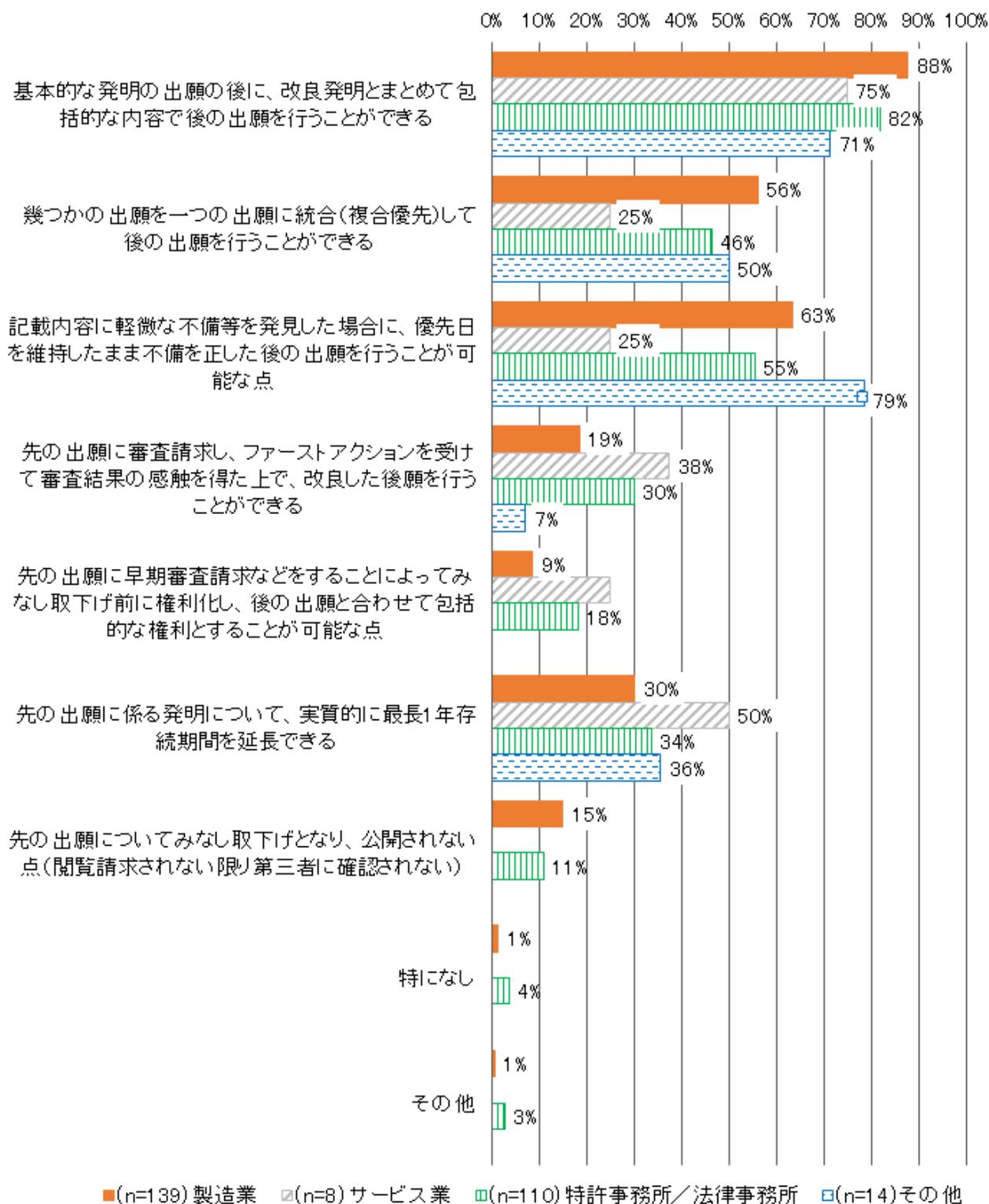
「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる」の割合が最も高く 84.1%である。次いで、「記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点 (59.8%)」、「幾つかの出願を一つの出願に統合 (複合優先) して後の出願を行うことができる (50.9%)」である。



(n=271)

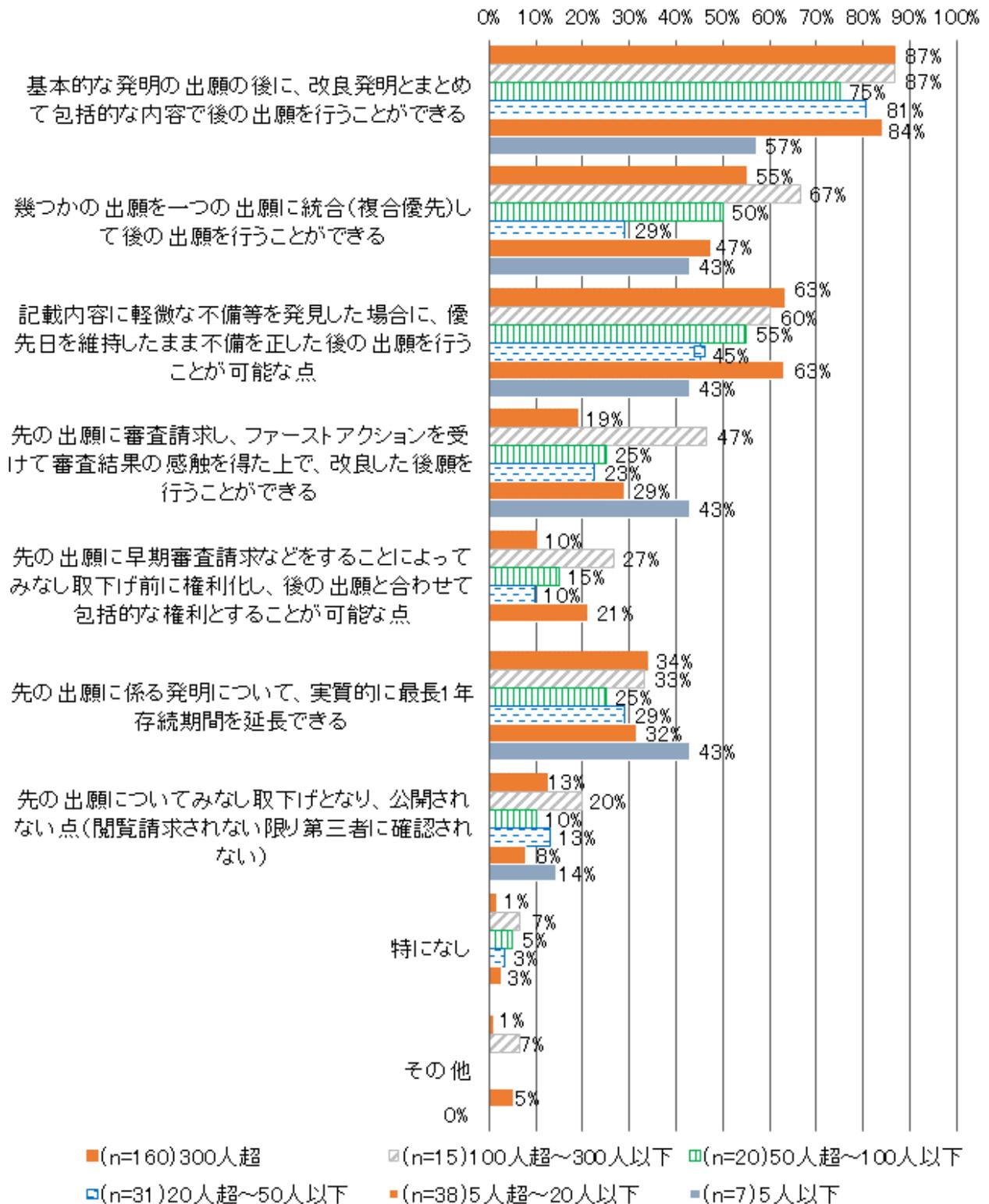
## 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、製造業では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる(88%)」の割合が最も高い。



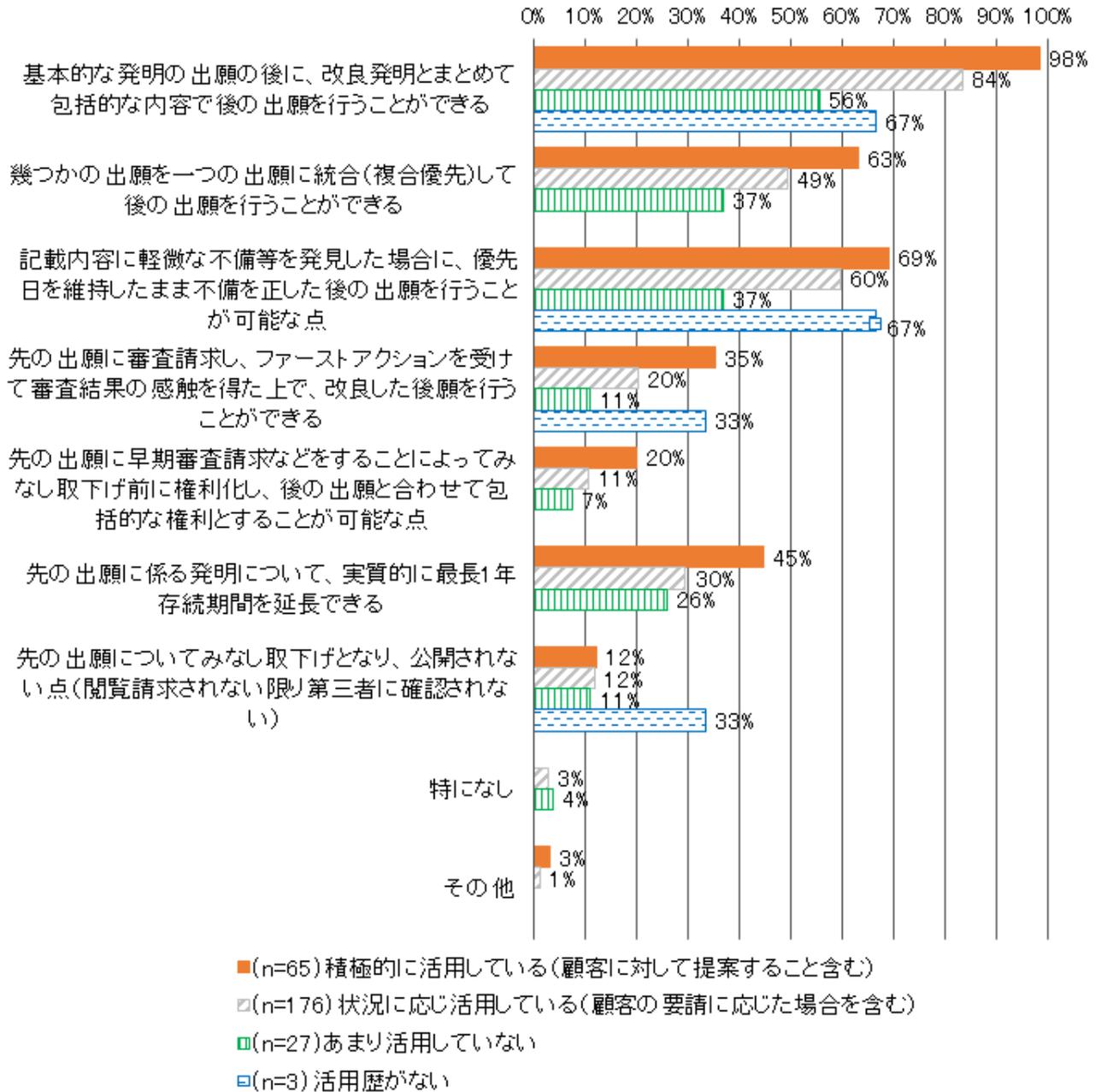
従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、300人超では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる（87%）」の割合が最も高い。



国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問 20）

国内優先権制度活用状況別に見ると、「積極的に活用している（顧客に対して提案すること含む）」を選択した回答者では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる（98%）」の割合が最も高い。



【その他自由記述】

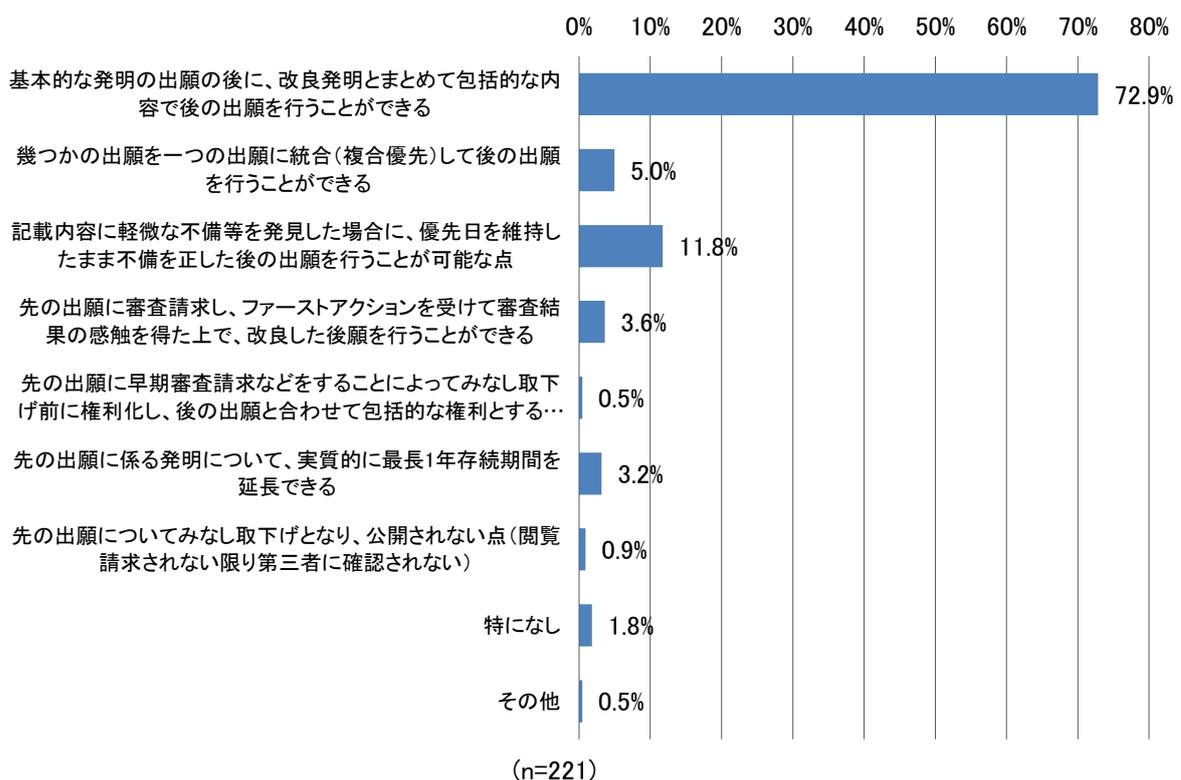
回答者	内容
代理人事務所	実施例等のデータを適宜追加することができる。
企業	サポート要件の観点から実施例の追加・拡充ができる。

代理人事務所	化学バイオ系出願では、主に記載要件不備の解消を目的として、実験データ補充型国内優先をよく利用する。
不明	改良があった場合に反映できる（統合は利点ではない）。

※「不明」「特になし」は対象外としています。

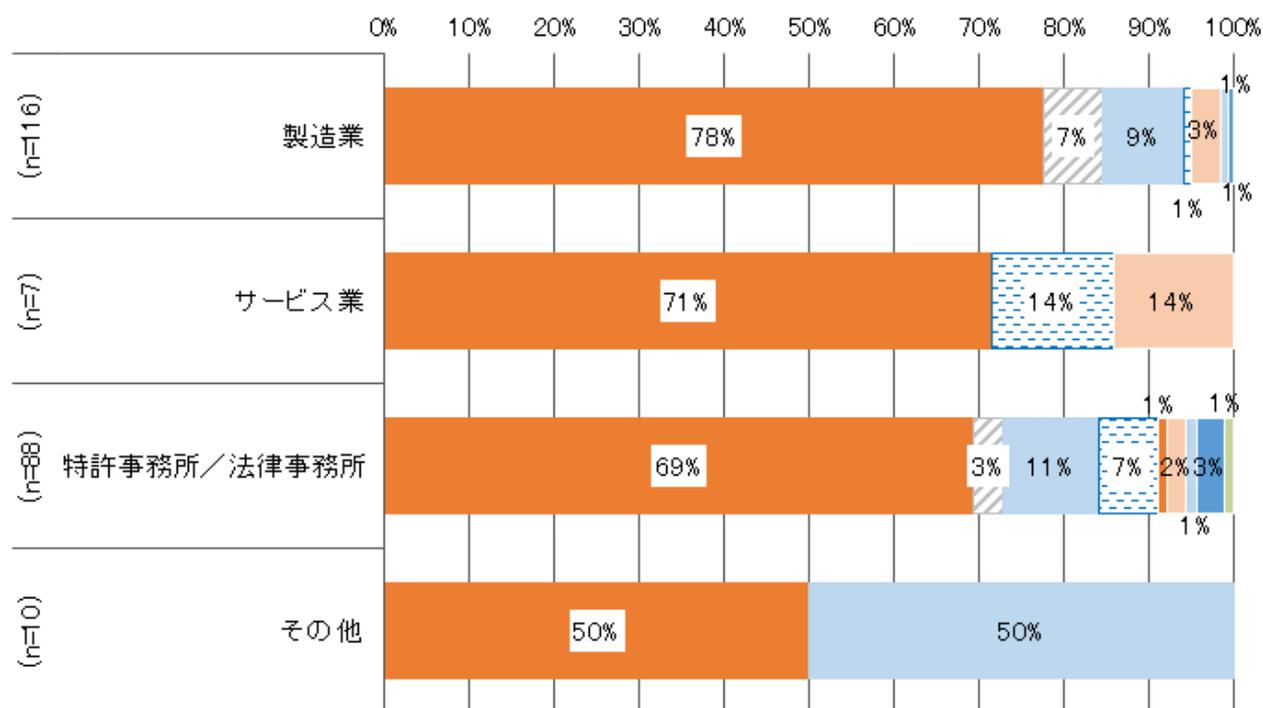
(c) 問 21-2.国内優先権制度の利点\_最上位 (SA) 追加設問

「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる」の割合が最も高く 72.9%である。次いで、「記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点 (11.8%)」、「幾つかの出願を一つの出願に統合 (複合優先) して後の出願を行うことができる (5%)」である。



### 業種別クロス集計結果（問1）

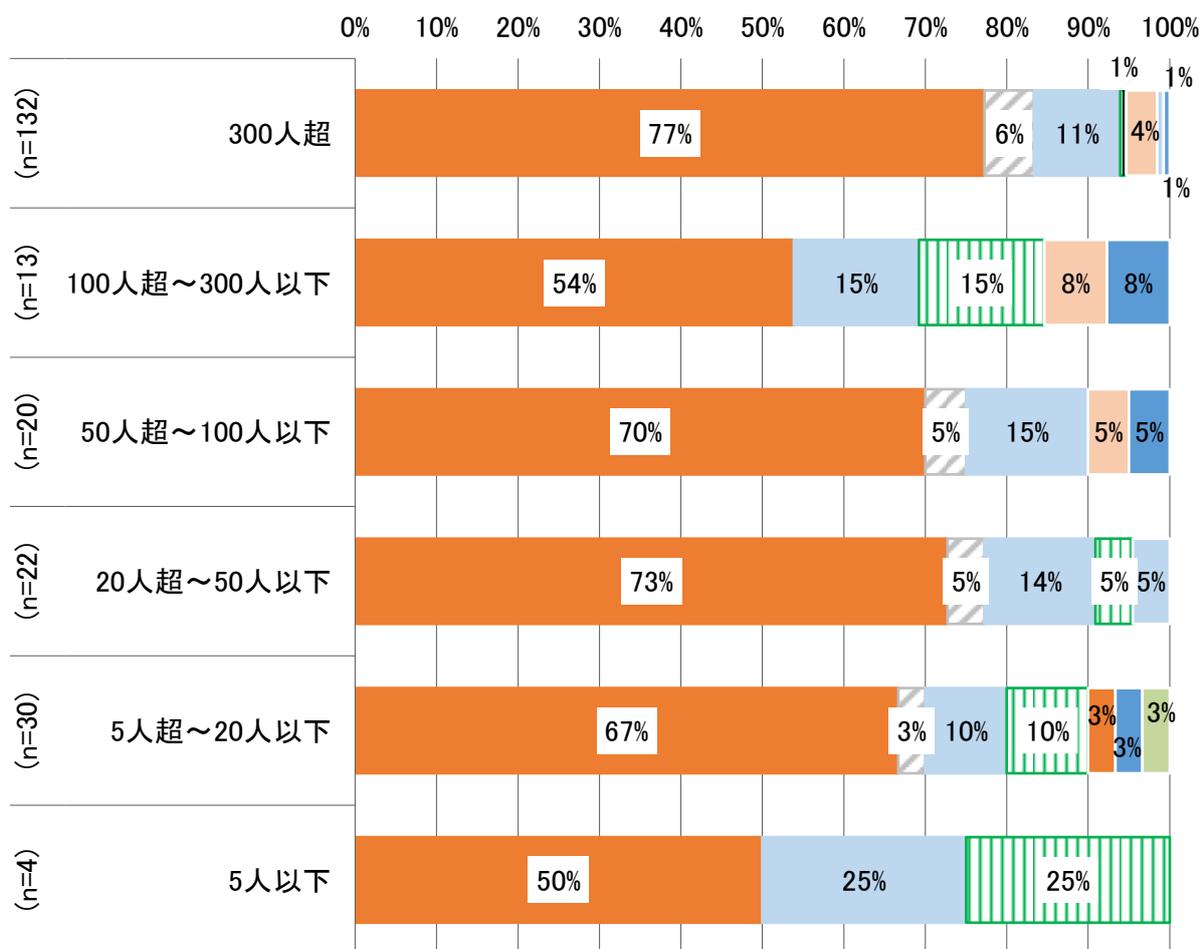
業種別に見ると、製造業では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる(78%)」の割合が最も高い。



- 基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる
- 幾つかの出願を一つの出願に統合(複合優先)して後の出願を行うことができる
- 記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点
- 先の出願に審査請求し、ファーストアクションを受けて審査結果の感触を得た上で、改良した後願を行うことができる
- 先の出願に早期審査請求などを行うことによってみなし取下げ前に権利化し、後の出願と合わせて包括的な権利とすることが可能な点
- 先の出願に係る発明について、実質的に最長1年存続期間を延長できる
- 先の出願についてみなし取下げとなり、公開されない点(閲覧請求されない限り第三者に確認されない)
- 特になし
- その他

### 従業員数別クロス集計結果（問3）

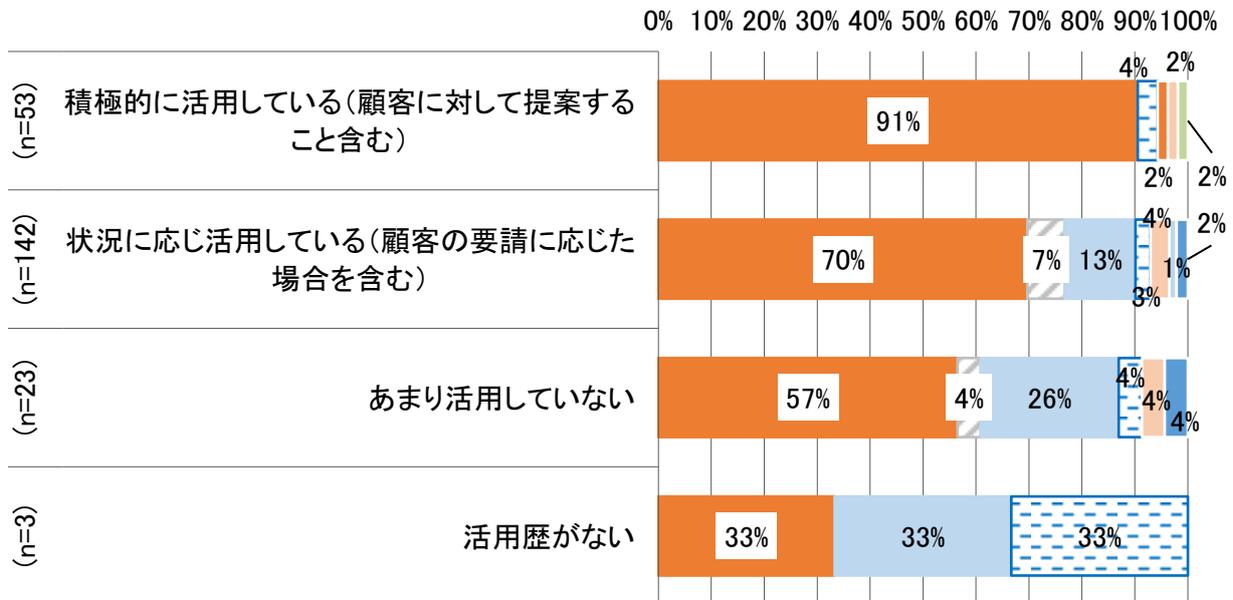
従業員数別に見ると、300人超では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる(77%)」の割合が最も高い。



- 基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる
- 幾つかの出願を一つの出願に統合(複合優先)して後の出願を行うことができる
- 記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点
- 先の出願に審査請求し、ファーストアクションを受けて審査結果の感触を得た上で、改良した後願を行うことができる
- 先の出願に早期審査請求などを行うことによってみなし取下げ前に権利化し、後の出願と合わせて包括的な権利とすることが可能な点
- 先の出願に係る発明について、実質的に最長1年存続期間を延長できる
- 先の出願についてみなし取下げとなり、公開されない点(閲覧請求されない限り第三者に確認されない)
- 特になし
- その他

国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問 20）

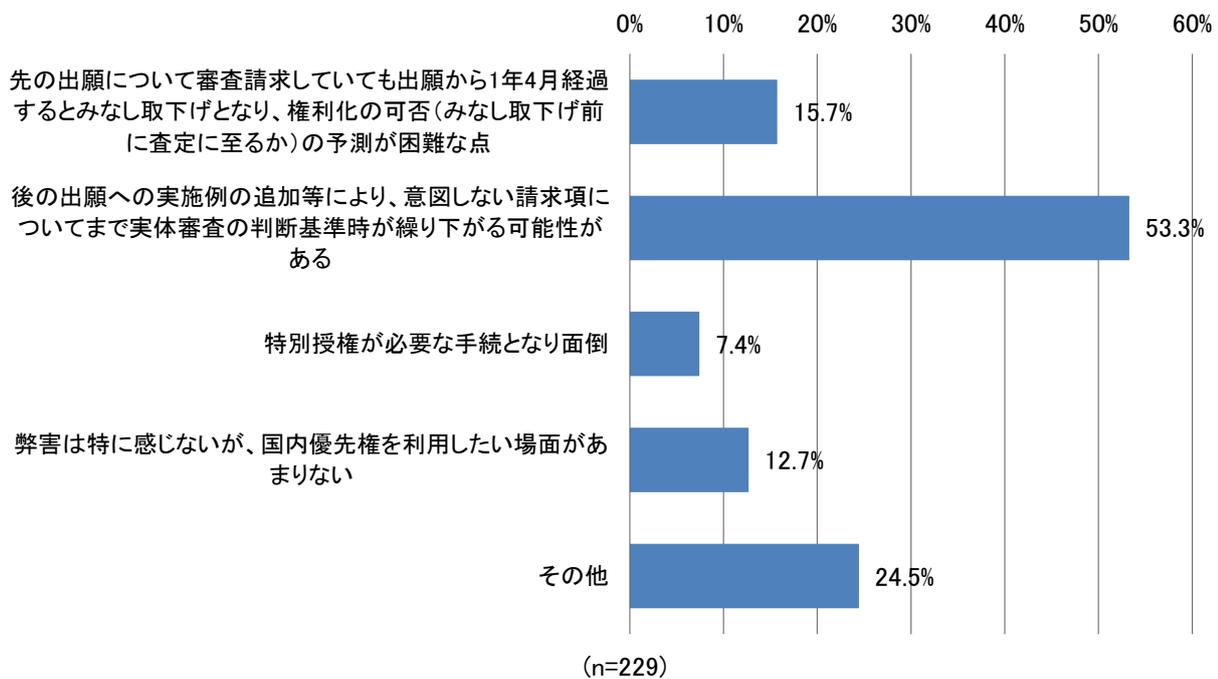
国内優先権制度活用状況別に見ると、「積極的に活用している（顧客に対して提案すること含む）」を選択した回答者では「基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる（91%）」の割合が最も高い。



- 基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる
- 幾つかの出願を一つの出願に統合（複合優先）して後の出願を行うことができる
- 記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点
- 先の出願に審査請求し、ファーストアクションを受けて審査結果の感触を得た上で、改良した後願を行うことができる
- 先の出願に早期審査請求などを行うことによってみなし取下げ前に権利化し、後の出願と合わせて包括的な権利とすることが可能な点
- 先の出願に係る発明について、実質的に最長1年存続期間を延長できる
- 先の出願についてみなし取下げとなり、公開されない点（閲覧請求されない限り第三者に確認されない）
- 特になし
- その他

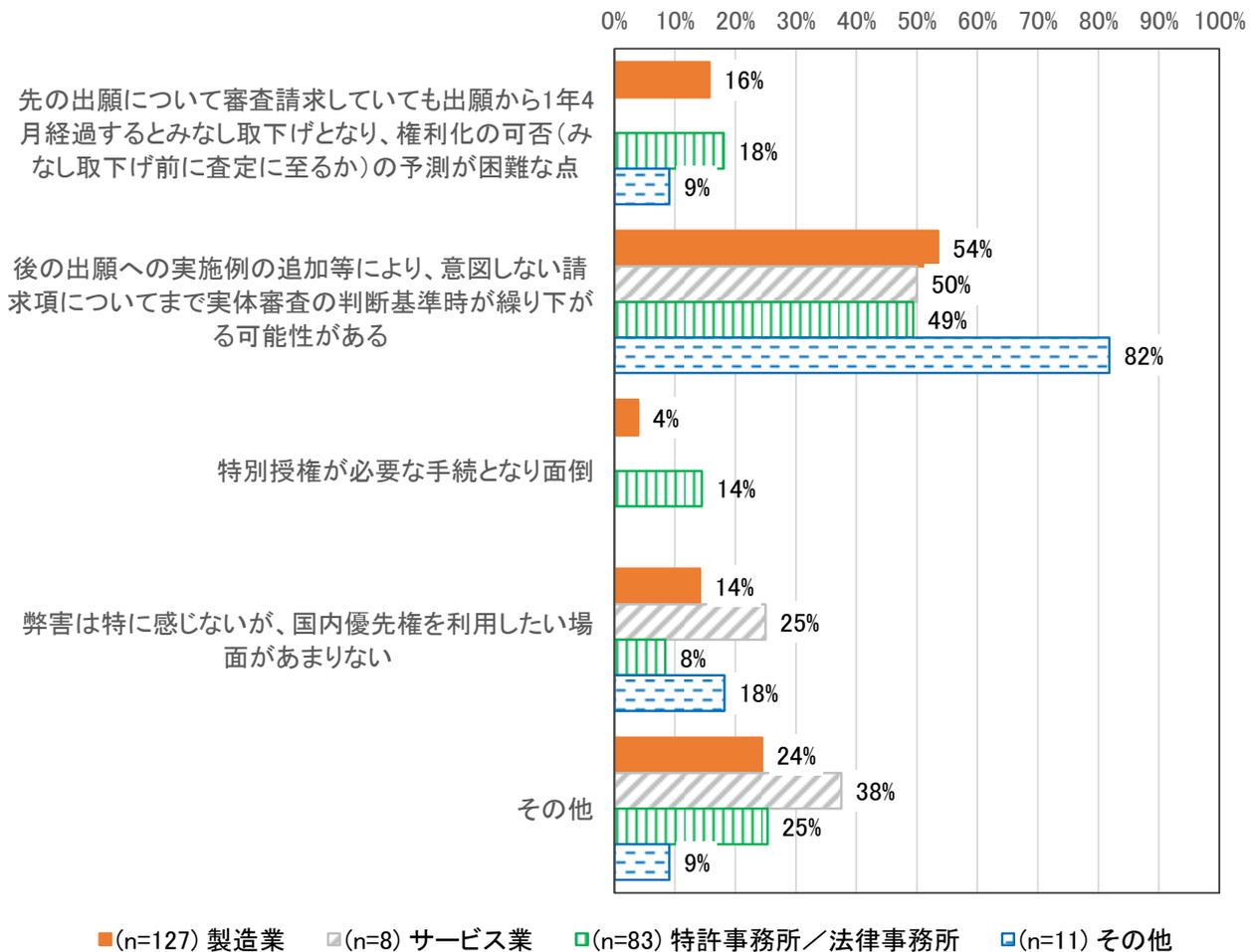
(d) 問 22.制度活用のデメリット・弊害 (MA)

「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある」の割合が最も高く 53.3%である。



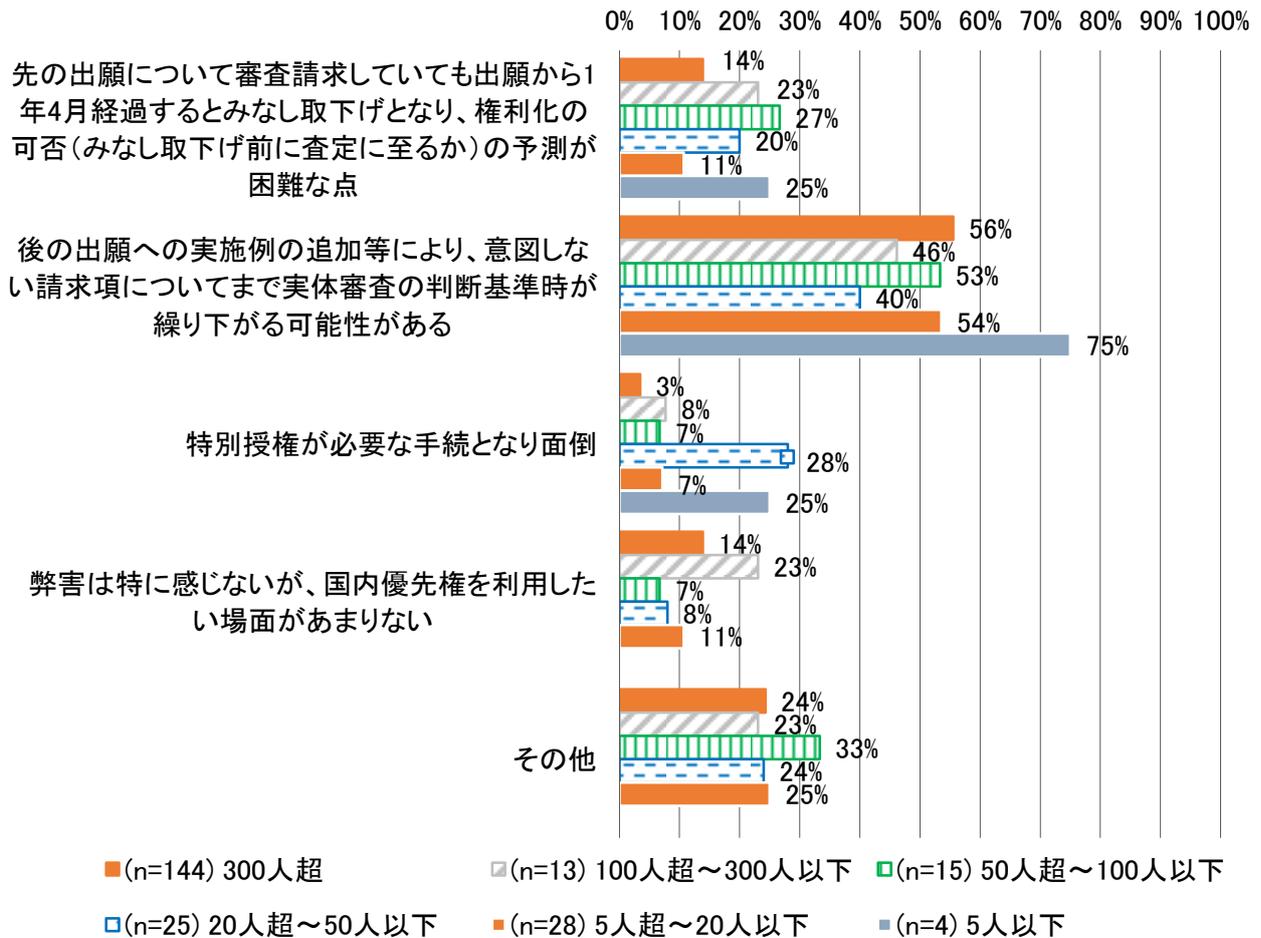
### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、製造業では「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある(54%)」の割合が最も高い。



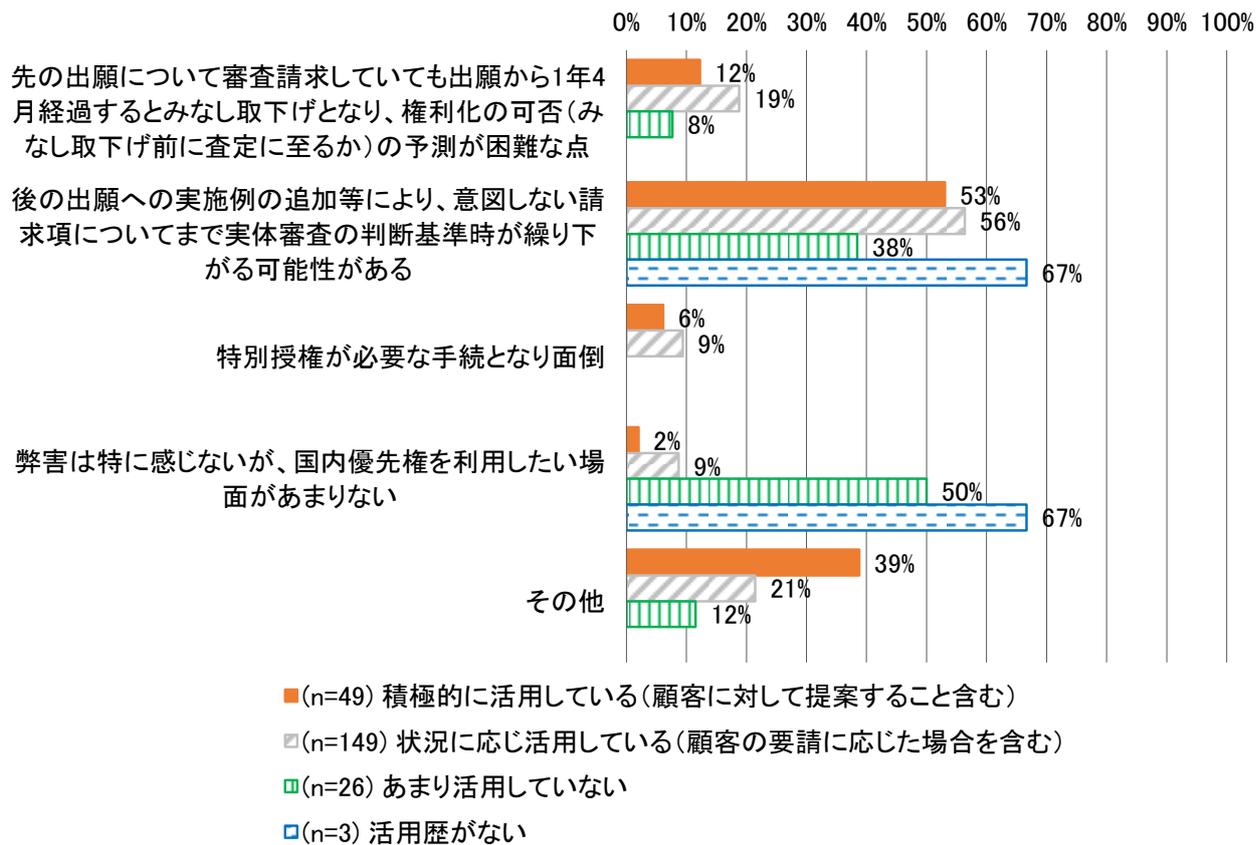
### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、5人以下では「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある(75%)」の割合が最も高い。



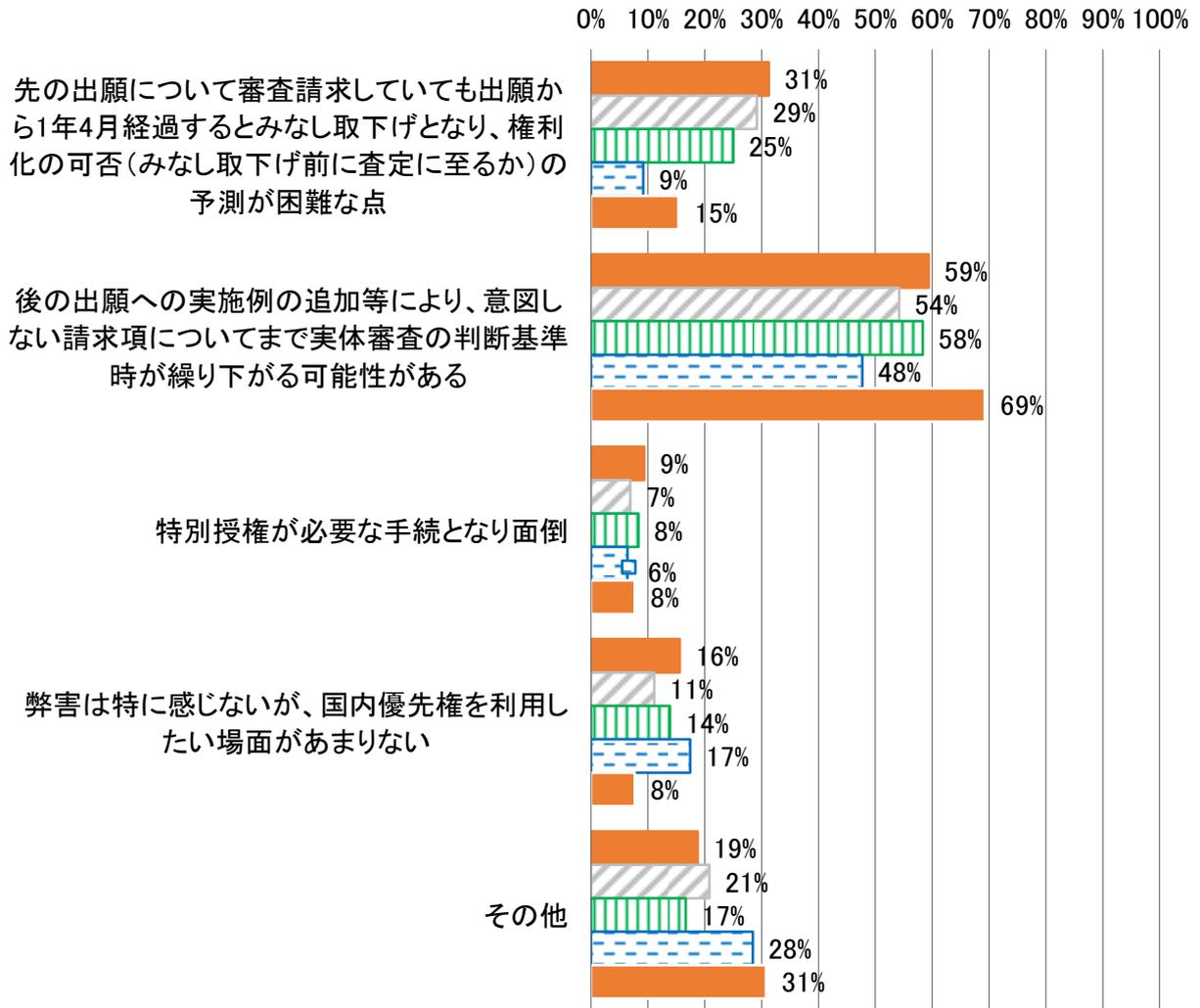
### 国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問20）

国内優先権制度活用状況別に見ると、状況に応じ活用している場合（顧客の要請に応じた場合を含む）、「後に出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある」の割合が最も高い。



### 改善点別クロス集計結果 (問 23)

改善点別に見ると、「先の出願のみなし取下げの廃止」を選択した回答者では「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある」の割合が最も高い。



- (n=32) 先の出願のみなし取下げの廃止
- ▨(n=72) 先の出願を係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする
- ▣(n=36) 先の出願も出願公開すべき(第三者が確認したい場合、現状は閲覧請求が必要になるため)
- ▤(n=109) 特になし
- (n=13) その他

【その他自由記述】

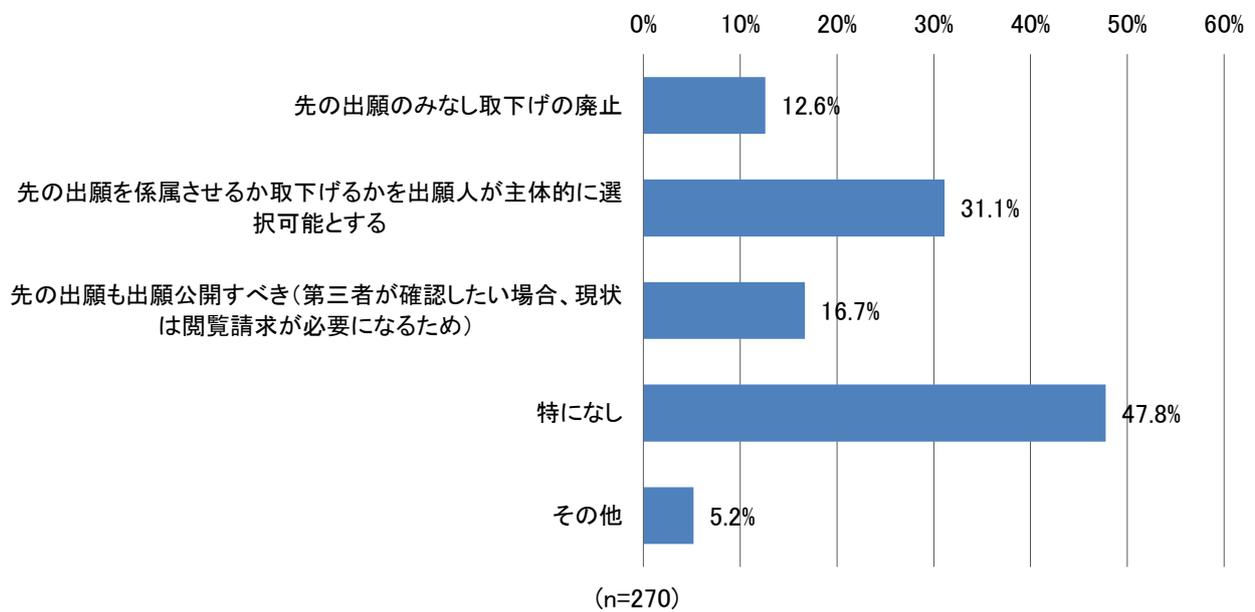
回答者	内容
企業	一つの発明の出願に対して、追加で国内優先権のための費用が必要になる。
企業	国内優先時に、基礎出願の特許請求の範囲を修正した場合、どの範囲まで基礎出願の出願日を遡及できるのか不安な場合がある。よって、基本的に、基礎出願の特許請求の範囲を修正しな

	いようにしているが、事務所によっては、修正する事務所もあり、その判断が非常に曖昧と感じている。
代理人事務所	出願費用。
企業	自社単独発明である基礎出願に共同研究の成果を加えて国内優先権主張出願を行うと、基礎出願がみなし取下げされるため、持分の分配が困難になる。もし基礎出願がみなし取下げとならなければ、基礎出願は単独帰属、国内優先権主張出願は共有というように区分できるため、国内優先権主張出願を利用しやすくなる。
企業	最初の日本出願を基礎に PCT 出願(日本自己指定)を行う際に、実施例の追加を行うので、わざわざ国内優先出願を行う必要がない。
企業	活用しているので躊躇する場面が想定できない。
企業	優先権が効かない発明までもが1年以内に追加できるという錯覚に陥る懸念があり、むやみに後で追加すればいいという不正確な印象を増長させるおそれがある。
代理人事務所	「3) 特別授権が必要な手続となり面倒」の特別授権について、「取下げ」の委任事項ではカバーできない。結果的に取下げになるため、そのような委任事項でも OK としてほしい。後の出願の取下げをした場合、タイミングによっては先の出願が生き返って、公開されることになり、予期せぬ公開がもたらす出願人へのデメリットは大きいと考える。後の出願のみが取下げになった場合、先の出願について公開されてしまう旨の通知書が事前に発送されるとよいと思う。
代理人事務所	費用が通常出願より安い。
企業	実施例のデータの修正において、優先日に影響が及ぶか判断が難しい場合は躊躇する。
企業	先の出願が登録されると、優先権の基礎にすることができないため、先の出願を早期審査請求した場合、国内優先権制度を活用し難い。
企業	権利化が遅くなる。(先の出願について審査請求していない場合)
代理人事務所	人口乳首事件以来、国内優先をクライアントに気軽に勧めにくい。
代理人事務所	代理人手数料を支払っていただけなのであれば、メリットは非常に大きい。(代理人手数料のみがデメリットとなる。)
企業	優先権の認められる範囲の予見が難しい場合は、別出願とするようにしている。
企業	社内管理が複雑になる。
企業	国内優先と JP 自己指定のメリット・デメリットが分かりにくい。JP 自己指定を使うことが多い。
企業	先の出願の記載内容であって、国内優先権主張出願時に削除した事項であっても、包袋閲覧や外国出願後のオンライン包袋上

	優先権証明書で第三者が内容把握できる点。削除した事項について後日改めて出願・権利化を行う際の障害となり得る。
企業	発明がある程度きっちり完成した時点で最初の出願を行うため、現状、さほど必要性がない。
企業	国内出願のみ優先権で明細書を補充したいケースがほぼない。国内外含めて対応する場合、優先権 PCT で同じ機能が実現されている。
代理人事務所	特にないが、顧客側の代理人手数料の面。
企業	共同出願の場合に付随する手続きが煩雑と判断される場合。
代理人事務所	先の出願の審査請求手数料が 1/2 しか返還されない。
企業	優先権主張をして PCT 出願することが多い。
不明	新たな別出願とした方が別の切り口での権利化ができる場合がある。(みなし取下げがあるため)

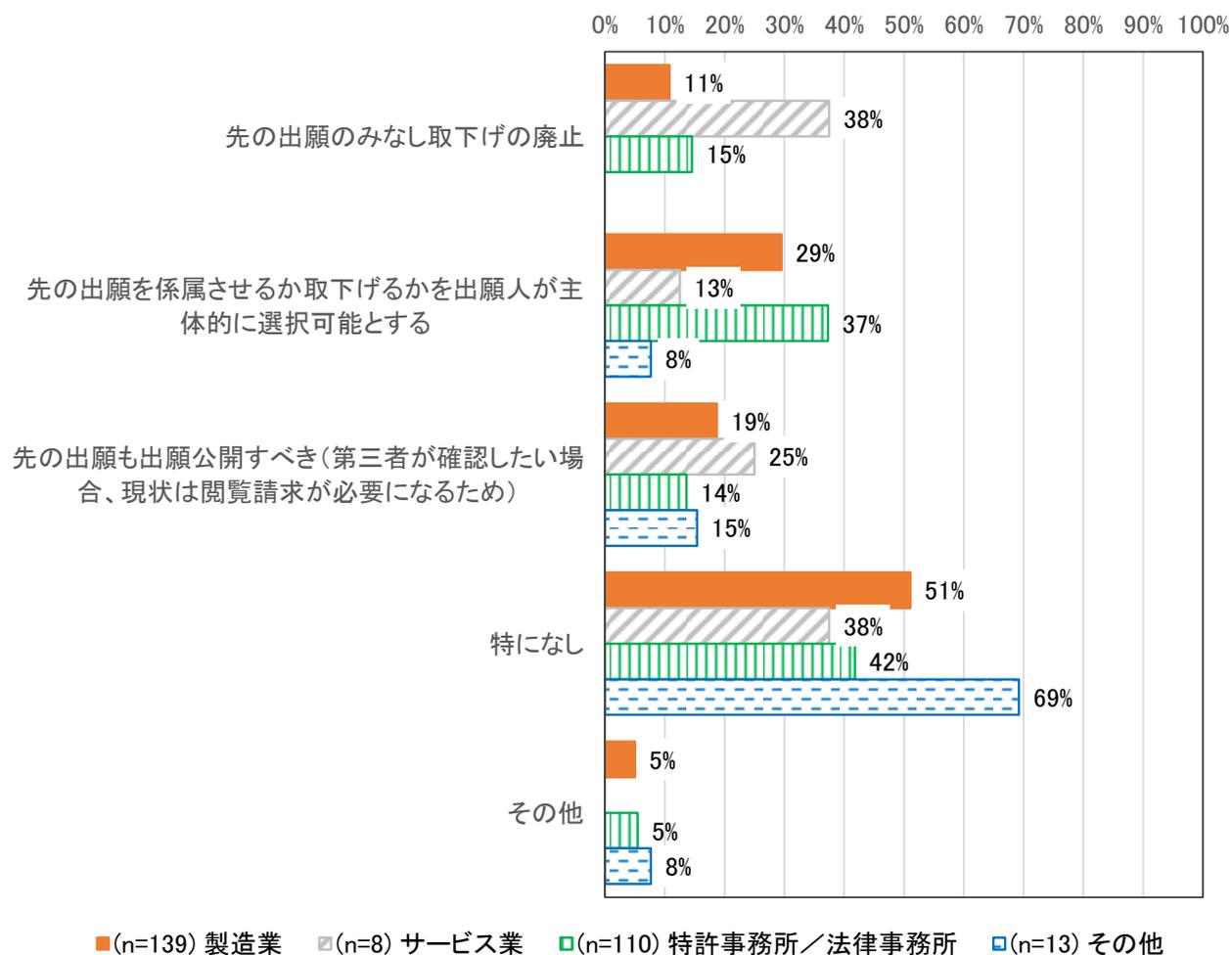
※「不明」「特にない」は対象外としています。

(e) 問 23.改善点 (MA)



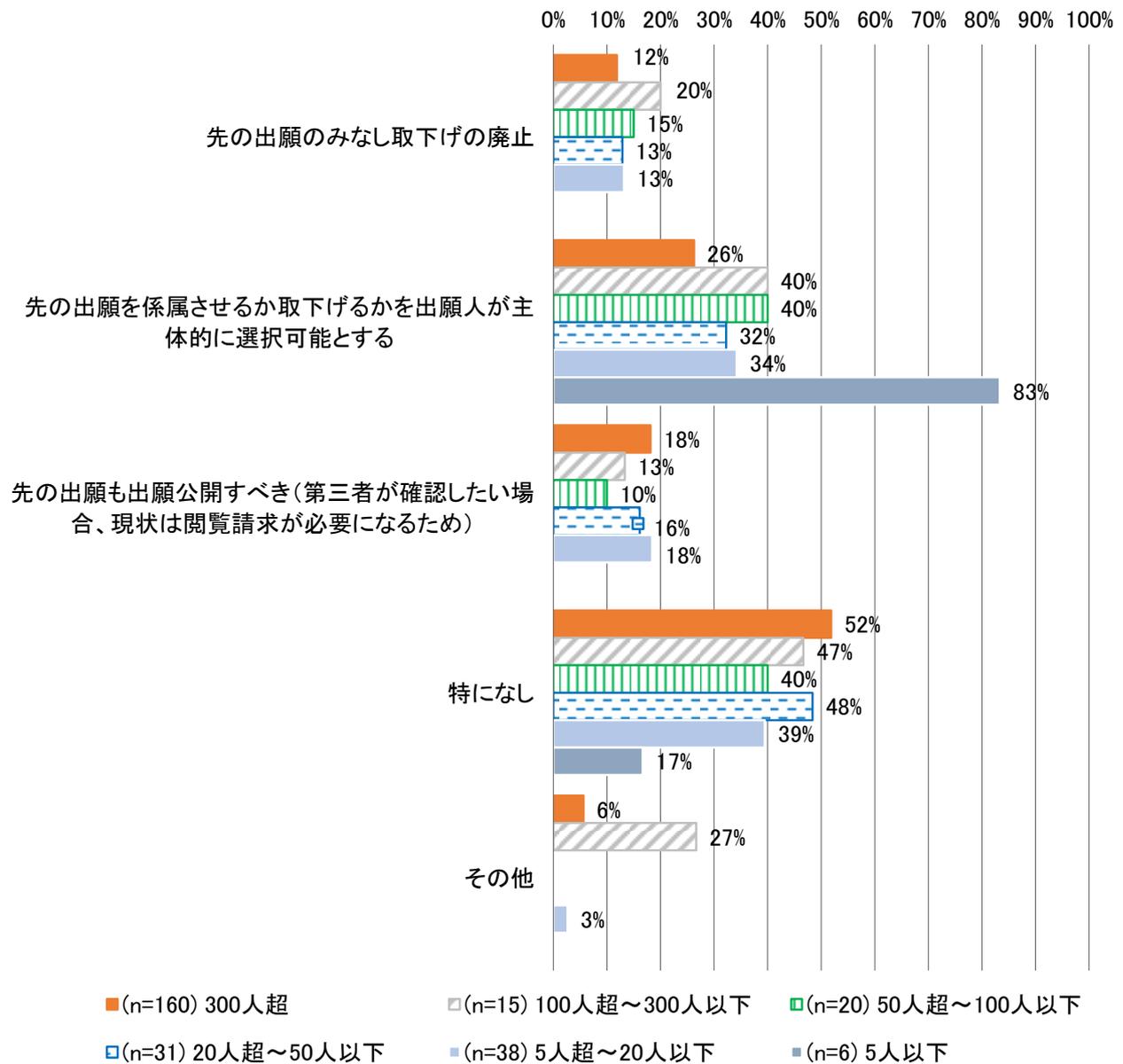
業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、製造業では「特になし (51%)」の割合が最も高い。



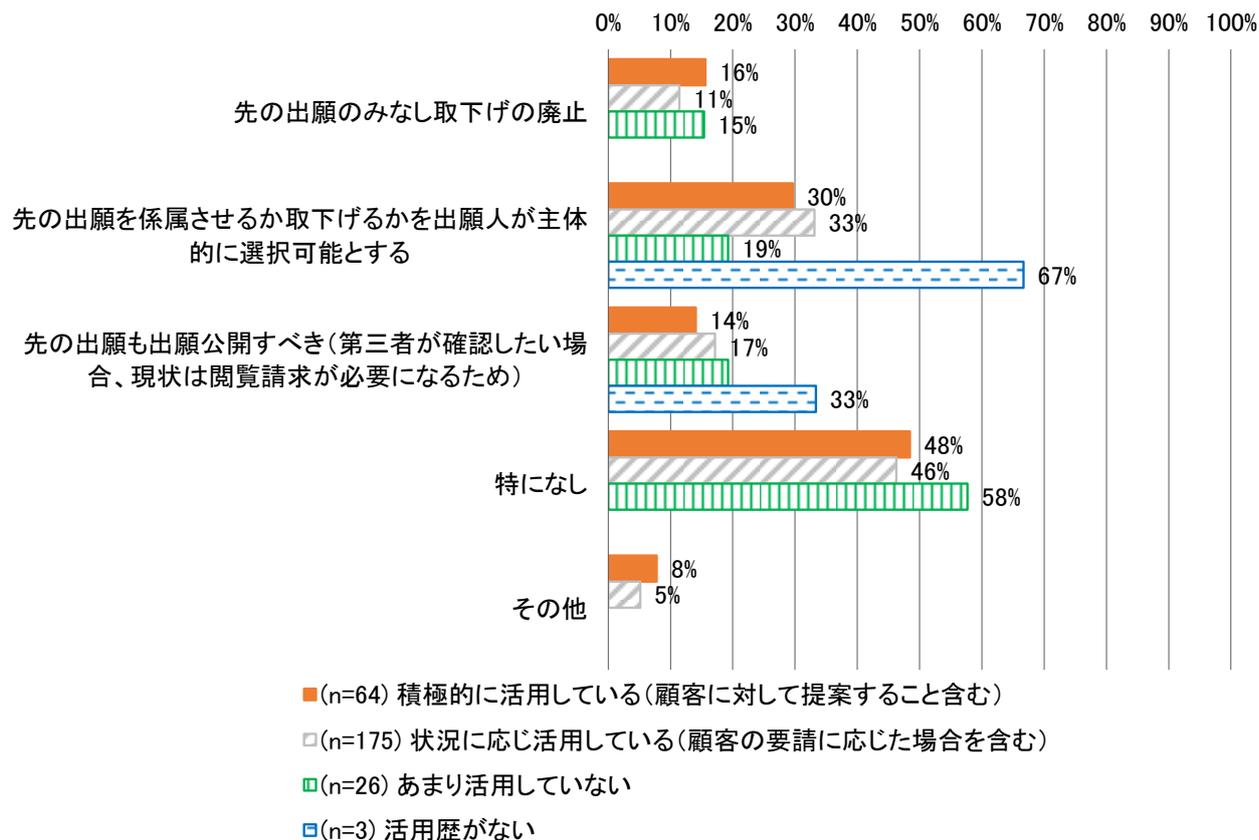
### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、5人以下では「先の出願を係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする(83%)」の割合が最も高い。



国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問 20）

国内優先権制度活用状況別に見ると、「活用歴がない」を選択した回答者では「先の出願を係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする(67%)」の割合が最も高い。



【その他自由記述】

回答者	内容
企業	国内優先権のための費用を廉価とする
代理人事務所	デメリットは感じておらず、積極的に利用している。
代理人事務所	特別授權の廃止。
企業	先の出願について、公開公報を出すまでは必要ない。J-PlatPatで内容を確認できるようにするだけで十分。
企業	基礎出願の出願日を享受している権利範囲の明確化。国内優先にて特許請求項を修正しても、実質的な発明が変わらなければ、基礎出願日の出願日を享受できると判断しているが、その実質的な発明が変わらない範囲がもっと明確になると助かる。
企業	第三者監視負担の増大に繋がるため公報として出願公開されることは望まないが、J-PlatPatの経過情報照会で先の出願を閲覧できると便利になると思う。
代理人事務所	出願人の観点から、国内優先権の先の出願は公開すべきでないし、書類閲覧の対象にしないほしい。
代理人事務所	無条件に先の出願内容が公開されることを希望しない出願人もいると思われるので、閲覧請求しない限り先の出願の内容を第三者が知ることができないという現行制度のメリットも残すべ

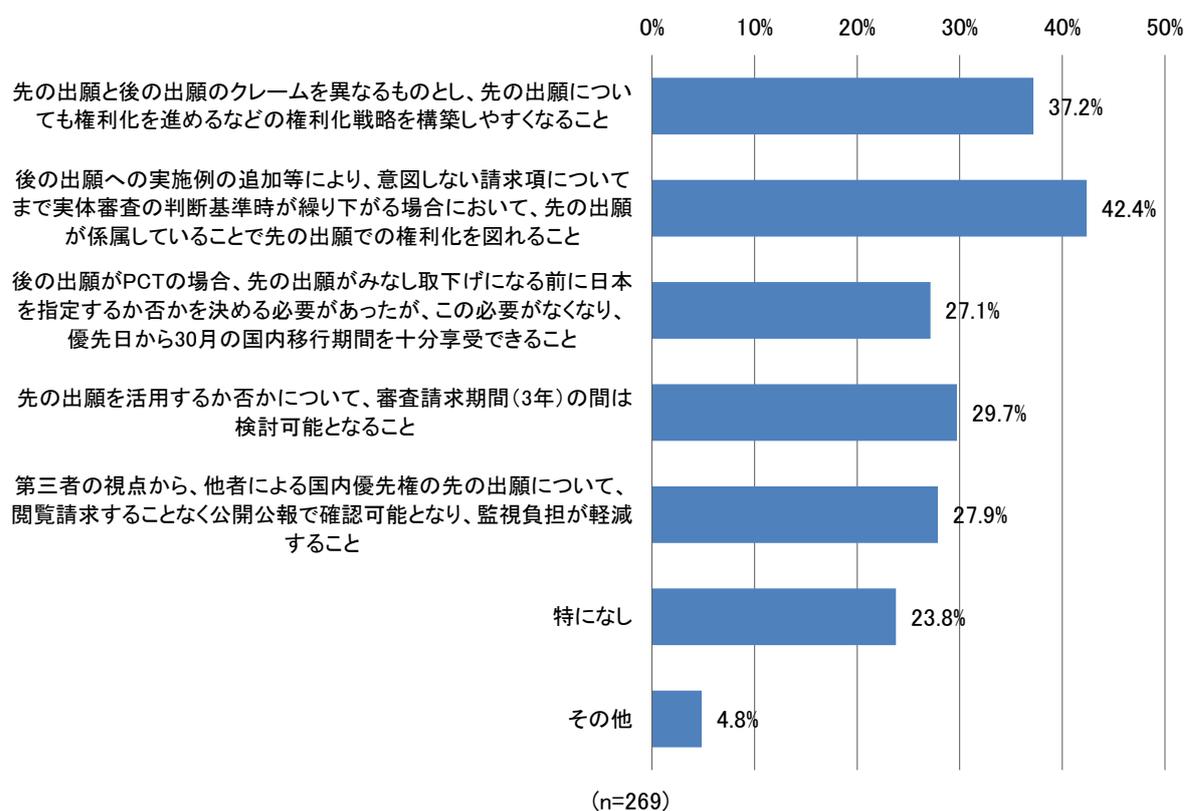
	きであると考え。したがって出願人が主体的に選択可能とすることが望ましいと考える。
企業	どの部分が後から追加されたのか現状では分かりにくい。
企業	国際出願、各国との調和をお願いしたい。
企業	実態審査の判断基準時が繰り下がる基準の見直し。現在の審査基準によれば、先の出願の請求項とまったく同じ請求項であっても追加した内容次第で実態審査の判断基準時が繰り下がる運用となっているが、他国と比較して非常に厳しい運用であると感じている。このため日本では、内容を追加したい場合には、先の出願をそのまま残しつつ後の出願も審査を進めるという歪な手段を取らざるを得なくなっているが、これをみなし取下げ制度の廃止などの先の出願を残す制度で救済しようとするのではなく、そもそもの判断基準の見直しによって解決できないものか。
代理人事務所	「1) 先の出願のみなし取下げの廃止」や「3) 先の出願も出願公開すべき（第三者が確認したい場合、現状は閲覧請求が必要になるため）」は何もメリットを感じない。2) はあり得るのかもかもしれないが、先の出願を係属させたい場面が極めてレアケースなので、みなし取下げをするのかどうかを選択するための煩雑さだけが残るし、みなし取下げされるかどうか分からない状況では第三者の監視負担が増える。結論として現行制度が最も優れている。
企業	自社案件の権利化のデメリット、メリットが他社案件においては逆に働く場合もあり判断が難しい。
代理人事務所	優先権の基礎となる出願が外国出願の場合は、基礎出願が取下げにならないので、日本出願の方が不利。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

② 国内優先権の先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリット・デメリットについて

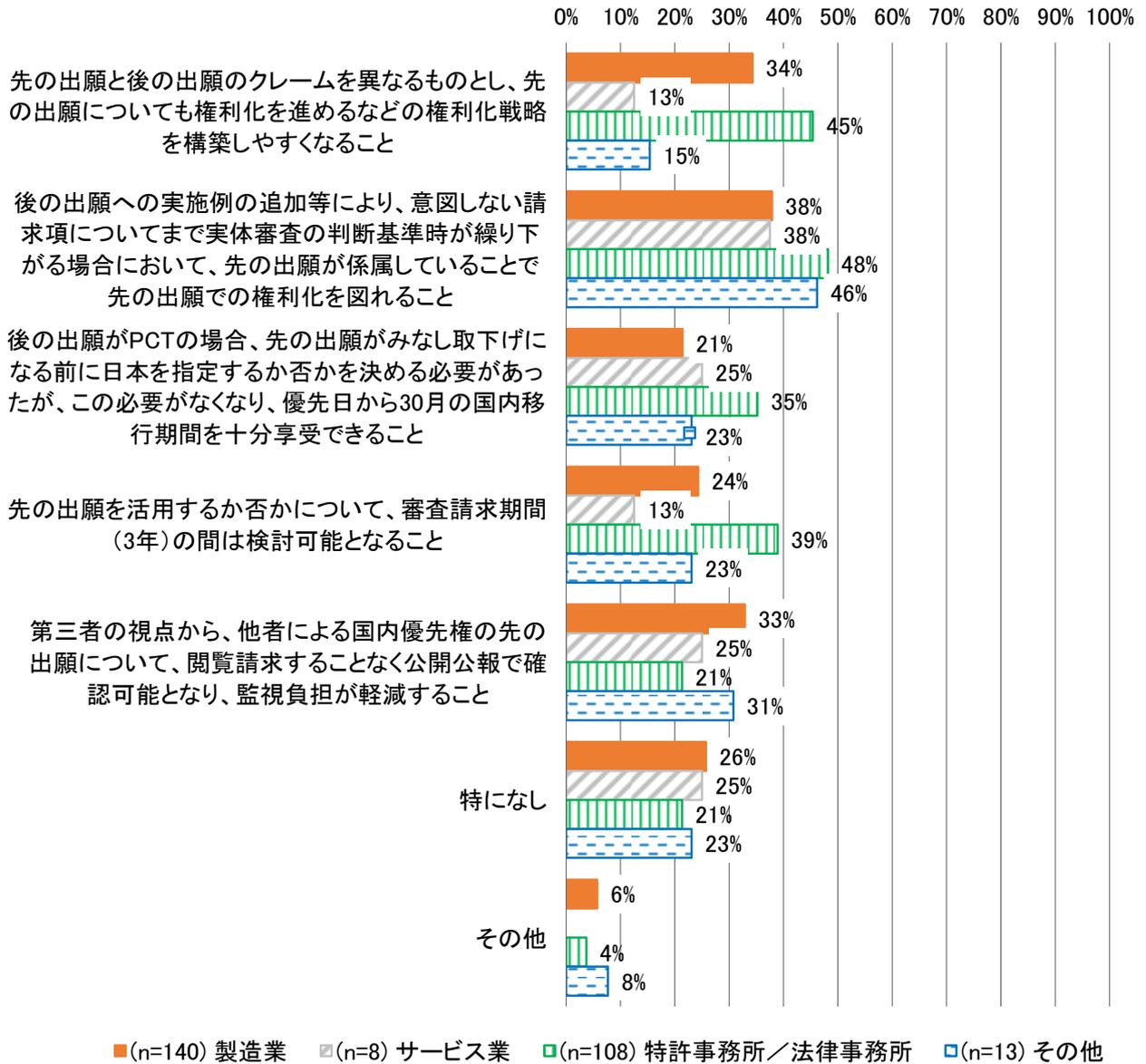
(a) 問 24.国内優先権の先の出願のみなし取下げ廃止のメリット (MA)

「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること」の割合が最も高く 42.4%である。次いで、「先の出願と後に出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの権利化戦略を構築しやすくなること (37.2%)」、「先の出願を活用するか否かについて、審査請求期間 (3 年) の間は検討可能となること (29.7%)」である。



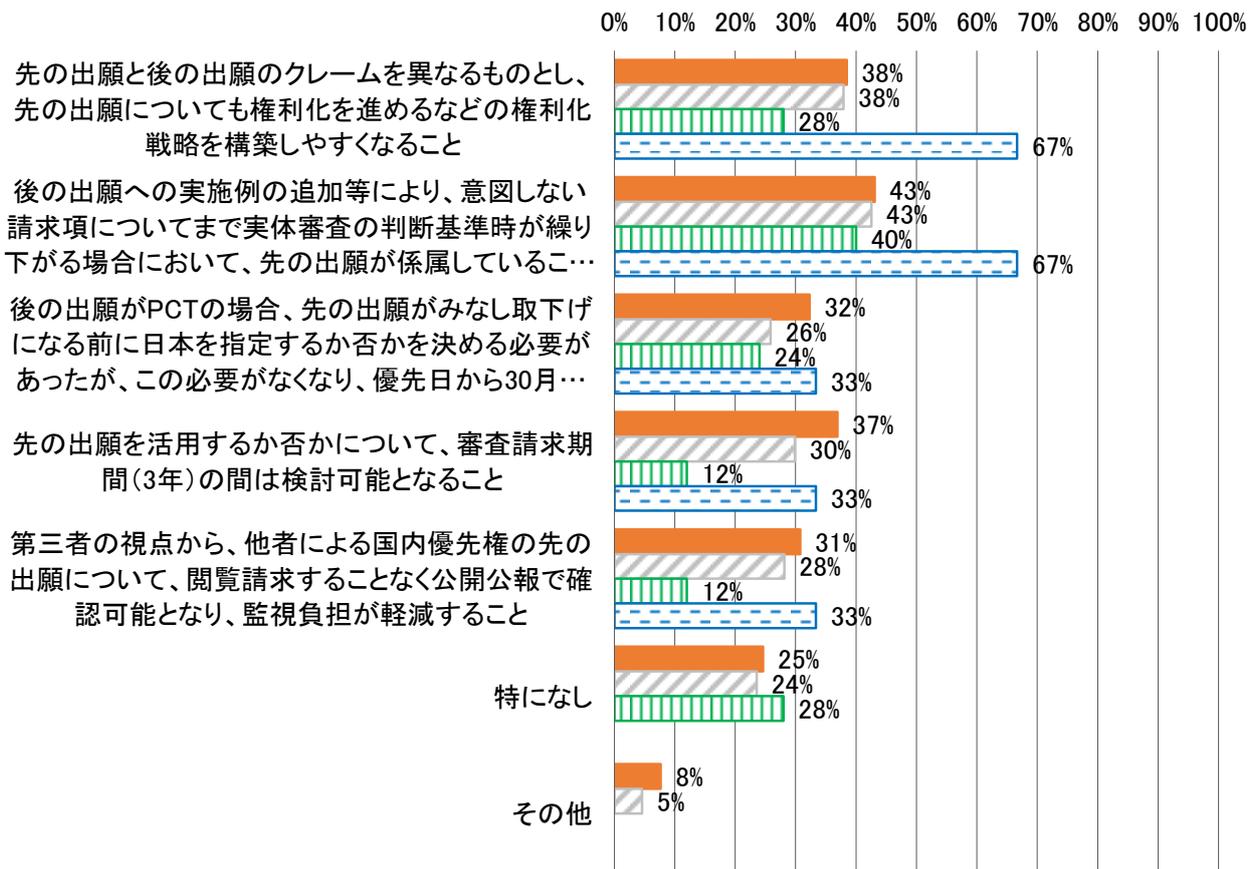
業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること（48%）」の割合が最も高い。



国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問 20）

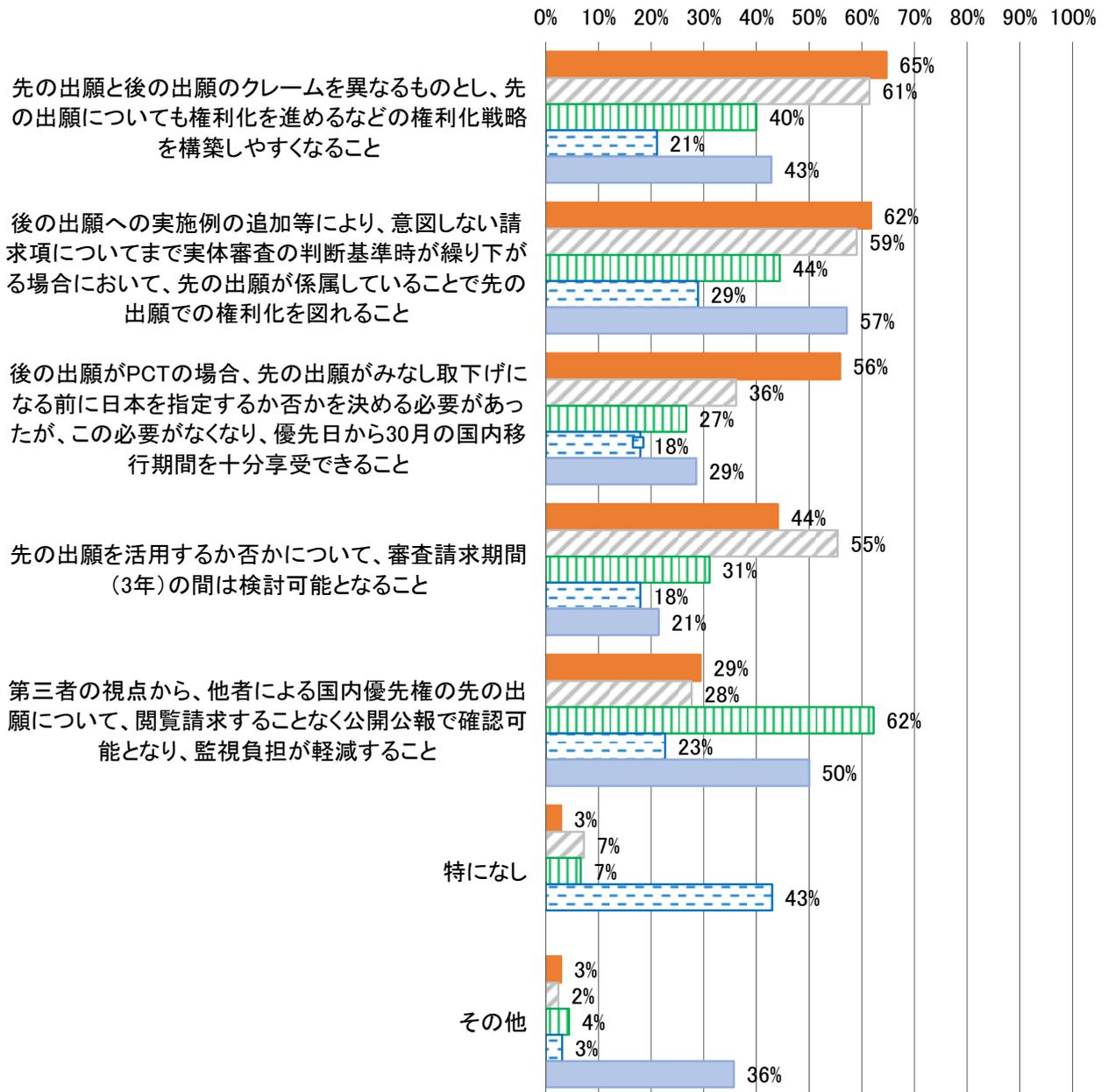
国内優先権制度活用状況別に見ると、状況に応じ活用している場合（顧客の要請に応じた場合を含む）、「後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること（43%）」の割合が最も高い。



- (n=65) 積極的に活用している（顧客に対して提案すること含む）
- ▨(n=174) 状況に応じ活用している（顧客の要請に応じた場合を含む）
- (n=25) あまり活用していない
- (n=3) 活用歴がない

改善点別クロス集計結果（問 23）

改善点別に見ると、「先の出願のみなし取下げの廃止」を選択した回答者では「先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの権利化戦略を構築しやすくなること（65%）」の割合が最も高い。



- (n=34) 先の出願のみなし取下げの廃止
- (n=83) 先の出願を係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする
- ▣(n=45) 先の出願も出願公開すべき（第三者が確認したい場合、現状は閲覧請求が必要になるため）
- ▤(n=128) 特になし
- (n=14) その他

【その他自由記述】

回答者	内容
代理人事務所	<p>「5) 第三者の視点から、他者による国内優先権の先の出願について、閲覧請求すること無く公開公報で確認可能となり、監視負担が軽減すること」については、強いて挙げればという程度のメリットである。みなし取下げだけが廃止された場合、先後願関係の拒絶理由が増加するなど、取扱いなども含めて様々な追加対応が必要となり、過渡期も含めて想定外のトラブルが発生する懸念がある。国内優先権制度とパリ優先制度を統合して一本化するなら運用を整理しやすいが、国内優先権制度を残しつつ「みなし取下げだけ」を廃止することについては、反対する。</p>
企業	<p>「2) 後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時 が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること」のメリットを活かすためには、後の出願の審査請求を早める必要がある。その場合、後の出願の3年の審査請求期間を享受できず、そのデメリットがメリットを上回る。</p> <p>「1) 先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの 権利化戦略を構築しやすくなること」について、外国にも出願することを前提にすると、仮にメリットがあるとしても、日本だけ違う制度になるのは、煩雑である。</p> <p>「1) 先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの 権利化戦略を構築しやすくなること」、「2) 後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時 が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること」については、現状の国内優先や PCT 出願を活用することで達成できる。</p>
企業	<p>類似特許が複数存在してしまい、自他社の特許管理を複雑にさせるおそれがある。</p>
代理人事務所	<p>スタートアップでは、分割出願を行って、先の審査結果や今後の事業展開に応じて権利化する内容を柔軟に変えられるようにするが、先の出願が存続するのであれば、分割出願を別途行う必要が無くなりメリットがある。</p> <p>スタートアップに対して、分割出願は費用が高いので勧めづらいが、優先権出願であれば勧めやすい。</p>
代理人事務所	<p>PCT 出願時の第 V 欄「JP 日本については指定をしない」のチェック漏れの心配をせずともよくなる。</p>
企業	<p>先の出願の登録クレームに(訂正請求で解消困難な)瑕疵があり、当該先の出願の分割出願しなかったために当該瑕疵を解消</p>

	<p>するようなクレームの修正ができなくなった場合でも、(先の開示内容を包含する)後の出願により優先日を確保しつつ上記のような修正が可能となると考える。</p>
企業	<p>公開公報が乱立し、似たような出願が更に増え、第三者の監視負担が増えること。</p>
代理人事務所	<p>「1) 先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの権利化戦略を構築しやすくなること」もメリットではあるのかもしれないが、そこまでしなければならない場面がほとんど想定できず、基礎出願を残さなければいけない理由が存在しない。他の選択肢にはメリットは存在しない。</p>
企業	<p>間違えて公開したくない情報を出願に載せてしまった場合、その情報を削除して国内優先権の主張をすることがあり、みなし取下げは必須である。</p>

※「不明」「特にない」は対象外としています。

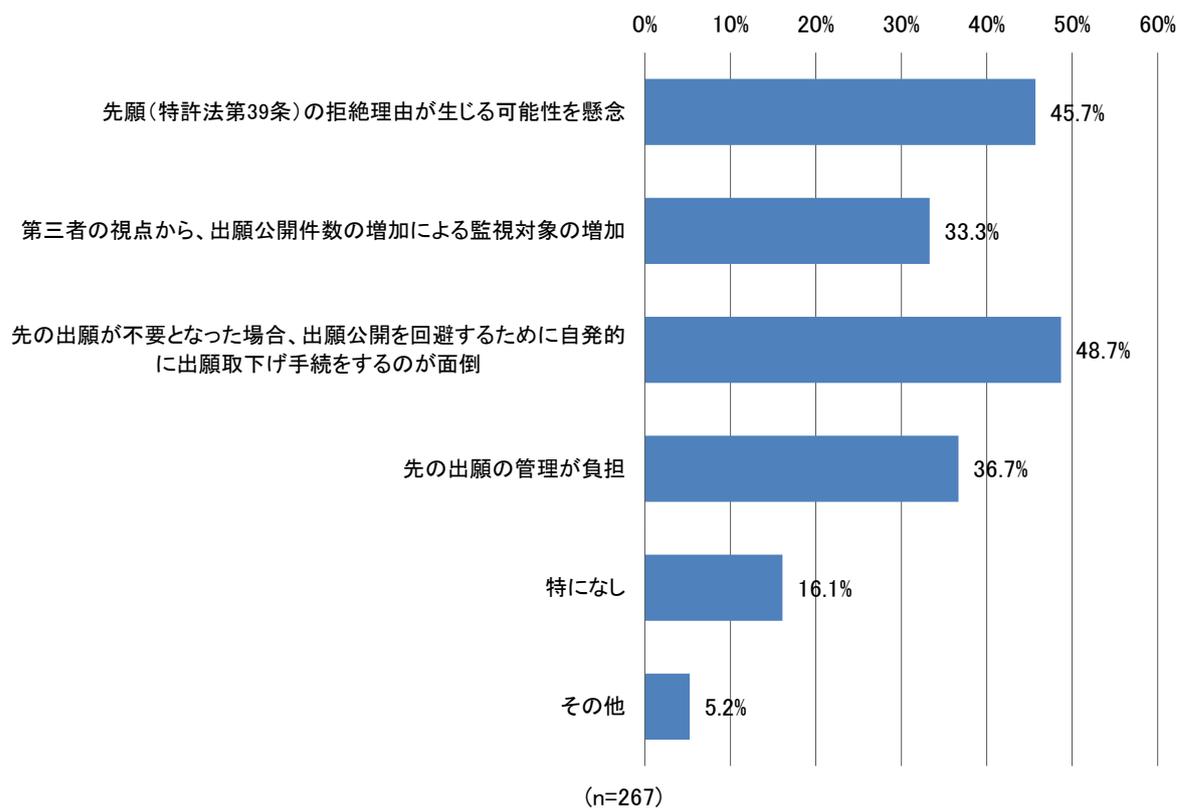
#### 問 24-1. 具体的な権利化スキーム (FA)

回答者	内容
企業	<p>先の出願で分割出願することで、権利の安定化が図れる。</p>
企業	<p>先の出願は概念的な内容で上位概念の権利化を行い、後の出願はより具体的な内容で中位概念あるいは下位概念の権利化を行うなど。</p>
代理人事務所	<p>基本発明と改良発明とをそれぞれ権利化できる可能性を備える。</p>
代理人事務所	<p>とにかく、出願が生きていれば何かあったときに生きている出願で対処できる安心感がある。</p>
代理人事務所	<p>単一性のないクレームについて、それぞれの権利化を図れる。</p>

※「不明」「特にない」は対象外としています。

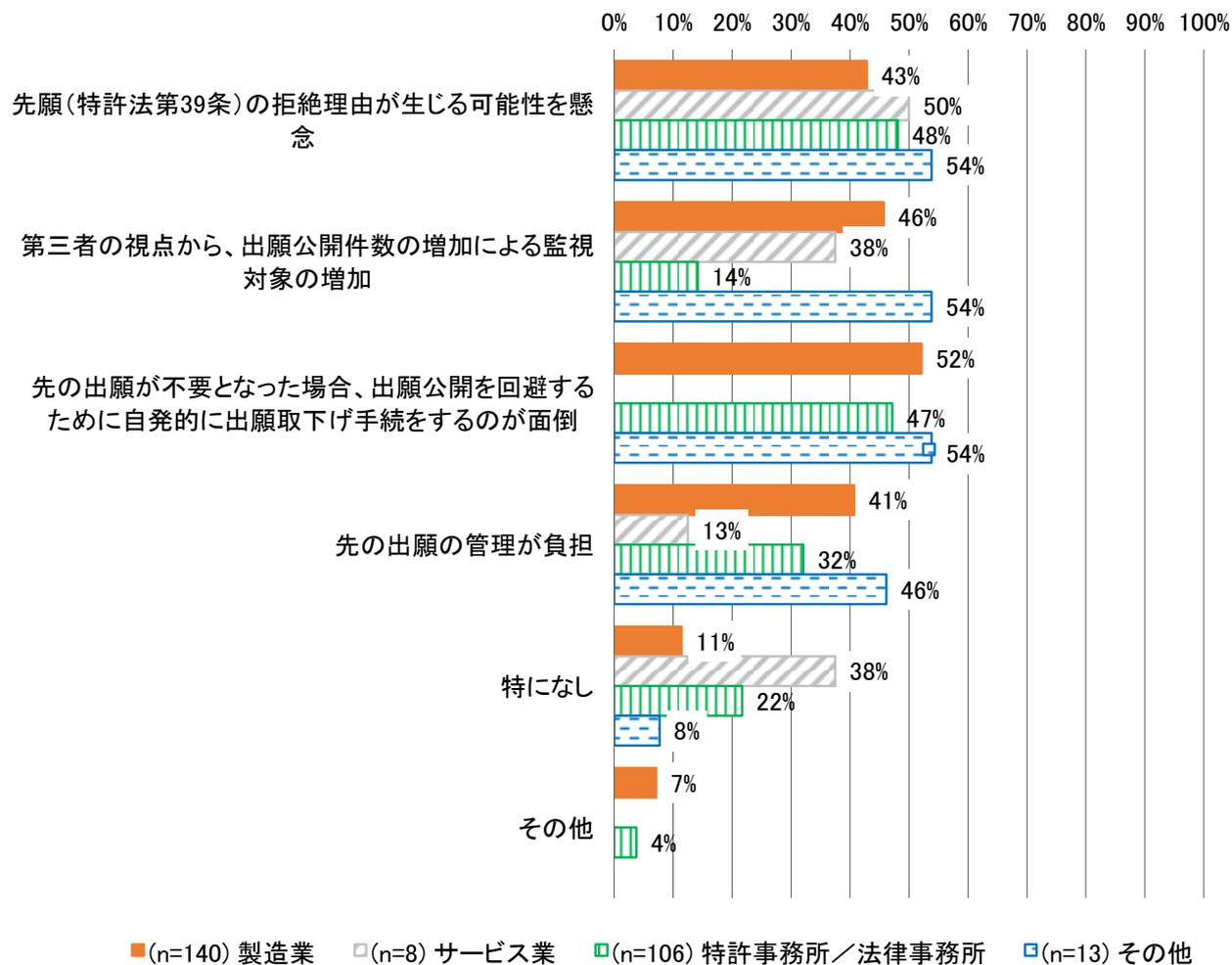
(b) 問 25-1.国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ廃止のデメリット (MA)

「先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒」の割合が最も高く 48.7%である。次いで、「先願（特許法第39条）の拒絶理由が生じる可能性を懸念（45.7%）」、「先の出願の管理が負担(36.7%)」である。



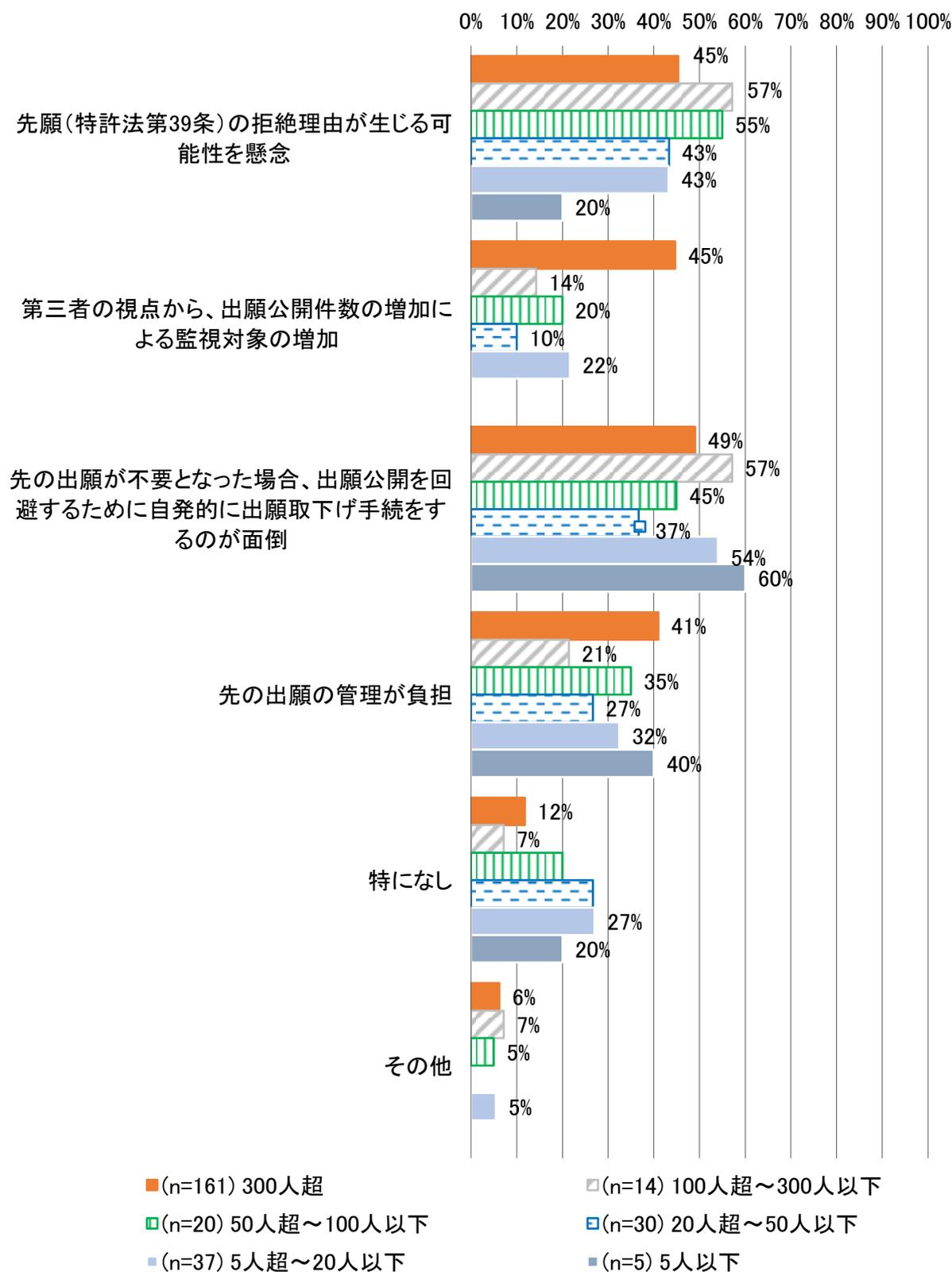
### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、その他では「先願（特許法第39条）の拒絶理由が生じる可能性を懸念（54%）」の割合が最も高い。



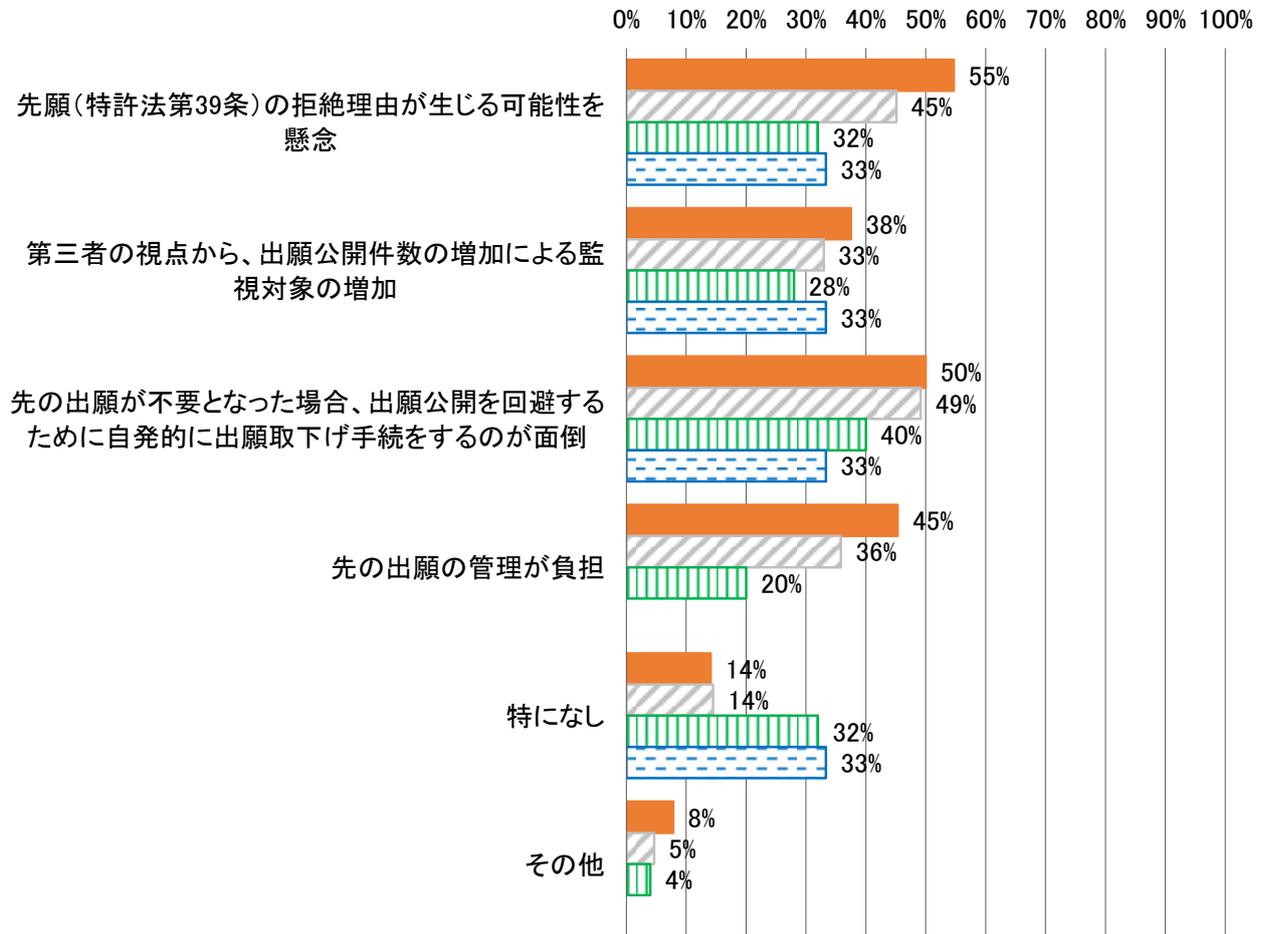
従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、5人以下では「先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒(60%)」の割合が最も高い。



国内優先権制度の活用状況別クロス集計結果（問 20）

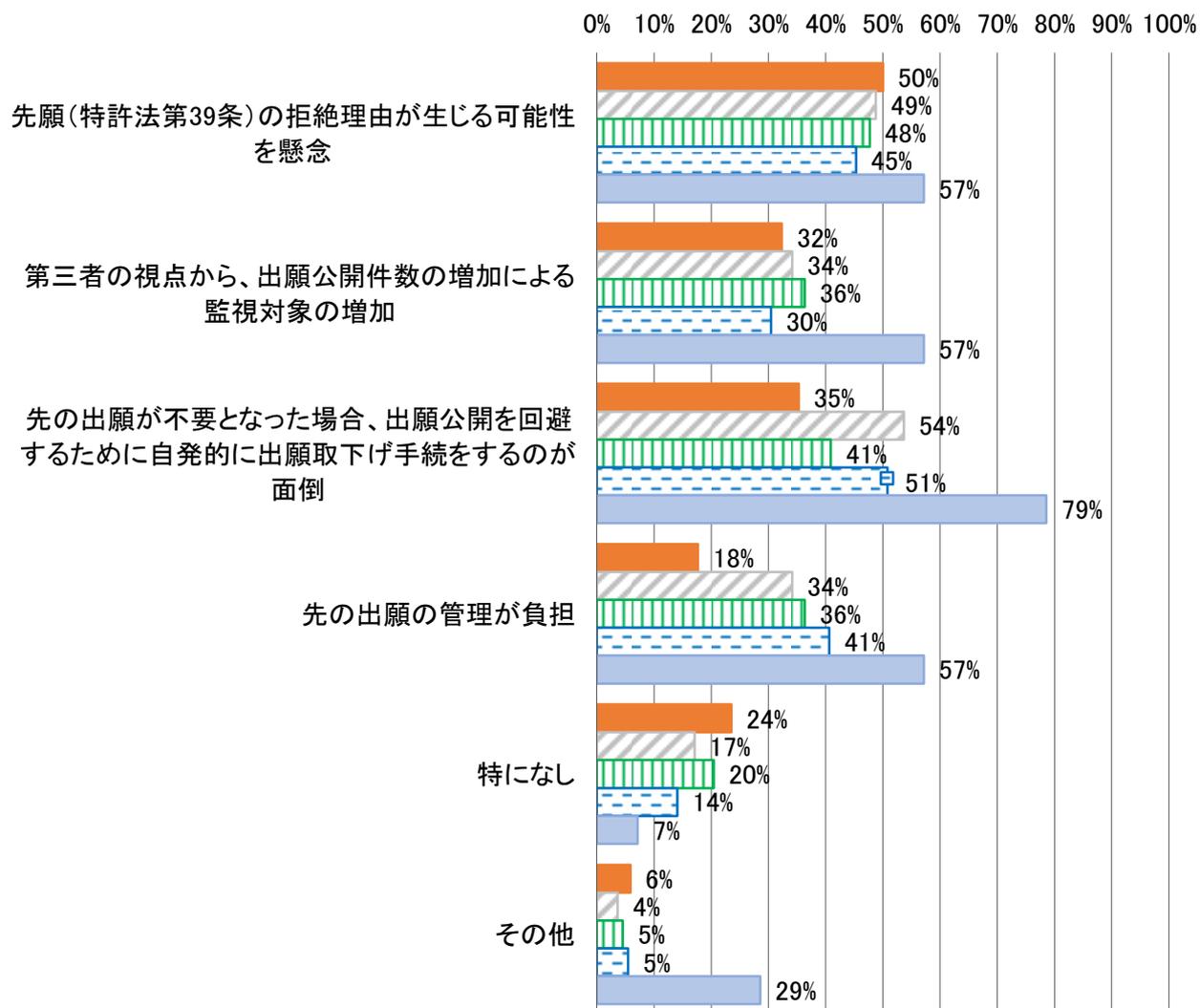
国内優先権制度活用状況別に見ると、「積極的に活用している（顧客に対して提案すること含む）」を選択した回答者では「先願（特許法第 39 条）の拒絶理由が生じる可能性を懸念（55%）」の割合が最も高い。



- (n=64) 積極的に活用している(顧客に対して提案すること含む)
- ▨(n=173) 状況に応じ活用している(顧客の要請に応じた場合を含む)
- (n=25) あまり活用していない
- (n=3) 活用歴がない

### 改善点別クロス集計結果（問 23）

改善点別に見ると、「特になし」を選択した回答者では「先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒（51%）」の割合が最も高い。



- (n=34) 先の出願のみなし取下げの廃止
- ▨(n=82) 先の出願を係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする
- (n=44) 先の出願も出願公開すべき(第三者が確認したい場合、現状は閲覧請求が必要になるため)
- ▨(n=128) 特になし
- (n=14) その他

【その他自由記述】

回答者	内容
代理人事務所	(デメリットではないが) みなし取下げ制度廃止とする場合は、先の出願を公開させないようにするために、いつまでに取下げ申請をすればよいか明確にしてほしい。
企業	類似する権利について年金を支払うこととなり、年金費用が増加する。
企業	デメリットとして、ダブルパテントのような状態となるため、先願と後願の管理が煩雑となると考える。
企業	資金力のない企業は維持年金等の管理負担を抑えるために先の出願を残すことができない事態が想定され、資金力に富んだ企業に肩入れする政策になる可能性がある。
企業	制度廃止のデメリットについて検討したことはない。
企業	先の出願と後の出願で上位概念・下位概念の関係にあるクレームで権利が成立した場合、実質的な権利期間が最大1年間延長される状況が発生し得る。みなし取下げ制度がある現在は、1つの出願を基礎とする複数の権利によって権利期間が延びることは生じない。
企業	後の出願と同様に先の出願についても管理が必要となる。例えば期限管理。
代理人事務所	特許調査の際、同じ出願人の同一発明に関する文献を何度も目にするようになるため、作業量が増加してしまう。
企業	国際出願との調整、自己指定の PCT 出願が多いため。
企業	みなし取下げ制度が廃止された場合、費用節約のためには先の出願が不要だったとしても取下げ申請はせず放置するだろうと予想される。その結果、無駄な公開公報が増加し、特許調査時のノイズが増え、調査精度が下がることが懸念される。このため、みなし取下げ制度の廃止にはデメリットが大きいと感じる。やむを得ず、みなし取下げ制度を廃止しなければならないのであれば、例えば特許願に1行追加するなどの簡便な手続で先の出願の取下げ要否を選択できる制度を望む。
企業	先の出願が必要となった場合に、手続して生かす方が良い。
代理人事務所	「1) 先願 (特許法第 39 条) の拒絶理由が生じる可能性を懸念」「2) 第三者の視点から、出願公開件数の増加による監視対象の増加」「3) 先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒」「4) 先の出願の管理が負担」のすべてが大きなデメリットとして存在する。特に、優先権主張をしている出願は、PCT 出願も含めて、全体の半分以上あるが、基礎出願の管理も必要になると仮定すると、単純計算で、事務管理負担が 1.5 倍に増大する。
企業	第三者の視点から自者による国内優先権の先の出願について、閲覧請求すること無く、容易に公開公報で確認されてしまう。

代理人事務所	この廃止案については、顧客と弁理士の視点で考えていただきたく、どうなるのだろうと心配にはなった。
企業	間違えて公開したくない情報を出願に載せてしまった場合、その情報を削除して国内優先権の主張をすることができることができなくなる。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(c) 問 25-2.負担増加が予想される具体的な管理業務 (FA)

回答者	内容
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開までの期限管理。</li> <li>・社内の取下げ要否のコンセンサス調整。</li> <li>・取下げ手続の依頼とそれに伴う事務所費用の支払い。</li> <li>・上記新たに対応すべきことを検討、調整する社内外業務。</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取下げ期限までの要否判断。</li> <li>・先願後願の内容の違いの管理。</li> </ul>
代理人事務所	<p>先の出願の審査請求期限の管理（従来みなし取下げされていた出願についても、問合せが必要なため、負担が増加する）。</p> <p>先の出願の公開防止のための取下げ手続に関する負担の増加（公開前の取下げ要否の問合せ及び回答管理の負担、取下げ手続の取り違い防止のためのダブルチェック等の施策対応負担、取下げというリスクの高い手続に対する事務員の心理負担など）</p> <p>※出願人の費用負担も増加する（上記負担の増加は、事務所がコストとして請求するため）。</p>
代理人事務所	出願人に対して、先の出願について公開させないために取り下げるかどうかや審査請求期限前に審査請求するかどうかの確認作業が都度発生する。
企業	他社特許も自社特許も管理件数が増大することによる負担増加（データベース管理作業、費用負担の増加）が懸念される。
代理人事務所	公開可否、維持要否の判断を公開前と審査請求前の2度する必要がある。
企業	先の出願と後の出願の相互管理（公開、外国出願、審査請求、等）。
企業	「3) 先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒」の面倒さを解消するために、出願人が選択的にみなし取下げできるようにし、みなし取下げを選択した場合は公開しないようにすることが好ましいと考えている。
企業	優先権基礎出願と国内優先権主張出願とが両方係属していることから審査請求要否の検討が煩雑になることが予想される。
企業	審査請求要否の検討・管理。
代理人事務所	先の出願を存続させる目的の記録・クライアントとの意識合わせ、後の出願とどこが違うかの記録。

代理人事務所	取下げになる時期を期限管理し、出願人へ取り下げるか否かを確認する手間が発生する。
代理人事務所	先の出願を取り下げる場合、費用も手続も発生するため、代理人だけでなく出願人にとっても負担が増える。
企業	先の出願の取下げ手続、及び取下げされているか否かの管理業務。
企業	期限管理。
不明	審査請求書要否の検討が必要になる＝予算の確保、検討に要する時間と手間増。
その他	国内優先権主張出願全件について、先の出願をどうするのか検討しなければならず、不要となった場合には、取下げの手続が増えるため、手間的にも金銭的にも負担が増える一方、先の出願を活用する状況が想定できない。
企業	期限管理やコスト発生予測等。
企業	後の出願が PCT の場合、先の出願公開前に国内移行要否判断が必要となることから国内分のみ移行要否を先に判断する必要がある（管理上の負担増）一方、国内外まとめて移行判断するとなると 30 月の移行期間を十分享受できない。
代理人事務所	期限管理が必要になる。
その他	先の出願の出願取下げをし忘れるリスク。これにより、本来不要な拒絶理由を受ける可能性がある。
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明部門への取下げ要否問合せ。</li> <li>・ 特許事務所への取下げ指示。</li> </ul>
代理人事務所	管理する対象出願の件数が増える。洗顔と後願のいずれを権利化するのか判断するタイミングの管理が難しい。
代理人事務所	先願と後願の両方をひも付けして管理する必要がある。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(d) 問 26.支障が生じた事例 1～3 (FA)

回答者	内容
代理人事務所	国内優先権出願に基づいてパリ優先権を主張したインド出願において優先権翻訳の提出が必要となる（翻訳費用がかかる。事務所の管理と作業の手間がかかる）。
企業	PCT からの国内移行をし忘れて、日本での出願が無くなった。
代理人事務所	弊所業務において支障が生じたことはない。ただし、他の企業様の事例で、国内優先権制度におけるみなし取下げ制度について正確な知識を有しておらず、先願が残ることを想定して、後願の内容を作成し、望む範囲での権利化ができなかったという事例は聞いたことがある。
企業	優先権時に実施例を 1 つ削除したことで、元の出願と優先権との間に行った自社の社外発表で拒絶理由を受け、想定以上に権利範囲を狭める必要が生じた。

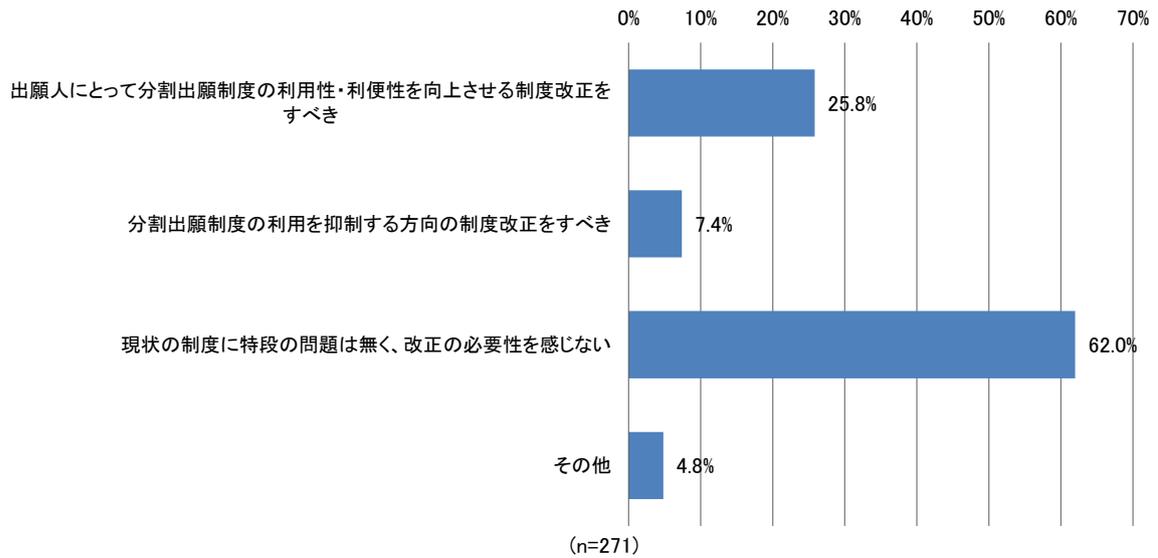
代理人事務所	先の出願が2件ある場合であって、複合優先し忘れていた場合に、最初の出願を基礎とする優先権が効かず、最初の出願のみみなし取下げにより、最初の出願日が繰り下がった。
不明	国際出願時にJP除外にチェック漏れ...→国内移行期限までにJP移行せず、JP特許受けられず。
企業	後に出願で、図面や実施例の表を貼り間違えたことがある。先の出願を根拠に補正できると有り難い。
代理人事務所	PCT出願で自己指定ありとしたが、JPに移行するのを失念し、JPでの権利が得られなかったという話を聞いたことがある。
代理人事務所	質問とは異なる観点だが、特許査定になると国内優先権が使えないのは知られていないと思う。
代理人事務所	現実には発生していないが、PCT自己指定していると勘違いしていた場合に、先の出願の審査請求期限を徒過することがない。(全件管理する運用になるため)
代理人事務所	日本基礎出願に基づいて優先権主張を行ってPCT出願(全指定)を行って日本への国内移行を出願人が忘れてしまった場合、日本基礎出願はみなし取下げとなっているため、日本は権利化断念となってしまう。
代理人事務所	先の出願につき早期審査をかけていたが、みなし取下げで審査請求費用が無駄になった。
企業	国内優先の先の出願を間違えて審査請求してしまった。国内優先権主張をした出願を審査請求したことで権利化には支障がなかった。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

#### (vii) 分割出願制度(特許法第44条)について

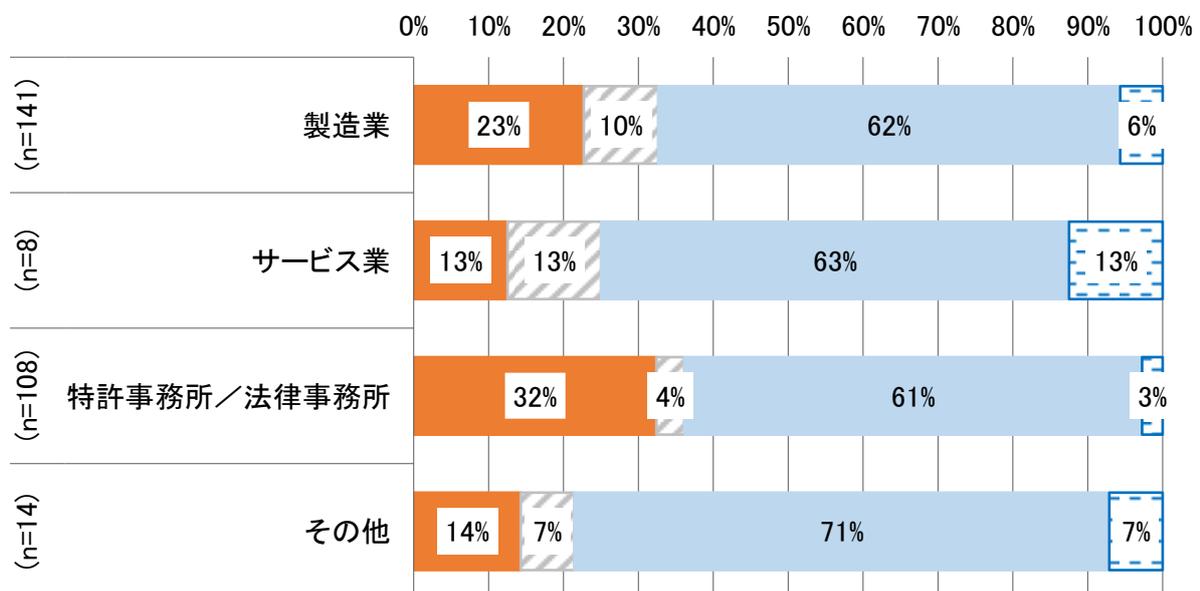
##### (a) 問27.分割出願制度(特許法第44条)の問題点・課題(SA)

「現状の制度に特段の問題は無く、改正の必要性を感じない」の割合が最も高く62%である。次いで、「出願人にとって分割出願制度の利用性・利便性を向上させる制度改正をすべき(25.8%)」、「分割出願制度の利用を抑制する方向の制度改正をすべき(7.4%)」である。



### 業種別クロス集計結果（問1）

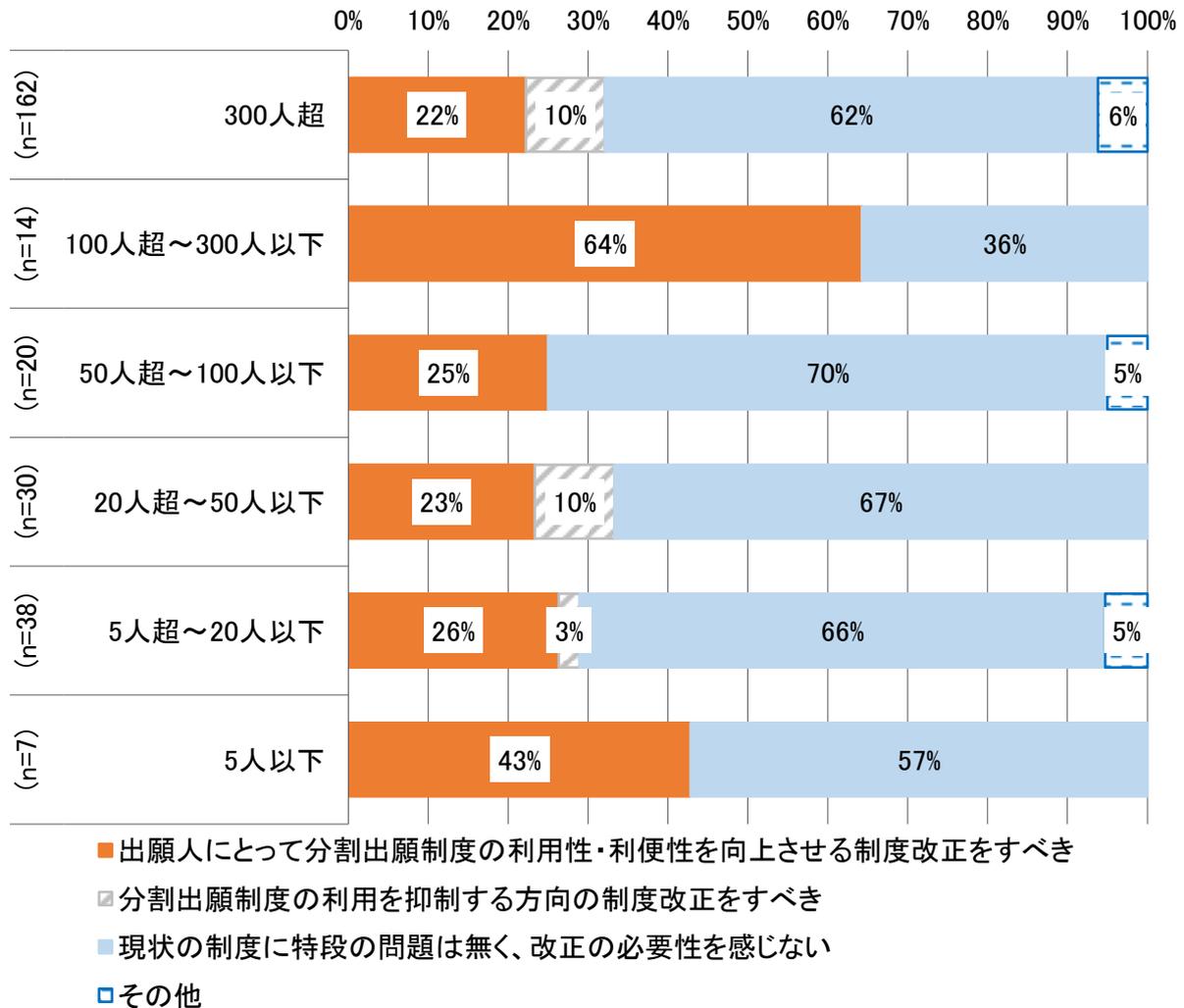
業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「出願人にとって分割出願制度の利用性・利便性を向上させる制度改正をすべき(32%)」の割合が他の業種と比較すると最も高い。



- 出願人にとって分割出願制度の利用性・利便性を向上させる制度改正をすべき
- ▨ 分割出願制度の利用を抑制する方向の制度改正をすべき
- 現状の制度に特段の問題は無く、改正の必要性を感じない
- ▨ その他

従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、50人超～100人以下では「現状の制度に特段の問題は無く、改正の必要性を感じない(70%)」の割合が最も高い。



【その他自由記述】

回答者	内容
代理人事務所	制度自体には問題ないが、分割出願の審査における問題がある。審査が問題である、というのが制度設計の問題である、というのであれば、制度を改正すべき、ということになる。
企業	分割の基準となる明細書は、「直前」の明細書ではなく、「出願時」の明細書である方がいい。
企業	現状の制度で特段の問題は感じたことはないが、現状の制度では、行おうと思えば無限に分割出願をすることができてしまうため、第三者の観点（監視対象としている場合）としては、分

	割出願の件数や世代に制限を設けても良いかとも考える。ただし、出願人の立場としては、制限はできるだけ無いほうが良い。
企業	分割出願の時期的要件の緩和。(具体的には、拒絶査定不服審判の審決通知日を起点に指定期間内へ変更する)
代理人事務所	査定後の分割出願に関し、分割の実体的要件の基準を、分割直前の明細書等ではなく、原出願の明細書等としてほしい。分割の実体的要件の基準を分割直前の明細書等にしている理由があまり合理的でない上、不利益を回避するための策が手間である。また、不利益の回避策をとれば、基準を分割直前の明細書等にする意味は実質的になさなくなる。 特許査定後の分割出願ができる時期を期間のみで判断してほしい。現状のように、特許料を納付し、それから数日後に登録がなされると、査定謄本の送達から 30 日以内であっても分割出願できないというのは困る。このようなことは条文の文言からは読めないし、分割出願をするかしないかはっきりするまで特許料の納付ができず、納付が期限間近となってしまう。
企業	分割出願の活用を非常に重要視しており、分割出願の利用性・利便性が向上することは制度のユーザーとしては望ましいことではありつつも、他社の特許のクリアランス、ウォッチングを行う場合には、分割出願が係属していると、分割出願により当初よりも広い権利範囲が成立すること(し得ること)を考えると、製品・サービスの仕様の決定、変更が難しくなっているという面もある。 そのため、非常に難しいところではあるが、分割出願に対して、ある程度の制約(時期的なものであったり、実体的なものであったりするかとは思いますが)をかけることにより、成立し得る権利の予見性を高めることも必要となってきたのではないかと思う。
企業	一律には判断できない。
企業	分割出願制度の改正は不要と考えているが、分割出願の審査の質に疑問がある。特許権付与するに値する出願(発明)か否かをしっかりと審査いただきたい。(審査の質を担保していただきたい)
代理人事務所	昭和、平成時代からの国内産業構造の変化によってパイオニア的な発明、出願が減り、モノづくり衰退が加速している。特許法第1条の目的が揺らいでいるので少なくとも今はもっと分割出願を利用して実のある権利の取得を目指した方がよい。
企業	分割出願制度の利用性・利便性を向上させる制度改正の余地がある。
代理人事務所	審査経過から限定方向にしか進めないなので、分割出願の利用はもっと図られるべき場合があるように思う。
企業	利便性の促進・抑制どちらの意見があるため、単純にいずれかがよいと決めることができない。

企業	国内優先同様自社の権利化の観点と他社（第三者）の権利化の観点でメリット・デメリットが異なるため判断が難しい。
代理人事務所	分割については頻度が格段に上がった。是非は正直分らないがこれも顧客ニーズだろうか。
代理人事務所	親出願が係属中はいつでも分割できるよう時期的制限の緩和が必要である。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(b) 問 28.問 27 の選択理由、背景となる具体的な事例等 (FA)

回答者	内容
企業	複数回の分割に伴う権利内容の未確定、及び、第三者実施例に寄せた権利範囲が後から成立することによる、法的安定性への懸念。 分割回数（最大×回までとする）と分割時期（出願日から×年以内とする）の制限。
企業	審判請求後には分割出願が不可となるため、審判の結果を待つことができず、安全手段としての分割出願が行われてしまう点。審判で登録又は差戻しとなった場合に分割出願が重複手続となってしまふ。諸外国同様に、審決までを分割出願可能な期間とすれば解決できる。
企業	出願後に市場の実施状況を確認し、当初の出願で意図していないポイントの主題について、あらゆる視点で分割を繰り返す（10件以上）出願人が存在し、いつまでもその対応に振り回されることがある。分割要件をもっと厳格にチェックしてほしい。最初の出願の請求項に記載された主題の範囲のみ分割を認める、分割の期限を最初の拒絶応答時までなど、制限強化をしてほしい。
企業	出願人としての視点と第三者の視点とのバランスを考えると、現状の制度を改正して、両者 win-win となるところが思いつかない。
代理人事務所	分割出願制度そのものについての大きな問題は感じていない。強いて挙げるとすれば以下の点である。 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について要件の緩和をお願いしたい。 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について上申書と、申請用フォームの両方に情報を記載して提出する必要がある点に煩雑さを感じている。 ・分割出願の審査請求費用は、通常の特許出願と同様であるところ、一定の割合の減額等があると、出願人に対してより柔軟な権利化提案ができるものと思慮する。
代理人事務所	連鎖的な分割出願により、権利範囲が確定しない状態で監視対象となる特許出願の係属期間が長くなることから、監視の負荷

	<p>が高くなることがある。そのため、分割出願の世代制限を検討してもよいのではと考える。</p>
<p>代理人事務所</p>	<p>原出願からの「切り取り」によって分割出願のクレームが構成され、原出願の目的から逸脱した分割出願、原出願に記載された範囲から逸脱した分割出願が見受けられる。換言すると、「切り取り」行為が「発明」行為であり、「切り取り」で得られた分割出願のクレームは、原出願の範囲外となるにもかかわらず、それでも「良し」とする風潮があるものと見受けられる。この「良し」とする風潮が、制度設計にあるのであれば、制度改正の必要がある。</p>
<p>企業</p>	<p>特に課題・問題は感じない。現状の制度で十分に活用できる。第三者の分割出願も公開されるので問題ない。</p>
<p>企業</p>	<p>特許査定時の分割検討日数を 30 日から 60 日に伸ばしてほしい。</p> <p>特許査定時は権利が確定した後であり、この権利が十分かを検討することができ、また、出願時から 3 年以上経過していることから、他社の動向を見据えて、必要な権利か否かを十分検討できる環境が整っている。ただし、検討時間が非常に短く、分割要と判断してからの対応が大変な状況である。</p>
<p>代理人事務所</p>	<p>分割出願をするには、分割出願時に明細書・特許請求の範囲・要約書・図面（・配列表）（以下、明細書等）を提出することが求められているが、出願人の負担を考慮し、原出願で提出された明細書・特許請求の範囲・要約書・図面（・配列表）を援用することで提出を省略できるようにしてほしい。</p> <p>分割出願を、原出願の明細書等について補正をすることができる時期に行った場合と異なり、分割出願を、原出願の明細書等について補正をすることができない時期に行った場合、分割の実体的要件の「(要件3) 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であること」も満たすことが必要になるとの運用だが、出願人の負担や分割出願の制度の使いやすさの観点から、分割出願を、原出願の明細書等について補正をすることができない時期に行った場合でも、分割の実体的要件の要件3を満たさなくてもよいとする制度・運用にしていきたい。</p>
<p>企業</p>	<p>判断の自由度を上げたい。</p>
<p>企業</p>	<p>分割出願については、必要な特許を権利化する観点からは、有用な方法であるが、想定できる多岐にわたるケース（ファミリー全体として 20 件以上）の分割出願も見られ、第三者の立場からも、監視負担が増大する。必要な特許を戦略的に権利化する観点からも、分割最大数の制限など、制度として検討してほしいと思う。また特許法第 39 条違反とも思える内容で登録となっているケースが多いため、もっと厳密に審査してほしい。</p>
<p>企業</p>	<p>特許査定から分割出願可能な期間はもう少々伸ばしてほしい。重要な案件について、社内での精査・確認時間も踏まえると、</p>

	拒絶理由と同様の 60 日程度の期間を確保していただけると助かる。
企業	拒絶査定不服審判後に、拒絶理由通知書が発送されない場合でも分割出願を可能にしてほしい。(現状では、拒絶理由通知書が発送されたときは分割出願が可能だが、必ずしも拒絶理由通知書が発送されないので、予備の分割出願を検討する必要があるため。)
企業	特許査定謄本送達日から 30 日以内 (特許法第 44 条第 1 項第 2 号)、という分割出願ができる時期的要件を緩和してほしい。例えば、「特許査定謄本送達日から 60 日以内」に延ばしてほしい。
代理人事務所	特許査定後の分割において、謄本送達日から 30 日以内であっても特許権の設定登録があった後は分割できないとされているが、設定登録の時期は特許庁の運用により変動している。出願却下という厳しい処分が、特許庁の運用により左右されることは、透明性、安定性の点で問題があると思われる。審判請求と「同時」にする分割出願の要件が他の方式等と比較して厳しすぎると感じる。仮に、同時に送信せず直後に気付いた場合は審判請求の再提出となり、その際重複して支払った審判請求料の返還を受けられない、など代理人が相当慎重に対応する必要がある。
企業	拒絶査定不服審判の審決後、及び、異議決定後に、分割出願の機会を設ける制度改正。 特許法第 50 条の 2 の通知の要件緩和。(分割前後のクレームが同一の場合を追加する等)
企業	特許査定時の分割期間が 30 日と短いため、いったん適当な形で分割出願を行い、別途補正手続を行うことがある。このような煩雑な手続を回避できる期間設定にしていただけると有難い。
企業	何回も分割を行って、なかなか権利範囲が確定しない案件が存在する。分割出願が可能な期限 (制限) を設けると良いと思う。
企業	分割出願の時期的要件について、特許査定後の期間が日本は他国に比べて短い。他国と同様に 2、3 月程度期間が確保されると、共願など出願人同士の意思確認に余裕ができて利用しやすくなる。
代理人事務所	審決後の分割出願を可能とする。 特許法第 54 条第 1 項の審査中止制度が設けられたが、審決後まで審査を中止する制度であり、御庁の審決後に分割出願をするのと実質的には変わらない。審決後の分割が可能である方が、案件の管理が容易。
代理人事務所	一点目に、査定後分割と、補正可能期間分割とで、分割可能な範囲が異なる (前者は直前明細書に縛られる) 点についてである。これは特に、外国語書面出願をした際には、直前明細書=直前翻訳文となってしまうので、直前翻訳文に誤訳がある場

	<p>合、直前翻訳文を離れて本来あるべき姿（例えば、元の外国語書面）で分割をし、あるべき翻訳文（直前翻訳文とは異なる）で分割出願の審査を続け、特許化することに問題を生じさせ得る。特許庁側の運用で、その辺は緩く扱っていただけているかもしれないが、訴訟などで厳しく戦う場合、裁判所の判断も予測できない（直前明細書に縛られるという原則に基づけば、分割は、直前翻訳文を離れた翻訳文にはできないのが原則）以上、大きな懸念点となる。この点を懸念するために、拒絶査定後に、親の方は諦め、別発明を分割出願で取りに行く場合であっても、わざわざ審判請求を行うこともしばしばある。分割出願自体の条文を変更し、どの段階でも、例えば、当初日本語明細書又は外国語書面（又は PCT 原文）に基づいた分割出願が可能のようにしていただけると、分割の権利の安定化を図れるとともに、無駄な審判請求を行う必要も減少すると考える（特段、これにより第三者の有利不利も生じないと考えられる）。</p> <p>二点目は、前置審査における特許査定又は特許審決若しくは拒絶審決後にも、分割出願を可能としていただきたいという点である。日本では、第二局通知が拒絶査定というケースが多く、実質的には、第三局通知以後は分割出願が制約される（特許審決又は拒絶審決となった場合には分割できない）のが現状である。他国では、第三局通知くらいの時点では分割出願を行えることが多く、日本がやや特殊な状況となっている。また、審判では分割出願を行えない可能性があるため、審判請求時に、一応分割出願しておく（後にはできない可能性があるため）という実務が一般的となっており、不経済であるように感じられる。貴庁はその対応として、分割出願の審査中止制度を設けてくださったが、いっそ、審判においても分割出願可能としていただければ、利用者にとっては有り難いと感じる。第三者にとっては、審判という後の段階でも分割出願可能となることで不利益がある可能性もあるが、現状でも、審判請求時に分割出願を行えば、モニター負担は同じようなものであるし、また、貴庁の尽力により、審決等が出るまでの早期化も図られているため、審判で分割出願可能としても、現状に対して大きな不利益はないものと考えられる。（むしろ、審判請求時-13-に、念のために行われる分割出願が減少し、第三者のモニター負担は減る可能性がある。）</p> <p>以上の二点について法改正も含め、検討していただけると幸いである。</p>
企業	<p>登録査定後に分割出願制度を利用する場合で、共願先がいる際に、クレーム案の検討から承認までを考えると 60 日の期限は少し短く感じる。</p>
企業	<p>権利保有件数を増やすためだけと思われる分割出願が見られる。 他国との制度と統一。</p>

企業	<p>時期的要件の制限が他国より厳しい心証がある。例えば、拒絶理由通知を受けた後は、補正可能な期間若しくは査定後にしか分割できないが、拒絶理由通知を受けた後でも補正可能な期間外にも分割できるよう検討してほしい。</p> <p>特許法第44条第2項の「もとの特許出願」の解釈が他国より狭い心証がある。例えば、4世代の分割（親、子、孫、玄孫）において玄孫件の「もとの特許出願」は孫件であり、子件や親件ではない。そのため子件が分割要件違反で無効になると、孫件、玄孫件も無効になるケースがあるため、孫件、玄孫件についても「もとの出願」が親件になるよう検討してほしい。</p>
企業	<p>分割出願制度の現状の制度には問題は少なく、基本的に継続で問題ないと考えている。</p> <p>ただし、特許査定後の分割出願期限（特許法第44条第1項第2号）が30日となっている点については、年末年始、ゴールデンウィークなどの10日前後の長期休暇の文化がある日本において、実務上対応が困難になる場合が頻繁にある。上記分割出願期限がこれら長期休暇を跨いで設定されてしまった場合、庁指令→代理人事務所→出願人知財部門→出願人開発設計部門（発明元）の検討・判断→出願人知財部門→代理人事務所→庁回答の一連の流れを30日から上記長期休暇を減算した日数で完了させる必要がある。これに対応する困難性をご理解いただくと幸いである。この期限については同項第3号と同様「三月」に改正することにより、実務者の「働き方改革」に繋げることができると考える。</p>
代理人事務所	<p>拒絶査定後は、実質的に分割出願できる最後の機会となる可能性があり、バックアップとして予備的に不要な分割出願をする場合が多い。これは、手続や費用面の負担が大きいと、もう少し柔軟に分割出願できる機会や制度が欲しい（例えば、拒絶査定不服審判請求後においても、審判係属中の一定期間は必ず分割出願できる機会を設けるなど）。</p>
代理人事務所	<p>特許法第44条第1項第2号において、分割出願は特許査定後30日以内とあるが、30日以内であっても、設定登録になると分割出願は不可となるため、利便性の観点から設定登録があっても30日以内は可能とする法改正をしてほしい。そのような出願があり断念したことがあった。</p>
代理人事務所	<p>分割出願の時期的要件を緩和してほしい（前置審査において特許査定がされた場合、拒絶査定不服審判における審決の謄本送達後の期間）。分割出願時の上申書にて「原出願からの変更箇所」の明示及び説明を省略してほしい。</p>
企業	<p>分割出願制度の運用における課題は把握しておらず、適切に運用されていると考える。</p>
代理人事務所	<p>分割の時期的／内容的制限を緩和して他国の分割制度とのハーモナイゼーションを推進すべき。</p>

企業	特許査定後に分割出願を行うに際し、特許査定から1月以内に分割可否を決定する必要があるため、この期間を2～3月程度に延長してほしい。
代理人事務所	<p>米国出願人が希望する場合があるため、審決後に分割出願できる機会の創設。</p> <p>特許査定後の分割出願に関し、査定謄本送達から30日間は設定登録の有無とは無関係に分割出願を認めるよう法改正することを希望する。</p> <p>分割出願可能な時期について、拒絶理由通知受領後も出願が特許庁に係属していれば分割出願可能とする法改正を希望する。</p> <p>拒絶査定不服審判請求以降、前置審査結果や審判審理の結果に応じて分割出願の可否を検討する機会が全く与えられない場合があることはあまりに酷であるため、また、国際調和の観点からも、分割出願の時期的要件の緩和を希望する。すなわち、前置審査において特許査定がされた場合の分割出願及び審決（特許審決、拒絶審決にかかわらず）後の分割出願が認められることを希望する（CN、KRは審決後の可能、USはアピール審決後にRCE、CA可能）。あるいは、CNのように、審判段階で必ず1回はOAを出す運用にさせていただき、拒絶査定不服審判請求後も必ず分割出願の機会が与えられることを希望する。</p> <p>拒絶査定不服審判請求後、前置審査において特許査定が得られた場合、及び審決が出た場合にも分割出願を認める法改正を希望する。</p> <p>米国同様、親出願に係属中（特許料納付まで）は分割可能とするような法改正を希望する。現状、審判請求時に保険のために分割する必要があるが、審査の一時停止の申請や特許審決となった場合の取下げ（又は不要なOA対応）の手續が面倒であるため、前置結果／審理結果に基づいて分割を検討できるようにしていただきたい。</p> <p>特許法第50条の2の通知の廃止（出願人としては、先の出願により一定程度の権利を確保した上で、より広い権利の取得や、より活用しやすい権利の取得を目指して分割出願したにもかかわらず、特許法第50条の2の通知により補正が制限されるため）</p> <p>他国の制度と調和した、分割出願の時期的要件の緩和を希望する。</p>
代理人事務所	分割出願時期（特許法第44条第1項各号）をより緩和する。
企業	権利範囲をより強固にするために活用できている。
企業	<p>拒絶査定不服審判の審決までは分割できると望ましい。現行の制度では、不服審判する場合に審査に係属させておくため分割出願せざるを得ない。</p> <p>特許査定後の分割出願でも、出願時の明細書を基準としてほしい。</p> <p>審査遅延制度など、係属が目的の出願について利便性を高めて</p>

	ほしい。併せて、第三者視点において監視がしやすいよう、「遅延機関」が具体的に開示されるとよい。 前願登録後の分割出願期限の延長。
企業	拒絶査定不服審判を請求する際に、特許請求の範囲が狭いまま特許査定や審決に至るケースがある。例えば、審判請求と同時に提出した手続補正書によって、特許請求の範囲が狭いまま特許査定になるケースでは、特許査定時に分割出願をすることができない。特許請求の範囲が確定する際において、分割出願を検討する機会が与えられれば、出願人にとって選択肢が広がり、有益な特許権を取得することができ、利便性が向上する。
企業	分割出願の時期的制限を緩和し、登録されるまでいつでも分割可能とすることが望ましい。
企業	他社牽制のため「明細書に記載の発明」というような請求項の出願が見られるが、積極的に権利化の意図のない出願であり分割出願の因数を制限すべきと考える。
企業	現行の制度で出願人と第三者のバランスが取れていると考えるため改正は不要である。
代理人事務所	分割時期の制限の廃止。
代理人事務所	理に適っていると考えている。
代理人事務所	分割出願した場合に、親出願の審査官と別の審査官に担当させるべき。
代理人事務所	特許・拒絶査定及び審査後の一定期間と、出願係属中は、いつでも分割可能としてほしい。分割の回数によって出願料を高額にしてよい。
企業	分割出願が繰り返されると最終の権利化まで数年が必要となる。自社の分割は有効だが、他社に分割を継続されると監視負担が大きくなる。
企業	特許査定から 30 日の期限はタイトなため。
代理人事務所	審判手続に係属した場合に、分割出願の機会がすべて失われてしまう問題。審判手続での特許査定、及び理由についても分割出願の機会が必要。
企業	分割出願の時期の緩和により、利便性の向上と不要な分割出願の抑制につなげる。
代理人事務所	分割可能時期の更なる拡充。
代理人事務所	審査請求書用の軽減措置があると有り難い。クレームを広げることが多く、原出願の審査結果を流用できることが多い。スロートラックが無いと、分割を繰り返す必要がある。
代理人事務所	拒絶査定不服審判請求時に分割要件違反となっている状態を解消するための補正を許容していただきたい。 理由について、例えば、親・子・孫の 3 世代以上の分割出願において、孫の訴求効を得るには、子出願も分割要件を満たす必要がある。このため、仮に子出願においてクレームに新規事項が追加されている状態で拒絶査定となった場合、審判請求を行

	い、新規事項の追加を解消して分割要件を満たしたクレームに補正する必要がある。一方で、新規事項の追加を解消する補正が目的外補正となる可能性もある。仮に目的外補正となると孫出願まで分割要件を満たさなくなり、影響が大きい。従って、上記方向性の改正を希望する。尚、分割要件を満たすための補正であればよいので、既に親又は子出願において審査済みのクレームに戻す補正のみを許容する運用でもよいし、補正を認めた上で拒絶審決や審決却下でもよい。
不明	分割出願を多用するクライアントがいるが、現状で不満が生じたことが少ない。
代理人事務所	米国の CIP 制度を導入してほしい。
企業	特許査定後にすぐ登録を支払うと、係属が切れて分割できなくなるのが課題。査定後の分割は登録料を支払える期間すべて認めるべき。
不明	分割出願はマーケットへの対応を可能にする良い制度のため、今後も拡充してほしい。
代理人事務所	資力のある出願人が多数の分割出願をすることで、監視負担が大きくなる。
代理人事務所	制度改正は必要ないが、直前明細書、クレームで分割出願し、その後にクレームを自発補正して新規事項追加と判断された場合、分割自体は適法で遡及効は認められ、単に特許法第 17 の 2 第 3 項の拒絶理由のみ生じるはずである。この点について、審査基準等での明確化を望む。
企業	親出願で特許性が否定されているにもかかわらず、分割出願で権利化の余地を残している出願が多すぎる。(一部の出願人で特に顕著)
企業	権利化の時期を先延ばしにすることを目的とした複数回の分割などの制度利用の濫用については回数や時期を制限すべき。
代理人事務所	出願人にとっては日本の制度が最も利便性が良いと思う。
企業	分割の自由度が高すぎると第三者の視点として監視・対応の手間が増える。
代理人事務所	審判請求と同時に出願された分割出願の審査中止及び再開の手続(特にメール等)は事務手続の負加が大きいため、簡略化していただきたい。
代理人事務所	特許法第 50 条の 2 が存在することが、分割出願の活用を妨げているように感じる。
企業	権利抵触を回避するため、設計変更を行ったのにもかかわらず、分割出願で権利侵害となる場合がある。権利者(出願人)にとっては良い制度かもしれないが、第三者にとっては不安定な事態を招く制度になる。
代理人事務所	コスト面では原出願の審査が活用できるケースでは安くなってもよいと思う。 拒絶査定時の分割で審判結果を待つ場合、審査請求はその時点で要るのだろうか。

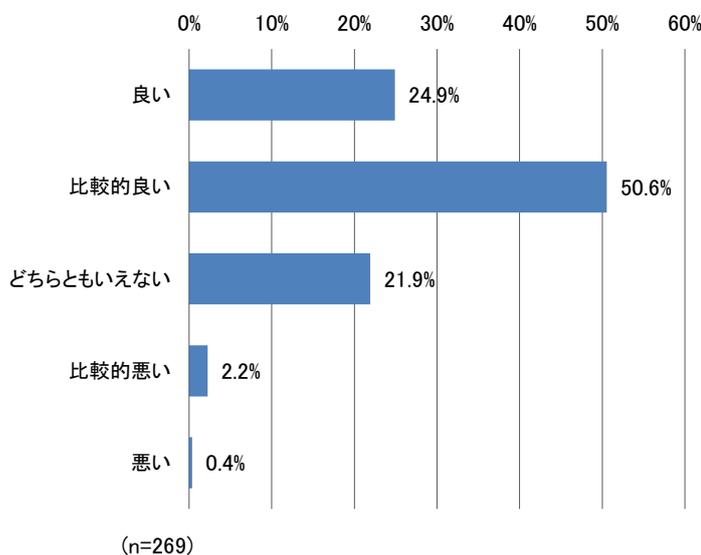
企業	費用負担の軽減。
その他	特に改正の必要は感じない。分割出願の場合、分割要件を満たした上で、存続期間は親出願と同時期であり、費用、手数とのバランスも図られているため。
企業	利用性・利便性の観点では、親出願から3年経過後の分割出願の場合で特許出願の日から30日以内のケースでは、親出願の審査対応と分割出願のクレーム検討など同時に進める負荷が高い点がある。
代理人事務所	現在は、分割出願が可能な時期が決まっているが、いつでも分割出願が可能となるようご検討いただくと幸いである。
代理人事務所	拒絶査定3月経過後は分割の機会がない。
企業	分割は単一性違反からの救済という側面が強いため、特許法第44条第1項第2号や同項第3号で分割制度の利便性が向上されていれば、十分である。
代理人事務所	分割出願は、うまく活用すれば戦略的に使える制度になっているので現状のままでいいと思う。例えば中国やインドの制度は制限が多すぎて活用が難しい。
企業	他人の原出願の特許請求の範囲に基づき侵害しないように商品化を行った後、分割出願の特許請求の範囲が原出願に対して上位概念化され、侵害疑義が発生するおそれがあり、実施者の他社出願・権利対応の負担が大きい。例えば、原出願の特許請求の範囲の上位概念化の禁止等を織り込んでもよいと思う。分割出願の根拠としての明細書及び図面の記載のレベルが低くなっており、例えば概ね図面の記載を根拠とする分割出願も認められており、実施者の他社出願・権利対応の負担が大きい。新規事項の追加に関して、例えば1993（平成5）年改正当初の審査レベルを希望する。
企業	特許として有効なもの（年金が支払われている）は、出願が係属していなくても新たな分割出願が行えるようにしてもよいと考えている。その時現行の分割出願より多少費用や手続的なコストが増大してもよいかと思う。
代理人事務所	例えば米国のCIPのような制度を導入すると、第三者の監視負担が増えると考えられる。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(viii) 特許庁における、受付・方式・登録業務他に関するサービスの水準・品質について

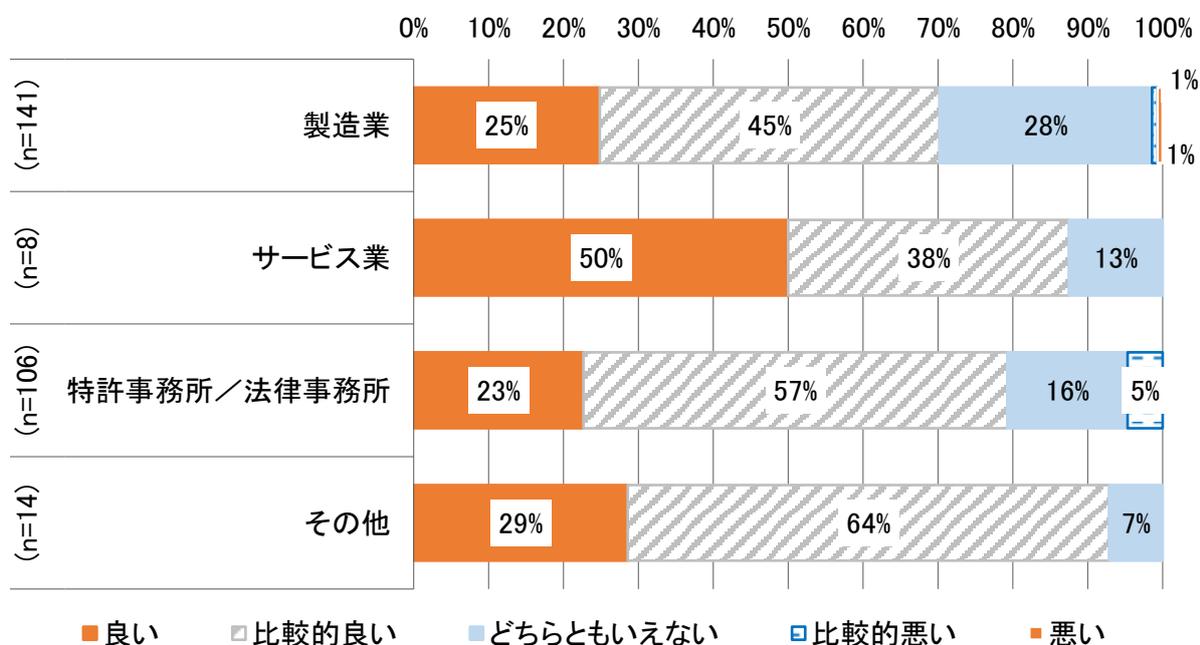
(a) 問 29. 手続に関する通知の理解しやすさ (SA)

「比較的良い」の割合が最も高く 50.6%である。次いで、「良い (24.9%)」、「どちらともいえない(21.9%)」である。



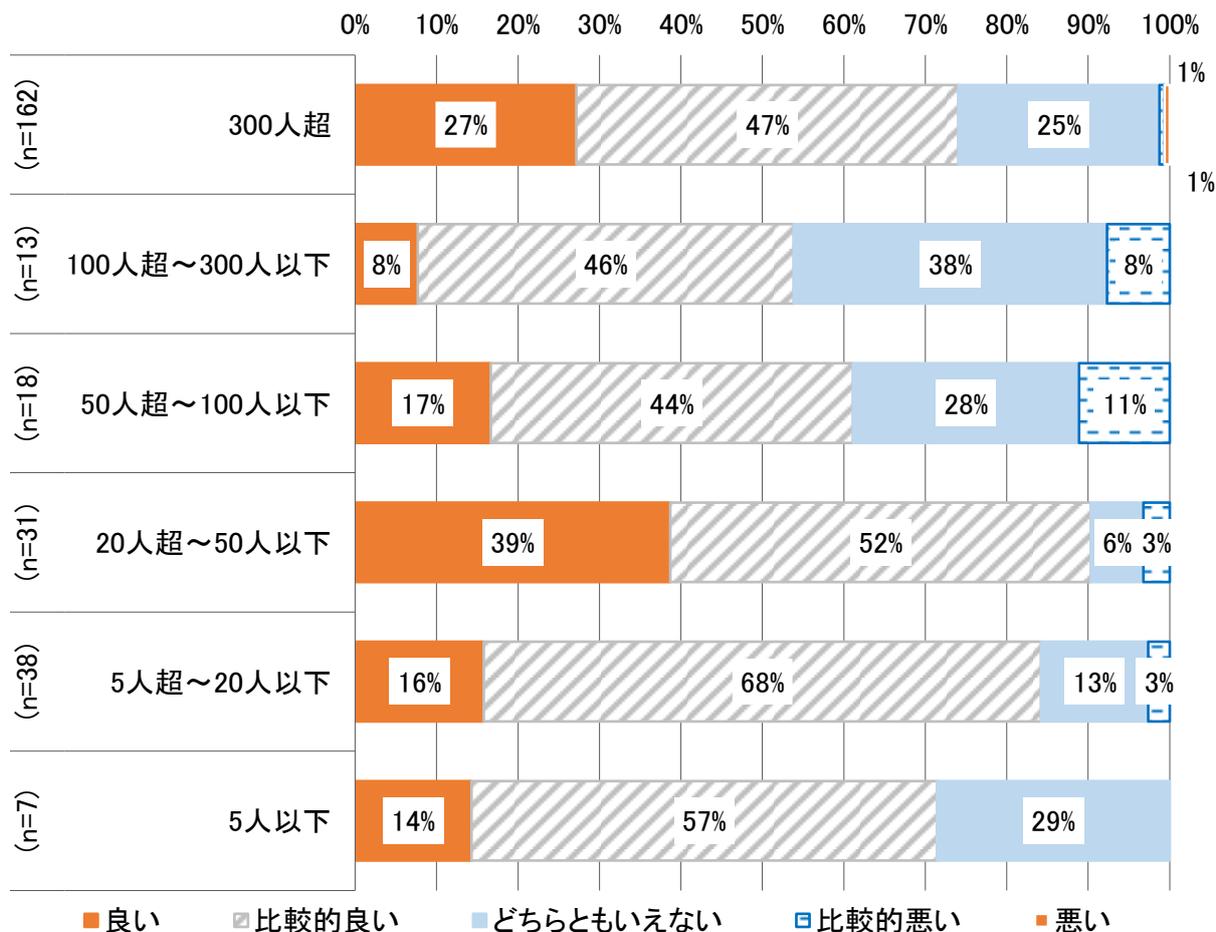
### 業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、サービス業では「良い(50%)」の割合が最も高い。



### 従業員数別クロス集計結果 (問 3)

従業員数別に見ると、5人超～20人以下では「比較的良い(68%)」の割合が最も高い。



【4又は5を選んだ場合の理由】

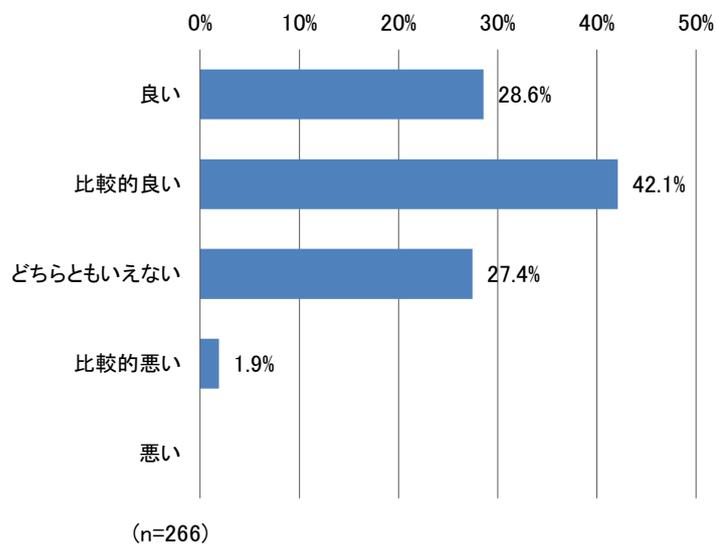
回答者	内容
代理人事務所	通知の内容が担当者の裁量に任されている印象があるが、今後の手続に関する案内（特に手数料返還に関する案内）や様式の表示などは常にしていただけると有り難い。
企業	方式的な指令を受けた際、補正書の記載例の記載がある場合がある。記載例を記載いただく方に統一いただけると大変助かる。
企業	簡潔すぎて、電話しないと分からないときがある。
代理人事務所	指令の応答について、応答方法、補正書の記載方法等を明確に記載してほしい。記載されている場合もあるが、不明なことも少なくなく、電話で確認することになり、電話も担当官不在（在宅勤務等）ですぐに対応できないことがある。
代理人事務所	補正指令の理由等が分かるとよい。
企業	どのように対応すべきなのか分かりづらい場合は、電話やメール問合せを活用している。

企業	拒絶理由はクレームチャートを書いてほしい。(引例のどこにあるか明確に) 拒絶査定となった場合、補正の却下も見ないと分からないので同じ書面にするかコピーしてほしい。
代理人事務所	意味の不明な文章があり、対処方法に迷う。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

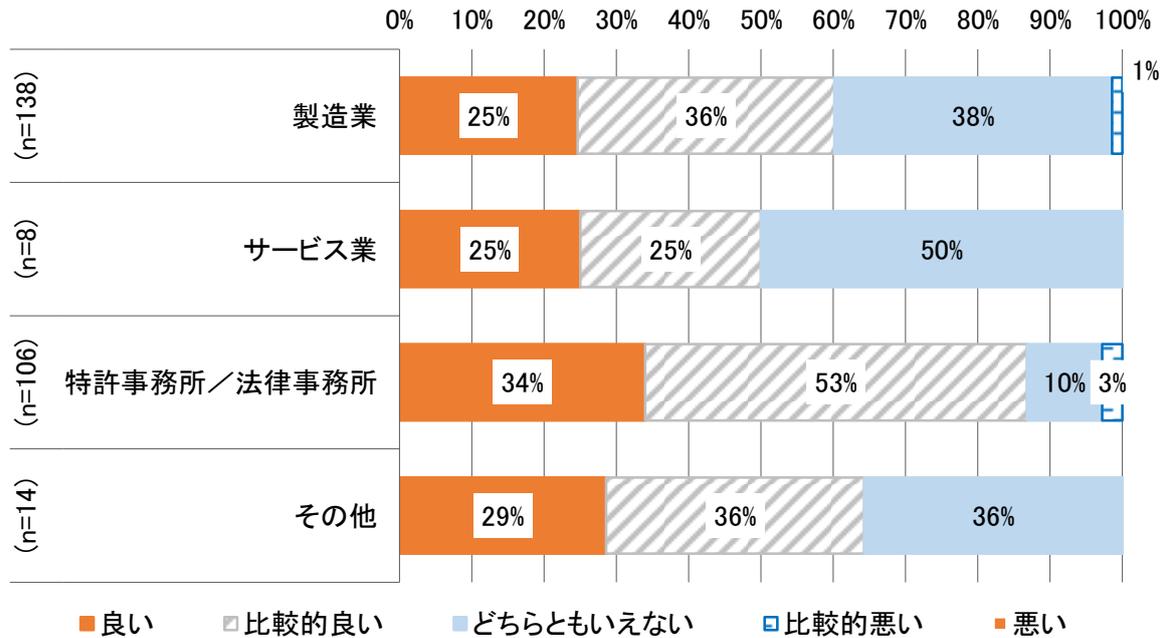
(b) 問 30.方式審査専門官・登録専門官の電話・メール対応 (SA)

「比較的良い」の割合が最も高く 42.1%である。次いで、「良い (28.6%)」、「どちらともいえない(27.4%)」である。



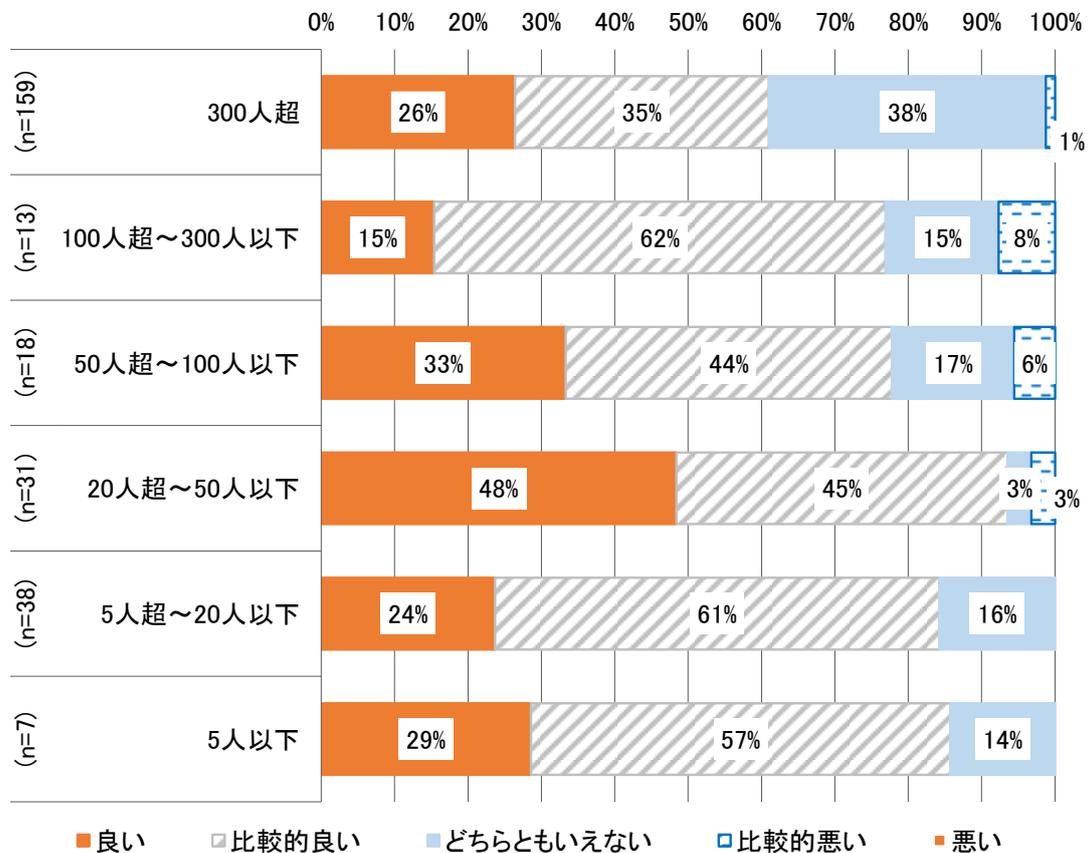
業種別クロス集計結果 (問 1)

業種別に見ると、特許事務所／法律事務所では「比較的良い(53%)」の割合が最も高い。



従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、100人超～300人以下では「比較的良い(62%)」の割合が最も高い。



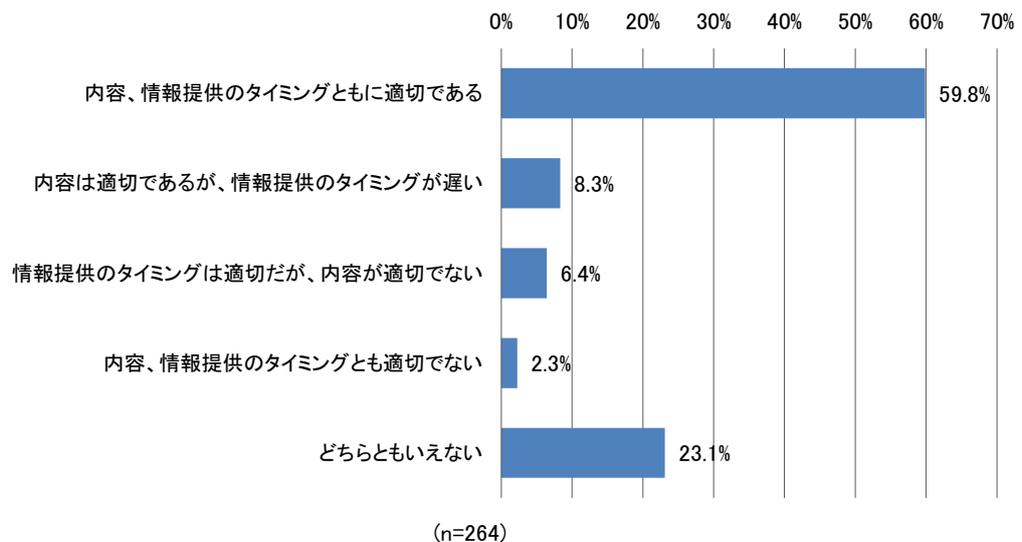
【その他自由記述】

回答者	内容
代理人事務所	電話で質問し、回答したとおりに書面を提出したが、その書き方では方式不備になる、と提出後に電話を受け再提出したり、窓口提出時にその場で修正し受理してもらった件があった。経験値に拠るところもあるが、質問を要する HP や Q&A では解消できない内容で、庁内でも判断が揺らぐイレギュラー対応の場面では、統一した見解をお願いしたい。
企業	人によっては対応がよくない。
不明	高圧的。
代理人事務所	以前 PCT 第 34 条の補正書を提出した際に方式が違うので差替を再提出するよう電話で要請が来たが、話を聞いていくと結局方式的には問題がないことが無いことがあった。こちらの質問に対し別の専門官の方に確認したようだが、再提出は負担が大きいのので電話する前に庁内で再確認することが可能であれば対応いただきたい。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

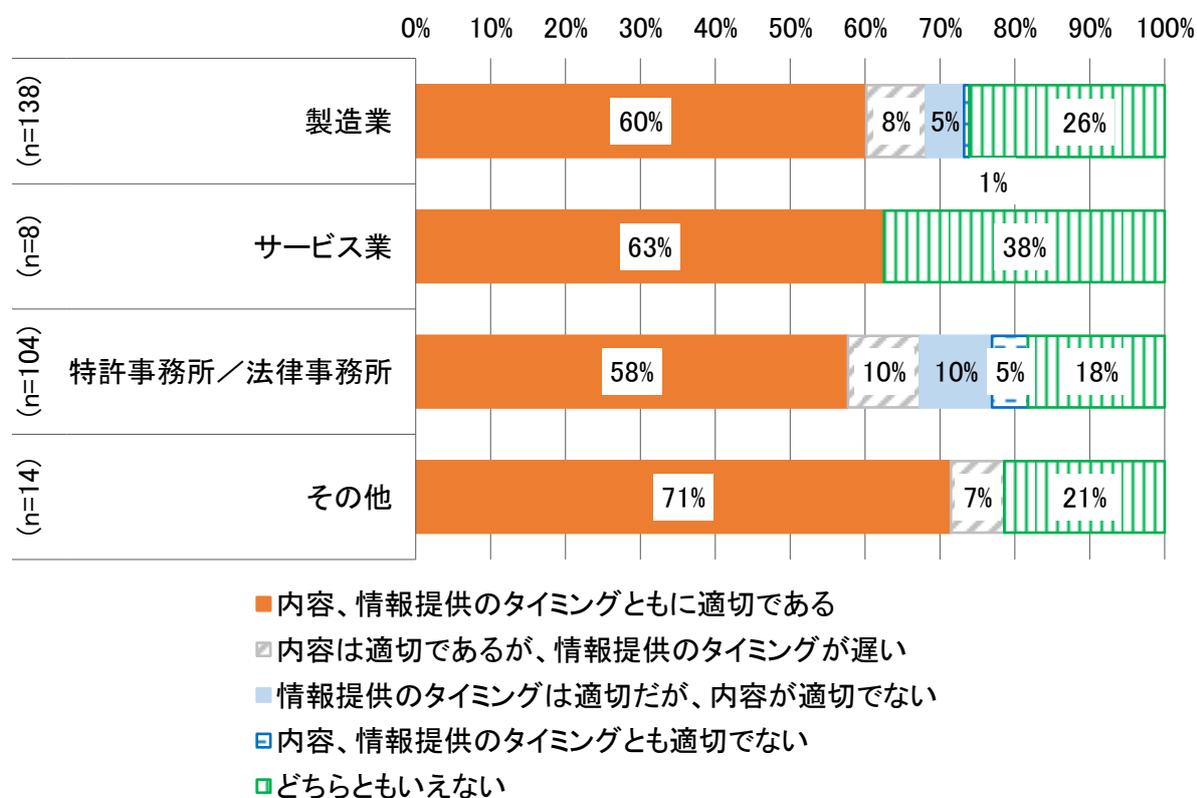
(c) 問 31.特許庁の情報提供 (HP 等) は適切か (SA)

「内容、情報提供のタイミングともに適切である」の割合が最も高く 59.8%である。次いで、「どちらともいえない (23.1%)」、「内容は適切であるが、情報提供のタイミングが遅い (8.3%)」、「情報提供のタイミングは適切だが、内容が適切でない (6.4%)」、「内容、情報提供のタイミングとも適切でない (2.3%)」である。



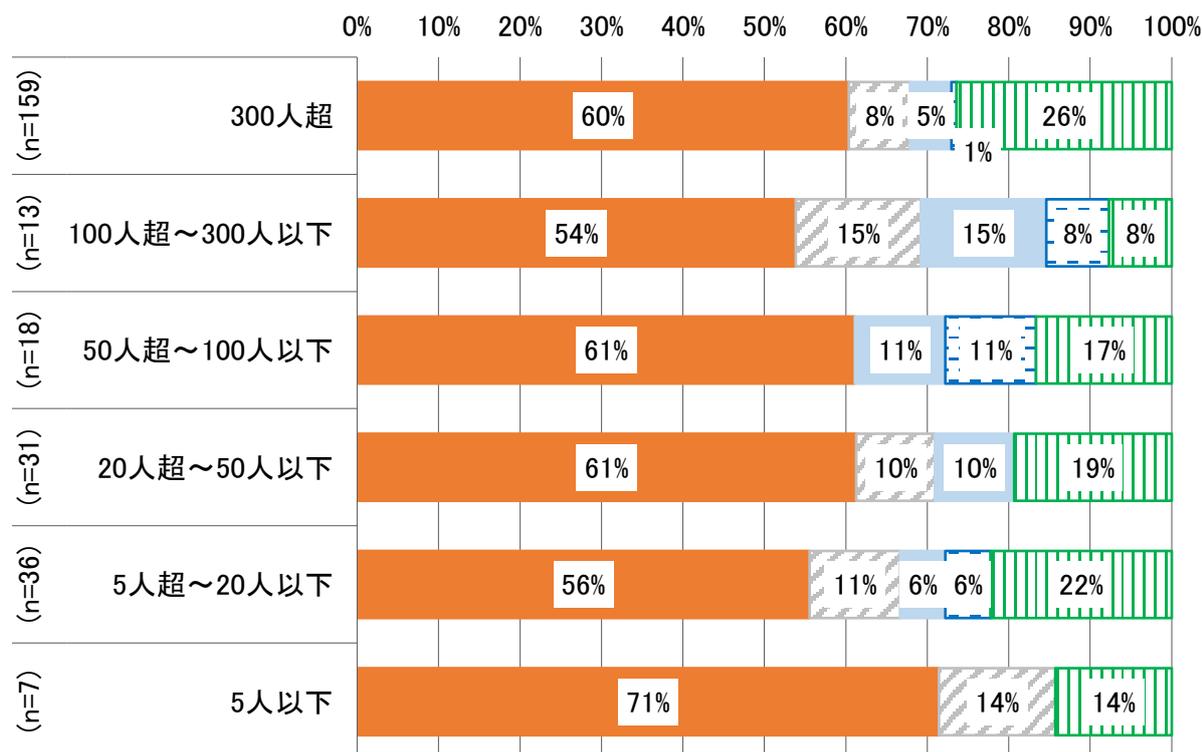
### 業種別クロス集計結果（問1）

業種別に見ると、サービス業では「どちらともいえない(38%)」の割合が他の業種と比較すると最も高い。



### 従業員数別クロス集計結果（問3）

従業員数別に見ると、5人以下では「内容、情報提供のタイミングともに適切である(71%)」の割合が最も高い。



- 内容、情報提供のタイミングともに適切である
- ▨ 内容は適切であるが、情報提供のタイミングが遅い
- 情報提供のタイミングは適切だが、内容が適切でない
- 内容、情報提供のタイミングとも適切でない
- ▨ どちらともいえない
- 理由

【その他自由記述】

回答者	内容
企業	PR から施行までの期間が短く、短期間で準備をせざるを得ない状況となることが多い（アクセスコード通知書の送付運用変更など）。PR のタイミングもあるが、WEB サイト上の PR だとまず発信されていることに気がつきにくく、その他の PR に埋もれてタイムリーに認識できない。手続が変更になる等の重要な情報提供の方法は見直してほしい（トップページのお知らせに重要な変更へのリンクを貼るなど）。
企業	タイムリー、十分にチェックできていない。
代理人事務所	新着情報欄に更新の表示があるが、具体的な更新箇所が分からないことが度々ある。 特許庁 HP 内で検索した際、古い審査基準なども検索結果に表示され、紛らわしい。せめて最新情報でないことが分かるようにしていただけないか。

	登録の手續に関する情報が不十分。具体例としては、設定契約（許諾）証書の記載方法について特許庁 HP だけでは分からない情報があった。特許庁の担当者の方より「産業財産権登録の実務」（書籍）を確認するよう説明を受けたが、特許庁 HP で確認できるようにしていただけないか。（なお、上記書籍は現在絶版となっている模様である。）
企業	一企業では把握できない各種事例集には非常に有用である。ただし、こちらの問題かもしれないが、種類、ボリュームが多く、興味がある事例集に関しても、腰を据えて読めていない。例えば、2,3 ページにまとめた要旨的なものを用意していただくと助かる（様々な知見を広くインプットすることが目的）。また、既に検討中かもしれないが、HP 上で悩みを打ち込むと、参考になりそうな具体的な事例（どの事例集のどの事例が使えるか）を示してくれるような仕組みがあると助かる（欲しい情報をサーチすることが目的）。
代理人事務所	制度が改正となっているのに、様式の古いものが残っている。ある申請をする場合の手續が一括して分からない場合や、例外となっている条件が分かりにくい。
企業	説明会開催の告知は特許庁 HP の他に、メールマガジン等でも案内いただけると助かる。
企業	2024 年 5 月よりアクセスコードの通知方法が変更となったが、アクセスコード通知書がどのような形態（発送書類／ハガキ）で届くのが分からず、実物を受け取るまで処理方法を検討できなかった。通知書の送付方法についても言及していただくと有り難かった。
代理人事務所	制度改正など、施行日間際や施行後に後追いで資料が公開されるケースがある。代理人としては出願人の意向を確認して手續を進める必要があることから、早めの情報公開をお願いしたい。
企業	情報提供が遅い（弁理士会等、別のルートで情報が来るので、早めに知ることができている）内容は、詳細は後日、となっているなど、情報の取りまとめが難しいものがある。
企業	HP に掲載していただく内容は、情報が更新されるたびに都度 HP に掲載されているが、新規追加部分が分からない時がある。どこが更新されたか分からないため、更新履歴を表示していただきたく、ご検討をお願いしたい。
企業	最近だと非公開制度の情報提供が遅いと感じた。HP の内容は充実していると考えているが、リンク先が多く読みづらいと感じることがある。
企業	情報提供の内容だけでは実際の業務を行う上で、不明瞭な点が多くて、分かりにくいことがある。
代理人事務所	発送書類のデジタル化に関して、詳細の情報提供が遅かったため、対応に苦慮した。また、デジタル化に伴い、「特許証」の書式が変わることの説明がなかった。

代理人事務所	更新内容と更新日が分かるように記載してほしい。 記載例などが HP 上で検索できるもので、統一されていないことがしばしばある。電話で確認するとどちらでもよいといわれることが多いが、統一してほしい。
代理人事務所	ニュースや基準、制度改正があったときにメールで通知してほしい。
企業	最近であれば、特許出願非公開制度について説明が遅いと感じた。(特にアクセスコードの情報)
不明	確認したい点から多少ずれている。細かい点を確認できない。
企業	類似の情報が HP 上の様々な場所に掲載されていることがあり、どんどんリンクをたどっていく必要があり、全体像がつかみにくい。(最近だと、印紙予納の廃止の案内など)
代理人事務所	特に 2024 年 4 月～オンライン手続可能な書類について、更なる説明が必要。(現況分かりにくい)
代理人事務所	HP 内容更新の連絡において、更新された箇所が分からないことがある。
企業	更新前の情報が検索結果として表示される場合がある。(制度改正前の情報が表示されることがあるという意味。)
不明	HP 上のページ内容が更新された際に更新箇所を赤字などで表記していただくと助かる。
代理人事務所	たまに調べたい情報に辿り着けないことがある。検索をしても探せないのもう少し分かりやすくしていただくと助かる。
代理人事務所	記載内容のレイアウトが適切でない場合がある。Ex: 古い情報が上にある等 アクセスコードについて最近調べることがあったが理解しにくいところがあった。
企業	もう少し具体例を記載いただきたい。(様々なパターン)
企業	内容が分かりにくい。
その他	処理が今どこまで進んでいるのか、追跡できる仕組みがあると安心である。
代理人事務所	HP で制度や手続内容の更新があった場合に、どの部分を更新されたのか明記していただくと内容の差分が理解しやすくなり助かる。
代理人事務所	制度改正等の広報活動をなるべく早く行ってほしい。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(d) 問 32.その他お気づきの点について (FA)

回答者	内容
代理人事務所	最近の御庁の情報の公開内容やタイミングについては、以前に増してユーザーフレンドリーであると感じている。また、庁手続デジタル化、庁発送書類のデジタル化などの非常に大きな運

	<p>用の変更も積極的に取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>最初に電話に出たときの声が明るいので、安心してお問合せさせていただくことが多い。</p> <p>最近是人による対応のバラつきが無く、たらい回しされることも減少した。</p> <p>特許庁内で滞留ミスがあったときに連絡して下さった方のご対応がとても丁寧（通知が出る予告、お詫び等）で、お客様へのご報告もスムーズに行う事ができた。</p> <p>電話対応は、担当の審査官によっても印象が異なるが、親切に教えてくださることが多い。</p> <p>先日優先権回復について電話で問い合わせた際、未公開かつ限られた情報の中で、的確なアドバイスや回復措置の案内をくださった。その後、他の審査官とも相談して下さったようで、再度、お電話で補足して下さった。</p> <p>相続の移転登録で、書類の再手配が難しい状況をご相談したところ、事前にサイン書類が問題ないかひととおり確認して下さった。その後も何度も質問させてもらったが、毎回丁寧に詳しく対応して下さった。</p> <p>識別に登録の住所について問い合わせることが結構頻繁にあるが、毎回手短なやりとりでご確認いただき、確認がスムーズである。</p> <p>ハグ案件で電話を受けたり問合せをすることが多かったが、毎回丁寧にご説明いただくので質問もしやすい。特許で補正指令を受領した際や特殊申請の書面カテゴリについて伺った際も細かく教えて下さったため話しにくい方がいらっしゃる印象は少ない。</p> <p>つい最近とても親身に相談に乗って下さった方がいた。書類提出の進め方や内容の確認にかなりの時間を割いて細かく相談に乗って下さって大変助かった。</p>
企業	面接だけでなく、電話やメールでの審査官への問合せの際における、審査官の対応が優れる。また、特許庁の問合せ窓口で質問の電話をした際にも快く対応していただいた。
代理人事務所	出願人が外国人の場合の書誌事項の書き方や、訳文の書式について、手引き等に分かりやすくまとめていただきたい。（記載箇所が分からない、分かりにくい、記載が無い）
企業	いつも質問に対し丁寧に回答いただき、助かっている。
企業	ほとんどの案件で特許事務所を使っているためあまりお答えできることは無いが、まれに特許庁HPのお問合せから質問をすると迅速・丁寧に回答をいただけて有難いと思っている。
企業	電話では、丁寧に回答いただけている。
企業	問合せフォームからの問合せが便利と感じている。画面イメージなどをファイルで添付できたり、かつ些細なことでも問合せ

	<p>できるのが有り難い。また電話での問合せにおいても丁寧に教えていただけるので助かっている。</p>
代理人事務所	<p>国内優先権を主張する出願など特別授権が必要な手続において、委任状の手配が遅れ、手続の際に委任状を添付できないケースがあるため、少しの間、補正指令を出さず待っていただけると有り難い。</p> <p>特許庁職員の皆様には、電話やメール等で丁寧にご指導をいただき、感謝している。</p>
代理人事務所	<p>代理人受任届や出願人名義変更届はオンライン提出の場合、事件ごとに1通の届を出す必要があるが、複数件を1通で出せるようになると利便性が向上すると思う。</p> <p>識別番号の氏名(名称)、住所(居所)変更は申請人情報・証明書管理ツールで変更・確認ができるため、特殊申請の対象外とのことだが、ツールでは包括委任状番号がないと変更・確認ができないため、包括委任状番号が無くても電子的に確認・変更ができる手段があればよいと思う。</p>
企業	<p>電話やメール等での問合せに関して、いつも丁寧な対応を頂き、感謝している。一方で、担当者により回答が異なるケースがある。指示に従って対応したものの、その指示自体が正しくなかったようで、後日補正指示を受けた経験がある。</p>
代理人事務所	<p>現在は特許庁から電話で連絡を受けるが、正確に連絡事項や手続指示を理解するために、他の方法(eメール)での連絡も検討いただきたい。</p> <p>印鑑証明書の疎明が、係属中案件に対して提出されたものについては疎明記載自体が不要、とされているものの、特許査定後に提出されたものについては登録後のものと同様データベースに載らないため、都度疎明記載が不要、との指示を頂いた。そのような記載はHP上では見つけられず、とても煩雑だと感じた。係属中、登録後にかかわらず、すべてデータベースに載るようご検討をお願いしたい。</p> <p>出願ソフトにて、エラー検出がされた際に対応しやすくするために、詳しい情報、具体的な例、対応表があると嬉しい。</p>
企業	<p>特許証が電子化され、出願ソフトの発送書類からダウンロードできるようになったが、オペレーションがやや面倒。拒絶理由通知や査定と同様に1回で、閲覧できるようにしてほしい。</p>
代理人事務所	<p>発送手続のデジタル化に関し、インターネット出願ソフトの仕様変更について、もう少し余裕を持ってお知らせいただきたい。</p>
企業	<p>審査官面談における対応ガイドライン(審査官が考える、好ましい意見交換の流れ)を具体的に知りたい。</p>
代理人事務所	<p>国(等)の案件についての補正指令で、特許庁から過去に教えてもらった記載内容と違ったため問い合わせたところ、庁内での周知不足であったことが何度かあった。</p>

代理人事務所	以前よりも丁寧に対応していただけるようになり感謝している。
不明	人によってバラつきがあるが、面倒くさそうに対応される方もちらほらいる気がする。
代理人事務所	特許維持金の納付の際、減免手続きをしなかったために額が不足する旨の補正指令をもらった。これに対応するときには庁に電話したが、減免手続きを事後的に行えると回答を得たためそのように手続きしたが、実際には事務的には減免手続きはできない規定になっていた。職員の教育を徹底すべき。
不明	高圧的な対応はいかがなものか。もちろん全員ではないが。
企業	ようやく登録証も電子化されたが、どんどん電子化を進めていただきたい。
代理人事務所	問合せ（電話）をさせていただく際、いつも丁寧にご対応してください。一方、厳しく接する職員の方もいらっしゃり（例：HPをみれば分かるのでそちらを見てください）問合せをする事に躊躇する事もたまにある。
代理人事務所	以前（約10年ほど前）に比べ、とてもフレンドリーな印象を受ける。職権訂正など、フレキシブルに対応してもらっている。
代理人事務所	大変丁寧に対応いただいている。
代理人事務所	方式、出願、登録といったフロントエンドに立ってる皆さんはほんとによくやってくださってると思う。
代理人事務所	識別番号の付与について。 出願人の住所について、JPOご担当者によって先の出願で付与された識別番号の出願人と認定する場合とそうでない場合がある。（願書に住所を記載した場合）大まかな基準を設けていただくと助かる。
企業	電話対応で、投げやりな対応をする方が時々いる。 リモートワークによって連絡を取りにくいことがある。
企業	審査官の対応は親切であり、きちんと説明してくれる。
代理人事務所	窓口、メール、電話にて、いつも迅速に丁寧に対応いただき、感謝申し上げます。書面の細かな記載ルール等やマニュアルでは探しきれないような手続上の不明点も的確に答えていただきいつも大変助かっている。
企業	電子特殊申請への移行に伴う、新様式のテンプレートが欲しい。説明文だけでは提出するのに不安がある。
代理人事務所	昔に比べてかなり丁寧になったと思う。いつも丁寧に対応いただいている。
代理人事務所	大変満足している。
不明	電話での問合せ等に常に丁寧に対応していただいている。
代理人事務所	電話で問合せを行った際、いつも丁寧にご対応いただきしており、とても有り難い。ただ、複雑な申請を行う場合、ご担当者によっては、早口、ご自身が分かる業界用語を使用されるため、問い合わせた方はよく分からない時がある。誤った申請を

	行って庁の方の仕事を増やしたくないために問合せを行っているので、誰が聞いても分かりやすい言葉で、不安に思っていると感じた場合は、事前に申請書類のチェックを行うご提案をしていただくと大変有り難い。
代理人事務所	補正指令等に対し、具体的に解消する方法を教えていただけるとは助かるが、どうしてそのような対応になるのかこちらの理解が及ばないことがある。例えば先の申請書は返戻するが、採用の表示は返戻される書類を記載すると教示された件は、次回同様の事例があった場合は再度具体的に庁に確認する必要があると感じた。
代理人事務所	いつも丁寧にご教示いただき、感謝している。
企業	方式絡みで補正案を示していただけたら、以前（昔）よりも親切になった。
代理人事務所	いつもたくさん問合せさせていただいているが、丁寧にご対応いただき助かっている。
代理人事務所	対応は良いと考える。
代理人事務所	電話、メールでの対応がフレンドリーで助かっている。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

(ix) 上記以外の制度改正等に関する要望や問題提起について

(a) 問 33. 現行の制度や手続に関する改正等に関する要望 (FA)

回答者	内容
企業	制度改正は民間の知財管理システムでの対応が可能なタイミングで実施していただきたい。詳細が分かるのが遅すぎて、制度導入とシステムでの対応にタイムラグが出る。書類表示や取り込みにエラーが起きたり等不具合が起こるのは好ましくない。
代理人事務所	インターネット出願ソフトの後継システムによる WEB 化、クラウド化は避けられないものだと考えているが、日本の知財分野の真の DX 化を促進するためには、それらのツールが外部システムと API 等を通じてデータ連携できることが最も重要だと思慮している。次期システム開発に際して、API 連携の実装を実現いただきたい。特に、WEB ツールは、月に数件の手続のみを行うような個人を想定して、ウィザート形式で画面上に情報を手入力/選択するようなユーザー・インターフェースになりがちで (PCT、ハーグ、マドプロなどの WIPO の WEB サービス) は、大量の案件を処理する事務所にとっては、手続の効率が著しく低下してしまう。インターネット出願ソフトには、API 連携機能はないが、テキスト形式でしっかりと書類を作成していれば、手続書面の全項目を一度にインターネット出願ソフト上に取り込める点で、処理工数が画面入力しかない WEB サービスに勝っていると考えている。

	<p>庁発送書類のデジタル化により、書面発送業務が大変効率化することができた。引き続き、PCT、マドプロ、ハーグ関係の御庁発送書類についても、デジタル化のご検討をいただければ幸いである。</p>
企業	<p>特許出願非公開制度において国内優先権を主張する出願については、基礎出願の公開可否判断を適用できないか。  基礎出願⇒国内優先出願⇒基礎と国内優先の複数優先でパリ優先出願する場合に国内優先の審査結果とのタイミングで優先権主張に組み込めない場合がある。</p>
企業	<p>その他、方式審査・出願・登録についての特許庁職員の対応や、手続方法等ではないが、一つ希望がある。今回のようなアンケートは、できれば、Formsのようなインターネットを用いたアンケート若しくはせめて、選択肢にはチェックボックスを設けるとか分岐機能を設けて、余分な質問が表示されないようにするとかのアンケート形式についての工夫をもう少ししていただけると、回答しやすかったかと思った。せめて、チェックボックスは欲しいと思った。</p>
企業	<p>特許登録後の書誌的事項（発明者、国等の委託研究の成果に係る記載事項等）の修正を可能にしていきたい。（特許権者がしかるべき手数料を納付することにより、修正公報を発行していただく等）</p>
代理人事務所	<p>発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について、同一の発明内容であれば最先の学会（論文）発表についてのみ申請すれば適用が受けられるようにしてほしい。  ※クライアントが大学発スタートアップである場合などは、一教授が同一の発明内容について複数の学会（論文）発表（多いときは10回発表）を行っているケースが散見され、これらへの対応が煩雑となっている。新規性喪失の例外に関する手続は以前と比べて大幅に簡便となり助かっているが、スタートアップの出願ハードルをより下げるという観点からこの点についてもご検討いただきたい。</p>
代理人事務所	<p>外国出願人の出願で、出願人名、発明者名及び住所をカタカナで表記しているが、元の言語も並列で表記できるようにしていきたい。カタカナのみでは代理人により読み方にバラツキがあり、同じ出願人でも複数の識別番号が存在しているものが多くある。  また、カタカナ表記が違うことで別出願人／権利者と認識され商標出願の拒絶理由の引例にされた例もある。このような間違いを無くすためにも上記をぜひ導入していただきたい。過去に何回か要望を出しているが、導入されないので切に希望する。</p>
企業	<p>拒絶査定不服審判の請求と同時に特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは前置審査（特許法第162条）に付されるが、延長登録出願を除き、拒絶査定不服審判の請求と同時に補正をせずとも前置審査</p>

	に付されるようにすることが要望として考えられる。理由として、拒絶査定不服審判の審判請求書に記載された反論が適切であれば、拒絶理由は解消したとの心証を審査官が抱く可能性もあると考えられ、また、追加の審査の機会を得るために、実質的には権利範囲に影響を与えない範囲での軽微な補正を出願人が行うことも推察され、迂遠と考えられるからである。
企業	審査中止申請のメールフォームは無くしていただけると有り難い。審査中止終了のお知らせはメールではなく、発送書類として発行していただきたい。また、問合せ等メールフォームを送信した後に送信内容を PDF など保存できるようにしていただくと助かる。
代理人事務所	PCT の RO/JP の書類が郵送で紙発送されるのを電子発送に変更してほしい。 拒絶理由通知に出願人名が掲載されていないので、出願人を記載してほしい。 アクセスコード通知書に出願人、発送番号が掲載されていないので、掲載してほしい。
企業	今年の 5 月から特許出願の非公開制度が開始されたが、PCT 出願についても受理官庁で国内出願のような判断（第一次審査）をしていただきたい。 国際調査報告書、見解書等の書類について、紙ではなく、テキスト認識可能な電子データで頂きたい。
企業	審査着手予定の公開について、掲載されている審査着手予定の期間が 6 月と長いため、もう少し期間を絞ってほしい（現行 6 月⇒4 月等）。
企業	提出書面について、原本ではなく、PDF 等（原本をスキャンしたもの）も認めてほしい。
代理人事務所	原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用、いわゆる特許法第 54 条第 1 項の適用による審査中止に関する申請用フォームについて、申請用フォームを利用する運用を見直ししてほしい。手入力する項目が多く、ダブルチェックは必須。入力の手間だけでなく、間違い防止にも人手がかかるため、特許庁に登録されている申請人の識別番号に登録されている情報を自動で読み込める機能を追加するとか、事件番号を上 4 桁・下 6 桁を 1 つのセルに入力できるように改善してほしい。
代理人事務所	三点ある。電子特殊申請と、延長登録出願についての拒絶査定審判と、無効審判・異議申立のテキストデータの供与についてである。 電子特殊申請について、送付票の法的位置付けを、電子特殊申請全体で一律に明確化していただければと考えている（ケースバイケースで判断、ではなく）。現状、郵送にて提出する場合は、特許庁長官宛など、特許庁に届けば、あとは書面本体の問題ということになっている。これに対し、送付票には様々な項目が存在するが、どれが誤っていると致命的な結果（郵送でい

うところの、宛先不備で届かない状態)として取り扱われるのか、そこを明確化していただきたい。その際に、可能であれば、求められる最低限必須な事項としては、郵送時に特許庁宛とするのと同程度の要件にしていればと考えている。電子特殊申請の方が、郵送よりも、間違えると致命的になる事項が増えるということになると、大量の申請を処理する際には特に、なかなかリスクの高い電子特殊申請の利用に積極的となれない。電子手続を紙手続より不利なものとするのは、(行政の)デジタル化を推奨する政府方針にも反することになるので、この点、ぜひご検討していただければと思う。

次に、延長登録出願の審判請求について、現状では審判請求はオンラインで手続をすることになっている一方、延長登録出願の審判請求書の記載様式は非常に特殊(現行のシステムは通常の出願に対応したものとなっているため、請求項数の記載や、特別の欄を設ける等、特殊な書き方が必要)であり、その様式が公開されていないために、非常にやりにくい状況となっている。(本来は、通常出願とは異なる入力様式へと改修すべきだとは思いますが、)現在の様式や注意事項だけでも公開していただけると、大変助かる。

次に、延長登録出願の拒絶査定不服審判の公開についてである。現状のシステムでは、延長登録出願の審判の内容は、J-PlatPatで即時公開される形となっている。ここで、特許法第186条第4号では、閲覧請求についてだが、出願公開されていない出願の拒絶査定不服審判に係る書類については、「特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない」とされている。これは裁量規定ではあるが、同条第1号に規定された「第六十七条の五第二項の資料」については、原則は非公開とされており、第三者からの閲覧請求時には出願人に営業秘密の有無を尋ねるという制度が採用されている(出願人としては非常に助かっている)。他方、拒絶査定不服審判についても、請求時に、審判合議体/書記官の方から、営業秘密を申し出るか否かなどが尋ねられるが、審査における「第六十七条の五第二項の資料」の扱いのように、システム化されたものではなく、運用で、手作業で行われているように感じられる。この点、漏れがあると困るため(審査と審判とで異なるとは出願人側も思ってもみないため)、まずはぜひとも、システムで対応していただくようによりお願いしたい。また、特許法第186条では、「第六十七条の五第二項の資料」と「出願公開されていない出願の拒絶査定不服審判に係る書類」とは同列に列挙されておき、同程度の機密性の文書として取り扱われていると思うので、後者についても、オンライン上で自動的に公開はされない形を採用していただければ、出願人としては有り難いと思う。(閲覧請求することでアクセスできるため、第三者に対する不利益も少ないと思われる。)

	<p>三点目は、無効審判・異議申立のテキストデータの供与についてである。現在、特許庁からの要請により、特に無効審判においては、手続者側は特許庁にテキストデータを供与しており、これは円滑かつ効率的に審理を行うためと理解している。同じことは手続者側でも言えることであり、現在、特許庁から紙でのみ情報を頂いている現状では、それらを引用した書類作成を効率的に行うことができていない。現在、特許庁が、あくまで紙提出物（あるいは電子特殊申請）を正式書類としつつも、テキストデータも集めているように、特許庁側からの送付物についても、紙送付物を正式書類としつつも、何らかのテキストデータも併せて頂けると、手続者側としては大変助かるため、ご検討いただければと思う。</p>
企業	<p>拒絶理由通知書の記載内容について審査官ごとにばらつきがある点が気になるため、記載方法のフォーマットを考えてほしい。例えば、新規性・進歩性違反について引例との対比や組み合わせの理由をどこまで書くかなど。</p>
企業	<p>特殊申請の手続に関しては（少なくともその一部において）、紙での提出書式を PDF 形式にしたものを提出することになっている。その場合、オンラインでの提出では、エラーチェックがからず、そのまま提出となる。オンラインでの提出の場合、提出段階でエラーチェックがかけられ、書式的不備等がある場合はその場で修正できる、そのようなシステムを希望する。PDF 形式では上記が難しいようであれば、例えば、出願や中間書類と同様 XML のデータで提出を希望する。</p>
企業	<p>刊行物等提出書の仕様が改善されることを望む。オンライン提出を行うとレイアウトが崩れて使いにくいいため、いまだに書面提出で対応している状態である。</p>
代理人事務所	<p>書面発送書類のデジタル化により、オンライン受領できることで非常に利便性が上がったが、「移転登録済通知」について、「送付状」と「案件一覧」が申請人単位で合算されて送付されるので、「登録済通知」と同様の単位で送付してほしい（特許と商標など担当部署が違う案件が混在し、事務所内での書類振り分けに不便を感じる）。</p> <p>オンライン発送で非特許文献が所定の容量を超えた場合、拒絶理由通知と合わせて、書面で郵送されるので、1 ファイルを所定の容量以内に分割して作成し、オンラインで発送されるようにしてほしい。（通常、オンラインで発送された書類は、事務所内の管理システムへ自動で期限を取り込むようになっているが、書面で送付される場合、手入力する必要がある）</p> <p>PCT 出願の国際調査報告・見解書を電子化してほしい（現状は紙で郵送されている）。</p>
代理人事務所	<p>査定不服審判請求をした後、及び、国内優先権主張出願をした後、委任状が提出済でも、包袋に格納されていないと 2 週間強の早いタイミングで方式指令が発送されるため、方式指令を受</p>

	<p>領することになる。委任状を手配し、提出するまで、ある程度の時間がかかり、さらに特許庁の包袋に格納されるまでの時間を考えると、個別委任状を審判請求後に提出する場合はほぼ方式指令を受領することになる。方式指令の発送タイミングをもう少し遅くすることで双方の工数が削減できる。また、方式指令受領後、担当官に対応を確認すると、補正書提出済みと述べる上申書を提出するパターンと、確認できたので対応不要のパターンがある。後者に統一してほしい。</p> <p>オンライン閲覧、オンライン発送において、一定の容量を超えるオンライン通信が不可であり、窓口申請や郵送になることがある。容量を増やすか、分割での対応を可能としてほしい。</p> <p>ePCTの導入について、特に、受理官庁から郵送される通知書類について、電子化を早めに進めていただきたい。</p> <p>拒絶理由通知について、応答期限を確認したいだけなのに、代理人になっている弁理士からの電話しか受け付けていただけないことがあり、内容や権利範囲に関わることはないので、事務担当者からの問合せも受け付けてほしい。</p> <p>特許権存続期間延長登録出願について、査定不服審判以降のみオンライン手続となる件について、分かりづらい上に、提出書類がオンライン手続になじまない。出願手続からオンラインにするか、すべて紙ベースにするかにしてほしい。</p> <p>分割出願の【原出願の表示】で、出願番号、出願日は「必須」となっているが、記載しなくても出願ソフト上では、エラー表示はない。分割出願の特記事項がある場合は、必須項目が無い場合にエラー表示がされるようにしてほしい。</p> <p>原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の手続に関し、上申書の提出は、通常の出願ソフトによるものと、専用の申請用フォームからの情報登録の両方が必要となっており、厳しい期限が設けられている。どちらか一方にいただきたい。</p>
代理人事務所	マニュアルの検索機能を向上してほしい。通知書(早期審査)は、対象外の時のみ送付でよい。
企業	<p>分割出願の審査基準において、「除くクレーム」についても分割出願ができることを明記してほしい。</p> <p>「除くクレーム」に関しては、補正では新規事項追加にならないケースが審査基準に記載されているが、分割出願では言及されていない。実務において分割出願時に「除くクレーム」とした場合、分割の要件を満たさないため、分割の効果が得られないと判断されることは補正との関係で矛盾するため、審査基準に「除くクレーム」との関係についても言及してほしい。</p>
代理人事務所	登録証のデジタル化を、出願人ごとに選択できるようにしてほしい。クライアントによってはPDF、紙等色々ある。
企業	出願料を払わずとも出願できるシステムは廃止すべき。

代理人事務所	年金納付においては新旧減免が混在しており非常に煩雑で、代理人の事務作業の工数が増大している。権利者も新旧減免の違いが分かりづらい模様。簡素で分かりやすい減免制度にしたい。
企業	法改正の説明会回数が減ったように思う。WEBにて配信したり、いつでも見られるような動画なりを公開してほしい。
企業	拒絶理由通知は請求項の各文節と引例対象箇所の対比表で示してほしい。 特許査定から登録の期間が30日は短いため2~3月の期間が欲しい。分割出願の可否等の検討する時間が十分取れない。
企業	審判請求書や異議のフォーマットが他と異なるので統一してほしいかがか。特許庁の各種データを活用しやすい形で提供いただきたい。アクセスコードを一括ダウンロードできると有り難い。
企業	アクセスコード通知書の内容を、電子的に特許管理システムへ読み込める書式にするよう希望する。(出願時の受領書の形式) 特許出願の非公開制度の開始により、アクセスコードが出願時に付与されなくなったため。
代理人事務所	特許維持年金の納付手続において、減免対象である件についてはまとめて手続ができず、1件1件手続する必要があるため、極めて煩雑である。減免理由が同一であり権利者が同一であればまとめて手続できるようにすべき。
代理人事務所	訂正請求が非常に分かりにくいと思う。特に訂正の単位が難解で、審判部でも解釈が分かれることがある。もっとシンプルで良いのではないか。
企業	分割要件を違反(新規事項追加、サポート要件違反など)した分割出願に基づく特許が多いと感じられ、そのような特許を抑制する制度又は運用を希望する。
企業	原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について、上申書提出のみにしてほしい。 事情を説明する旨を専用のフォームより送信する作業を廃止してほしい。
代理人事務所	他国に比べ、特許出願件数は少ないのが現状で、どのようにしたら伸びるのか特許庁側からも提案してほしい。
代理人事務所	諸外国と比べると、まだまだユーザーフレンドリーの法改正はできると思う。アメリカのように何回か期限延長できるようになると有り難い。
代理人事務所	審査中止の上申書の運用では、上申書の提出に加えて専用のフォーム送信が必要だが、内容は同じであるため、どちらかにしてほしい。 アクセスコード通知書が新たに発送されるようになったが、数が多く仕分けが必要なため、[整理番号]が表示されるようにしてほしい。 意匠の登録査定と一緒に通知書(審査官判断資料)が発送され

	るが、特許査定と同じく登録査定に記載いただきたい。処理する書類数が減らせれば有難い。
企業	国内特許料納付は、電子証明なしでWEBで納付手続きができると良いと思う。 ePCTは緊急用アップロードサービスが使い勝手が良いので今後も残してほしい。 ・電子特殊申請に予納届を追加してほしい。
企業	年金自動納付制度を利用したいが、引落とし口座について仮想口座を利用できないため、利用を断念している。仮想口座の利用も可能としてほしい。
代理人事務所	各発送書類（共通）に添付されている送付通知は不要と思われる。
代理人事務所	アクセスコード通知が全件に発送されるようになったが、全件に1工程手順が増えたことになり、手間がかかっている。加えてインターネット出願ソフト上に整理番号が表示されないため、所内処理のため1件1件出願人を確認する作業が必要になる。アクセスコードを申請制にする場合は都度申請する手間も発生するが、何かの機会に見直しをお願いしたいと思う。
代理人事務所	審査請求手数料及び特許料納付の軽減制度の簡素化、又は廃止。 DASコード取得が二度手間となり事務負担が増大して不便である。
不明	電子特殊申請の方法がHPを見ても分かりにくく、間違いなく手続きできるか自信がないのでなかなか開始できないでいる。もう少し手順を分かりやすくしていただきたいと思った。
代理人事務所	明細書に記載の課題が解決できないとサポート要件違反は厳しい。

※「不明」「特にない」は対象外としています。

### (3) 調査小まとめ

産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を集約するためアンケート調査を実施した。「制度利用者の利便性向上」「手続等の効率化追求」「計画的かつオープンな制度見直しの実施」に対するニーズについて確認することができた。特に、国内優先権制度や手続のデジタル化について一定の関心を寄せていることが確認できた。

こうした現行制度の利用のされ方や制度見直しのメリットのみならずデメリットについても踏まえつつ、適切な手順や十分な説明をもって制度見直し等に取り組むことについて要望が一定数あると捉えることができる。他方、一部の制度について認知がなされていない実態も確認できたことから、制度に対する認知度を高め制度見直しに対する関心度を拡大させていくことも重要な施策になると考えられる。

### 3. ヒアリング調査

産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集するため、2018年から2022年に制度を利用した代理人事務所、社内弁理士等を活用した企業等に対してヒアリング調査を実施した。アンケート調査の結果を更に深掘りすることを目的に、ヒアリング対象候補を30者以上選定し、調査協力に承諾した20者に対して調査を実施した。

#### (1) 調査概要

##### (i) 調査対象

本調査では、代理人事務所9者及び企業11者へのヒアリング調査を実施した。

##### (ii) 調査内容

主に以下に列挙する観点を中心としてヒアリング調査を実施した。

図表 24 ヒアリング項目

国内優先権制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内優先権制度活用のメリット</li> <li>国内優先権制度活用のデメリット・改善点</li> <li>国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ見直しをした場合のメリット・デメリット</li> <li>国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを見直してもよいか、現行制度を存続すべきかについての意見及び考慮すべき検討事項</li> </ul>
権利移転等における印鑑登録証等の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> <li>権権利移転や名義変更時に実印及び印鑑登録証の提出を求める運用に対する意見</li> <li>印鑑登録証明の提出留保を実施した場合の意見</li> <li>印鑑登録証明提出が留保されるための宣言をする者についての意見</li> </ul>
特許等関係 手続のデジ タル化	電子特殊申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子特殊申請の操作性に関する意見</li> <li>電子特殊申請の改善点に関する意見</li> </ul>
	インターネット 出願ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット出願ソフトを使用するための事前準備に関する意見</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット出願ソフトで手続をする場合に申請人識別番号に登録した電子証明書で認証する必要があることに関する意見</li> <li>インターネット出願ソフトに追加を希望する機能に関する意見</li> </ul>
ePCT で利用可能な納付方法と署名方法	ePCT での出願を導入した際の手数料納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ePCT 出願の手数料の納付方法について選択した理由</li> <li>今後クレジットカード支払に変更する予定</li> </ul>
	ePCT での出願時等における署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子証明書以外の署名を利用可能とすることについての意見</li> </ul>
その他	産業財産権の譲渡担保制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許を受ける権利又は特許権等の産業財産権譲渡担保の設定ニーズの有無</li> </ul>
	分割出願制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の分割出願制度に関する意見</li> </ul>

## (2) 調査結果

### (i) 国内優先権

#### ① 国内優先権制度活用のメリット

国内優先権の活用のメリットとしては、出願日を早期に確保しつつ、改良部分を追加した後の出願をすることができる点を挙げる企業及び代理人事務所が多かった。特に、発明が開発に時間がかかる技術分野であったり、出願人が技術の対外発信を急ぐベンチャー企業であったりする場合、そのメリットが大きいとの声があった。

2以上の先の出願を複合して国内優先権を主張した1つの出願（複合優先）が可能なことや後の出願日が始点となって実質的に権利存続期間が延長となることをメリットと感じる企業及び代理人事務所もあった。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

○改良発明とまとめて包括的に出願が可能

- 先願主義であるため、何らかの発明があれば迅速に出願する方針を取っており、後の出願で計画的に実施例を追加。（企業）

- ・ 開発には時間がかかるため、基本となる発明を先に出願できるのは大変有用。(企業)
- ・ 商品開発については時間がかかる場所、まずは最初の技術思想に係る発明について出願できる点に利点がある。(企業)
- ・ 中小・ベンチャー企業は製品やサービスを構築中に出願を検討する機会が多い。基本的な構成ができた段階で出願し、その後改良した後願を行うという方法はニーズがある。また、近々公の場で発表する機会(展示会やピッチイベントへの参加等)があるため国内優先権を使わざるを得ない、という状況に陥る可能性は中小・ベンチャー企業のほうが高い。(代理人事務所)

○2以上の先の出願を基礎に国内優先権を主張して一つの後の出願を行うこと(複合優先)が可能

- ・ 特許出願にあたり発明者から届出申請が提出されてくるが、現状、知財部門の職員が十分に関与できていない現状がある。出願のレベルに至っていない発明である場合もあり、よく確認すると以前に出願していたものにまとめることができるものもある。その場合に包括して出願しようということになる。(企業)
- ・ 中国や欧州でのいわゆる自己衝突(拡大先願で発明者同一・出願人同一の除外規定が無く、自らの未公開出願によって後願が拒絶される現象)を避けるために、複数の関連出願において優先権主張を行うこともある。(企業)

○その他

- ・ 明細書の記載に軽微な不備があった際に、優先日を維持したまま不備を正した経験が過去に何回かあった。(企業)
- ・ 軽微な不備を直すことがよくあるため便利である。(代理人事務所)

○先の出願に審査請求を行い、審査結果を踏まえた上で、改良した後の出願を行うことが可能な点

- ・ 基礎出願に審査請求する場合、調査・審査結果を受領する意図もあるが、うまくいけばそのまま権利化していくこともある。(企業)
- ・ 事前に先行技術調査をすれば良いのだが、時間の関係で急いで出願したいケースがある。事務所での調査はせずに先に出願、審査請求を進め、特許庁による審査結果を踏まえて適宜内容を追加する、という方法を取ることができる。(代理人事務所)

○先の出願を早期審査などによりみなし取下げ前に権利化し、後の出願と合わせて包括的な権利の取得が可能な点

- ・ 先行技術調査を出願前に実施しても、特許庁での先行技術調査により新たな引用文献が見つかることがある。1年以内に権利の見込みを立てたいというクライアントの場合は、早期審査の申請をすることもある。(代理人事務所)

○先の出願に係る発明について、実質的に最長1年存続期間を延長できる

- ・ 先が見えないテーマに関する研究開発では、存続期間を実質1年延ばすために活用することもある。(企業)
- ・ 出願の置かれた状況によって、国内優先権のメリットとして強調するポイントは変わってくる。存続期間が実質1年延びることはどの案件であってもメリットになる。(代理人事務所)

○先の出願がみなし取下げとなり、出願公開されない点

- ・ 先の出願はみなし取下げとなって公開されないので、閲覧請求されない限り、他者に先の出願を見られず有用。(企業)

## ② 国内優先権制度活用のデメリット・改善点

国内優先権制度活用のデメリットとしては、いわゆる人工乳首事件<sup>34</sup>のように、実施例を後の出願の明細書に加えたことにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願に係る技術的事項の範囲を超えることとなり、その超えた部分については優先権効果が認められなくなる可能性に対する懸念の声が多かった。

### <ヒアリングで得られたコメント>

○先の出願に審査請求しても出願から1年4月経過するとみなし取下げとなり、権利化可否の予測が困難な点

- ・ 最近では戦術として、出願と同時に審査請求・早期審査の申請を行い、出願公開前に審査結果を受け取り、感触を得た上で特許査定を目指している。途中で改良特許が生まれれば、優先権を主張して出願し直すことも検討する。ただ、早期審査を申請した出願を基礎として優先権主張すると、先の出願がみなし取下げになるため困る場面もある。(企業)

<sup>34</sup> 東京高判平成15年10月8日(平成14年(行ケ)第539号)

- ・ 費用をかけて出願したにもかかわらず、先の出願はみなし取下げになってしまうため、デメリットである。費用対効果の面で慎重になる場面はある。(企業)

○後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある点

- ・ 請求項の文言が変わっていないことは機械的に判断できるが、実施例の追加により新規性等の判断時が「いつになるか」は、どうしても判断に主観が入ってきてしまうと考えられる。実体審査の判断基準時が不安定では困る。(企業)
- ・ 先の出願後に実施例を追加する過程において、顧客に開発状況をプレゼンしたり、展示会に出展したりすることで公知になったり、改良出願が他者から出願されるリスクに注意している。その場合、追加した実施例により新規性等の判断時期が繰り下がると拒絶されてしまう可能性もあり、そのリスク管理が難しい。(企業)
- ・ 人工乳首事件の判断は衝撃的であり、国内優先に基づく先の出願のみなし取下げのデメリットが表面化された。先の出願が無くなると、出願人としては対策が取れなくなり大きな不利益を被りかねない。先の出願が係属していれば、後からでも対策が取れるようになる。(代理人事務所)
- ・ 優先権の効果がどこまで認められるかが論点となる判例があり、外国と比較して、後の出願時に本当に優先権の効果が認められるのか悩むことがある。国際調和の観点からも審査基準での明確化を検討いただきたい。(代理人事務所)

○後の出願の手續に特別授權が必要な点

- ・ 特別授權の手續をデメリットとして挙げているが、押印不要となったこともあり、現状それほど負担になっているわけではない。一方、クライアントが中小企業の場合は委任状が何であるかの理解が得られず、なかなか返事を返してくれないケースもある。(代理人事務所)

### ③ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しをした場合のメリット・デメリット

(a) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しをした場合のメリットとその理由

国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリットについては、先の出願と後の出願とを合わせて権利範囲を検討できることや、後の出願で優先権の効果が認められず拒絶となった場合でも先の出願で権利化が図れることを挙げる声が多かった。

また、他者の基礎出願の監視が容易になるとの声も複数あったが、逆に、係属中の出願が増えて監視負担が増加することや自社の基礎出願の内容が公開されることをデメリットとして挙げる声も多く、見方によってメリット・デメリットが分かれる項目である。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

○先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの権利化戦略の構築

- ・ 現状、先の出願について権利化したいと考えたことはそこまで多くはないが、先の出願のみなし取下げの有無を選択できるのであれば活用の場面が広がって良いのではないか。(企業)
- ・ 先の出願も存続した場合は権利範囲を柔軟に検討できる。また、いずれかの出願が審判で無効になった場合、もう一方が存続していれば、対応の自由度が広がる。(企業)
- ・ 先の出願も活かしつつ、後の出願も権利化ができるのであれば、出願人としては知財戦略に幅が出るメリットがある。うまく活用する企業も出てくるのではないか。(企業)

○先の出願を活用するか否かについて、審査請求期間（3年）の間は検討可能

- ・ 一度権利化不要と判断した先の出願について、発明者が後からやっぱり必要と言いつくすことがあり、先の出願が3年間係属していると助かる。(企業)

○第三者の視点から、国内優先権に基づく先の出願について閲覧請求すること無く公開公報で確認可能となり、監視負担が軽減

- ・ 他社の特許を見る際に、優先権がいつまで遡及するかを解析することがあるので、先の出願が公開されることはメリット。(企業)
- ・ 他社が先の出願について審査請求している等の動きを比較的容易に見ることができる。(企業)
- ・ 現状は、先の出願が公開されず閲覧請求が必要であるため、第三者の立場として煩わしさを感じている。(企業)

- ・ 先の出願から内容を大きく変更して後の出願を行う顧客がいる。競合会社の立場としてはどう変わったのかを確認できることになる。今でも閲覧請求すれば見ることはできるが、それを省略できることは利点。(代理人事務所)

(b) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しをした場合のデメリットとその理由

国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合のデメリットについては、先の出願が公開されることへの懸念の声が複数挙がっていた。一方で、公開を意識して明細書の書き方を工夫すればよいのではないかという意見や、これまでも閲覧請求ができていたのだからそれほど状況は変わらないと言った意見もあった。また、実体審査におけるデメリットとして、特許法第 39 条に基づく拒絶理由に該当する可能性があるとの意見も複数得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

○先願と同一発明としての拒絶理由が生じる可能性（特許法第 39 条）を懸念

- ・ 実際に存続期間を実質 1 年延ばすために全く同じクレームで出願することもあり得る。(企業)
- ・ ダブルパテントの問題について懸念しており、法制度上で何らかの担保ができれば望ましい。実務上、同じようなクレームのまま手続が進行してしまう可能性はあり得る。(企業)
- ・ アメリカの CIP でもいよいよ登録になった時にダブルパテントが問題となるケースがある。それには慣れているし、仮にもし国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げが廃止された場合にそうした事態が生じても、それを理解して対応すれば問題のないことである (代理人事務所)
- ・ みなし取下げの廃止により先願の拒絶理由が生じ得ることになるが、実際に同一クレームで後の出願を行うケースはあまりないと考えており、大きな懸念点とは思っていない。(代理人事務所)

○第三者の視点から、出願公開件数の増加による監視対象の増加

- ・ 出願する立場においてはメリットとなるが、他社の出願を監視する立場においてはチェック負荷が大きくなる。(企業)

- ・ 特に出願公開件数の増加による監視負担の増加に関しては、例えば、分割した場合も監視対象は増えるため、特に国内優先権だけが負担になることはないと考えている。(企業)
- ・ 国内優先権に基づく出願を他社がどのくらいしているのか分からないので何とも言えないが、爆発的に増えるとは認識していない。分割出願も同じような状況であることを考慮すると、問題ない範疇に収まると推察する。(企業)

○先の出願が公開され、先の出願の内容が知られてしまう点

- ・ 特に中小企業の場合は先の出願を公開したくないケースがある。当所としても、中小企業に対しては、まずは出願をして、1年かけて発明を磨いて後の出願を行うことを提案している。そのため、基礎出願の内容はあまりレベルが高くないことがあり、そのまま公開されると事務所としてもよくない。出願取下げの手続をすればよいのだが、手続を忘れてしまうことが懸念。(代理人事務所)
- ・ 先の出願がみなし取下げとならない場合、出願公開され、他者に先の出願の内容が知られるというデメリットが考えられるが、そのような場合でも明細書の書き方を工夫すれば問題ない。(企業)
- ・ 先の出願のみなし取下げを廃止した場合であっても、現行制度でも閲覧請求をかければ先の出願の内容は見られてしまうものであるから、あまりそこを気にする必要はないのではないか。(代理人事務所)
- ・ 先の出願の内容を公開したくないにもかかわらず公開されてしまうことは大きなデメリットとなるのではないか。また、第三者視点から見て先願が公開されることがメリットになるかという点、特許事務所の観点からはあまりメリットにならないと考える。出願をしたら他者に知られる前に権利化したいというニーズの方が高いのではないか。(代理人事務所)
- ・ 先の出願が公開されることで他者からの監視が容易になり、他社対応に工数をより割かれる可能性はある。(企業)
- ・ これまでは国内優先権の効果について第三者から情報提供等で指摘されることはなかったが、先の出願が公開されたらそういったことが発生し得る懸念がある。(代理人事務所)

○先の出願の出願公開を回避したい場合に自発的に出願取下げをすることになる点

- ・ 出願取下げの手間が発生する。(企業)

○先の出願の管理負担が生じる

- ・ 実務的な運用面で課題はあるものの、知財戦略上大きな問題はない。(企業)
- ・ 当然、制度が変われば社内システムは変えなければならない。一次的な負荷はかかるが、長期的な視点で考えると、シンプルな運用ができると思う。最早「1年4月で取り下げる」というシステムを組んでいる方が手間なのかもしれない。(企業)
- ・ 先の出願のみなし取下げの廃止により、出願取下げが増えるのであれば、期限管理やクライアントへの確認作業が生じ、面倒。(代理人事務所)

(c) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しに関する意見及び考慮すべき検討事項

先の出願が公開されることや特許法第 39 条に基づく拒絶理由通知の増加への懸念の声がある一方、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止することに問題は生じないとの意見も少なくはなかった。

<ヒアリングで得られたコメント>

○国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ廃止に賛成

- ・ パリ条約に基づく優先権を主張した場合は基礎出願が取下げにならない一方、国内優先権の場合は基礎出願が取下げになるのは不均衡。(代理人事務所)
- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの廃止によって、知財戦略を強化する選択肢が増えると望ましいと考えている。(企業)
- ・ 中小・ベンチャー企業のクライアントに対しては、出願のタイミングや早期審査等、全体の進め方を我々から提案することが多い。そうした観点からも、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げは無い方が出願戦略の自由度が高まる。(代理人事務所)
- ・ 国内優先権を利用して発展させた発明を出願したら先の出願のみなし取下げになる理由が不明。それはそれで「存在する発明」として評価されるべきと考える。後の出願においては、上位概念化や横方向の具体例の追加などいろいろな形態があり、それぞれについて出願した時の意図があり、先の出願も完成した発明と出願人は考えるはず。(代理人事務所)
- ・ PCT 国際出願において、国内移行先から日本を除外しなかったにもかかわらず国内移行手続を失念した場合、救済措置がない。先の出願のみなし取下げが廃止されれば、このようなリスクに対応できる。(代理人事務所)
- ・ 基本的には出願は公開されることが望ましく、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げは廃止してほしいという結論になる。(企業)

○現行制度にデメリットなし

- ・ 出願人としての立場で考えると、先の出願が残れば権利化する余地も残るが、一般的には、先の出願の内容は優先権出願の内容に包含されるため、必要があれば先の出願の内容で分割出願すればよいと考える。(企業)

○国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの廃止への懸念

- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの廃止を希望する一方、無駄な出願が多く残ることも問題と考えるため、出願人が選択する機会があればより円滑に特許業務が進むのではないか。(代理人事務所)

○その他

- ・ 後の出願時に先の出願を取り下げるか否か選択できるようになれば、自ら出願取下げをする手続負担がない。(代理人事務所)
- ・ 選択制になった場合、制度設計によっては追加で期限管理が発生する可能性がある。(代理人事務所)
- ・ 先の出願の内容が公開されることを希望しない出願人もいと予想されるため、閲覧請求しない限り先の出願の内容を第三者が知ることができないという現行制度のメリットも残すべきであり、例えば、後の出願をした際に、出願人が主体的に先の出願の取下げ有無を選択可能とすることが望ましい。(代理人事務所)
- ・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げが廃止になると、特許法第 39 条に基づく拒絶理由通知が多くなると思われる。(代理人事務所)

○社内又は事務所内運用上考慮すべき検討事項

- ・ 比較的大きくない事業規模であれば円滑に運用していけるのかもしれないが、大企業の場合は縦割りが強く、全社的に均質に運用していくことは簡単ではないかもしれない。(企業)
- ・ 自社の事業全体を俯瞰して過去の出願も認知し、その出願との関連性を意識して審査請求する気配りが重要と考える。(企業)
- ・ 制度の改正にあたり、1年から1年半の猶予期間はあったほうがよい。管理面、情報処理システムの変更なども発生する。(代理人事務所)

(ii) 権利移転等における印鑑登録証等の取扱い

① 権利移転や名義変更時に実印及び印鑑登録証の提出を求める運用に対する意見

2020年に行われた押印廃止施策に伴い、権利移転や名義変更等においては偽造被害があった場合の被害の深刻さを考慮し、実印及び印鑑登録証の提出を求める運用を実施している。当該運用について、法的効力がある書面を必要とした方が良く、及び実印と印鑑登録証の準備に煩雑性を感じていない等の意見があった。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 権利に関する手続であるため、実印と印鑑証明証等の法的効力がある書面を必要とする手続であったほうが良い。(企業)
- ・ 出願人にとっては実印及び印鑑登録証の提出を求められるのは面倒かもしれないが、代理人としては、印鑑が正当であることが担保されて良い。(代理人事務所)
- ・ 実印等は総務部門に準備の依頼をして手続を行っている。期限が短くない限り特に問題は生じていない。2週間あれば準備可能である。(企業)
- ・ クライアントから印鑑証明を迅速に頂き問題無く対応できている。手続の多いクライアントであれば援用もできるため、煩雑性や困難は感じていない。(代理人事務所)

一方、実印及び印鑑登録証の提出を廃止してほしいとの意見が複数の代理人事務所及び企業から得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 多くの企業において、印鑑登録証は知財部門ではなく法務部門が所管しており、社内で複数の部署が関わることで時間的なコストを要する。(企業)
- ・ クライアントから印鑑登録証を受け取るのはとても手間で時間を要する。ベンチャー企業や小規模事業者は、出願時の住所と印鑑登録証に記載の住所が違っていることがあり、表示変更のために印紙代がかかる等のコストがかかってしまう。また、権利者が印鑑登録証をすぐに送ってくれないケースも多く、取得方法等をこちらから説明しなければならないこともあり、手間がかかる。(代理人事務所)
- ・ 押印廃止は便利になると考えていたが、援用するために過去にどのような実印及び印鑑登録証を提出したのかをさかのぼる手間が生じており、煩雑だと感じている。(企業)

- ・ グループ会社が複数あっても、同一の出願人・権利者の名義としてポートフォリオを一元管理しているわけではない。さらに、M&Aを実施した会社の知的財産権は以前の出願人名のままになっていることもある。特に海外企業の場合は、出願人や権利者が社内で統一されておらず権利移転登録する際に物凄く面倒になることもあるため、そのままにしているものもある。そうしたケースも含めて考えると、実印を要する手続に関してはより簡素化されると嬉しい。各社で事情はそれぞれだと思うが、「印鑑登録証明提出がないと困る」ということはない。少しでも簡素化された方が良い。(企業)
- ・ 懸念事項として考えられる「なりすまし」は、特許権に関してはすぐに発見されると思う。発見された後に権利を元に戻す手続が手間かもしれないが、権利は金品と違って無形であるため原簿の修正さえすればよく、取り返すのにすごく時間を要するわけではない。(企業)

## ② 印鑑登録証明の提出を必須としないことに関する意見

在外者については、国内代理人である弁護士又は弁理士が確認した旨の宣言を付することにより、署名証明等の証明書提出を不要としているが、国内在住者についても同様な考え方により印鑑登録証明の提出を必須としない場合、手続が楽になって良いとの肯定的な意見が複数の代理人事務所及び企業から得られた。

一方、偽造リスクへの懸念、及び代理人に負担がかかる等の意見もあった。

### <ヒアリングで得られたコメント>

#### ○手続が楽になって良い

- ・ 業務量の圧縮、時間短縮につながると考える。(社内の総務部門とのやりとりも簡素化・電子化され、コロナ禍前より効率的に運用できている)(企業)
- ・ 印鑑登録証明を必要とする日本国内在住者の方が、国内代理人が確認した旨の宣言を付すことで証明書不要とする在外者と比べて手続が煩雑。国内についても印鑑登録証明の提出を必須とされないようになると、手続が楽になって良い。(代理人事務所)
- ・ 特に規模の小さい企業は印鑑登録証明をくれないこともあるため、提出が必須とならなければ負担が減る。(代理人事務所)

#### ○偽造リスクへの懸念

- ・ 証明がない場合に偽造されるリスクがどのぐらいあるのかが懸念点としてある。  
(企業)
- ・ 印鑑登録証明の提出を留保できれば楽になると思うものの、何が代わりに機能することになるのか懸念。(企業)

○代理人負担

- ・ 代理人に負担がかかる印象であるとともに、代理人が責任をどう取るのかどうかがよく分からず、代理人がどのように、あるいはどの程度本人確認をすればいいのかを示したガイドライン等が必要。(代理人事務所)
- ・ 代理人は保証人ではないので、タスクや責任が増えるのは、正直なところ辛いかもしれない。(代理人事務所)

③ 印鑑登録証明の提出を省略するための確認の宣言をする者についての意見

印鑑登録証明の提出を省略するための確認の宣言をする者について、代理人がいる場合は代理人による確認、本人手続者の場合には本人宣誓とし、合理的疑義がある場合にのみ特許庁から提出指令を行う運用とする場合、手続が楽になって良いとの肯定的な意見が複数の代理人事務所から得られた。なお、合理的疑義については、過度に厳しいものとせず、例えば、宣誓の誤記を職権訂正する等柔軟に対応してほしいとの意見が代理人事務所から得られた。

一方、本人宣誓への懸念、代理人に負担がかかる等の意見も複数得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

○手続が楽になって良い

- ・ 簡素化に向かうことに同意。在外者について認めているのであれば在內者についても同じような簡素化した手続をするべきであり、統一した手続が実施できればよいと考える。(代理人事務所)
- ・ 印鑑登録証を提出する必要がある運用に比べればスムーズに進むと思う。事務所と出願人との間の確認さえ取れば宣言自体は可能である。「疑義が無ければ手続が進む」ということであれば、権利者側の負担も少なく済む。(代理人事務所)

- ・ 合理的疑義が過度に厳しいものでなければ、手続負荷が軽減される。例えば、宣誓の誤記を職権訂正していただける等柔軟に対応いただければ有り難い。(代理人事務所)

#### ○本人宣誓への懸念

- ・ 本人宣誓の場合、大学研究者等手続に慣れていない相手であれば、その場では許諾しても後から拒否されるという懸念もある。(企業)

#### ○代理人負担

- ・ 在外者について既に行っているのであれば国内においても行っても良いと思われるが、代理人の立場からすると、意思確認のための工数や手間が増える点がデメリットとして挙げられる(代理人事務所)
- ・ 代理人の確認とは何かを明確にしておかないと、何か問題があった時に、確認をきちんとしたのか否か揉める可能性がある。(代理人事務所)

### (iii) 特許等関係手続のデジタル化

#### ① 電子特殊申請

2024年1月より、今まで書面でしかできなかった手続が、インターネット出願ソフトにてオンライン手続(PDF形式による電子特殊申請)できるようになった。電子特殊申請率は約40%まで増加しており、「操作性が良い」「郵送で控えが送られてくることを待たずに顧客に報告できるようになった」との肯定的な意見が複数の代理人事務所から得られた。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

- ・ PCT第34条補正を提出した時に電子特殊申請を利用したが、簡単に操作することができて良かった。(代理人事務所)
- ・ 操作性については、PCT国際出願の操作と似ているので気にならない。(代理人事務所)
- ・ 特許庁から控えを受領してから報告してほしいと言う顧客に対して、出願ソフトで表示される受領書を用いて郵送で控えが送られてくることを待たずに報告できるようになった。(代理人事務所)

一方、操作が煩雑である、操作が分かりにくい等の意見も複数の代理人事務所から得られた。また、新たな対応が必要になるため電子特殊申請を利用していないとの意見も複数の代理人事務所から得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

○操作が煩雑

- ・ 電子特殊申請では、主に新規性の喪失の例外証明書の提出、手数料返還請求の提出の際に活用している。インターネット出願ソフト上でPDF形式の書類を1件ずつ添付しなければならないことや、送付票はソフト上で作成しなければならないことが、通常の提出手続よりも煩雑だと感じている。(企業)
- ・ 手続補足書を提出する際に電子特殊申請を利用した。同じ書面でも、手続のフェーズに応じて操作が細かく場合分けされており、操作性があまり良くなかった。(代理人事務所)
- ・ 現状出願支援ソフトを使用しているが、このソフトが使用できなかったため入力に手間がかかってしまった。また、どれが電子特殊申請として提出できるのか、どこまで添付できるのか等、迷う部分があった。(企業)

○新たな対応が必要になるため電子特殊申請を利用していない

- ・ 本格運用前に何度か試行することや、実際に手続前までの書面の流れを理解すること、システムに読み込んで電子上でチェックすることなどの対応が新たに必要となり、これまでのやり方と変わってくる。このことが一番のハードルとなる。(代理人事務所)
- ・ 事務所内で分業が進んでおり、電子特殊申請で対応しようとする、オペレーターの横に案件担当者がつきっきりで画面を見ながら一緒に対応する運用となってしまう。また、クライアントからも電子特殊申請に対応していないのかといった質問を受けたことがない。部署によっては電子特殊申請が利用できた方が良いとの声も挙がっているが、事務所全体で見るとそのような声は少数である。(代理人事務所)

そして、作成中の送付票の保存機能、添付ファイルのみの差し替え機能、インターネット出願ソフト上以外で作成したファイルの読み込み機能、及び書類を適切に提出できたか否かの通知機能等を電子特殊申請に追加してほしいとの意見が得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 作成中の送付票の保存機能がない点は改善できるのではないかと感じている。(代理人事務所)
- ・ 送信ファイル作成後に添付ファイルを修正すると、送付票まで再度作り直さなければいけない。添付ファイルのみを差し替えることができるとよい。(代理人事務所)  
インターネット出願ソフト上以外で作成したファイルを読み込める仕様としていただいた方が、時間を短縮できる。(企業)
- ・ 出願後のプルーフについて、こちらから提出した書類がそのままの形式で出てくるわけではないため、本当に正しいものか分かりづらい。(代理人事務所)
- ・ 「印刷」のボタンと「オンライン出願」のボタンが隣り合っており、どちらもよく利用するボタンなので押し間違ってしまうことがある。(代理人事務所)

さらに、名称変更手続、住所変更手続、外国出願事前確認申出書の提出手続、及び他者の名前を用いた異議申立て等が電子特殊申請で提出できるようになると良いとの意見が複数の代理人事務所から得られた。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 名称変更、住所変更を電子特殊申請で提出できるようにしてほしい。特に海外クライアントからは包括委任状をなかなかもらえないといった事情がある。(代理人事務所)
- ・ 外国出願事前確認申出書が電子特殊申請で提出できればよいという声がある。ただ、案件が特定されていない段階での手続なので難しいだろうとは考えている。国内出願をせず直接 PCT 出願をするような大手企業のクライアントから、外国出願事前確認の依頼がある。(代理人事務所)
- ・ 現状、競業他社の案件について異議申立てをする場合、競業他社からの異議申立てであることが分からないようにするため、自身の知り合い等の名前を用いて異議申立てをしているが、電子特殊申請を使用すると、システム上本人と紐付いてしまうため、知り合い等の名前を用いて異議申立てをすることができない。電子特殊申請について、知り合い等の名前を用いて異議申立てをできるようにしてほしい。(代理人事務所)

## ② インターネット出願ソフト

インターネット出願ソフトを使用するために電子証明書の取得が必要であることは、電子証明書に有効期限がある点や急な変更に対応できない点等の理由から手間であるとの意見が複数の代理人事務所及び企業から得られた。

### <ヒアリングで得られたコメント>

#### ○電子証明書に有効期限がある点が手間である

- ・ 電子証明書の取得は、定期的に行われなければならない点などが負担になっている。(代理人事務所)
- ・ 電子証明書の有効期限が切れるタイミングで手続ができなくなるため、手続期限を徒過してしまいそうで怖い。(代理人事務所)

#### ○急な変更に対応できない点が手間である

- ・ 代表者が急に変わる際(例：先代から急遽「代表」を引き継がなければならなかった際)などに、電子証明書が無効になることへの対応が大変だった。(代理人事務所)
- ・ 電子証明書の取得について、自社の代表者が交代する際、証明書の入手までに1~2週間の時間を要する。代表者が変更後でなければ手続ができないことが難点。(企業)

#### ○電子証明書登録時にクレジットカードによる手数料納付ができない時間がある点が手間である

- ・ 電子証明書の特許庁に登録した後、しばらくクレジットカードが手数料納付に使用できない時間がある。タイミングを凶りながら電子証明書の申請をするという形になっているので、電子証明書の登録の後すぐにクレジットカードで手数料納付ができるようになればよい。(代理人事務所)

また、インターネット出願ソフトを使用するためにソフトのダウンロードが必要であることは、インターネット出願ソフトのバージョンアップの際に煩雑であるとの意見が代理人事務所及び企業から得られた。

### <ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 国内のクライアントに対してはXMLデータを納品することがほとんどであるところ、インターネット出願ソフトのバージョンアップの際は、クライアント側のシス

テムが対応できるまで事務所のソフトのバージョンアップを待たなくてはならないのは手間である。(代理人事務所)

- ・ 出願ソフトのバージョンが変わる間は管理部門の担当者が対応する必要がある。(企業)

なお、電子証明書の取得及びソフトのダウンロード等の準備は手間でない、及び仕方がないとの意見も、複数の代理人事務所及び企業から得られた。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 総合的に考えると大きな手間になっていない。電子証明書は数年に一度あるかどうかである。ダウンロードなども手間と感じていない。(企業)
- ・ 使用開始前の準備は必要だと思うので、仕方がないと思う。(代理人事務所)

また、インターネット出願ソフトで手続をする場合、法人又は代理人の識別番号に登録した電子証明書で認証する必要があることについては、多くの者から問題ないとの意見が得られた。しかし、一部の代理人事務所から、毎回認証する必要があるため、複数人でログイン状態が保持できるようになれば手間は省けるのではないか、という意見があった。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

##### ○問題なし

- ・ 社内での手続が必要だが、大きな問題はない。むしろ、オンライン手続においては、電子証明書等の法的効力があるものを必要とする方が良い。(企業)
- ・ 当事務所では、特に問題はない。分業をしているような大手の事務所では問題になっているのかもしれない。(代理人事務所)

##### ○毎回認証する必要がある手間である

- ・ 毎回認証する手間と時間が必要。複数人でログイン状態が保持できるようになれば手間は省ける。一方で、誤送信防止のための対策が必要ではないか。(代理人事務所)

インターネット出願ソフトを介して出願する際に、画像ファイルの取扱いが難しい点、数式及び環境依存文字を画像に変更する必要がある点、ファイル形式を変換する必要がある

る点、及び一部の情報を修正する場合であってもすべての情報を削除する必要がある点等を改善してほしいとの意見が複数の代理人事務所から得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

○画像ファイルの取扱いが難しい

- ・ 実務の中で「画像ファイル」の取扱いに苦労している。DPI が合っていないといけない。綺麗な図面があっても、事務所によってはわざわざスキャナーに読み込んでサイズを合わせている事務所もあるようなので、拡大・縮小といったサイズ変更の機能が搭載されるなど、図面ファイルの取扱いが改善されると有り難い。(代理人事務所)

○数式及び環境依存文字を画像に変更する必要がある

- ・ 海外から日本に来る出願では、Word ファイル中に数式が複数含まれているものがある。中国からの出願では、多いもので 200 箇所も数式が含まれることもある。インターネット出願ソフトに対応しようとする、数式を画像に変更する必要があり、それが省略できるとよい。中国ではそのまま出願できるらしい。画像化してしまうと検索することもできなくなるので、審査も大変だろうと推察する。ぜひ改善してもらいたい。(代理人事務所)
- ・ 環境依存文字を使ってくる中国の顧客が多く、それが全部エラーとなる。国内の顧客でも環境依存文字を利用する方が存在するが、画像に変換している。(代理人事務所)

○ファイル形式を変換する必要がある

- ・ インターネット出願ソフトを使って提出するために、Word に明細書や図面の情報を貼り付けた上でファイル形式を変換する必要があるため手間である。(代理人事務所)

○一部の情報を修正する場合であってもすべての情報を削除する必要がある

- ・ 修正する必要がある情報が図面だけであっても、一度全部の情報を削除しなければならない。この手間を省くために、他のソフトを活用している。今後、もし使っているソフトが無くなり、インターネット出願ソフトだけで対応しなければならなくなった場合には、編集機能ができるとうい。編集作業はほぼ毎日発生する。(代理人事務所)

インターネット出願ソフトを介した閲覧請求について、請求から閲覧できるようになるまでの時間短縮、WEB フォームでの申請、及び閲覧請求しても閲覧できないケースの解消等の要望が複数の代理人事務所から得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

○請求から閲覧できるようになるまでの時間短縮

- ・ 閲覧請求をしてから閲覧できるようになるまでにタイムラグがあり、閲覧しにくい場合がある。(代理人事務所)

○WEB フォームで申請をできるようにする

- ・ 閲覧請求や特許料納付等を申請書の形態ではなく WEB フォームで申請できれば利便性向上につながる。閲覧請求の頻度は比較的高い。(代理人事務所)

○閲覧請求しても閲覧できないケースの解消

- ・ 個人情報を消したものの閲覧などはオンラインではできないので、特許庁へ実際に行って閲覧する必要があるなど、閲覧請求する側にとっては不便。(代理人事務所)

料金の自動計算機能及びインターネット出願ソフト内で編集できる機能等を追加してほしいとの意見が複数の代理人事務所及び企業から得られた。また、インターネット出願ソフトを介して異議申立てができるのと良いとの意見も得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ PCT 国際出願の自己指定の金額に誤りがあり修正した経験があり、申請時に計算してくれると有り難い。書式が定まっているため自動化はできるのではないかと考える。(企業)
- ・ 年金の自動納付の利用頻度が増えていく認識にあり、自動計算してくれるようになると良い。(企業)
- ・ 料金改定があった場合に改定後の金額を手入力で訂正している。自動更新してもらえると有り難い。(代理人事務所)
- ・ インターネット出願ソフト内でファイルを編集できる機能があればよい。最後に見直す際にミスに気づくこともある。その点を迅速に対応できると全体効率が上がる

る。(代理人事務所)

- ・ 出願や中間手続と同じように異議申立てがオンラインにて提出できると有り難い。  
(代理人事務所)

(iv) ePCT で利用可能な手数料納付方法と署名方法

① ePCT を利用した PCT 国際出願を導入した際の手数料納付方法

ePCT を利用した PCT 国際出願に関する手数料納付方法について、現状クレジットカードにより納付している者からは、管理の手間が増える等の理由から、予納制度を利用した納付はできなくともクレジットカードによる納付方法のみで問題無いとの意見が得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 予納制度を利用した手数料納付とクレジットカードを利用した手数料納付を組み合わせることは管理の手間も増え、非効率である。(企業)
- ・ クレジットカードにより手数料納付を行っており、予納制度を利用した手数料納付方法を残してほしいとは考えていない。(代理人事務所)
- ・ 既にすべてクレジットカードで対応しており、予納制度は使っていない。クレジットカードが使えなくなったときは困るかもしれないが、デビットカードを含め複数枚用意しているため、恐らく大丈夫だろう。(代理人事務所)

一方、クレジットカードの限度額を超える場合があることや、現金の管理面で不安な点があること、現在の実務を変えたくない等との理由から、予納制度を利用して納付している複数の代理人事務所及び企業からは、いずれも今後も継続して予納制度を利用して手数料納付を行う予定であるとのことであった。

なお、現状クレジットカードで手数料を納付しているものの、クレジットカードが何らかの理由で使えないときに予納制度を使うことがあるため、予納による手数料納付もできると良いとの意見も得られた。

また、経理処理の関係から口座振替により支払いを行いたいとの意見も得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 手数料納付は予納制度の利用のみで対応している。金額が高額となり、カードの限度額を超える場合があるからである。(企業)

- すべての手数料納付について、手続の都度予納する形でやっている。1月分の請求がクレジットカード会社からまとまってくることになるが、現金の管理面で不安な点があり、都度リアルタイムで現金を使いたいという考えからクレジットカードを利用していない。経理部からもそうした運用が効率がよいという声をもらっている。クレジットでポイントがたまる利点はあるのかもしれないが、それよりも資金運用面の柔軟性に注目している。今後クレジットカード支払に変更する予定はない。(代理人事務所)
- クレジットカードによる手数料納付は自社のシステム上難しいため、今後も予納制度を利用して納付する。(代理人事務所)
- (PCT 国際出願に限らず) 当事務所の手続に係る手数料納付はほぼ全て予納制度で対応している。事務所内で予納制度からクレジットカードの利用にするかどうかの議論はしたことは無く、これまでの実務を変えたくないためクレジットカードへ変更する予定はない。(代理人事務所)
- クレジットカードでの手数料納付がメインであり、何かあったときのために予納口座を残している。例えば、以前にカード会社のメンテナンスが急に入ったことがあり、その際は予納制度を利用して手数料納付を行った。クレジットカードが何らかの理由で使えないときに予納制度を使うということがあるので、予納制度を利用した手数料納付方法も残っているのが望ましい。(代理人事務所)
- 経理処理の関係から現状インターネット出願ソフトで口座振替を使用しているため、ePCT 出願についても口座振替を使用したいと考えている。(企業)

② ePCT での申請時に電子証明書以外の署名を利用可能とすることについての意見

現在のインターネット出願ソフトでの PCT 国際出願時等における署名は電子証明書によるものとなっているが、ePCT を利用した申請時には電子証明書による署名に加え、テキスト署名 (スラッシュでタイプ打ちした氏名を囲むことによる署名)、イメージ署名及び外部署名 (External signature) を利用可能となることについては、選択肢が増えて良いとの意見が複数の代理人事務所から得られた一方、偽装されるリスクを心配する意見もあった。

<ヒアリングで得られたコメント>

- 署名方法が追加されることは選択肢が増えることになり歓迎できる。(企業)

- すべての弁理士が、電子証明書を使って手続できるようにはしていないため、今後、ePCT 利用のためだけに特定の弁理士が電子証明書を用意するのであれば、他の署名方法があった方が楽かもしれない。(代理人事務所)
- デジタル証明といっても、やはり偽装されるリスクにどう対処するのかという議論は必要になると想像される。(代理人事務所)
- 出願人の立場では、改ざんを懸念しなくてはならないというデメリットがあるかもしれない。(代理人事務所)
- 誰が署名したのかという証跡を残す必要があると感じている。(企業)

### ③ PCT 関連の手続に関する要望

PCT 関連の手続について、特許庁からの通知は出願人に全件書面で郵送しており、オンライン発送を求める意見が得られた。また、ePCT で発生するエラーの原因を特定できる仕組み等の要望も挙げられた。

#### <ヒアリングで得られたコメント>

##### ○オンライン発送を希望

- ePCT 関連の手続について、オンライン送付がないことはとても不便。コロナ禍を契機に在宅勤務ができるようになった昨今、オンラインで手続ができればリモート勤務ができるのでとても有り難い。郵送は不便と感じている。(企業)
- 今後電子化されるのであれば実現を希望する。クライアントとのやり取りの際に電子媒体があった方が便利であり、自社での管理においては書面を電子化した上で破棄している。紙が廃止されて電子化されるのであれば、すべてを当方で電子化して保存しているため大歓迎である。(代理人事務所)

##### ○その他

- ePCT を利用して米国出願を基礎として優先権主張をしようとしたが、原因不明で何度もエラーになり困った経験があった。エラーコード等によって原因が特定できれば分かりやすいと思う。(代理人事務所)
- 一般的なフォントにもかかわらず、サポートされていないフォントであることを理由にエラーが出てしまうことがあった。(代理人事務所)
- 発明の名称の日本語が同一の案件を複数同時に提出しても、WIPO 側の翻訳精度の問題で異なる訳が生じている。(代理人事務所)

(iv) その他

① 特許を受ける権利又は特許権の譲渡担保

特許を受ける権利又は特許権等の産業財産権について譲渡担保を設定した実績及び設定に関して相談を受けた実績のある者はいなかった。

② 分割出願制度

分割出願制度（特許法第 44 条等）について、時期的要件及び手続等に関する意見を得られた。

<ヒアリングで得られたコメント>

- ・ 時期的要件を緩和し、拒絶査定不服審判の審決後でも分割できるようにしてほしい。諸外国ではできると認識している。審判の結果を踏まえて分割するか否かを判断したいニーズがある。登録料納付後、設定登録されると分割出願ができなくなるが、たまに分割出願を忘れてしまうミスがある。30 日の期間中であれば分割出願可能というような制度であれば有り難い。（代理人事務所）
- ・ 外内のクライアントとの関係ではコミュニケーションに時間がかかる場合があり、申請可能な時期の柔軟性を高めていただけると有り難い。（代理人事務所）
- ・ 現状の運用では、出願人側に有利な制度だと考えているため、例えば、分割に関して回数や時期的な制限を加えることで、第三者の監視負担を低減できると思う。（企業）
- ・ 特許法第 50 条の 2 に基づく通知がなされる基準を緩和してほしい。（企業）
- ・ 米国の RCE（継続審査要求）のように補正の時期的要件を無くす考えがあつてよい。補正の時期的要件があるために補正を行うことができず、分割出願が使われた結果、不要な親出願が残り出願件数が無駄に増えている現状は解消すべきと考える。出願費用もかかるので、改善方策として、我が国でも RCE を導入したらいいのではないか。（代理人事務所）
- ・ 審判請求と同時に出願された分割出願の審査中止及び再開の事務手続（申請フォーム等）を簡略化してほしい。（代理人事務所）

(3) 調査小まとめ

産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集するためアンケート調査の結果を参考に代理人事務所9者及び企業11者を選定しヒアリング調査を実施した。

今回調査対象としている制度等の活用・運用状況や改善ニーズについて詳しく聞き取るほか、制度・運用面の見直しに関する意見交換を行うことができた。各調査項目における主な意見等は以下のとおりとなり、今後の制度見直しの検討に参考となるものとなっている。

図表 25 まとめ表

<p>国内優先権制度について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度活用のメリットとしては、出願日を早期に確保しつつ、改良部分を追加した後の出願をすることができる点を挙げる声が多かった。特に、発明が開発に時間がかかる技術分野であったり、出願人が技術の対外発信を急ぐベンチャー企業であったりする場合、そのメリットが大きいとの声があった。他方、デメリットとしては、実施例を後の出願の明細書に加えたことにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願に係る技術的事項の範囲を超えることとなり、その超えた部分については優先権効果が認められなくなる可能性に対する懸念の声が多かった。</li> <li>・ 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリットについては、先の出願と後の出願とを合わせて権利範囲を検討できることや、後の出願で優先権の効果が認められず拒絶となった場合でも先の出願で権利化が図れることを挙げる声が多かった。他方、デメリットについては、先の出願が公開されることへの懸念の声が複数挙がっていた。</li> <li>・ 先の出願が公開されることや特許法第39条に基づく拒絶理由通知の増加への懸念の声がある一方、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止することに大きな問題は生じないとの意見も少なくはなかった。</li> </ul>
<p>権利移転等における印鑑登録証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利移転や名義変更等に実印及び印鑑登録証の提出を求める運用について、法的効力がある書面を必要とした方が良い等</li> </ul>

<p>等の取扱について</p>	<p>の意見に加え、提出を廃止してほしいとの意見が得られた。また、国内在住者について印鑑登録証明の提出を必須としない場合、手続が楽になって良い等の意見に加え、偽造リスクへの懸念、及び代理人に負担がかかる等の意見が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑登録証明の提出を省略するための確認の宣言をする者を、代理人がいる場合は代理人、本人手続者の場合には本人宣誓、合理的疑義がある場合にのみ特許庁から提出指令を行う運用とする場合、手続が楽になって良い等の意見に加え、本人宣誓への懸念、代理人に負担がかかる等の意見が得られた。</li> </ul>
<p>電子特殊申請の利用・出願ソフトの利用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子特殊申請について、肯定的な意見に加え、操作が煩雑である・分かりにくい等の意見が得られた。また、追加してほしい機能、及び電子特殊申請で提出可能としてほしい手続に関しても意見が得られた。</li> <li>・ インターネット出願ソフトを使用するために電子証明書の取得が必要であること、及びソフトのダウンロードが必要であることは手間であるとの意見も、手間でないとの意見もあった。なお手続に際し法人又は代理人の識別番号に登録した電子証明書で認証する必要があることについては、問題ないとの意見とともに電子証明書更新時の負担についての意見が得られた。また、インターネット出願ソフトに関して追加・改善してほしい機能に関して意見が得られた。</li> </ul>
<p>ePCT で利用可能な納付方法と署名方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ePCT を利用した PCT 国際出願に関する手数料納付方法について、現状クレジットカードにより納付している者からは、クレジットカードによる納付方法のみで問題無いとの意見が得られた。一方、現状予納制度を利用して納付している者は、いずれも継続して予納制度を利用して手数料納付を行う予定であるとのことであった。なお、現状クレジットカードにより納付しているものの、クレジットカードが何らかの理由で使えないときに予納制度を使うことがあるため、予納による手数料納付もできると良いとの意見も得られた。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特許を受ける権利又は特許権等の産業財産権について譲渡担保を設定した実績及び設定に関して相談を受けた実績のある者はいなかった。</li><li>・ 現行の分割出願制度について、時期的要件及び手続等に関する意見を得られた。</li></ul>
-----	---

#### 4. 有識者との意見交換

今後の産業財産権に関する手続制度の方向性に関する意見交換・意見聴取を目的とし、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者、代理人事務所等関係者等計7名の委員で構成される有識者会議を開催した。

有識者会議において、本調査研究で実施した公開情報調査、アンケート調査、ヒアリング調査及び特許庁内での検討状況等を踏まえ論点を整理し、有識者による意見聴取を中心に議論を行った。

##### (1) 有識者会議 開催概要

##### (i) 委員構成

委員は以下のとおり。委員長には鬼頭委員を互選で選出した。

図表 26 委員名簿

		(50音順・敬称略)
市川	ルミ	: 弁理士法人 ATEN 所長 弁理士
加藤	勇人	: NOK 株式会社 CorporateTechnologyOffice 主幹
鬼頭	雅弘	: 名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 知財・技術移転部門長／教授
木下	昌威	: 日本発條株式会社 研究開発本部 知的財産部主査
木村	千恵子	: 富士電機株式会社 技術開発本部知的財産センター 知財管理部部長
佐藤	由薫	: キヤノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産アドミニストレーションセンター 知的財産オペレーション部部長
吉田	正義	: 弁理士法人 ドライト国際特許事務所 代表弁理士

(ii) 開催概要

① 開催日

図表 27 開催概要

日程	2025年1月28日(火) 15時00分～17時00分
場所	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 24階中会議室

③ 次第

<p>1. 開会</p> <p>(1) 挨拶(特許庁)</p> <p>(2) 委員紹介(自己紹介)</p> <p>(3) 会議の進行について</p> <p>2. 報告・討議</p> <p>(1) 本調査研究の概要について</p> <p>(2) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げ制度の見直しについて (調査結果の説明・質疑・議論)</p> <p>① 当該制度見直しに関するメリット及びデメリットについて</p> <p>② 当該制度見直しの方向性や留意すべき点について</p> <p>(3) ePCT活用の可能性について(説明・質疑)</p> <p>(4) 電子特殊申請の利用状況について(説明・質疑)</p> <p>(5) 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について (説明・質疑)</p> <p>3. 事務連絡</p> <p>4. 閉会</p>
---

(2) 有識者会議 主な指摘事項

図表 28 主な指摘事項

(2) 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下	○メリット ・ 後の出願において少し異なる観点の追加等、先の出願も後の出願も権利化できるというケースはメリットとなる。 ・ 権利化戦略が幅広くなる。
-------------------------	--

げ制度の見直し  
について

- 先の出願と後の出願が、分割出願したものと同様に扱うことが可能。
- 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止した場合、どのような権利化を図っていくか3年間考えられ、企業の知財戦略としては大きなメリットである。
- 先の出願の出願公開を気にしない企業もあると思うが、気にする企業も一定数あると思う。出願取下げの意志をいつまでに伝えれば公開を止められるかを明確にしておくべき。総じて、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを無くす点についてデメリットはあまりない印象。

#### ○デメリット

- 他者の出願の監視負荷が少し増える。基礎出願とクレームがおよそ同じになると思うが、何が違うかよく分からないから審査経過を見守らなければいけない等の対応が必要となる。ただし、現在でも分割出願において同様な負荷があるため、大きくリスクが高まるものではない。
- 発明の内容を変えて後の出願を出すケースにおいて、後の出願のほうがより広い権利範囲になったとき、特許法第39条に基づく拒絶理由に留意しなければならないことがある。
- 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げが無くなると、実際に出願取下げ手続しなければならないということと、出願取下げのためのシステム変更手続の手間がかかることがデメリット。

#### ○その他

- 権利化戦略の観点では賛成。ただ、国内優先権の基礎となる出願を管理する事務負担はあると思う。
- 国内優先権の基礎となる出願に関しては、公開前に出願取下げ手続する期限や、簡易的に出願取下げできる仕組み等を考えてほしい。
- 総じて制度改正について異論はない。留意すべきポイントとしては、どうしたら確実に先の出願を取り下げることができて公開されないかを明らかにすることにある。

<p>(3) ePCT 活用の可能性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ePCT を経由して書類が発送されることによって PCT 関連の発送書類が届くまでの期間が短くなればメリットとなる。</li> <li>• 何らかの発送書類が届いた場合、メールでの通知も含め官庁側によるフォローも要望する。</li> <li>• 納付方法については現在の納付実態に合わせて検討してもらいたい。</li> </ul>
<p>(4) 電子特殊申請の利用状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子特殊申請ができるようになって助かっている。</li> <li>• 電子特殊申請は活用したいと思ったが、自社の場合デジタル署名アプリの導入がハードルになった。権利の共有者にデジタル署名を依頼するのも難しい。</li> </ul>

※ (5) 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について特段の意見はなかった。

## 5. 調査結果の分析・取りまとめ

本調査研究で実施した各調査項目の検討・結果分析・取りまとめを踏まえ、調査・検討結果の総合的な分析・取りまとめを行った。

### (1) 調査項目ごとの分析

有識者会議において意見集約や議論を行った調査項目について、今後の制度見直しに向けた考え方を整理した。

#### (i) 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直しについて

##### ① 制度改正に対するニーズについて

アンケート調査及びヒアリング調査より、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しに賛同する声が一定数確認できた。

他方、長く運用されてきた制度を改正することの影響も小さくないことから、円滑な制度切替を想定した準備作業（周知期間や経過措置期間の確保など）が必要とのコメントがあった。

##### ② メリット・デメリットを総合的に評価し判断することについて

先の出願と後の出願の両方を生かして権利範囲を検討できること、「後の出願への実施例追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準が繰り下がる場合に、係属中の先の出願で権利化を図れる」（判断基準時の繰り下がりリスクへのセーフガード）ことがメリットとして認識されている。

国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの見直しによるユーザー実務への影響としては、「特許法第 39 条に基づく拒絶理由が生じるリスク」や「先の出願の公開回避のための出願取下げの管理負担の増加」が懸念されている。

### ③ 制度運用の環境変化を想定した着実な実践に向けて

特許庁における業務効率化や PCT 国際出願制度における国際調和の必要性も考慮し、制度簡素化に向けた見直しを進める方向性は妥当と考えられる。

制度の利点を維持しつつ、一層の簡素化に向けて、先の出願について、通常の出願と同じ取扱い（出願から 3 年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願の日から 1 年 4 月後の国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止していくことについて、有識者会議においては一定の理解が得られた。

制度の見直しをする場合は、ユーザー実務への影響には十分留意必要があり、実務への影響の最小限化を図るべく、事前の周知や注意喚起を徹底することが不可欠となる。

#### (ii) ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続について

##### ① 制度改正に対するニーズについて

アンケート調査及びヒアリング調査より、WEB サービスである「ePCT」を活用したオンライン出願・発送の導入を求める声は多い。

PCT 国際段階の発送書類は、特許庁から出願人に全件書面で郵送しており、オンライン発送を求める声も多数見られる。

##### ② メリット・デメリットを総合的に評価し判断することについて

現在の特許庁の出願ソフトを利用した PCT 国際出願の手続を念頭においた特許庁側のシステム改造にはコスト・時間が必要であり、かつ、頻繁な PCT 規則改正などにタイムリーに対応することが困難な状況にある。

ePCT を活用することにより、WIPO 提供の外部システムを通じて一元的に国際出願関連書類の提出及び発送のオンライン化を実現し、頻繁に改正される PCT 規則に迅速・柔軟に対応できる環境構築が期待できる。

### ③ 制度運用の環境変化を想定した着実な実践に向けて

現行制度の課題を解決してユーザーの利便性向上を図ることは有意であり、特許庁側での運用コストの圧縮にもつながる。

PCT 国際段階の通知について、PCT 実施細則における関連規定に準じて、ePCT を通じた発送の時点を確認するなど、所要の措置を行うことは妥当と考えられる<sup>35</sup>。

相手方（出願人）の電子計算機への「到達」時点が基準とされているのに対し（特例法第5条第3項）、ePCT については、PCT 実施細則において「出願人電子システムにより検索可能になった日に出願人に送付されたものとみなす」（709(b)の2）として国内法令とは異なる考え方が採用されている。

### （iii）電子特殊申請、出願ソフト等の受付系システム刷新他について

#### ① 電子特殊申請について

2024 年より開始された電子特殊申請は利用率を着実に伸ばしてきた（2024 年 10～12 月で約 40%）。アンケート調査やヒアリング調査では、電子特殊申請の満足度が低いことが確認された。引き続き利用率を高めるため、機能改善が必要となっている。

申請者にとって、作業効率化が期待できるものであり、一層の普及により、特許庁に対する申請業務の社会的なコストを圧縮できることをメリットに掲げることができる。

#### ② 出願ソフト等の受付系システムの刷新について

「申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報（氏名・住所等）を提示したり自動埋込したりする機能」の割合が最も高かった。また、留意が必要な事項として、「なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保」の割合が最も高かった。

業務効率化・デジタル化の推進、他省庁との連携等により、書面手続や重複手続に起因する申請人・特許庁職員双方の負担を軽減させることは重要であり、必要な措置を行うことは妥当と考えられる。

利用者からの改善要望について、重要度や緊急度の他、改善効果（経済性を含む）を整理し、検討していくことは妥当と考えられる。

### （2）今後の手続制度の検討にあたって

---

<sup>35</sup> 相手方（出願人）の電子計算機への「到達」時点が基準とされているのに対し（特例法第5条第3項）、ePCT については、PCT 実施細則において「出願人電子システムにより検索可能になった日に出願人に送付されたものとみなす」（709(b)の2）として国内法令とは異なる考え方が採用されている

アンケート調査及びヒアリング調査、有識者との意見交換においてニーズを把握した結果、「制度利用者の利便性向上」「手続等の効率化追求」「計画的かつオープンな制度見直しの実施」に対するニーズの存在が把握できた。

こうしたニーズに応えていくことに加え、特許庁内部での効率化や DX 促進といった行政課題への対策も考慮し、総合的な見地より制度見直し等の対応を判断し実践していくことが重要となる。

効果的・効率的な手続制度見直しに向けた検討を継続するにあたり、留意すべき点を整理した。

図表 29 留意すべき点

<p>① 制度に対する認知や定着度を踏まえた制度見直しの検討を継続</p>	<p>現行制度の利用状況を踏まえつつ、適切な手順をもって制度見直し等に着手・推進していくことが必要である。</p>
<p>② 制度見直しの得失を十分に説明しつつ実施に向けた準備を進展させる</p>	<p>社会全体での合意形成を着実に図っていくためにも、メリットとデメリットを適切に提示し、制度見直しの妥当性の説明を着実に行っていくことが必要である。</p>
<p>③ 制度に対する認知度を高める周知や経過措置の最適な設定を行う</p>	<p>制度の認知度を高めることが制度見直しに対する関心拡大につながると考えられ、必要な情報発信や利用促進を図っていくことが必要である。</p>



# 資料編



# 資料 I



## 資料 I アンケート調査票

以下のとおり調査票を設計した。

「手続等の利便性向上及び制度・運用改善」に関するニーズ把握調査 調査票

■本アンケート調査に関する問合せ先(業務請負者)  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第1部(名古屋)  
調査事務局メールアドレス: jpo\_r6@murc.jp 【調査票電子ファイルご用意・ご提出先】  
電話:052-307-0930(萩原)、052-307-0779(林)

選択肢の当てはまる番号に○印をつけてください。  
自由記述欄  には具体的な内容をご記載ください。

1. 貴社又は貴事務所の概要について

問1 貴社又は貴事務所の属する業種について回答してください。  
【単一選択】

- 1) 製造業
- 2) サービス業
- 3) 特許事務所/法律事務所
- 4) その他(自由記述)

問2 貴社又は貴事務所の規模(資本金)について回答してください。  
【単一選択】

- 1) 3 億円超
- 2) 1 億円超～3 億円以下
- 3) 5,000 万円超～1 億円以下
- 4) 5,000 万円以下

問3 貴社又は貴事務所の規模(従業員数)について回答してください。  
【単一選択】

- 1) 300 人超
- 2) 100 人超～300 人以下
- 3) 50 人超～100 人以下
- 4) 20 人超～50 人以下
- 5) 5 人超～20 人以下
- 6) 5 人以下

## 2. 申請人登録手続等に関するインタラクティブな手続の実現について

【まず、お目通しください】

産業財産権手続について、WEBブラウザでの入力等の操作により手続を行うツール（以下「WEB手続ツール」）を導入することを検討中です。これに関して、以下についてお答えください。

### (1) 現行の出願ソフト(電子出願ソフト)の利用状況

問4 現行の出願ソフト(電子出願ソフト)の利用について最も当てはまるものを選択してください。

【単一選択】

- 1) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は高まっている
- 2) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度に変化はない
- 3) 既存の出願ソフトを利用しており、利用頻度は低下している
- 4) 既存の出願ソフトを利用していない
- 5) その他(自由記述)

問5 ※問4にて、「3)低下」、「4)未利用」を選択した方への限定質問です(それ以外の方は問6へ)

利用頻度低下及び未利用の理由について具体的に記載してください。【自由記述】

問6 現行の出願ソフトに関する改善要望がございましたら具体的に記載してください。

【自由記述】

## (2)WEB 手続ツールの機能に関する要望等

問7 ※特許庁では、WEB 手続ツールを導入する際に、手続の簡素化、単純な手続ミスの防止を図るための機能を盛り込むことを検討中です。  
WEB 手続ツールに盛り込まれると特に便利と思われる機能について上位 3 つを選択してください。【上位 3 つを選択】

- 1) 申請書類の記載不備を防止するため、申請人が申請書類を作成する際、特許庁に登録されている申請人情報(氏名・住所等)を提示したり自動埋込したりする機能
- 2) あらかじめ登録された法人番号により法務省の登記簿情報と自動連携し、法人名称や所在地の自動登録・更新を可能とする機能
- 3) 特許庁に登録されている自らの申請人情報や、過去に申請した書類の参照を行うための機能
- 4) 委任状の提出による代理権の証明に代えて、WEB ブラウザの画面上で代理権の範囲の設定や、委任に係る出願人の意思を確認する機能
- 5) 減免制度に基づく料金計算に係る負担を軽減するための機能(例えば、現在、自由記載となっている【手数料に関する特記事項】の欄において、定型文の選択による入力を可能とする機能)
- 6) 特許庁からの発送書類がダウンロード可能になったタイミングでその旨を電子メールで申請人に通知する機能
- 7) 特許料(登録料)納付書の提出に代えて、WEB ブラウザでの納付手続を可能とする機能
- 8) その他(自由記述)

問8 WEB 手続ツールを導入するにあたって、特に留意が必要と思う事項について上位 4 つを選択してください。【上位 4 つを選択】 ※選択肢は次ページへ続きます

- 1) なりすまし防止など電子証明書の利用によるセキュリティの担保
- 2) 事前準備の負担減(手続者 PC へのソフトのダウンロード、アプリケーションインストール)
- 3) 事前準備の負担減(電子証明書の取得・届出)
- 4) 事前準備の負担減(紙手続による弁理士・弁護士の申請人識別番号請求)
- 5) 使用デバイスの多様化(タブレットやスマートフォン)
- 6) Microsoft Word を用いて複数の出願・申請書類を作成し、作成された複数の出願・申請書類をまとめて送信できる機能
- 7) 手続者の PC に、申請書類・出願書類・発送書類・オンライン閲覧した書類等の書類データを保存する際に、書類種別や日付別にフォルダを自動生成する機能  
※7)を選択された場合、現在の業務における書類データの利用状況と、データ形式(XML, SGML, PDF 等)の希望を以下(次ページ)の自由記述欄にご記載ください
- 8) WEB 手続ツールで作成中の申請・出願書類を、作成中の書類として手続者の PC に一時保存する機能

- 9) 特許料納付書などを、現在の書類ベースでの作成方法から WEB 画面でのフォーム申請に切り替える場合に、書類形式で表示・保存が行える機能の確保
- 10) 出願ソフトの書類表示形式(XML,SGML 専用ビューア)の確保
- 11) その他(自由記述)

--

※選択肢 7)の自由記述 【任意】

7) に つ い て	
------------------------	--

### 3. ePCT 活用の可能性など PCT 国際出願手続に関する制度について

#### (1)PCT 出願の現状について

**問9** 貴社又は貴事務所における、2023 年度の特許庁への特許の国際出願(PCT)件数(特許等事務所の場合は代理出願件数)について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 0 件
- 2) 1～50 件
- 3) 51～100 件
- 4) 101～300 件
- 5) 301～500 件
- 6) 501～700 件
- 7) 701～1,000 件
- 8) 1,001 件以上

**問10** 貴社又は貴事務所における、2021～2023 年度の出願件数の動向について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 件数動向に大きな変化はない
- 2) PCT 出願は増加傾向である
- 3) PCT 出願は減少傾向である

問11 ※問10にて、「3)PCT 出願は減少傾向である」と回答した方のみ(それ以外の方は問12へ)

減少傾向である理由について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 円安の影響により外国にも出願する案件の厳選を行っているため
- 2) 円安の影響により出願する国を厳選しており、PCT 出願ではなく外国庁への直接出願を行うケースが増加しているため
- 3) その他(自由記述)

- 4) 回答できない

問12 ※問1にて、業種「特許事務所／法律事務所」以外と回答した方のみ(それ以外の方は問14へ)

外国での権利化を検討する国数が何カ国である場合に、外国庁への直接出願でなくPCT 出願による方法を選択するか、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 2カ国以下
- 2) 3～4カ国
- 3) 5～6カ国
- 4) 7カ国以上
- 5) 国数は直接出願又はPCT 出願の選択に影響を与えない
- 6) その他(自由記述)

問13 ※問1にて、業種「特許事務所／法律事務所」以外と回答した方のみ(それ以外の方は問14へ)

今後のPCT 出願件数の予定について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) PCT 出願を増加させる予定である
- 2) 円安の状況が続けば減らず見込みである
- 3) 為替は出願動向に影響を与えない
- 4) 外国出願は、外国庁への直接出願に切り替える(PCT 出願をひかえる)予定である
- 5) その他(自由記述)

#### 4. ePCT の導入について

【まず、お目通しください】

- 特許庁では、PCT 関係手続について、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する PCT 電子サービス「ePCT」を導入し、PCT 関係書類の提出・発送のデジタル化を進めることを検討中です。
- 「ePCT」とは、出願人・受理官庁(RO)※・国際事務局(IB)・国際調査機関(ISA)※・国際予備審査機関(IPEA)※間の PCT 手続の窓口を一本化しインターネット上で行うことができるポータルサイトのことです。

※一部官庁のみ。日本国特許庁は現状未対応。

(参考 URL)

<https://pct.wipo.int/ePCT/about-epct.xhtml?lang=ja>

[https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9/wipo\\_webinar\\_wjo\\_2021\\_9\\_presentation.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_9/wipo_webinar_wjo_2021_9_presentation.pdf)

#### (1) ePCT の利用状況について

問14 ePCT の利用状況(出願人・代理人それぞれの立場による利用場面)について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) WIPO 国際事務局への PCT 出願及び各種手続の提出の際に利用している
- 2) 日本国特許庁(受理官庁)に PCT 出願した後の WIPO 国際事務局への各種手続の際に利用している
- 3) 利用していない
- 4) その他(自由記述)

問15 ※問14にて、「1)又は2)(ePCT を利用している)」を選択した方のみ(それ以外の方は問16へ)  
ePCT 上で各種手続をするために利用している「高度な認証方法」を次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) ワンタイムパスワード(アプリ方式)による認証
- 2) ワンタイムパスワード(SMS 方式)による認証
- 3) アプリでのプッシュ通知による認証
- 4) 電子証明書による認証
- 5) 高度な認証を設定していない

(2) ePCT 出願の料金の支払い方法について

問16 ePCT を利用した出願等のオンライン手続を日本国特許庁(日本国受理官庁)でも導入する場合の手数料の納付方法について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) クレジットカードによる納付のみ利用可能でも問題ない
- 2) クレジットカード及び予納による納付が利用可能であれば問題ない
- 3) その他(自由記述)

5. PCT 出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置について

【まず、お目通しください】

2024年1月以降、特許庁では国際出願促進交付金制度に代わる中小企業支援措置として、手続時に国際出願手数料又は取扱手数料の金額の1/2、1/3又は1/4に相当する金額を納付いただく、新たな料金支援制度を実施しております。同制度により、PCT 国際出願・国際予備審査請求において必要な全ての手数料を一括してサポートできることになりました。

(参考 URL)

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei\\_202401.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html)

問17 軽減・支援制度の利用経験について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 利用したことがある
- 2) 利用したことがない
- 3) 同制度を知らない

問18 ※問17にて、「1)利用したことがある」を選択した方のみ  
制度の利便性について、出願人、代理人それぞれの観点で最も当てはまるものを次の中から選択してください。【単一選択】

※出願人の方はAのみ、代理人の方は出願人から聞いた同制度に対する評価等を踏まえてA、Bの両方について選択してください

A 出願人としての利便性	B 代理人としての利便性
1) 利便性はとても向上した	1) 利便性はとても向上した
2) 利便性はやや向上した	2) 利便性はやや向上した
3) 特に変わらない	3) 特に変わらない
4) 利便性はやや低下した	4) 利便性はやや低下した
5) 利便性はとても低下した	5) 利便性はとても低下した
6) わからない(代理人として出願人の感想等を聞いていない場合)	

**問19** ※問17にて、「1)利用したことがある」を選択した方のみ  
 問18にて選択した制度の利便性に関する具体的な理由について記載してください。【自由記述】

※出願人の方はAのみ、代理人の方は出願人から聞いた同制度に対する評価等を踏まえてA、Bの両方について記載してください

A 出願人としての利便性 理由	B 代理人としての利便性 理由
例：向上した：会計処理の煩雑さが解消した 例：低下した：あらたな事務作業が生じ、事務量が増加した	

## 6. 国内優先権に基づくみなし取下げの現行制度・運用について

### (1) 国内優先権の活用状況及びメリットや改善点について

**問20** 国内優先権制度の活用状況について、次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 積極的に活用している(顧客に対して提案すること含む)
- 2) 状況に応じ活用している(顧客の要請に応じた場合を含む)
- 3) あまり活用していない
- 4) 活用歴がない

**問21** 国内優先権制度の利点について、次の中から選択してください。国内優先権制度を**活用されていない場合**であってもご回答をお願いいたします。【複数選択可】

※選択肢は次ページへ続きます

- 1) 基本的な発明の出願の後に、改良発明とまとめて包括的な内容で後の出願を行うことができる
- 2) 幾つかの出願を一つの出願に統合(複合優先)して後の出願を行うことができる
- 3) 記載内容に軽微な不備等を発見した場合に、優先日を維持したまま不備を正した後の出願を行うことが可能な点
- 4) 先の出願に審査請求し、ファーストアクションを受けて審査結果の感触を得た上で、改良した後願を行うことができる
- 5) 先の出願に早期審査請求などを行うことによってみなし取下げ前に権利化し、後の出願と合わせて包括的な権利とすることが可能な点
- 6) 先の出願に係る発明について、実質的に最長1年存続期間を延長できる
- 7) 先の出願についてみなし取下げとなり、公開されない点(閲覧請求されない限り第三者に確認さ

れない)

- 8) 特になし
- 9) その他(自由記述)

※問21 追加設問【必須】

上記で選択したもののうち、最上位のものについて選択肢の数字を記載してください。

**問22** 国内優先権制度を活用しない、あるいは活用を躊躇する場面があるとすれば、その理由(制度活用のデメリット・弊害)について、次の中から選択してください。【複数選択可】

- 1) 先の出願について審査請求していても出願から1年4月経過するとみなし取下げとなり、権利化の可否(みなし取下げ前に査定に至るか)の予測が困難な点
- 2) 後に出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性がある
- 3) 特別授權が必要な手続となり面倒
- 4) 弊害は特に感じないが、国内優先権を利用したい場面があまりない
- 5) その他(自由記述)

**問23** 国内優先権制度のメリット拡大やデメリット解消に向けた改善点について、次の中から選択してください。【複数選択可】

- 1) 先の出願のみなし取下げの廃止
- 2) 先の出願に係属させるか取下げるかを出願人が主体的に選択可能とする
- 3) 先の出願も出願公開すべき(第三者が確認したい場合、現状は閲覧請求が必要になるため)
- 4) 特になし
- 5) その他(自由記述)

(2)国内優先権の先の出願のみなし取下げを廃止した場合のメリット・デメリットについて

問24 みなし取下げ制度廃止のメリットについて、次の中から選択してください。【複数選択可】

- 1) 先の出願と後の出願のクレームを異なるものとし、先の出願についても権利化を進めるなどの権利化戦略を構築しやすくなること
- 2) 後の出願への実施例の追加等により、意図しない請求項についてまで実体審査の判断基準時が繰り下がる場合において、先の出願が係属していることで先の出願での権利化を図れること
- 3) 後の出願がPCTの場合、先の出願のみなし取下げになる前に日本を指定するか否かを定める必要があったが、この必要がなくなり、優先日から30月の国内移行期間を十分享受できること
- 4) 先の出願を活用するか否かについて、審査請求期間(3年)の間は検討可能となること
- 5) 第三者の視点から、他者による国内優先権の先の出願について、閲覧請求することなく公開情報で確認可能となり、監視負担が軽減すること
- 6) 特になし
- 7) その他(自由記述)

--

※選択肢1)を選択された場合の自由記述【任意】

具体的な権利化スキームとして想定されるものがあればご記載ください(任意)	
--------------------------------------	--

問25 みなし取下げ制度廃止のデメリットについて、次の中から選択してください。【複数選択可】

※選択肢は次ページへ続きます

- 1) 先願(特許法第39条)の拒絶理由が生じる可能性を懸念
- 2) 第三者の視点から、出願公開件数の増加による監視対象の増加
- 3) 先の出願が不要となった場合、出願公開を回避するために自発的に出願取下げ手続をするのが面倒
- 4) 先の出願の管理が負担  
※負担増加が予想される具体的な管理業務(自由記述)

--

- 5) 特になし

6) その他(自由記述)

--

問26	国内優先権の先の出願がみなし取下げとなったことで、実際の権利化手続において支障が生じたことがありますか。ある場合、差し支えない範囲でどのような支障が生じたか、具体的な事例がございましたら記載してください。なお記載内容をそのまま公開することはありません。【自由記述】
-----	--

事例1	
事例2	
事例3	

7. 分割出願制度(特許法第44条)について

【まず、お目通しください】 分割出願制度(特許法第44条)について、現状の制度について課題・問題と感ずる点があるかをうかがいます。出願人としての視点と、第三者としての視点で見方も違うかと思いますが、両方の視点を総合して勘案した上で、制度設計のバランスとして次のいずれのようにお考えか、選択してください。
--

問27	分割出願制度(特許法第44条)の問題点・課題について、現状の制度に関して当てはまるものを次の中から選択してください。【単一選択】
-----	--

- 1) 出願人にとって分割出願制度の利用性・利便性を向上させる制度改正をすべき
- 2) 分割出願制度の利用を抑制する方向の制度改正をすべき
- 3) 現状の制度に特段の問題は無く、改正の必要性を感じない
- 4) その他(自由記述)

--

問28 問27で選択した理由、背景となる具体的な事例、分割出願制度の課題・問題に対応するための制度改正の具体的な方向性等についてお考えがあれば記載してください。  
【自由記述】

--

**8. 特許庁における、受付・方式・登録業務ほかに関するサービスの水準・品質について**

問29 特許庁からの手続に関する通知(手続補正指令書等)は、理解しやすい文書・内容で簡潔に記載されていますか。次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 良い
- 2) 比較的良好
- 3) どちらともいえない
- 4) 比較悪
- 5) 悪
- 6) 4)又は 5)を選んだ方は理由を以下に記載してください。(自由記述)

--

問30 方式審査専門官及び登録専門官の電話やメール等での対応はいかがでしたか。次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 良い
- 2) 比較的良好
- 3) どちらともいえない
- 4) 比較悪
- 5) 悪
- 6) 4)又は 5)を選んだ方は理由を以下に記載してください。(自由記述)

--

**問31** 方式審査・出願・登録の手續の方法や様式、基準、制度改正等について、特許庁の情報提供(HP等)は適切であると思われますか。次の中から選択してください。【単一選択】

- 1) 内容、情報提供のタイミングともに適切である
- 2) 内容は適切であるが、情報提供のタイミングが遅い
- 3) 情報提供のタイミングは適切だが、内容が適切でない
- 4) 内容、情報提供のタイミングとも適切でない
- 5) どちらともいえない
- 6) 2~4)を選んだ方は理由を以下に記載してください。(自由記述)

**問32** その他、方式審査・出願・登録についての特許庁職員の対応や、手續方法等についてお気づきの点があれば教えてください。【自由記述】

**9. 上記以外の制度改正等に関する要望や問題提起について**

**問33** 上記までの設問でお伺いした内容以外に、現行の制度や手續に関する改正等に関するご要望があれば忌憚なく記載してください。【自由記述】







禁 無 断 転 載

令和6年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許法等関係法令に基づく手続等の利便性向上及び  
制度・運用改善に向けた調査研究報告書

令和7年3月

請負先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1000

FAX 03-6733-1028

URL <https://www.murc.jp/>